

第四編 産業と経済

平須の菊栽培



第一章 立地条件とあゆみ

第一節 産業と立地条件

(一) 概観

中富町は東経一三八度二分四七秒から、一三八度二八分四秒、北緯二五度二分三五秒から三五度二九分四八秒の間に位置し、全面積四二・九一平方キロメートル、そのうち、林野面積は二、二七七秒で、総面積の六〇・四%を占め、その比率は、隣接町村中六郷町に次いで少ないとはいえず、山岳地帯におおわれ、平地はきわめて少ない。(表1参照)

表1 中富町と隣接町村の総面積および山林面積の比率

面積 km ²	中富町	飯沢町	早川町	身延町	六郷町	下部町
山林面積の比率	六〇・四	六六・三	九三・〇	八一・四	四三・五	七七・七

平たん部は、国道五二号線沿いと、下田原、宮木に一部あるほか

表2 昭和45年度における中富町の土地利用状況

地域名	総面積		田		畑		樹園地		総耕地	
	面積 km ²	比率 %								
西島	4.06	9.5	31.3	22.0	16.7	11.5	2.5	1.7	56.4	11.6
大須成	9.38	19.7	23.8	16.7	24.1	16.5	31.1	21.1	78.9	18.1
静川	6.68	15.6	27.5	19.3	28.5	19.5	28.2	19.1	84.2	19.3
曙原	13.90	32.4	20.8	14.6	39.9	27.3	46.9	31.8	107.7	24.7
和	4.89	11.4	21.8	15.3	21.8	14.9	22.4	15.2	66.0	15.1
共計	4.0	9.4	7.2	12.0	15.0	10.3	16.4	11.1	48.7	11.2
総面積に対する比率	42.91	100.	1,424	100.	146.0	100.	147.5	100.	435.9	100.
総面積に対する比率		100		3.3		3.4		3.4		10.2

は、八〇%が急斜地では、八〇%が急斜地では、地形的には恵まれず、そのため、土地利用率はきわめて低く、表2に示すように、総面積に対する一〇・二%程度の耕地面積しかない。

集落は、富士川東岸の平地と西岸の国道沿いを中心に、富士川および早川にこそそぐ手打沢川、寺沢川、夜子沢川、曙川、江尻窪川の各川沿い、および、富士見山麓の標高五〇〇〜七〇〇呎の間に、南北に帯状に点在する部落を主に、総面積の



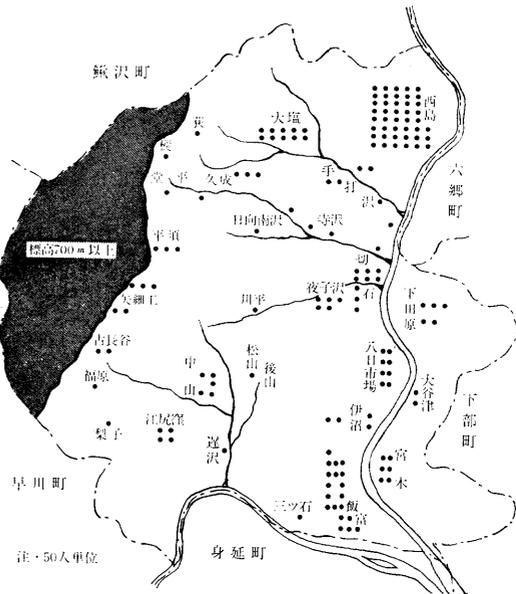
誘致工場第一号の富東電子会社の工場内部

富士川沿岸地帯は、標高二〇〇〇〜三〇〇〇呎に位し、国道五二号線と、これを東西に結ぶ県道や町道に沿う全面積の二〇%を占める平坦地に、比較的人口が集中し、産業活動が活発である。水田もこの地帯に比較的多く、西島と飯富には耕地整理をした水田が広がり、手打沢、切石、下田原、宮木などの水田にも面積の広いものもある。農業機械の使用効率も高く、日照時間も長いので、水稲の品種は平たん地向きの長

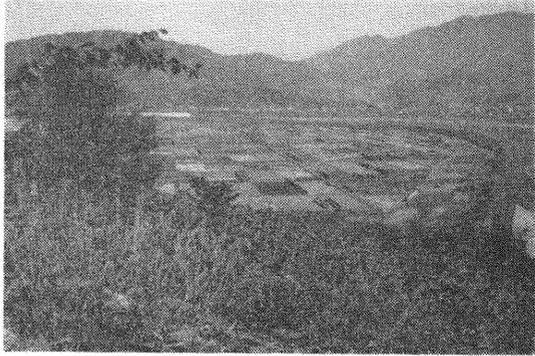
ての農業を主体に、製紙、誘致工場を中心とする第二次産業と町内消費にウエイトをおいた流通機構としての小規模な商業が産業の概観であり、「河内職人」に代表される出かせぎ職人や勤人などによってなりたっている。このような本町の産業活動は、標高七〇〇呎以下の集落を基盤として営まれている。

(二) 地形と産業

図2 中富町人口分布図



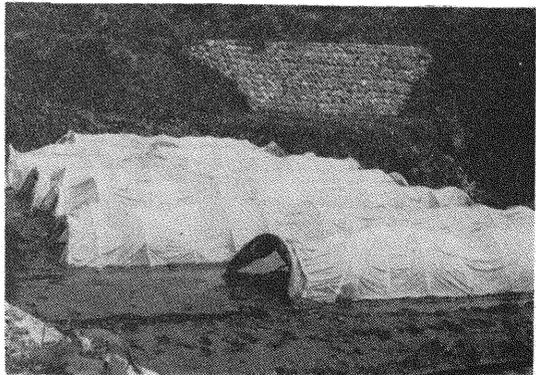
稈穂重型の農林二三号を中心に農林八号、わかばなどが作られている。近年米の品質が問われるようになってきているので、コチカゼを奨励し、作付けも増加しつつある。
八日市場の畑地は市場の需要とあいまって、戦後ホップ・缶桃からぶどうや桃の栽培へと進み、現在では施設園芸も取り入れ、ビニールハウスも建ちつつある。
また、西島、下田原、八日市場、飯富には、ブロイラーや採卵鶏を飼う養鶏場もある。商工業もこの地帯に発達している。水を多量



耕地整理をした西島の水田



ブローラー養鶏（西島地区）



山間地のビニール苗代（曙地区）

に必要な製紙は、西島地区がポンプアップによる富士川の伏流水の利用が可能な地域であることも重要な要素になっている。

電子部品・鋳物工場等の誘致工場、そのほか、製材・家具建具・自動車修理工場をはじめとする第二次産業もこの地帯に多い。

商業では、紙製品の販売・衣料・食料品・ガソリンスタンド・薬局・菓子・文具・自転車および自動車・電気器具販売など一四四戸の小売店、卸売店、飲食店がこの地帯にあり、国道五二号線沿いに

西島・切石・飯富などの商店街を形成している。

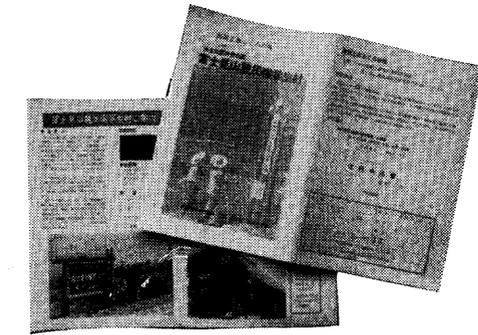
静川台地といわれている中間地帯は、農業が主体であり、手打沢川、寺沢川、夜子沢川、曙川、江尻窪川沿いの河岸段丘上に発達した水田は、通称棚田といわれ、単位面積が小さく畦畔が多いので農業機械を導入しても作業効率は低い。

稲作では、中間地帯向きの「やまびこ」・「とよにしき」などの品種を中心に栽培しており、それぞれの谷川を灌漑用水として利用

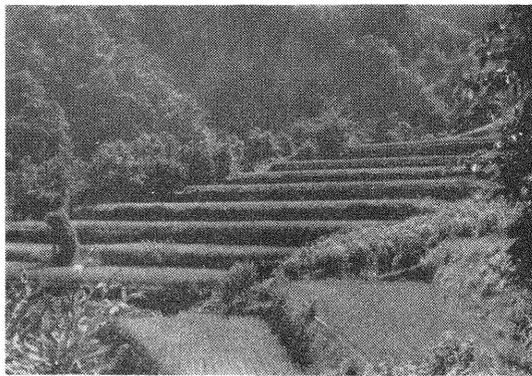
第一章 立地条件とあゆみ

しているが、山間地のため日照時間が短かい上に、標高も高くなっている。水温が上がらず、平たんに比べ収量は少ない。近年春蚕の飼育時期との調節とも兼ね合い、ビニール苗代によって育苗期を早め、早期栽培による秋落ち現象の防止につとめている。

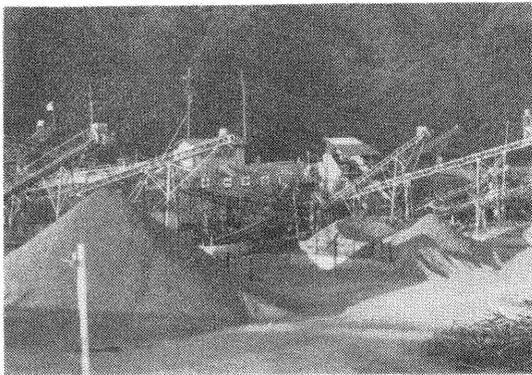
この地帯の東南面の山地には、段々畑が開けているが、現金収入の主体を養蚕にしているため、桑畑が多い。一部では昔から茶が栽培されていたが、最近良質の茶が生産される見通しもつき、町の



平須・堂平地区の民宿村パンフレット



曙川下流に発達したたな田



じゃり採集工場（飯富地区）

産業行政としても力を入れはじめてきたので、夜子沢地区には、大々的に茶の栽培に取り組む農家もでてきた。

また、この地帯の山林には、なら、くぬぎなどの樹種が多く、これらを原木としたしいたけ栽培も盛んになりつつある。養蚕や養鶏、酪農なども一部では行なわれている。

標高四〇〇以上の富士見山麓地帯は急傾斜地と所々に断がある。この地帯は現金収入の道を養蚕を中心とした農業や、しい

うに、排水の悪い場合もある。飯富の水田付近の富士川および早川流域の河川敷には、沖積砂礫層が発達し、径三センチ内外の礫が豊富であるため、じやり採集が盛んで県内外へ搬出されている。

河岸段丘の両側は、第一編、第三章にもあるように、多くの地層群が入り組んではいないが、これらの大部分は、約二〇〇〇万年前の造山運動によって海底が隆起してできた第三紀層であるため、頁岩、砂岩、凝灰岩などを母岩とする埴質土壌が多いため吸水力が強く、化学性が不良な埴土といわれる重粘土地帯が南北に帯状に分布し、西島、手打沢、寺沢、夜子沢、大子山、後山、伊沼、飯富、三ッ石、下田原上向、大谷津、小田原、宮木などの畑地の大部分がこの土質に属している。

埴土は、土壤粒子のきわめて小さい粘土と、その中にさらに微細な粒子のコロイド（〇・〇〇〇三ミクロ以下の粒子）を多く含んでいる。

このために、表面張力が著しく、水や養分の吸収性が強く、また凝集性、粘性および可塑性が強く、耕耘が困難である。

水や空気の透過性も悪いので、雨が降ると滞水状態になり温度も低く酸素不足に陥り易い。夏季晴天が続くと大きな地割れを生ずる。

したがって、作物の根も地中深く伸び難く、地温の上昇もゆるやかで、肥料の分解も遅く、土が農具に付着しやすく耕耘には、昔から多くの労力を要し、困難をきわめてきた。

こうした埴土帯は、本町のみでなく、隣接する鵜沢・身延・下部・六郷町、さらに割石峠を越えて、市川大門町におよぶ河内一帯の

表3 作物とその好適土性 (実用肥科学事典)

作物名	好適土性	作物名	好適土性	作物名	好適土性
水 稲	埴土	さつまいも	砂壤土、壤土	きうり	埴土、埴壤土
陸 稲	埴壤土 (火山灰土)	じゃがいも	砂壤土、壤土	かぼちゃ	砂土
大 麦	砂壤土	大 根	砂壤土、壤土	スイカ	砂土、砂壤土
小 麦	壤土、埴壤土	な す	砂壤土	茶	壤土
大 豆	埴壤土	ト マ ト	砂土	桑	土質を選ばない
小 豆	壤土、埴壤土	白 菜	壤土、埴壤土	リンゴ	壤土、埴壤土
落花生	砂壤土	ホウレン草	埴壤土	ナシ	壤土、埴壤土
タバコ	礫を含む砂壤土	ウド	腐埴に富む埴壤土	ミカン	埴壤土

土質の特色をなしているといっても過言ではない。このような悪条件下の土質を耕地として、河内の農民は昔から耕作を続けてきたのである。耕作用具としてのふんずき(二本歯・平ふんずき・スベールなど)といわれる農具は土に生きる農民の生活の知恵としてわたしたちの祖先が、つくりだしたものである。また

埴土の土性改良には、たいひ、刈り敷きなどの有機質肥料の施用を欠くことはできない。

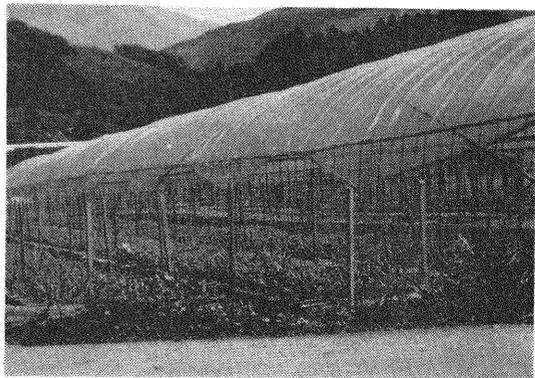
曙礫岩層上の畑地は、粘土の含量二五～三七・五%の壤土で、曙地区・大須成地区および静岡地区の一部にまたがる比較的広い範囲を占めている。適量の腐植を含んでおれば土質としては最もよい状態にあるといわれ、多くの作物の栽培に適している。(表3参照) 本町に帯状をなしているこの壤土帯は、小石が多くそのうえ作土がそれほど深くないので、干害を受けることがあって、作物の収量に影響することも多い。

埴壤土帯は、曙礫岩層と西島、静岡地区にある埴土帯を両側にした細い帯状の部分と、寺沢川、夜子沢川の河口にある扇状地に存在し、埴土に近いが、いくぶん通気性もよい。作物を栽培するには、比較的適しているが、その面積はそれほど多くない。

以上土質と産業という視点から眺めてみたが、産業といっても主として農業とのかかわりが強く、その影響は、作業能率や収量に強く表われるものである。表3は作物と土性の関係を示したものである。

四 気象条件と産業

本町の富士川沿岸地帯と富士山麓地帯とは、標高差が三〇〇呎以上あるので、気象条件の違いは当然あるわけであるが、甲南中学校(標高二三三呎)の観測による年平均気温は一四・五度であるが、月別平均気温と降水量は表4に示す通りで、これは本町の富士川沿岸地帯の気象条件を表わしている。



施設園芸 ビニールハウスによるカーネーションの二期作(八日市場地区)

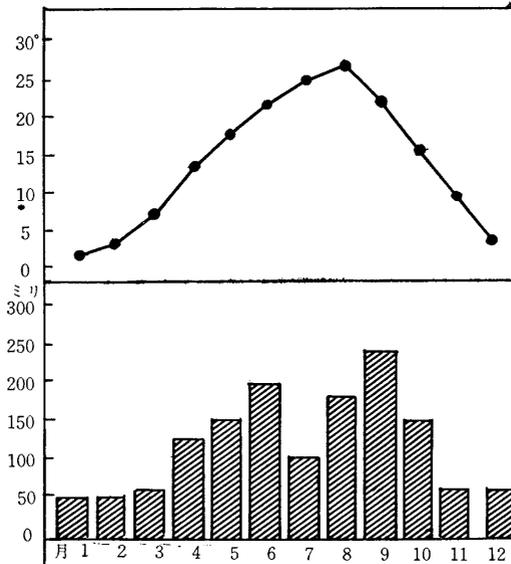
こうした気象条件を生かして、八日市場地内では、ビニールハウスによるカーネーションの二期作が試みられている。

標高三〇〇～七〇〇呎の間にある富士見山麓地帯では、昼夜の温度差がかなり大きくなっているが、このような気象条件とかわってこの地帯は品質のよい秋大豆やこんにゃくが栽培されている。

降水量は過去一〇年間の甲南中学校の観測によると、年間一、四七四⁶/₁₀呎で、本県内陸部よりやや多い。しかし、身延以南や早川町に比べると少なく、町全体としては一、四〇〇⁶/₁₀～一、六〇〇⁶/₁₀呎の範囲にはいるが、中富町内でも、伊沼・八日市場間は地形の影響で降水量の少ない地域である。

梅雨期と台風期の降水量は作物とのかかわりが多く、農家への影

表4 中富町の月別平均降水量と気温（「山梨県の気象」75年報）



響は多い。七・八月における日照り続きは、稲作に好影響を与えるが、重粘土質の埴土帯は日割れや壤土帯の干害等の災害も起こり易い。
雪害、霜害については第一編・第二章を参照されたい。

第二節 明治時代

(一) 地租改正

過去三百年間封建政治を続けてきた徳川幕府は、明治元（一八六八）年に倒れて明治維新となった。明治政府は、「文明開化」と「富国強兵」のスローガンを掲げて、政治的には絶対主義の上に政権の確立をはかり、経済的には極端な保護政策のもとに経済全体を資本主義的に編成し、これにより急速に国力を固めて、幕府が経験した「外侮」を再び受けることがないよう努力した。

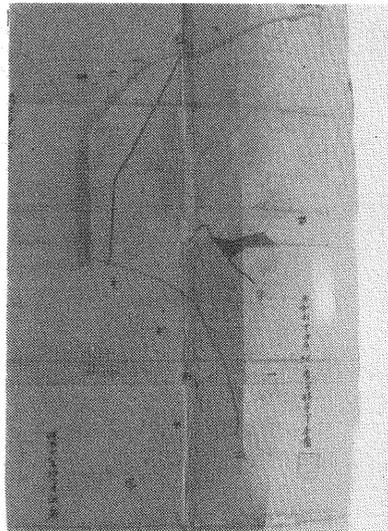
廃藩置県当時（明治四年）の政府の財政は、唯一の恒常的財源である地租がその六割にみたく、幕藩財政の単なる継承、統一ではどうにもならなかった。そこで、二割強は不換紙幣の発行、内外商人からの借入れおよび外債に依存していた。政府は逐年増加する必要経費をまかなうために、地租の確保、できればその増徴をもくろんでいた。

地租は農民からの年貢米そのほかの現物年貢を最大の収入源としていた。明治六年の租税収入の九三％は年貢米および少額の代金納年貢であった。幕藩財政の継承統一では、税法が地方によってちがうことや、米価の変動もあって歳出予算もたてがたいこと、そのうえ、年貢米の輸送、保管、販売の手間と出費がかさむことなどもあり、貨幣経済が支配的になっている社会で、全国を統一した国家の

「税制として続けていけないことなどから、廃藩置県後の明治四年から政府は具体的に地租改正の案をねりはじめた。

すなわち田畑勝手作の許可により、田畑の作物の自由と、年貢の代金納を認めた。翌五年には、土地永代売買の自由を認め、売買譲渡の際、その所有権を国家が確認する地券を交付することを布告し、さらにすべての私有地に地券を交付することが発せられた。また、農業のかたわら商業を営むことを容認し、地主・豪農の発展を擁護しつつ、地租の給源を維持拡大する目的をもった改革を行なった。この間、現物年貢を代金納に換算する率を農民に有利に改めることなどを目的としたいわゆる「世直し一揆」といわれる騒動も各地に起きたが、このような手順をへて、明治六年七月地租改正が布告され、その具体的手続きを定めた条令と規則が交付された。その骨子は次の四点である。

- (1) 以前の年貢は、土地の収穫を基準として、田租は米納、畑租は現物納または代金納であったが、新地租は、土地の価格を政府が決定し、その地価を基準として田畑租とも金納とする。
- (2) 地租の税率は地価の百分の三とし、地租の三分の一以内を村入費として付加する。年の豊作凶作によって税金の増減はしない。
- (3) 以前の年貢は、村を単位にその村の石高に応じてかけられ、村内の滞納者の分も五人組または村全体の連帯で納めたが、地租は土地所有者個人からとる。その個人が納税できなくなっても、だれも連任責任を負わされない。
- (4) 地価は、改正後五年たてば、時価によって改定する。(この



明治6年の土地図面（西島区蔵）

規定は明治七年に地租条例第八章として追加された。)

地租改正には、前記のように国民の土地所有権の確認が前提とされているが、その確認は国民各自の所有地の境界、面積、地目を明らかにすること、国民各自の私有地(民有地)、市町村公有地および国有地の三種の区分を伴った。地租改正の政府当局者の意図は、前記のように、安定した税金を確実に簡便にとりたてるといふ税法改革であったが、客観的にはそれまでの日本歴史上もつとも深刻重大な土地改革であった。この改革は明治六年末から明治一三年までかかってようやく完了した。

地租改正事業の実施に当たっては、地価をきめるために、政府役人は、区長・戸長・用掛りなどの村役人の意見を参考にし、一般農民の意見も多少は、村役人を通じて政府役人に伝えられたところもある。

ったが、それらは一応の参考に過ぎなかった。日本の歴史（中央公論社）および日本歴史概説下巻（河出書房）

中富町内各地区に現在ある土地図面は、この地租改正の際作られたものである。七年余の歳月を費した土地丈量と地価計算の作業を通して、全国のすみずみにまで浸透されて成就された地租改正の結果、

- (1) 地券の交付による土地所有者の確認という手続きを通して隠し田畑が明らかにされ、田畑、宅地は四八%強の増加をみた。
- (2) 幕藩所有の山林・原野、農民の入会地、所有者不明地は没収され、ほう大な国有地が作り出された。
- (3) 土地所有権はその土地を耕作していた小作人に与えられたのではなく、地主の所有権が確認された。

以上のようなことから、農家総数の四割をしめた五反以下の経営者にとっては、かりにその耕地がすべて自家の所有であったとしても、旧幕時代と同じ重い地租が金納でとられ、なんの利益にもならなかった。『開化問答』には「金納になったことは百姓には迷惑であること。地券受けることは農民に苦しみを起こさせることになる。」というような地租改正批判の声があり、当時の小農・貧農のようすを知ることができる。

地租改正は小農・貧農にとっては重税という大きなしわよせとなつた反面、政府はこれらの税金で、行政および軍備の諸費用をまかなうとともに、殖産興業政策によって国营企業を営み、政商といわれる大商業資本家を擁護し、資本主義産業を育成した。その結果先進資本主義国の水準に急速に追いつき、封建経済から資本主義経済

へと移行していった。

本町各地の土地のようすをみても、明治七年における税地と翌八年の新検反別で明らかにされたものを、当時の村政取調書（明治一六年提出・県立図書館蔵）によって比べてみると次の通りである。

西 島 村

税地	(明治七年調べ)	田	一五町五反九畝二歩	田	新検反別(明治八年調べ)	田	二四町八反三畝二歩
畑	七四町三反九畝四歩	畑	八五町一反六畝二歩	畑	一四町九反六畝二歩	畑	一四町九反六畝二歩
宅地	二町七反二畝二歩	切替畑	一町一反一畝一三歩	切替畑	一町一反一畝一三歩	切替畑	一町一反一畝一三歩
総計	九二町七反二五歩	宅地	一二町二反二畝二八歩	宅地	一二町二反二畝二八歩	宅地	一二町二反二畝二八歩
		竹林	一町一反一歩	竹林	一町一反一歩	竹林	一町一反一歩
		芝地	八町三反二八歩	芝地	八町三反二八歩	芝地	八町三反二八歩
		沼	一反二畝二〇歩	沼	一反二畝二〇歩	沼	一反二畝二〇歩
		耕・宅地反別	三反六畝二五歩	耕・宅地反別	三反六畝二五歩	耕・宅地反別	三反六畝二五歩
			一三三町三反三畝四歩		一三三町三反三畝四歩		一三三町三反三畝四歩

大 須 成 村

税地	(明治七年調べ)	田	五町五反六畝二一歩	田	新検反別(明治八年調べ)	田	四〇町四反九畝二一歩
畑	一四九町七反三畝二九歩	畑	一四九町七反三畝二九歩	畑	一四九町七反三畝二九歩	畑	一四九町七反三畝二九歩
大繩場田畑	五町三反一畝一七歩	切替畑	四三町四反一歩二六歩	切替畑	四三町四反一歩二六歩	切替畑	四三町四反一歩二六歩
総計	一七六町六反二畝二五歩	宅地	一一町九反六畝二八歩	宅地	一一町九反六畝二八歩	宅地	一一町九反六畝二八歩
		竹林	四町七反二畝四歩	竹林	四町七反二畝四歩	竹林	四町七反二畝四歩
		総計	四九四町五反七畝一六歩	総計	四九四町五反七畝一六歩	総計	四九四町五反七畝一六歩

寺沢村

税地 (明治七年調べ)

- 田 七町四反八畝一一歩
- 畑 二町八反一畝二九歩
- 大繩場田畑 一町七反九畝
- 総計 三二町九畝一二歩

新検反別 (明治八年調べ)

- 田 一一町四反三畝九歩
- 畑 三四町四畝七歩
- 切替畑 五町六反五歩
- 宅地 一町七畝二五歩
- 竹藪 四反七畝八歩
- 芝地 六反六畝二歩
- 林 一三町七畝二〇歩
- 総計 六六町三反六畝一六歩

八日市場村 (於子山後山)

税地 (明治七年調べ)

- 田 二町五反九畝一八歩
- 畑 七二町二反一畝一〇歩
- 大繩場畑 二町六歩
- 総計 七五町八反一畝四歩

新検反別 (明治八年調べ)

- 田 五町一反一八歩
- 畑 九七町九反五畝二二歩
- 切替畑 一一町五反五畝一五歩
- 宅地 五町二反二畝一歩
- 竹藪 一町八反七畝一歩
- 林 五二町六反二二歩
- 芝地 二〇町九反一畝二七歩
- 総計 一九五町二反四畝五歩

切石村

税地 (明治七年調べ)

- 田 四町四反六畝九歩
- 畑 三町七反一畝四歩
- 大繩場田畑 一町六反七畝一〇歩
- 総計 九町八反四畝二九歩

新検反別 (明治八年調べ)

- 田 六町三反一畝七歩
- 畑 三町四反九畝一二歩
- 宅地 二町三反五畝二六歩
- 竹藪 一反三畝六歩
- 林 八反一畝一二歩
- 芝地 一三歩
- 総計 一三町一反八畝二六歩

伊沼村 (鍛冶屋村)

税地 (明治七年調べ)

- 田 六反一畝一九歩
- 畑 二二町一反八畝一七歩
- 大繩場畑 一反二畝一七歩
- 総計 二二町九反二畝二四歩

新検反別 (明治八年調べ)

- 田 一町二畝一〇歩
- 畑 三一町四反八畝一四歩
- 切替畑 一町九反四畝一二歩
- 宅地 一町九反九畝二歩
- 竹藪 八反四畝一二歩
- 林 一八町九反八畝五歩
- 芝地 三町五反一畝二二歩
- 総計 五九町七反八畝一七歩

夜子沢村

税地 (明治七年調べ)

- 田 四町三畝二〇歩
- 畑 六一町一反九畝一一歩
- 大繩場田畑 二町四反三畝二歩
- 総計 六七町六反六畝三歩

新検反別 (明治八年調べ)

- 田 六町四反七畝一七歩
- 畑 六二町八反九畝三歩
- 切替畑 七町二反六畝二八歩
- 宅地 三町七反六畝二八歩
- 竹藪 二町三反五畝二五歩

飯富村

税地 (明治七年調べ)

新検反別 (明治八年調べ)

第一章 立地条件とあゆみ

以上のように（手打沢・共和地区資料はなく不明）新検反別で見ると、土地所有の状況が明らかにされ、それに伴って新しく国有地が生まれると政府は、従来の入会地の草木すら農民に利用できなくしてしまった。そして禁を犯すものはたちまち官林盗伐の罪に落された。農民の生活に必要な薪炭材、小柴、肥料として使う芝草の採取とう、山林を最も必要とし、これに頼らなくては一季の農業も営み得ない農民は、高い地租とともに二重の苦しみを受ける結果

田	一〇町三反四畝二九歩	田	七町六反三畝二九歩
畑	一四町八反八畝三歩	畑	三二町三反七畝二八歩
大繩場畑	二町三反八畝三歩	切替畑	九町三反二畝二歩
総計	三七町六反一畝五歩	竹藪	二町一反八畝二九歩
		林	五町九反一畝一六歩
		芝地	五町七反九畝二九歩
		総計	七五町三反二畝一歩
税地（明治七年調べ）		新検反別（明治八年調べ）	
田	一六町九反九畝一八歩	田	三五町三反八畝一三歩
畑	一七九町一反九畝六歩	畑	四二町三反一畝九歩
大繩場畑	四町六反八畝一八歩	切替畑	
総計	二〇〇町五反七畝一二歩	宅地	一〇一町六反八畝一〇歩
		竹藪	一一町五反七畝一二歩
		林	二町六反一〇歩
		芝地	二八八町五反四畝一二歩
		総計	一〇四町二反九畝一四歩
			六八六町三反九畝一〇歩

となった。

(二) 明治時代の産業と経済

地租改正とあわせて、諸調査が行なわれ、明治政府の体制づくりが行なわれたのであるが、村ごとに等級がつけられたり、耕地の耕耘のしやすさや、運輸の便否にいたるまで等級がつけられていることが、次の表1・2・3から知ることができる。

表1
耕耘難易
運輸便否 村等表

巨摩郡第三十一区 (鰍沢町遠藤氏蔵)

甲斐国巨摩郡第三十一区	鰍沢村	西島村	箱原村	久成村	柳川村	平須村
山梨県下甲斐国				大塩村	鳥屋村	十谷村
巨摩郡第三十一区				長知沢村		
区长 遠藤 聡 知						

表2

甲斐国巨摩郡第三十一区 表 等 村 易 難 耘 耕						
山梨県下甲斐国 巨摩郡第三十一区 区長 遠藤 聡 知		箱原村	西島村	鵜沢村	一等	
					二等	
					三等	
	長知沢村	平須村	久成村	大塩村	四等	
		十谷村	鳥屋村	柳川村	五等	
					六等	
					七等	

表3

甲斐国巨摩郡第三十一区 表 等 村 否 便 輸 運						
山梨県下甲斐国 巨摩郡第三十一区 区長 遠藤 聡 知		箱原村	鵜沢村 西島村	一等		
				二等		
				三等		
				四等		
	長知沢村	大塩村	久成村	五等		
		鳥屋村	柳川村	六等		
		十谷村	平須村	七等		

申 上

当区内村々耕耘難易其他取調書毎村伍長以上連署之書面相添表面ヲ製シ可奉申上御仰付ニ付即整頓可致上候如未ダ長知沢村鳥屋村柳川村十谷村平須村右五ヶ村之義ハ御斤下へ正副戸長其他地券担当人等不残出張帳簿其他取調中ニ付右取調連書ノ書面未ダ出来兼候段申出有之候ニ付右五ヶ村ノ分ハ婦村次第取纏メ奉申上候其出来候分鵜沢村外四ヶ村へ区内村等其他見込ノ表面相添奉申上候間長知沢村外四ヶ村ノ義ハ婦村マデ御猶予之義奉願上度段申出候ニ付此段奉申上候以上

巨摩郡第三十一区

区長 遠藤 聡 知

明治九年三月十四日

山梨県地券御掛 御中

当時の第三二区(手打沢・寺沢・夜子沢・切石・八日市場・伊沼・飯富・矢細工・古長谷・梨子・福原・江尻窪・中山・遅沢)や八代郡第一五区(下田原・上田原・宮木)もこの資料から推察してみると、駿州往還と富士川舟運に恵まれている現在の国道沿いは二等級ぐらいのところであり、富士見山麓にはいるに従って等高線的に等級が低くなつていったと考えられる。次の文書は村等級決定資料のため県へ提出した村柄書上帳で、同様の宮木村の文書は第二編町の歴史・村明細帳の項を参照されたい。

明治九丙子三月 日

(平須・神宮寺誠氏蔵)

当村見込書上

甲斐国巨摩郡第三十一区

旧平須村

巨摩郡第三十一区

大須成村之内

旧平須村

戸数八十五戸

人口三百四拾四人

内男 百六十四人

女 百八十八人

一、当村人儀ハ山中ニテ東西五十二丁、南北拾七丁、人家式ヶ所之内五丁程隔リ候、人家ヨリ二丁位ヨリ西之方高山附大原野村峠境ニ御座候、田畑手狭ニテ畑勝之場所霧沢ニテ諸作不熟勝之村方猪、鹿、猿等防ギ之場所ニ御座候

一、田方之義ハ、人家之両谷深間ニ有之、南北山附ニテ沢通り田面有之候、尤モ従前御改地ニオイテモ、上田一切無御座候場所、田面之内拾分壹ニ毛取、尤モ麦作之義ハコロロミニテ手間料之積リニ御座候、拾分ノ九ハ、毛取格、谷間ニテ其土地出水冷水ニテ稲作仕附候処青立、青米、死米等多分ニ御座候、水路ノ義ハ田面之内エ重畔ヲ拵エ温水用水ニ仕申候、年内家内六七人位ニテ米三斗入四俵ヨリ八俵位迄ノ取入生計方引タリ不申、不足ノ分ハ里方ヨリ買入仕申候

一、早魃之義ハ当村田方之内拾分之三位ニ御座候、年柄ニヨリ仕附候テモ仕付荒ニ相成申候

一、田方拾分ノ七冷水ニテ実入方不熟勝ニ御座候、但シ此内二分通位田用水堰地掛種難決之場所ニ御座候

一、畑地ハ人家之内ヨリ東ノ方ニ有之南北或ハ東エ追々畑地欠崩候場所霧深ニテ諸作実入方日送レニ相成候、猪、鹿防之場所ニ御座候

一、右畑作ノ義ハ大麦、小麦、豌豆、夏豆作り秋作之義ハ大豆、粟、稗類、大根、芋、ジャガラ芋等ヲ作り申候、外ニ木綿モ少々手作イタシ候者モ有之候

一、田地地味悪敷土地柄ニ付、年内小物成場ヨリ草刈取牛馬ヲ抱エ田畑耕作仕申候

一、農業之外楮、三ツ又少々宛当区西島村エ売出シ申候、右ニ付収入利益金三十円位ニ御座候

一、農業之外職業無之者ハ年内村持小物成場ヨリ薪木伐出、当区西島村並第三十二区切石村、同区手打沢村エ売出シ候、右ニ付利益金百六十円位ヨリ百七十円位迄之取入ニ御座候、但シ道法右西島村エ二里有之、

一、婦人ハ年内農業之外蕨、繩等拵エ当区鯉沢村エ売出申候、右ニ付収入利益金參十円位ノ取入ニ御座候、但シ道法右鯉沢村エ四里有之

一、農業之外大工、石工、杣工(きこり)、桶工、屋根工、鍛冶工右職業三十五人、弟子共四十人位当国之内里方エ出稼仕申候

一、農業作間ニ駿州富士郡辺エ式人商職ニ罷越申候

一、運送不便ニテ富士川岸迄道法三十六丁余ニ御座候、田畑村内ニテ耕作仕候ニ引タリ不申、出作高凡拾五右位、入作高九右余位ニ

表4

明治初年の各村の産業

第四編 産業と経済

	西島村	大須成村	寺沢村	切石村	夜子沢村	八日市場村 (後山) (山子)	伊沼村	飯富村	曙村	共和村	
戸数	355	325	36	79	125	135	75	134	337	388	
人口	男	795	739	101	185	333	178	292	762	1,046	
	女	817	746	101	207	348	171	270	779	1,024	
	計	1,612	1,541	202	392	534	349	560	1,541	2,070	
民業 (戸数)	農業	350	325	36	79	125	75	134	337	371	
	商業	50	12	3	30	3	8	20	6	58	
	工業	10	—	13	10	60	45	30	150	131	
	養蚕	—	養蚕採薪約 5分以上	3	15	8	2	—	120	28	
	漁業	—	—	—	—	—	2	—	—	—	
	水主	—	—	—	3	—	—	5	—	—	
	紙漉	200	—	—	—	—	—	—	—	—	
	大雑工業	—	172	—	—	—	—	—	—	—	
90	—	—	—	11	32	—	—	41	3	—	
舟(艘)	荷船	—	—	—	1艘	—	2艘	6艘	1艘	—	27艘
	漁船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1艘
	渡船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2艘
会社				<ul style="list-style-type: none"> 富士川運輸株式会社① 通運兼中馬会社① 殖産会社① 民家に仮 		<ul style="list-style-type: none"> 運輸株式会社① 通運会社① 民家仮用中央より稍北にあり 					

第一章 立地条件とあゆみ

		設す										
物 産	米 (石)	280	323.4	195.3	19.1	19.7	19.7	105.3	330	240	○	
	もち米 (石)	29	—	5.8	—	4.8	2.5	35.1	—	25		
	黍 (石)	130	—	1.5	1.6	15.9	4.8	1.2	1.4	—	○	
	粟 (石)	50	18.7	7.6	6.4	6.8	6.2	33	39	120	○	
	稗 (石)	—	35.1	5.5	4.4	4.4	3.9	—	9	200	○	
	大 麦 (石)	875	245.2	130.4	110.2	116	2,665	101.4	960	727	◎	
	小 麦 (石)	230	135.8	110.4	64.2	61.8	585	29.8	25.8	160	○	
	大 豆 (石)	80	250.5	18.7	43.5	49.3	2,622	75	100.8	211	◎	
	そ ば (石)	62	25.3	14.7	1.4	—	7.7	10.8	6	40.2	◎	
	甘 藷	10,000 ^メ	48,800斤	75.7斤	63.1斤	76斤	2.7斤	540斤	2,800斤	3,100斤	◎	
	藍 菜	1,500斤	—	350斤	200斤	200斤	1,800斤	1,400斤	900斤	155 ^メ		
	実 綿 (斤)	3,600	193	950	300	600	1,600	800	800	—		
	楮 皮 (斤)	—	—	—	—	—	3,000	1,100	800	—		
三 極	—	250斤	—	—	—	1,300斤	300斤	200斤	1,500 ^メ	○		
蕎 麥 (斤)	140	220	—	—	—	650	50	65	—	○		
そ の 他	檀紙 147,000束 糊入 4,500束 半切 61,000束 タモ 7,500斤	蜀黍 3石 桑葉 1,700斤 麻 130斤				蜀黍 3,360斤			葉烟草80 ^メ 漆 35 ^メ 桑葉 1,500 ^メ 縞木綿 300疋 浅黄布 180斤 白布 64斤	◎印適作 ○物産		

◎ 共和村は「明治24年山梨県市郡村誌」他は明治16年各村取調書（どちらも県立図書館蔵による）

御座候

一、村内人家ハ勿論田畑其平地ニ無之隣村通行之義モ極谷深ニテ、不便之場所ニ御座候

右之通村等精実見込相立連署ヲ以奉差上候 以上

甲斐国巨摩郡第三十一区

大須成村之内

旧平須村

明治九年子三月 日 伍 長

仲 沢 庄兵衛	同	副戸長
深 沢 喜兵衛	同	神宮寺 貞兵衛
深 沢 兵左衛門	同	神宮寺久左衛門
深 沢 龜右衛門	同	神宮寺久左衛門
佐 野 文 義	同	神宮寺 佳次郎
神宮寺 喜右衛門	同	神宮寺 喜右衛門
神宮寺 喜右衛門	同	神宮寺 喜右衛門
深 沢 万 吉	同	神宮寺 喜右衛門

山梨県令

藤 村 紫 朗 殿

明治政府の殖産興業政策の歩みも、本町のような恵まれない立地条件にある山村には少なくとも産業面では強い影響があったと考えられない。



町村取調書（県立図書館蔵）

そのころの本町の産業経済の動きを、前記平須の「当村見込上書」と「村政取調書」によって見るとそのことが理解できる。

取調書の「民業」の項では、「全村農を専らとし、余暇兼業の者——戸」と

あり徳川時代から続いている農業中心の産業であり、その産物は自家用のほかは甲府・諏沢をはじめ近隣に売られていた。蚕は曙地区以外では、まだそれほど飼われておらず、繭の多くは行商人に売られていた様子である。

そのほか、西島の紙、富士川沿いの各村の宿駅や舟運関係の仕事に特色があり、職人の多かったこともうかがえる。表4はそのころの各村の産業経済のようすを村政取調書によって示してみた。

農産物の大部分を自家用とし、生計を副業や養蚕、職人としての出かせぎに求めているのは、本町のみでなく、河内地方全般の特色でもあった。三反、五反百姓といわれる貧しい農民のくらしの一端

や、この地方の自然と農業の様子を、勸業月報・第五拾号（明治一九年七月三十一日刊行・山梨県勸業課）に、南巨摩郡勸業用掛木内信春（南都町）は次のように報じている。

七月十七日報 南巨摩郡勸業用掛 木 内 信 春

去月以来更に降雨なかりし為め田畑共に多少の旱害を被むれり、殊に養水乏しき場所の如きは挿秧早々照り付けられ、未だ一番草さへ取り得ざる程の景況にして大いに稲秧の衰弱を来せり

藪は、大抵売捌け僅々仲買の手にあるのみ又最初の見込より恰好の価格に売りし者多し

七月二十四日報 南巨摩郡勸業用掛 木 内 信 春

本月十九日以後三回の驟雨にて田畑とも充分の湿润を得大ひに前日の観を一変せり

本年暑威の酷烈なるは近年に覚へざる程にして、場所に依りては華氏寒暖計百度以上に達したり

春藪売齧の後にして自他応分の取得あるにも拘はらず尚ほ金融融通塞諸租の上納に苦しむ者あるは、麦収前まで夫食其他非常の困難を来りし影響に外ならざるべし

春藪が恰好の価格に売れた後でもなお農民が諸租の上納に苦しんでいると報じられているが、このころの国全体の経済的な動きをみると、明治政府の発行した不換紙幣と一五〇以上も乱立した国立銀行の発行した不換銀行紙幣は、一億三百万円（明治一四年）に達し、インフレ景気が続いていたが、松方正義が一四年一〇月大蔵卿

に就任すると、「ケケケチ松方デフレ政策」といわれた財政引き締め政策がとられ、そのため作物の値段は暴落し、農民の現金収入は半減した。しかも、国税・地方税とも増額され、私立銀行や高利貸から金を借りる農民が多くなり、明治一七年には農民の負債総額は二億円に達した。その結果、田畑を売るものが多くなり、（『日本の歴史』中央公論社）北海道をふくむ全国の小作面積は明治二十五年までに全耕地の四〇％にふえ、ここに半世紀以上もつづいた地主農業の幕が切つて落とされ。（『農業百年かわら版』家の光協会）という時代背景も見逃すことはできないのである。

明治時代の農政はおおむね三つの時期に大別されるようである。第一期は、明治維新から勸業寮設置（明治七年）までで、封建農政を一掃する善後策として西洋から種苗・種畜・農機具を輸入して開墾・牧畜・畑作・養蚕に新生面を開こうとした時期、第二期は、



勸業月報

農商務省設置(明治一四年)までの時期で官僚が西洋農学を盲信してなんでも採択しようとした暗中模索時代、第三期は、原始蓄積期前(明治二二年前)までで、西洋農学に対する批判がおこり、盲目的に唱えられた大農主義からふたたび小農主義にかえる過渡期で、これを過ぎると在来の小農主義に見合った明治農法が登場してくる。(『農業百年かわら版』)といわれているが、勸農政策の第三期を過ぎて明治農法が登場してきたころの、本町内各地区の耕地の実態を表5で見ると、水田耕作面積では、大須成村、伊沼村、畑では西島村を除くと自作農が小作農より上回っているが、一戸当たりの平均耕作反別では、水田では大須成村の一・五反、畑では八日市場村の六・八反が最高であり、田畑を合わせても平均耕作反別五反以上は、静川村の五・五反、八日市場村八・二反、伊沼村六・五反、曙村七・五反で、耕作反別一町以上という地区はどこにもなかったといえる。したがって全戸農を専らとすとはいえず、耕地面積から見ても貧しい農村であったことが伺えるのである。当時一戸平均の人口を見ると六、七人であったから、米などとうてい自家用として周年食べる程は村役人クラスを除いてなかったと見ることができ(西島村の水田面積が少ないのは明治四〇年の大水害によるものと思われる。)

小農主義に見合った明治農法の中味はどのようなもので、この地域にどう影響したのか、そのいくつかの側面を上げてみる。明治一八年に田圃虫害予防規則、二九年虫害予防法、三四年農事改良五年計画、これらを集大成して三六年一〇月には、農商務省より府県に次の農事改良一四項目の論達がなされた。

表5 中富町内各地区の自小別耕作反別と米麦の収穫高

(明治40年山梨県統計書・県立図書館蔵)

村名	戸数(戸)	一戸平均人口(人)	水田(町)			畑(町)			一戸平均反別(反)		収穫高(石)	
			自作	小作	計	自作	小作	計	田	畑	米	麦
西島村	372	6.09	1.7	0.6	2.2	25.2	53.6	78.8	0.226	1.1	53	1,554
大須成村	252	6.56	9.5	30.7	40.2	34.5	12.1	46.6	1.5	1.8	433	1,440
静川村	385	5.75	24.0	12.0	35.9	119.4	59.7	179.1	0.9	4.6	539	1,675
八日市場村	105	6.85	2.4	0.9	13.2	36.1	36.1	72.2	1.3	6.8	107	495
伊沼村	59	6.07	0.5	0.7	1.2	20.1	14.5	34.6	0.6	5.9	36	262
飯富村	122	5.94	2.4	1.5	3.9	30.5	6.0	36.5	0.3	2.8	87	279
曙村	316	6.21	26.5	1.0	27.5	172.5	37.3	209.8	0.9	6.6	423	1,950
共和村	370	6.19	19.0	9.6	28.6	82.0	53.6	135.6	0.8	3.7	446	1,903

(1)米麦種子の塩水選 (2)麦黒穂の予防 (3)短冊形共同苗代 (4)通し苗代の廃止 (5)稲苗の正条植 (6)重要作物・果樹・蚕種等改良種の繁殖 (7)良種牧草の栽培 (8)夏秋蚕桑園の特設 (9)堆肥の改良 (10)良種農具の普及 (11)牛馬耕の実施 (12)家禽の飼養 (13)耕地の整理の施行 (14)産業組合の設立

このうち(1)～(5)は五大農事改良必行事項とされ、市町村農会において督励員会を設けて実行せしむべく通達された。そして生産過程は官府の指導・奨励、流通過程は地主層と米商がイニシアチブをとった。(『農業百年かわら版』)、実施状況はお巡りさんが現地を回って見て歩き、その結果は、各町村が毎年の決算議会において、「事務報告」の項目に取り上げ報告している。このような当時の農政をサーベル農政と評した。

明治三九年度の曙村村会議事録の事務報告書の勸業の項には次のように記されている。

一、勸業

一、害虫駆除ニ関シテハ駆除予防委員及各区長ヲシテ耕作者ヲ督励シ又小学校生徒ニ奨励法ヲ設ケ駆除ヲナシタリ、然シテ害虫ノ多カリシハ螟虫ニシテ他ノ害虫ノ発生ハナカリシ

一、蚕業ニ関シテハ前年ト比シ別段ノ改良ヲ見ズ桑園ニ至リテハ苗木肥料等ハ改良ニ方向キタリ

一、米麦種子塩水選ニ関シテハ充分督励ナシタルモ是レヲ実行セシ者少ナク稲正条植モ充分督励ナセシモ実行センハ其半ニ過キズ

一、村ノ事業トシテ農産物品評会ヲ開設セリ
一、農会事業トシテハ養蚕巡回教師ヲ傭聘セリ

このような強制的な農事指導は、日露戦争の前後をピークに大正初期まで続けられ、米騒動を契機に退潮したようであるが、明治二四年の農事改良一四項目にかかわるもののうちから、主なものを拾ってみる。

(1) 塩水選の普及 この方法は横井時敬(当時福岡市東中洲の農学校教諭)が明治一五年発明したもので、塩水の比重によって作物種子を選択するという方法で、現在は種もみの塩水選として本町内でも広く用いられているが、明治三九年度の曙村村会議事録の事務報告書にもあるように、当時は行政的な指導がなされても実行したものは少ないことがわかる。

(2) 牛馬の飼育と多肥農業 徳川時代からずっと続けられて来た施肥方式である人糞尿・刈り敷きと併せて、厩肥が多く用いられていたが、地租改正によって国有林の入会権が制限されたので、農民は刈り敷きを刈ることができなくなった。そして各地で農民騒動が発生した。

この間の事情について、島崎藤村は『夜明け前』のなかで山村農民の味わった苦しい姿を次のように描写している。

「暗いと言はるゝ過去ですら、明山あけやまは五木の伐採を禁じていたにとどまる。その嚴禁を犯さない限り村民は意のままに山中を跋渉して、雑木を伐採したり薪炭の材料を集めたりすることができた。：：家を出ればすぐ官有地のあるような林もある。寒い地方に必要な

表6 文化年間と明治16年の牛馬頭数比較表

村名		文化年間の牛馬頭数				明治16年の牛馬頭数			
		戸数 (戸)	馬 (頭)	牛 (頭)	計 (頭)	戸数 (戸)	馬 (頭)	牛 (頭)	計 (頭)
西島村		300	37	4	41	355	34	14	48
大須成村	大久平	130	40	4	44	325	125	25	150
	塩成	83	5	0	5				
	村須	77	8	0	8				
静川村	手打沢	47	3	0	3	不明			
	寺沢	24	10	0	10	36	17	0	17
	切石	63	7	0	7	79	5	0	5
	夜子沢	118	24	0	24	125	35	0	35
原村	八日市場	128	18	0	18	135	30	0	30
	伊沼	77	10	0	10	75	13	0	13
	飯富	130	32	0	32	134	7	0	7
曙村	中山	62	9	0	9	337	34	0	34
	矢細工	62	5	0	5				
	古長谷	46	5	0	5				
	江尻窪	101	10	0	10				
	福原	17	0	0	0				
	梨子沢	12	0	0	0				
共和村	下田原	101	10	0	10	不明			
	宮木	99	5	0	5	不明			

註・文化年間は甲斐国志、明治16年は村政取調書（県立図書館蔵）

薪炭や榨せた土地を培うための芝草を得た
いにも近傍付近は皆官有地であるような場
所もある。……こんな過酷な山林規則の
御請は出来かねるというのが人民一同の言
分であった。」（『農業百年からわら版』）
やせた土地を培うために、肥料として刈
り敷きを重要視した時代であったことが窺
えるのであるが、その給源を断たれて有機
質肥料の欠乏を生じ収穫に大きな影響を与
えたと思われるのであるが、同時に厩肥と
りや運搬用（駄用）として牛馬の飼育が盛
んであったことを表6から知ることができ
る。
甲斐国志の調査より約七〇年を経ている
明治一六年代には、農業を主体とする地域
では牛馬の飼育頭数がふえている。西島で
は七頭、大須成では九七頭、夜子沢では一
一頭、寺沢では七頭、八日市場では一二
頭、伊沼では三頭、曙では五頭とそれぞれ
ふえていることから、手打沢や共和でも同
じようにふえていると予想される。反面商
業が主で農業が副的な切石や飯富は減っ
ている。このことから厩肥が肥料として
重要視されていたことがわかるのである。

第一章 立地条件とあゆみ

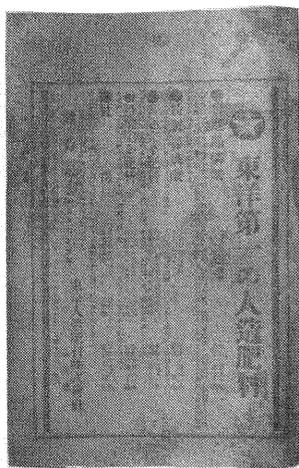
前号ニ焼土肥料ト従前肥料ノ損益表ヲ掲ケシカ今復タ左ノ表ニ
 抛ルモ唯其得益ニ多少アルノミニシテ各焼土肥料ノ優ルアルヲ
 表ス

知ル有志者宜シク試ミテ可ナリ

品 種	試 作 反 別	播 種 季 節	肥 料 数 量	收 穫 季 節	收 量	試 験 人 姓 名
大 麦	田六畝歩	十八年十一月三日	焼土十八荷 水肥十二荷	十九年六月七日	三石六斗	中巨摩郡 三惠村 河西幸学
同	同	同	綿糸十八荷 水肥十二荷	同年同月三日	二石七斗	同
同	畑老畝歩	同年十月二十日	焼土六荷	同年同月四日	三斗	中巨摩郡 西野村 長谷部 真藏
同	同	同	糞三十束、種粕四升 人糞尿四荷	同	二斗七升	同
同	畑三畝八歩	○	焼土三百貫目	○	老石二斗五升	同
同	同	○	人糞尿八荷	○	老石老斗八升	東山梨郡 加納岩村 清水市右衛門

厩肥とともに、堆肥の改良などの行政指導もなされていたので、刈り敷きも肥料として盛んに用いられていた。「苗代づくりのころになるとよく藤の若葉をとってきてこき入れたものだ」と田原の古老はいっていたが、日清戦争後は満州からの大豆粕がはいり、その後過燐酸石灰も輸入され、魚肥・骨粉などとともに販売肥料が肥料商を通して販売されるようになり、金肥ということばがぼつぼつ人の口にはのぼるようになったが、それでも当時この地域では水田肥料として金肥はあまり使われなかったようである。

本県の勧業課では、試験人を指定し肥料試験などを試み、勧業月報を通して新しい施肥法の普及に努めた。勧業月報第五〇号（明治一九年）の記事により、当時県が奨励した施肥法を知ることができ



肥料会社の広告
 (明治36年農会報広告欄より)

第一章 立地条件とあゆみ

これらの表を見ても「河内職人」といわれたように、この地域には大工、桶工、左官、石工、茅大工（屋根職）、杣（伐採業）、木挽などの職人が多かったことがわかる。切石村の場合は伝馬宿、河岸場らしく質屋、塩商、髷結業などが見られる。表8に見られる九六畝とは当時の土木工事人夫の呼び名であった。西島に船頭一人とあるが、明治三年八月、西島と鴨狩津向間に渡船が開始され従来の桶甫・岩崎間の渡船と二つあったからなのか、中世以来の両越の渡しの船頭屋敷二軒なのは定かでない。いずれにしても富士川沿岸の諸村に船頭が多かったことは船積帳（明治一〇年、切石・遠藤信行氏蔵）の記録等に明らかである。

表8
(3) 明治8年甲斐国巨摩郡第三十一区諸業表
(飯沢・遠藤氏蔵)

		西島	大塩	久成
酒資	造屋	1	—	—
	紙穀物	16	—	—
太紺古古生白旅牛水船大桶鍛壁	商屋	2	—	—
	道具	1	—	—
古古生白旅牛水船大桶鍛壁	衣商	2	—	—
	商屋	—	—	—
石茅木九紙	が土籠馬	—	2	—
	馬	—	1	—
石茅木九紙	車頭	—	1	—
	工工	—	1	3
石茅木九紙	工工	—	2	—
	工工	—	13	7
石茅木九紙	工工	—	3	3
	工工	—	—	—
石茅木九紙	治塗	—	1	—
	きこり	—	4	—
石茅木九紙	工工	—	16	1
	工工	—	9	1
石茅木九紙	挽	—	14	—
	工	—	6	—
計		179	—	—

(五) 西島の製紙

西島の製紙は、維新当時（明治四年）西河内領紙すき株仲間組合の解体が行なわれ、紙改め役人の御朱印の返納により個人経営の形となった。その後協同組合の設立、化学薬品の使用、叩解機、発動機などの機械の導入をはじめ、組織の確立と新しい製紙技術の習得、品質の向上を図るための品評会の開催が行なわれ、近代化への努力が重ねられた年代である。

(六) 舟運の活況

明治維新以後、中央線の開通（明治三六年）までが、富士川舟運

の全盛期であった。したがって、舟運関係の仕事は本町のみなならず、富士川沿岸諸村の産業や経済に重要な影響を与えたのである。

富士川舟運に使われた舟は、造船所が鰍沢に三か所あって造られていた。造船所を「フナウチバ」といい、「フナ大工」という専門の技術者によって作られ、新しくできた船を「新造」といった。船大工は、田原・飯富・楠甫などにもあったといわれている。

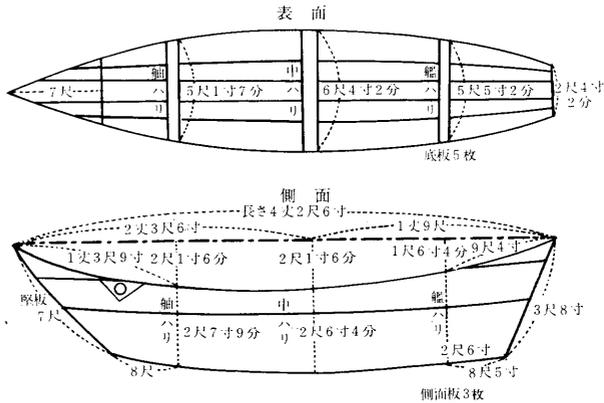
船は「高瀬舟」とか「笹船」とか記録にはあるが、この辺の人たちは「ナガソウ」といい、また「ウナブネ」といって馬を二頭乗せるものもあった。明治二年正月二六日に箱原・西島兩村にかかる富士川渡船(両唐の渡し)を文久四(一八六四)年以来五年ぶりに官費で新造している記録(県史一卷)によると、

「駿州往還富士川横渡一、馬渡船式艘長六間五尺(約一三呎)横五尺四寸(約二呎)高二尺(約八〇)右入用樅木三本(八代郡釜額村郷村ヨリ打立候、人足三六〇人、此米二石七斗)船大工三五人、舟考艘ニ付キ一七人五分ヅツ、外手伝人足ハ八人」の要旨があり、当時の新造船の経費、舟材、設計の概略がわかる。

杉材は最初のうちは高くつくので使われなかったが、長もちするので後には杉材が多く使われるようになったようである。

船の所有者を「オヤカタ」といい船主と船長を兼ねていた。表4で見たように明治一六年には、切石に一そう・八日市場に二そう・伊沼に六そう・飯富に一そう、共和村には漁船・渡船をも含めて三〇そうあったので、本町内にも四〇人ちかくの「オヤカタ」がいたことになる。田原の古老は「盛んなときは田原だけで四〇そうの船があった。」という。

富士川小廻船詳細図(遠藤氏『富士川原由記』から写す)



船一そうを新造するのに前記のほか保一五年の記録によると、仕立代銀三百三匁、梶・かい・引綱など小物の経費・銀五三匁七分、それに材料代を入れれば、船一そう仕立てて運行するのに現在の金額で一五万円〜二〇万円くらいに相当するので、

庶民階級が作ることはなかなか容易なことではなかったのである。問屋などから借用していたようであるが、それもできない者は、一人前の技術をもち、船長になれる力があっても「オヤカタ」に雇われる「ハンノリ」で生涯を終ったようである。

鰍沢から岩淵まで川丈一八里を、下り船は急ぎのときは三〜四時

間(時速二〇マイル)で下ったのであるが、操船は太さ二〇、長さ五、六呎の孟宗の竹竿を肩に支えて操ったので相当の難儀であった。上り船は、瀬を逆らって上らねばならないので、三四、五呎もある波をかけた麻繩を船首に結びつけ、その先を二つにした綱を肩から胸にかけて曳きあげたので、四、五日から一週間ぐらいかかった。

明治九年の運輸会社の記録によれば、蒲原分社から鰍沢までの曳き船日程改正として『四日曳ヲ改、三日三時間曳、四日曳ヲ改、三日三時間曳、五日曳ヲ改、四日三時間曳、六日曳ヲ改、五日三時間曳、七日曳ヲ改、六日三時間曳』と記されている。

明治八年二月、遠藤聡知・青柳詢一郎氏ら鰍沢・青柳の水運関係者八四名によって、資本金九千円の富士川運輸会社を設立し、六七の分社において業務を取扱った。明治一六年の切石村政取調書に

会社 富士川運輸会社 業務 物貨運搬
 通運兼中馬会社 業務 物貨運搬
 殖産支社 業務 資金貸付
 以上民家ニ仮設ス

また、八日市場村の村政取調書の中には

会社 通運会社 業務 物貨運搬
 運輸会社 業務 物貨運搬

以上式社共ニ民家ヲ仮用シ、中央ヨリ稍北ニアリ

と記されて、県に報告されている。船への積荷や陸上揚げされた荷物は本町内や早川町への運搬を、通運会社が引き受けて行なつたものと思われ、物資の取引などのため必要な資金の貸付業務は、殖産会社が金融の仕事として行つていたことがわかる。

切石・八日市場のほか、手打沢、田原、飯富にも分社がおかれていた。明治八年五月には、富士川通船規則が定められ沿岸区戸長に達せられたが、乗客の乗船所は青柳、鰍沢、黒沢の三河岸・切石駅大野村・南部駅・十島村の七か所に限られ、本町の場合は切石(開運橋下流)にあった。

富士川通船規則 (山梨県史)

第一条 一、乗組人員積込荷物ノ定額左ノ通りタルベシ

一、下リ船老艘人員 一五人 荷物二四ヶ 但シ船頭ノ外、一ヶ十五貫ニシテ三六〇貫

但シ一船ニ人員ト荷物トヲ載セル節ハ、荷物一箇分ヲ一人ノ割トシ本条定額ヲ超過スベカラズ 尤乗客ノ荷物ハ食料ノ外三貫ヲ手荷物トシ船頭ハ食量並ニ船中用具ノ外一人分五貫迄ヲ手荷物トシ其余ハ貫数ニ応ジ定額荷物ノ数ニ算入スベシ、但シ人員七才未満ハ限外タルベシ

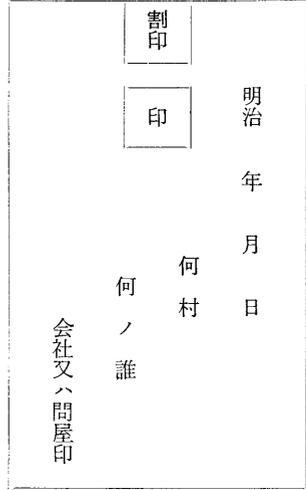
一、上リ船一艘 食塩四八俵 荷物二四ヶ 但シ小麦六貫 一ヶ一二貫ニシテ二八貫

但シ一船ニ食塩ト荷物トヲ載セル節ハ食塩二俵ヲ荷物一ヶノ割トシ船頭外荷物等ハ前同断

第一条 一、乗客ハ会社又ハ其問屋々々ニ於テ生国住所氏名ヲ聞

シ乗客人名録ヲ製シ何月何日船頭某ノ船ヘ誰々乗組タル趣日ニ巨細ニ記載シ発船ノ節ヘ左ノ証券ヲ渡スベシ、但シ諸荷物ハ送り券ニ個数貫目等詳記スベシ

美濃紙用紙
一六切



第三条 一、第一条限定内ノ船ニ右ノ河岸場、会社又ハ問屋ヨリ第

二調ノ手続シテ証券ヲ渡シタル上ハ人員ノ乗船妨ゲナシ

但シ送り券有之荷物ハ本条同断

巨摩郡切石、南部、波木井、福土、中野、万沢河岸、八代郡帯金、内船、井出、十島河岸

第四条 一、途中ニテ往來ノ人ヲ勸メ会社又ハ問屋ノ手ヲ経ズシテ乗船サセ或ハ送り券無之拾ヒ荷物等積込且夜中通船一切禁止タルベシ

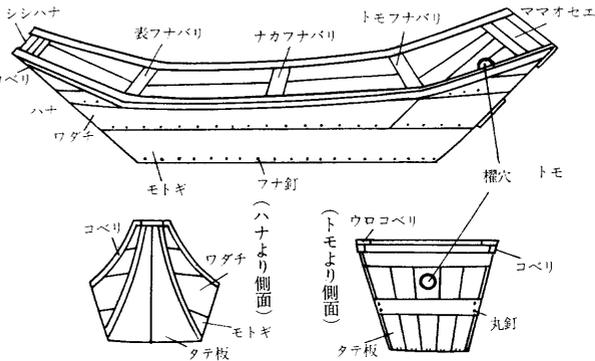
第五条 一、船頭乗組ノ定員ハ凡四人以上タルベシ何様強壯ノ船頭タリトモ四人ノ内ヲ減ズベカラズ

但シ未熟者ヲ以テ定員ニ充ツベカラズ

一、小破ノ船ハ大破ニ不及内ニ時々修繕ヲ差加フベシ

但シ修繕ヲ怠リ多分垢入ノ船ヲ以テ押摩運漕スルカ又ハ夜中必要素ノ機械欠亡ノ船ヲ認メタル時ハ改船所ニ於テ通船ヲ差止ムベシ

富士川船部分名称図



或ハ問屋惣代ニ取調戸長ノ手ヲ経テ県庁へ届置クベシ尤爾後変旨毎ニ同断届出ツベシ

第九条 一、難船等有之節ハ乗組員ハ勿論荷物等成丈損失不相成様其場居合ノ船頭中相互ニ救援保護スベシ

第十条 一、右同断ニテ人員ノ死傷荷物ノ損失等有之節ハ巨細書取ヲ以テ県庁並ニ改船所へ届出ツベシ

第六条 一、第一条

並ニ四、五条ノ

定則ヲ違犯スル

者ハ上下改船所

ニ於テ通船差止

賦金十倍ヨリ五

十倍迄ノ過怠料

ヲ申付クベシ

第七条 一、途中ニ

テ荷物質入並ニ

抽塩等不正ノ所

業有之節ハ裁判

官ノ引渡シ所分

ヲ受クベシ

第八条 一、上下通

船運賃ノ定額河

岸限リ船頭惣代

第十一条 一、上下通船共左ノ場所ニ於テ改メヲ受クベシ

一、巨摩郡睦合村ノ内南部河岸改船所

一、八代郡栄村ノ内十島河岸改船所

第十二条 一、上下通船共積出ノ場所ヨリ請取リタル送券ヲ改船所

ニ差出人員荷物共改ヲ受クベシ、尤受券ニ改検印シ下船スベシ

第十三条 一、上下通船共積荷ノ有無ニ拘ラス右ノ通り賦金上納ス

ベシ

一、上リ老艘ニツキ六銭

一、下リ船同賦金老銭参厘

第十四条 一、前賦金ハ兼テ切ツ付ヲ富士川運輸会社並ニ分社へ下

渡置ニツキ登船ノ都度々々現金引換同社ニテ受取ルカ又適宜ヲ

以テ受取り置上リ船ハ十島河岸改船所下リ船ハ南部河岸ニ上納

スベシ

第十五条 一、賦金ハ必ず切符ヲ以テ上納スベシ若シ切符ヲ受取ル

コトヲ怠リ仮令現金上納ヲ乞フトモ改船所ニ於テハ一切受納セ

ズ通船差止ムベシ

第十六条 一、船頭中申合拾人毎ニ組合ヲ立一組拾人ノ内ニテ規則

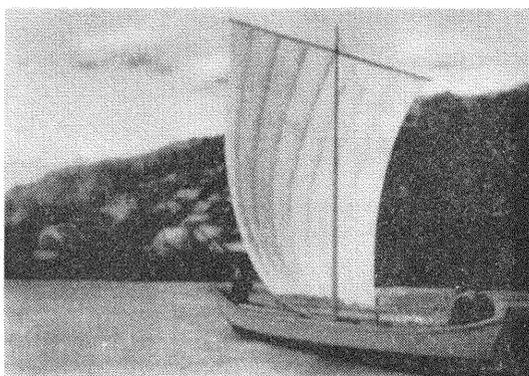
違反ノ者有之節ハ拾人ノ者相互ニ其責ニ任スベキ旨ヲ結約スベ

シ但シ第六条ノ過怠料、其他荷主へ弁金差出節ハ組内ニ分賦シ

テ相弁スベキ旨ヲ取極メ置クベシ、尤条約取極ノ上ハ届出ズベ

シ 以上

このような通船規則によつて船の運行がなされたが、明治一五年の運賃は、上り船は蒲原河岸より鯉沢まで食塩二〇俵積一二円五〇



明治18.9年ごろから舟に帆が利用され始めた

錢、諸荷物一三円一

〇錢、四日曳の場合

は一三円、魚荷物三

日曳一五円で、魚の

場合は特別値がよか

った。

従つて船頭たち

は、競つて運賃のよ

いほうを曳いたとい

う。

上り船に帆が利用

されるようになった

のは、明治一八〇九

年ごろからで、南風

が吹く四月初ころから

九月初ころまでの期間

で、帆が利用できるときは、四日要したところを三日または二日半日で上れるようになり、この期間は船頭の苦勞も半減したといわれている。

当時の模様を勸業月報五〇号（明治一九年七月三十一日刊行）で、南巨摩勸業用係の木内信春は、次のように報じている。

「近來富士川曳船に延、アンペラ又はヅック等を以て帆を製し曳綱の勞を補うもの少なからず。一休富士川水脉十八里間は両山の間にありて南風適度に吹送るが故其勞力を省くは勿論又舟行を早

表 11 明治一九年六月中山梨県鰍沢河岸船舶出入表

商 品	輸 出		輸 入		輸 出 仕 向 先	輸 入 仕 出 元
	量	価	量	価		
米	六〇〇	三、九六〇 円			{駿州蒲原、清水 本県富河村}	本県韭崎、鰍沢
食塩			一、七三三	三、八五五 円		
清酒			三三	三三四	本県甲府	駿州清水 駿州静岡
茶			三〇〇	二六〇		
白砂糖			七九六	一、三〇一	同	{駿州清水 横浜}
赤砂糖			二、九三三	一、四六一		
刻烟草	一七三	一、〇一一		六、七五五	駿州静岡、岩淵 同	{駿州清水 横浜}
木綿糸(和)	七三	一、三〇〇		三三六	東京 駿州沼津、岩淵	本県甲府 本県市川大門村
繰綿(〃)	四七	五二〇			本県甲府	本県市川大門村
熟鉄(洋)			二、七〇六	六九〇	本県甲府	東京、横浜
畳表			一六、一七	一、六八	同	遠州気賀
石炭油			二、一七九	四、八九	同	横浜
紙(和)	一、七五三	一、三〇〇			東京	本県市川大門村
藍玉			三、〇三三	三、四三三	本県甲府	東京

計	干魚	〃	二、六〇元	本県甲府	同
	菜種	石	共	—	
計	陶器	個	三〇元	本県甲府	尾州名家
	雑貨	貫	六八	—	
計			二、四一		
計			不詳		
計			七、二八		
計			一一、〇〇		

表12

河岸場輸出入物品ノ原価

(「明治二十年山梨県統計書」依田明蔵)

河岸場品	輸出入	二十年	十九年	十八年	十七年
南巨摩郡	總数	四九、五二 円	五七、三五 円	四七、七三 円	五七、七〇 円
鰍沢河岸	輸出入	三、八元	七、六元	二七、九三	一三、三〇
		四四、六五	四九、七五	一九、八〇	四四、四〇

表13

鰍沢河岸場ノ輸出品物

(同右統計書)

品名	元					価					数					量				
	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年
清酒	一、八八四	—	一五〇	二〇	一三	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米	五、六六六 円	四、〇〇〇 円	二、六三三 円	一、五、六四〇 円	八八四 石	七二七 石	二〇、四八 石	三、二六九 石	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

品名	価				量			
	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年
大豆	六、〇七 円	三、九八 円	二、四七 円	一、	二、三〇 石	五、一 石	三、五 石	一、
食塩	九三、〇三	八三、〇九	九、二六	二八、〇九	四、八四	四、七五	三、六〇	五、四六
清酒	二、五九	六、〇四	二、四〇	二、二七	一、九	三、八〇	九	二、七
洋酒	一、五七	一、	一、	一、	三、三三	一、	一、	一、
茶	八、五五	四、三五	四、九七	一、九七	三、一三	四、四〇	八、四	二、三三

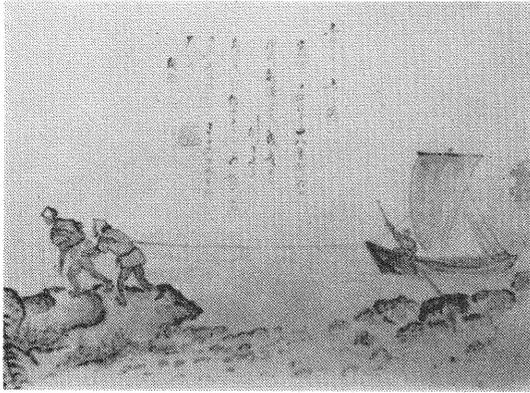
表 14

鮎沢河岸場ノ輸入物品

(同右統計書)

品名	二十年	十九年	十八年	十七年	二十年	十九年	十八年	十七年
葉煙草	二、九四	四、三五	八、四四	四、二四	二、四五	四、一四	五、三六	一、九五
刻烟草	七、七五	一、	三、二四	一〇、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	五、〇〇
木綿糸	一、	六、五七	七、〇三	九、八四	六、五三	六、五三	六、九元	八、六七
線綿	一、	一、	三、七九	三、〇九	一、	一、	三、九	一、九二
麻苧	六、六九	二、八六	二、六	二、	三〇、〇五	一〇、〇九	三、七六	三、
三極	一、	六、	一、	一、	一、	七、六	一、	一、
熟鉄	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
太物	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
雑貨	?	?	?	?	二、六、五二	一、五、〇三	二、八、三〇	一、〇、五五

雑 貨	陶 器	魚 類	經 節	菜 種	藍 玉	種 粕	紙	水 油	石 炭	疊 表	鉄 釘	鉄 塊	熟 鉄	麻 苧	木 糸	葉 烟	赤 糖	白 糖
?	八、九五	四、〇七	二、九四	四、〇八	三、三九	一、六八		二、八	六、九五	八、九八	一、五	六、八三	一四、三三		六、八八	一、〇	三、〇六	四、四七
?	五、九七	一九、五〇	二、四〇	三、五五	六、三九	四、四		九、〇	七、六五	七、〇七	三、三	四、〇	三、七〇	一、五元	九、七七	五、〇	一〇、九元	四、七〇
?	?	四、七四			一〇三、〇九七		五		五、四九一	一〇、三三〇			三、五九				五、八五	一、七〇八
?	?	四、八七	一、六〇三	一、九	九、七〇	三、六		一、二八四	六、三三	八、五九			一、八三三		四、〇	三、三	六、九八	三、七六
一、二五、五九六	六、八九	一三、六九	二、三〇〇	二、四三	七、八〇	八、七四一		一、四	二、九、四二	八、四三	三、七四	三、三、五九	四、四四		四、三、七	四、五	一、七、三六	五、三、七
五七、二九	二、九五	六、八六	二、〇四	七、四	六、三九	三、九七		四	三、〇九	七、二六	一、二〇	四、八〇	五、三三	一、四二	五、二四	一、九七	一、四、九四	六、四、八
五九、二七九	七三	三、四三			八、九五		七		二、六、四七	三、七九			五、六九				一〇、三、六七	四、八元
四四、一、四〇	三、三	八四、〇三	三、九〇	七	三、五九	二、四九二		五	二、六、八六	八四、八〇			五、五九		二、四〇	四、〇三	一、九、五九	三、七三



明治時代の曳き舟絵図

輸出入物資の品目も元価総額も共に年々増加しており、輸出入別(品目、価格共に輸入超過であったことがわかる。乗客では男子が圧倒的に多く、一、一二六人に対して女はわずかその十分の一ほどである。

船の出入は明治一九年六月中に合計一、〇九六艘になるが、輸入物資が多かったのでやや入舟の方が多く、上り荷に比べて、下り荷の方が少ないので、空船で下ったこともあるという。

船頭のことをこの辺では水夫ともいい、通船規則第五条に定められているように、どんな屈強な船頭でも船を四人以下でやつることは禁じられていた。四人の船頭には、それぞれ呼び名がつけられていた。オヤカク(親方) 船の持主で、操船の技術も優れており、他の乗

組員の雇い主でもあった。

ハンノリ(半乗り) 一人前の技術をもっており、親方の代理もできた。

ナカノリ(中乗り) 一人前の技術はもっていたが、親方の代理はできなかった。

コセンドウ(小船頭) 船頭の見習いで、規則には未熟者もって定員に充つべからずとあるが、年齢一二、三歳から一七、八歳ぐらいで、一しゅん(一往復・約六日)で二五錢〜三〇錢の小づかい程度賃金をもらった。

船頭を新しく雇うと、警察署と郡役所に届け出て、船夫鑑札を受けた。田原、宮木の多くの人々が、船頭をしたと古老はいう。

船頭は船に乗り込むときは食糧と寝具を必ず持ち込んだ。一しゅんを六日曳きで予定し、米を大ます六升(四人の一日分は大ます一升)持ち、それをたいて食べた。六日の予定が順調にいき、例えば四日曳きで帰れば、残った米二升は四人で五合ずつ分け、もし六日の予定が遅れてそれ以上かかった場合の食糧は船頭の負担になったという。

船頭の飯桶を「ヒルマ桶」といい、大ます五合がはいり、中ぶた付きでその下に飯を入れ、中ぶたの上に茶わん・はし・おかずを入れて外ぶたをした。「ヒルマ桶」は葎で作った網袋に入れ、舟から上るときは親方が持って上がるという。

船頭の泊る宿を「船宿」とか「船頭宿」といい本町の地内では、手打沢と田原にあったが、現在の田原の堤防外の河原にならんだ船頭宿からは昼夜を問わず三味線の音が絶えなかったと古老はいう。



船頭の腹掛けとももひき

泊るときの親方のふとんの持ち運びは小船頭の役目であった。一畳にひとり位の雑魚寝であり、持参の米をたき、汁とおかずを作ってもらう程度であったから宿賃も四人で二銭くらいだったという。

船頭の服装は、親方は紺もめん、半乗り・中乗り・小船頭は浅黄もめんのももひきに紺の腹掛け、半天姿で、はき物は「アシナカ」というわらぞうりの半分ほどのものをはき、上りの曳き舟のときは一日一足は使ったといわれている。

前述したように、鰻沢から岩淵まで下って帰るまでの一往復を一しゅんといひ一応六日曳きをめぐりにしていたが、下り船のときは南部、上りのときは十島の改船所に必ずとまり、「改め」を受けねばならなかった。

船頭が鑑札と切符を持って届けに行くと、巡査が来て、通船規則

第一条の乗組人員、積み込み荷物が規定通りかどうか、第四条の乗客・荷物の不正積み込みおよび夜間通船、第五条の船頭の定員・船体等について検査した。もしこれらについて違反があれば、第六条に規定されているように、通船の差止めをくったり、賦金の一〇倍から五〇倍の過怠料を改船所に納めねばならなかった。

違反者があったことは前述の通りである。船の賦金は、積み荷の有無にかかわらず、上り船は一そうにつき六銭、下り船は一そうにつき一銭三厘と通船規則の二三条に決められていたが、現金で改船所へ納めるのではなく、予め富士川通運会社から切符と引き換えに払っておき、届けに行くときはその切符をもっていったのである。下り船の賦金の安かったのは、上り船に比べて前述のように収入が少なかったからであろう。

こうして賦金を納め一しゅんを終って帰ると、運賃を五等分してその五分の一程度を船代として充当し、五分の四を船頭がそれぞれ職務に応じて配分したのである。

船頭の収入は当時としては比較的良好であったと古老はいうが、下りは竹ざお一本に運命を托し、上りは麻繩を肩から胸にかけて瞬時も力をゆるめずに舟を曳いた船頭稼業の困難と苦勞は、この仕事で人生の大半を終えた古老の首のつけ根にこぶし大のタコが消えずに残っていることから察せられるのである。(富士川水運の民俗 青山靖著)

こうして最も栄えた明治時代の富士川舟運も、中央線の開通で衰え、昭和初年の身延線、身延―鰻沢間のバス開通などでまったく終止符が打たれたのである。



産 業 組 合 報

(七) 同業者組織と金融

新しい機械や技術が導入され、日本の産業構造が手工業的小工場を中心とするものから工場制機械工業を主軸とするものによって変わっていき、新しい社会問題が次々に発生し日本人の生活を大きく変えていった。このような産業の移行がいわゆる「産業革命」と呼ばれるもので、それは日清戦争前後から日露戦争にかけて展開された。

急速な産業経済の進展に伴い、そのころ本町内にも新しい形の同業者組織や金融機関が相ついで誕生した。

明治三三年産業組合法が制定されると、翌三四年から産業組合報が発行されたり、県では産業組合法講習会を開催するなど、その趣旨徹底と普及が図られた。

産業組合報第一巻第四号（明治三五年一月発行）に「産業組合の設立に付いて地方の志士に望む」と題した京都帝國大学の戸田海市助教授の論文中に「現今我国産業界の有様を見るに農業工業漁業等一般の生産は中産以下の者の手に依りて営

まるとなるものなは大多数を占むるが故に産業組合の設立は実に我産業進歩の上より見るも目下の急務と云はざるべからず、——一方には産業を振興し、国富を増殖するの策として甚だ必要なり」と同時に、他方には将来次第に現はれ来たんとする貧富隔隔の大害を防止するに欠くべからざる手段となるなり。」（傍点筆者）とあり産業組合の設立を富国増殖の政策をもって第一義的にとらえていることをみても明治政府の富国強兵策の一環として考えることができる。

本町では平須信用組合が明治三五年一月結成され、西島、大塩、曙、静川、原、曙の各地区にそれぞれの信用組合が作られていった。

そのほか、河内養蚕組合、南巨摩牛馬畜産組合、西島製糸同業組合など各種の同業組合組織が次々に作られる一方農業指導機関として大日本農会が発足し、下部機関として各村々に農会が作られた。地租改正に続く松方財産政策で苦しんできた農民の生活も産業革命の進行に伴う商品経済の農村浸透によって貨幣の必要度も増し、日清戦争後は貯金して有事にそなえようとする動きがでてくる一方農村の経済活動も活発さを加え、金融機関が農村にも進出した。本町内には、切手銀行、小林銀行飯富支店が開設されたほか、各地域ごとに頼母子講などの相互扶助組織もつくられた。

維新以後さまざまな改革がなされ、先進国に追いつく努力を重ねたが、日清・日露両戦争を経て資本主義経済体制が確立し、対外的にも一応認められる形で明治時代は終わったのである。

第三節 大正時代

(一) 製糸業の発展

資本主義体制へ大きく根固めた明治が終り、諒闇(明治天皇の服喪)不景気で幕あけた大正ではあったが、第一次世界大戦が起るとヨーロッパ諸国の経済状態は麻ひ状態におちいり、主戦場から遠い日本ではあったが、経済的には悪影響を受け一時的ではあったが不況に輪をかけた状態になった。

すなわちヨーロッパ向けの輸出産業は滞貨の増大・価格の低落に苦しみ、原材料をヨーロッパから輸入する産業は品薄と値上りで打撃を受けた。輸出品を中心とする生糸と綿糸の相場は大正三年の暮れまでに三割前後もさがり、繭の値段はこれに輪をかけて暴落し、養蚕地帯は大きな打撃を受けた。

しかし戦争でとだえたヨーロッパ諸国の商品が中国、インド、東南アジア、オーストラリア、南米諸国にも進出し、軍需品はイギリス、ロシアへの輸出がふえた。日露戦争後入超を続けた日本の貿易が、大正四年には一挙に輸出超過に転じ、四年には一億七千五百万円、五年には三億七千万円、六年には五億六千七百万円の黒字となった。

大戦景気で好況になったアメリカにむけての生糸の輸出も激増し一挙に二億円もはね上がった。この影響を受けて農村の養蚕戸数は

年々増した。明治一五年には三〇〇程度しか飼っていなかった静川地区も大正五年の村政取調書(県立図書館蔵)によると、桑園面積一三町六反六畝、春蚕一七戸、掃立て枚数一三八枚、夏秋蚕三六戸、掃立て平均一枚、大須成では春蚕一四〇戸・一七八石・金額八千九百円、夏秋蚕六四戸・二四石五斗・金額七三五円、桑園一三町歩あまり、年々発展の傾向ありと記されており、この地域の養蚕が明治以来年々盛んになったことがわかる。

養蚕が盛んになりつつあった明治末期に製糸業も各地に表われた。

明治政府は勸農政策として、大農法による大がかりな原野の開拓、商品作物の生産、牧畜、蚕種改良など諸政策をすすめてきたが、その本命をなしたものは、伝統的な産業として生き残った生糸と茶業であった。生糸とお茶は、明治一六年前までのわが国の輸出総額の六割以上を占めていた。日本はこの時期不十分ながらこの二品目によって外貨を獲得していたのである。これらによって得た外貨があつてはじめて官営工場における機械や原料の輸入も大量の外人技師団を雇うこともできたので、「絹は明治経済の防波堤」ともいわれたのである。

生糸が輸出品としてはじめて取引きされたのは、甲州島田糸であった。開港と同時に横浜に進出した甲州商人も少なくなかったといわれている。宮本常一は『開拓の歴史』で次のようなことを書いている。

々幕末のころ、相州厚木の宿というのは家が一八軒ほどのさびしい在所だった。江戸から大山へ参詣するものがここで休んだり宿泊

したりする程であったが、明治にはいると人馬の往来がはげしくな
って宿場はにわかになつてしまった。それは山梨地方の絹商人や八王
寺辺の綿買が繭を買いにくるようになったためだといふ。

山梨の絹商人が繭を買ったり、横浜への往来で厚木を利用して
たことがよくわかるが、生糸貿易では当時篠原忠右衛門（八代郡東
油村）、藤井屋清助（甲府緑町）、伏見屋治左衛門、若尾逸平・幾
造兄弟（甲府市青沼）などは広く知られている。

当時最大の輸出貿易品である生糸を改良し増産するために、政府
は明治五年以来群馬県の富岡をはじめ各地に官営の模範工
場をつくり、フランスから機械と技術者を入れて改善普及につと
めた。製糸業は、この当時民間産業として最も急速に発達したもので、そ
の大部分は座繰製糸で品質が悪く、輸出品としての座を保つために
はその品質の改善が急務であった。そのため機械製糸の導入をはか
り、明治九年には工場数八七・釜数五、〇〇〇、明治一五年の民間
工場数二、〇三三・職工数六一、〇五二人のうち製糸工場一、〇六
八、その職工三七、四五二人で民間工場総数の半ば以上を製糸で占
めるようになった。

このようにふえた製糸工場の機械も、実は官営工場の機械の取り
入れられるところを部分的に取り入れ座繰機械を改良したもので器
械製糸と呼ばれていた。女工の手先の熟練が必要という点と能率お
よび製品の均一性という点で近代的な機械と呼ぶことはできなかった。

本県では明治六年、甲府市の名取雅樹や若尾逸平らによって機械

製糸がはじめられ、特に藤村県令によって山梨製糸工場が甲府市
錦町に設けられると、名取雅樹氏はその経営をまかせられ、二百人
繰りの機械製糸工場として、本県製糸業の発展に寄与した。

明治中期から末期にかけて峡南地方に養蚕が盛んになると、本町
内にも製糸工場ができた。切石の天野義守（天野晃氏先代）は酒蔵
におだれをおろして、五〇人繰程度の座繰製糸工場を明治二六年六
月にはじめ、明治四三年には、本格的な工場（切石の十一屋付近）
を建て、機器を導入し一〇〇人程度の規模で操業を始めた。天野晃
（天野酒造店社長）によると当時の会社の役員は次の通りである。
取締役社長・天野桃太郎（切石） 取締役・望月繁（早川町赤沢）
同・佐野節朗（西島）、同・笠井嘉一（西島）の各氏である。

その後切石には望月製糸（望月棟太郎氏）、深沢製糸（深沢徳太
郎氏が相次いで操業をはじめ、田原には丸共製糸（四〇人繰）が若
林安蔵・宮沢正照両氏により、飯富には④製糸株式会社が一二〇人
繰の製糸工場として操業し、座繰では夜子沢をはじめ、本町内各
所に大小の工場があり、明治末年から大正時代にかけては養蚕・製
糸がこの地域の中心的な産業に発展した。（西島・切石・飯富・古
長谷の関係者および古老の話）

表一は山梨県統計書（県立図書館蔵）に表われている切石の天野
製糸工場の経営概況であるが、これ以外に本町関係の製糸工場で
は、望月製糸工場について明治四三年の山梨県統計書（県立図書館
蔵）の工業統計に天野製糸工場とともに次のように表われている。

工場名 望月製糸工場

創業 明治三四年六月

(山梨県統計書県立図書館蔵より)

労働人工		1日就業時間	1か年就業日数	賃 銭		製 品		
男	女			男	女	品目	数量	価 格
—	—	12	180	30銭	25銭	生糸 生皮	632 175	} 33,270
1	—	13	148	1円50銭	80銭	生糸 生皮	765 147	
1	—	14	265	1円	75銭	生糸 生皮	16,000 820	135,630

製造品目 生糸
一か年執務日数 一四〇日
一日就業時間 一五時間

職 工〔男 二〇人
女 一人〕

動力源 水力一馬力
持 主 望月棟太郎

田原にあった丸共製糸工場については、文献には表われていないが、田原の河原向きに明治四〇年以前からあり、四〇年の水害のときに被害を受け今の若林精一氏のところに移転したようである。四〇人線の工場で株もつり、会社組織で経営していたが、大正一〇年ころ久那土に移転したと古老はいっている。

飯富の④製糸株式会社については、『大正山梨県誌』に、大正年間の山梨県製糸工場は九二あり、南巨摩には九、本町関係では静川村に静川製糸工場、飯富村に飯富製

糸工場があったという程度に記されているが、当時の関係者の言によると一二人線りの工場で、早川雄一郎氏が社長であったという。(飯富・青島啓一郎氏談)

大正年間の本県製糸業界は最も盛んな時代であったようで、『大正山梨県誌』には当時の業界の様子を次のように述べている。

多数の製糸業者の中には良質主義をもって目的に進んでいる。多産主義を標榜する者もあるが、多くはその中間を歩いている状態である。

県は技術員を常置して指導奨励の任に当たっている。教師養成、練糸法を教導し、蚕糸会その他の実業団体は、共進会・品評会を開き、業者を共励共修させ、従業員を選奨し、業者は最近の理学を応用してその改善発達につとめ、指定品種・奨励品種を使用して、その品質向上を図っている。

永井治良農林技師は、大正一四年県産製糸を批評し「糸質概ね良好なるは、主として原料繭の改良と練糸法の進歩とに基因すべきも、尚織度の開差多きもの、色沢不良なるもの、整理の不完全なるもの等あるは、遺憾とするところなり、よろしく設備の改善と技術の錬磨とにより、是等欠点の除去に努めざるべからず。」と苦言され、さらに「当事者は尚大いに奮励努力されねばなるまい。糸師外国市場に左右され、経済上甚だしく消長をきたせり。大正二、三年頃は景気が悪かった。七、八年頃は空前の好況を呈せしも、大正十年頃より悲況におちいり業会はしずんだ。大正十四年頃大規模に営業したのは次の如し」

と結び、そのあとに、静川製糸や飯富製糸の名が上げられている

表1 天野製糸工場の経営概況

年代	工場名	創立年月日	職		工		計	
			男	女	男	女	男	女
明40	天野製糸	26.6	14歳以上	2人	14歳以上	82人	2	82
大9	富士製糸株式会社	同上	20歳以上	4人	15歳未満 15歳以上 20歳以上	13 20 41	4	76
大10	株式会社天野製糸	同上	20歳以上	5人	15歳以上 20歳以上	31 31	5	62

園のところに二〇〜二五人くらい収容できる寄宿舎も設備されてい
た。
この付近の工場のみならず当時農村の子女は製糸・紡績・織物な
どの繊維工場の労働力として働き、農家の経済の支えになってい

が、天野製糸工場も、飯富の
①製糸工場も大正一二年の関
東大震災で横浜の倉庫の中に
入れておいた生糸が焼け、ど
ちらの工場も大正の末には経
営は苦しくなっていた(天野
晃・青島啓一郎談) ようであ
る。
本町にあったこれらの製糸
工場では、繭をこの土地から
買っていたのであるが、製糸
業者が多く、鯨沢あたりの業
者もはいつて繭を買いあさ
り、蚕の上簇期に売買契約す
るといふ、いわゆる「青田買
い」も行なわれていたよう
である。
職工もこの地域の若い女性
が多かったという。また天野
製糸工場には、今の静岡保育

た。大正三年の村政取調書(県立図書館蔵)の静岡村の中には、
「近來製糸女工の甲府市、長野県、群馬県等に出かせぎする者多く
取得金は一か年概算四千円以上に及べり」とあり、伊沼ほか二か村
のなかには「製糸女工は多く信州岡谷方面」曙村のなかには「女工
出稼ぎ約六人」とあり、この時代の本町内の多くの農家の子女が、
地域の工場のみならず他に出かせぎして経済の支えになっていたこ
とがわかる。

全国的にみると、大正初頭の工場労働者の数は官営工場を含めて
百万人、そのうちの五割五分が女子労働者で、二〇歳未満は女子勞
働の六割を占めた。繊維工場的女子労働者の七割が寄宿女工で労働
時間も一三時間から一五時間で、小さい工場ほど労働時間も多く、
深夜労働も普通であったという。苛酷な労働に堪えて働く出かせぎ
女工は大正四〜六年ころ全国で二〇万にもおよび、一二万人が蒸発
し家へ帰るのは約八万人、そのうち一万三千人が重い病気で、三千
人が結核で帰ったといわれている。結核にかかった娘が家へ帰ると
抵抗力のない農村であるから、病気を家族や近所の者にうつして、
治療法の進んでいない当時であるから多くの死亡者を出すという例
もあり、本町内にもこうした不幸を受けた者もあったといわれている。

大正五(一九一六)年九月一日、わが国初の社会政策立法である
工場法が成立し、女子の一五歳未満の者の就業禁止、午後一〇時よ
り午前四時までの深夜業の禁止、危険業務の禁止などの規定が設け
られたが、一五人以下の小工場や、やむを得ざる場合の特例を施行
後一五年間認めただので、どの程度守られたのか不徹底でありまたこ



明治年間の大福帳
(切石・依田明氏蔵)

のことが日本経済の二重構造をつくる原因にもなった。

当時生まれた工場成金は職工の苛酷な労働の上に成り立ったものであり、成り金天下と貧乏物語は背中あわせに存在した。(『日本の歴史』中央公論社刊、『農業百年かわら版』家の光協会) 当時の物語は「女工哀史」として現在も語られているのである。

(二) 商業と金融

農村に養蚕が盛んになり、製糸工場が建ち、生産過程の近代化が図られ、交通が発達し、物資の交易が盛んに行なわれるようになった明治末年から大正年代の本町内の商業は、切石・飯富の宿が中心的な役割を果たしていた。大正年間の商業の動きを村政取調書(県立図書館蔵)によってみると、静川地区(大正五年)には、

銀行は切石銀行資本金五万円、小林銀行支店、戊申銀行出張店、外に市川銀行支店、商店は二〇戸あり雑貨店多し、

切石市は古来開催されたが沿革不明、毎年十月二十七日切石村内中宿通りに戸板を列べこれに商品を陳列して商う、

とあり、背後に久成、平須、夜子沢、曙の農村地帯を控え早川往

還の起点として早川町の笹走、塩の上、都川、三里あたりをも商圏としていた。

伊沼ほか二か村取調書(大正八年)には、

伊沼

雑貨商 三 行商 二

八日市場

雑貨商 四 銀行 一 旅館 三 料理 一 人力

車 八

飯富

雑貨商 二〇 合資会社(物産商会) 一一 銀行 一

質商 一 旅人及下宿 六 理髪店 三 馬車 客乗

り 一 人力車 八

昔時八日市場村に八日の市ありと伝ふるも微すべきものなし、

今は何等の市なし

と商業の項にある。八日市場は宿場としてにぎわい、飯富は、早川町の玄関として、特に早川流域の発電所の工事の行なわれていた大正一〇年から昭和元年初ころは物資の中継地として、人夫等の宿舎などもあり、活況を呈した。

曙村取調書(大正八年)には、

雑貨商店 中山区五軒 其他大字に各二軒位ありという、会社

一、行商十五、飲食店 二軒

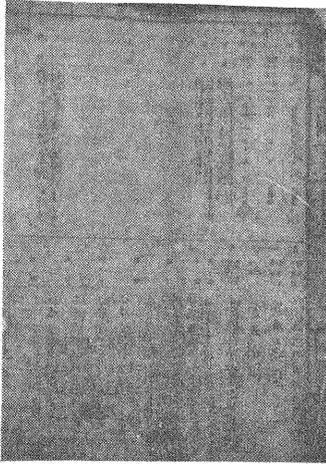
とあるが、地区農家の日用品を商うことが多く、飲食店二軒は、早川往還の休けい所としての茶店であったと思われる。行商一五とあるが、地の利を得ないこの土地には、職人とともに行商人もその

大正時代は銀行の乱立していた時代であるが、『大正山梨県誌』には大正一二年現在県内の銀行は普通銀行五九、貯蓄銀行三あり、

小銀行乱立の弊頗る顕著なるものありと書かれている。
大正一二年ころ南巨摩郡下には切石銀行のほか、南部銀行、富河

表2 切石銀行の資本金および損益

年代	資本金		積立金	営業日数	金銭出納		最近損益		配当歩合
	総額	払込額			出	入	益	損	
明〇	五〇,〇〇〇 円	五〇,〇〇〇 円	九,〇三三 円	四〇 日	三六,〇六六 円	三六,〇六一 円	五,五〇一 円	一,六三三 円	〇・〇五 円
大九	一〇,〇〇〇	七,〇〇〇	二七,七五七	三三	一六,八八七	一八,三三三	二四,三〇〇	一五,五七	一・〇〇
大十	一〇,〇〇〇	三,五〇〇	一五,七五七	四〇	二二,三六八	二七,一六八	二五,三〇一	一〇,三三	一・〇〇



切石銀行の登記謄本
(西島佐野嘉盛氏蔵)

銀行、万沢銀行、市川銀行、小林富士井銀行の七つの銀行があった
(大正山梨県誌)が、切石銀行は比較的堅実な経営をしていたよう
である。

切石銀行は明治末期より大正・昭和初期までは、地方銀行として
順調な発展を遂げ、営業圏は現在の早川町・中富町・下部町に及ぶ
峡南地方産業発展の金融機関として信用も高かった。資本金および
損益の内容については、前掲の表(山梨県統計書)によって当時の
実績を知ることができるが、さらに大正一二年には資本金を当初の
六倍に増資し、西島地区に支店をもつようになった。

こうした銀行のほかに、産業組合法による信用組合をはじめ、貯
蓄組合・報徳社・頼母子講(無尽会)など(静川、伊沼ほか二か村

(山梨県統計書)

組合、曙村村政取調書)があり、貯蓄の奨励とともに、農民自身も貯蓄についての関心が高まってきた時代であったことがわかるのである。

(三) 畜産と馬市

明治三十六年農商務省から出された農事改良一四項目の中に、堆肥の改良・牛馬耕の実施・家禽の飼育など畜産と関係するものが三項あり、それを受けて村の行政的な指導が行なわれた。いわゆる強制的農事指導・奨励時代であったが、そのころ本町で飼育されていた家畜・家禽の頭羽数を旧村例でみると、

大須成村(大正五年)

牛 六一頭 内乳牛五六 その他農耕用

馬 三七頭 多くは農耕用

静川村(大正五年)

牛 三六 内乳牛四 乗馬用一 耕作用と稼馬に出す
馬 六四 馬車用一

大正四年より養蜂を始めた者八戸 多くは自家用

養鶏は一〇羽以下の飼養者五〇戸あり

伊沼ほか二か村(大正八年)

牛 八日市場 五 駄用、農耕用
馬 八日市場 四 伊沼 一 飯富 一三(一時的)

養蜂 八日市場に五

養鶏 二〜三羽飼育する者各村に二〜三〇軒

曙村(大正八年)



大正七年の畜産組合事業概要報告書

馬牛 一八〇頭 はず
れも雑種、駄用、肥料取等
豚 一〇頭
養蜂 一〇箱
養鶏はなし
とこれら各村の取調書に出てくるが、明治一六
年ごろに比べ、大須成
村、伊沼ほか二か村組合
は牛馬の数は減ってお
り、静川村、曙村は増加
し、これら関係村だけ

で、二九二頭から四二二頭と二二九頭も多くなり、家畜の飼養目的も作用、駄用、稼馬、肥料取り、牛では搾乳用もあり、夜子沢地区では、堆肥と改良肥料(金肥)の肥効比較試験の結果堆肥の優秀性を認め、堆肥組合が二か所作られたと静川村の取調書(大正五年)にある。

そのほか、養蜂・養豚・養鶏などが新しくはじめられ、当時の農会の指導力が強く表われていることが、これらの資料からわかるのである。

明治三三年ごろから、農業保護政策とあわせて、同年つくられた重要物産同業組合法によって、組合による自己検査を主体とする産

業改良事業がおしすすめられ、本郡にも「山梨県南巨摩郡産牛馬畜産組合」が明治四二年設立され、諸調査、家畜市場の開催、自己検査による奨励方法として授賞・奨励金の交付などの事業を行なっていたが、大正七年同組合が組合員に配分したパンフレットによって、郡下の状況をあげてみると、

表3 (1) 年度末現在組合員およびその飼養頭数

組合員数	飼養牛数	飼養馬数	計
八六五	一九〇	七〇九	八七五

表4 (2) 年度内組合員の生産した犢駒の数量および価格

数量	犢		駒		計
	数量	価格	数量	価格	
二四	二四	五八、〇〇〇	四	一、五八〇〇〇	六、二六、五〇〇

(1) 家畜市場の開設

家畜市場は例年の通り、自八月二六日、至八月二八日三日間陸合村に、自八月二九日、至八月三〇日二日間静川村に開設した。とあるが、大正七年静川村で開設されたものを次表にあげてみる。

表5 静川村 (畜牛)

種類	性	入場頭数	売買頭数	価格	一頭の価格			交換頭数
					最高	最低	平均	
種牝	牝	七	三	三三〇,一〇〇	八〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	—
雑牝	牝	七	二	五五,五〇〇	三三,〇〇〇	五,五〇〇	四七,七五〇	—
計		一四	五	三三五,六〇〇	一一〇,〇〇〇	三五,五〇〇	三三,二〇〇	—

表6 静川村 (馬匹)

計	種類		入場 頭数	売買 頭数	価 格	一頭の価格			交換頭数
	種	性				最 高	最 低	平 均	
三五	四	牝	三	六	五五、五〇〇	三六、〇〇〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇	一
三	六	牝	六	六	三〇、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	六、七〇	一
八六、五〇〇					三六、〇〇〇	三、〇〇〇	七、八〇		一

静川村の家畜市場は切石と手打沢で開かれ、この付近の牛馬はこの家畜市場でほとんど取引された。切石市は昭和一〇年ごろまで続いたと古老はいう。静川村の村政取調書（大正五年）には、馬市は毎年八月三〇、三一日本村区内、手打沢区内で開催する。競馬は明治三九、四〇年最も流行せしが、馬券廃止とともに中絶せりとあり、大須成の取調書（大正五年）にも、毎年八月三〇、三一日静川村に開催する郡産牛馬組合の馬市に売買する牛馬頭数は不定なりと家畜市場の開設について書かれている。

(2) 奨 励

優良産犢駒の授賞、組合員が生産した産犢駒中優良なものに対して、県の技師ならびに組合の獣医の審査により、組合長が褒状を授与した。大正六年には八頭の入賞があったが、本町内では、静川村の遠藤浜吉氏が二等に、大正七年には、七頭入賞しているがその中に本町関係の入賞は無かった。

また、組合規程によって、組合区域（南巨摩郡）以外から優良

種を購入した場合や、優良産犢駒を生産したものおよび種付け成績優良なるものにはそれぞれ奨励金が交付された。共進会も組合の手で開かれていたが、大正七年の共進会の模様が事業概況には次のように書かれている。

大正七年一〇月六、七日の両日静川村に本組合第一回牛馬共進会を開催しました。その出陳頭数は牛に於てエアシア種一頭、同雑種九頭、ホルスタイン雑種十二頭、ゼルミー雑種一頭、血統不明雑種二頭、計二五頭、馬に於てギドラ雑種一頭、アンクロノルマン雑種二頭、血統不明の雑種二頭、計二五頭にしてその内賞状を授与されたるもの左の通りである。

大正七年一〇月に、はじめて畜産組合の事業として、共進会が開かれたのであるが、本町内の授賞は次の通りである。

畜牛の部

一等 エーアシア雑種 三才 曙村 遠藤 初吉

二等	ホルスタイン雑種	二才	〃	佐野真治郎
三等	エーアシヤ雑種	二才	〃	望月昌作
〃	ホルスタイン雑種	三才	〃	遠藤勇五郎
〃	ホルスタイン雑種	四才	静川村	望月佐十郎
〃	ホルスタイン雑種	三才	曙村	星恒三郎
四等	〃	四才	〃	佐野嘉市良
〃	〃	三才	静川村	深沢正作
〃	エーアシヤ雑種	四才	〃	望月佐十郎
〃	〃	一才	大須成村	依田重昌
〃	ホルスタイン種	二才	八日市場村	望月照義
四等	アノ雑種	三才	静川村	川口国助

以上のような事業の概況が報告されているが、その経費は大正七年の予算でみると、補助金を除く収入金額は五三〇円、うち組合員の分賦金は四〇円、補助金は一、〇〇〇円になっており、収入の約一・五倍、組合員の賦金の実に二五倍の補助金が県や国からでており、政府の産業改良事業がいかに熱っぽく行なわれていたかがわかるのである。

四 民業と経済

第一次世界大戦中の好景気は、反面ゆがんだ面をつよくもっていた。その好況はおもに輸出品の暴騰によるもので、時局産業は残業

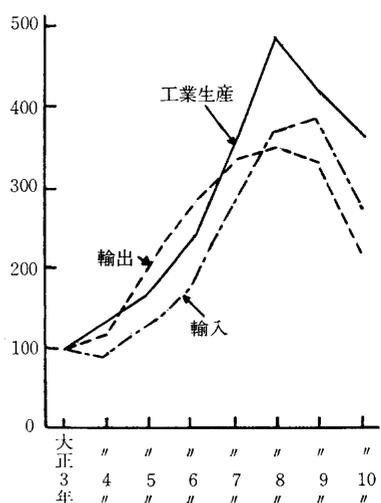


表 7 経済・貿易の発展「日本の歴史」より
大正3年を100とする指数

・夜業などによって需要の増大に応じ、国内消費者を無視して輸出する飢餓輸出が盛んに行なわれ、関係企業は巨大な利潤をあげ、大正五、六年には、造船関係が最高で一六六%、肥料・化学工業など低い方でも四九%もの開戦前に比べた利益率を示し、戦争成金がぞくぞく出現した。反面景気の進みは偏より、購買力の乏しい国内消費者を無視した輸出だったので、食糧など国内消費物資の値上りはおくれ、賃金も低水準を続けた。

国内でも都市より農村は低く、都市の労働者は午前七時～午後六時まで働き、

日当では一円八〇銭～二円五〇銭
請負いでは三円

くらいになったといわれているが、農村の小作人は日の出より日

没まで働き続け、一日わずか七五銭程度で、大戦になってから農村人口が都市へ流出するようになった。
 そのころの大須成村や静川村の賃金は次表に示す通りであるが、当時の郷土農村の賃金の低さが推定できるのである。
 表8

作男日当	大須成村	静川村
養蚕時	男 四十五銭 女 三十五銭	賄付 二十銭
木挽	男 五十銭 女 四十五銭	
大工	六十五銭	
左官	五十五銭	大工 五十五銭
屋根職	五十五銭	左官 六十銭
石工	五十五銭	
女工		六十銭
黒工(土木工夫)	一円位なり	二十五銭

大正5年村政調査より (県立図書館蔵)

大正六年ころより繊維や穀類も上昇しはじめたが、大戦が終わった翌九年より米・繭をはじめ農産物の価格は、肥料・農機具など農家の生産資材価格にもまして暴落がひどく工業製品と農業生産物の価格差は大きく開いた。線香花火のような好景気は、第一次大戦後の反動→米騒動→関東大震災を経て、いわゆる戦後恐慌といわれる不況に襲われたのである。

大正一〇年度の大須成村会における事務報告には、次のような報

告がなされており、不況の波がおしよせていることがわかります。
 生業の盛衰

村民一般農業ニ熱心ナリ、副業トシテハ養蚕業ニシテ組合ヲ組織シ大ニ斯道ノ振興ニ腐心セシガ、昨春来糸価ノ暴落ニ伴ヒ、繭価又其ノ影響ヲ受ケタル為メ、幾分掃立ヲ減ズルモノ等散見シ村収入ニ於テ多大ナル減額ヲ見タルガ、昨冬以来又ミ糸価昂騰セルニヨリ各養蚕家又督励シ居ルモノノ如シ、尚昨年来労銀ノ騰貴セルヨリ大工其ノ他ノ職工副業トシテ出稼キスルモノ尠カラズ此ノ点ニ於テ養蚕ノ減収ヲ幾分償ヒタルノ感アリ

勸業
 副業ノ最タル養蚕ハ糸価低落ノ為メ一時頓挫セントスルノ傾向アリシガ、兎ニ角副業トハ云ヒ乍ラ村蔵入金ノ一位トモ云フベキ業ナルガ故ニ努力屈セズ桑園ノ改良、蚕種ノ共同催青、生

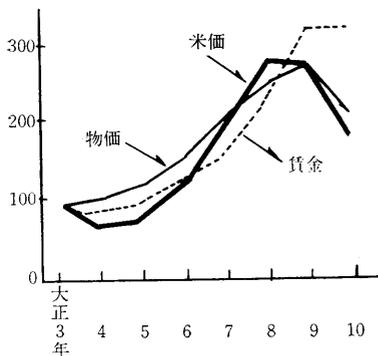


表9 物価の上昇「日本の歴史」より (大正三年を100とした場合)

産労費ノ節約等々研究ニ腐心シ進歩ノ状顯著ナリ

大正八年春蚕より繭価は暴落し、農民の損害は少なくなかった。特に村蔵入の一位を占めるといふ養蚕地域であるからその対策にも腐心したようである。たとえば肥料、蚕具の共同購入、蚕種の共同貯蔵、共同催青、桑園の改良、生産労賃の節約等を図ったのであるが、経済界の激変には抗することもできず、労賃の高い大工その他の職工として出かせぎし、農家経済を維持したのである。

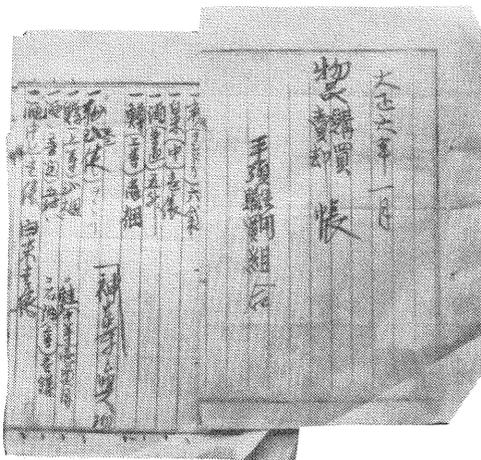
大工等の賃金が騰貴したとはいっても、物価の上昇にはおいつかなかった。昭和三年を一〇〇とした場合、物価指数は五年一二二、七年二〇二と急カーブで上昇したのに、賃金指数は五年一〇二、七年一五三と大きく開いたので、少数の例外を除き一般の生活は、けっして容易ではなかった。(日本の歴史巻23・今井清一著)

大戦中繭が高かったので農家では桑園を広げ養蚕収入の増加を図った。伊沼ほか二か村取調書(大正八年)には、「麦圃が桑園になる傾向あり、養蚕は年一年と増加している。」と書かれている。養蚕による現金収入が増加すると、これまで麦やひえを食べていた農家でも米を多く食べるようになった。他方大戦景気で鉱工業従事者の増加、農村人口の都市流出、農業労働者の減少による米の収量減、加うるに大戦の影響で外国米の輸入も減少した。

米が不足すると地主や米穀商は米の売りおしみをはじめ、ために米価が暴騰し、民衆の生活難は深刻になり、社会不安が増加した。当時の新聞は米価騰貴は民衆の生活を苦しめていると毎日のように報道した。大正七年七月ついに富山県下新川郡魚津町の母親たちに

よって起きた米騒動は、全国に飛び火し、一道三府三七県にわたる、三六九か所で起こった。米騒動に参加した者は百万人にも及んだという。本県では甲府市に七月一五日に起こり、若尾財閥といわれた若尾逸平の家が焼き打ちにあった。

当時の農村の生活について大須成の村政報告書(大正五年)には「農家の住宅は木造草葺多く、労働は筒袖および古衣を用ゆ。食物は麦飯および野菜類を主用とし、時々海魚の乾物等を用ゆ」とあり、食生活も菜食中心で、動物たんばくなどふだんはあまりとって



帳 買 物 組 用 信 須 平
帳 売 物 品 合 組 用 信 須 平

藏 氏 誠 寺 宮 神 平 須

おらず、正月、盆、祭りなどの農村行事に塩魚、干し物などが買われていた程度であった。

大正六年正月準備のために、組合員が購入した物資を、平須信用購買組合の物品購買・売却帳からひろってみると、

神宮寺某	粉(押鳥)	六袋	神宮寺某	粉(上等)	貳梱
	白米(中)	壹俵		酒(中等)	五升
	酒(普通)	五升		石油(中等)	壹罐
	鱒(上等)	壹梱			
幡野某			佐野某		
	粉(押鳥)	二俵		白米(並)	一俵
	酒(上等)	五升		粉(押鳥)	五俵
	白米	半俵		石油(並)	一罐
	鱒(上等)	壹梱		鱒(上等)	壹梱ト壹メ目
	鱒(中等)	壹貫目		酒(並)	貳俵

などと記帳されており、農家の正月の生活が想像できるのである。

大戦後は、工場の人員整理で都市から農村に帰る労働者も多くなり、各地に小作争議も起こった。また、大正一〇年〜一三年ごろは、賀川豊彦らの指導によって農民組合が各地につくられた。大正一三年末には全国で約六五〇組合、組合員数五万八千名になった。同一五年には小作争議が二、七五一件も起きるほど農民組合運動は

高まったが、農村の秩序を変革するまでには至らなかった。

本町内に農民運動があったかどうか、資料に乏しく不明であるが小作争議が起る以前の大正五年および八年ころには、

大須成村

小作の契約は、三年・五年・十年の契約をなすものあれど

も多くは無期限なり。上納は穀及金納、穀納は収穫時、金納は養蚕上簇後

静川村

小作の契約は一樣ならず、上納期は養蚕上簇後

曙村

地主、小作人の間は実に懇切なる由

と村政取調書には記されている。小作料は大正五〜九年に最高となり、全国平均で

一毛作田 反収一、九〇六石の五一％にあたる〇、九七二石

二毛作田 反収一、一六九石の五五％にあたる一、一九五石となつている。(日本の歴史卷23、今井清一著)旧村の小作料ほどの程度かはつきりはないが、一樣ではないかも知れないけれどもこの資料をもとにするとおおよその見当がつこう、

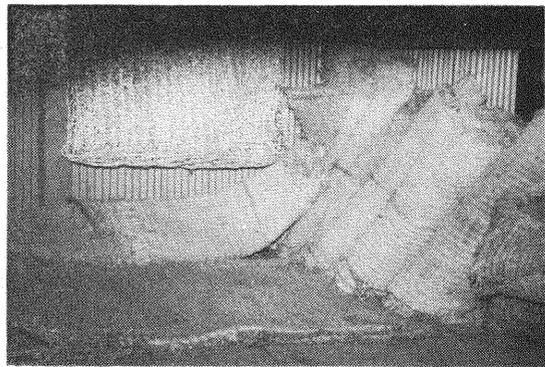
明治末期から大正にかけては、大規模な治水、水利、耕地整理事業に政府は補助金を出して援助した。本町内でもこの制度の適用を受けて耕地整理をしたものが多く、表10に掲げた通りである。

また、大正五年には自作農創設制度が制定され、簡易生命保険の積立金を融通して農地を買わせ二四年賦で償還させるという方法がとられた。これらの結果、小作地はもちろん自作地も多少ふえてい

表10 大正年代に行なわれた耕地整理概要

昭和14年山梨県統計書

耕地整理 組合名	総面積	民有地面積			工事費 総額	組合設立 または施行 認可年月日	工事完了 年月日
		田	畑	その他 (国有地 を含む)			
飯富村組合	町 5,9027	町 5,0129	町 0,0122	町 0,8816	円 2,000	大 2. 7.21	大 2. 7.21
西島村組合	40,2121	23,6908	4,4602	4,4602	1,128	大 3. 8.15	大 11. 8.18
静川村 手打沢組合	9,4227	8,7710	—	0,6517	2,669	大 6. 3.27	大 9. 8.31
同上	12,5502	9,8623	1,8717	0,8022	24,774	大 11.10.13	—
西島村組合	36,4301	30,3027	1,1222	4,9912	72,220	大 13.10. 7	—
飯富村組合	19,0314	17,8220	—	1,2024	64,641	大 13.11. 7	—
静川村 夜子沢組合	27,8305	12,7809	4,7803	10,2603	21,936	大 14. 3.25	—
静川村 寺沢組合	34,7512	25,5606	2,2007	6,9900	21,350	大 14. 3.26	—



以上、大正時代における本町の産業経済の動きの主なもの、国や県との関連においてとらえてきたが、それら以外のものとしては、次に掲げるようなものによって、当時の本町の動きを知ることができるのである。
(以下いずれも村政取調書による)

大須成村 (大正五年)
戸数 大塩一三三、 久成四九、 平須六八、 計三九〇
主要農産物 米耕地三七町九反 大麦七七町八反 小麦二八町 大豆二五町
家庭工業 むしろは全区を通して百半戸あるも、多くは自家用に供し残余は切石村に搬出して販売す
静川村 (大正五年)
戸数 切石一〇、 夜子沢一〇一、 寺沢四〇、 手打沢八

三、日向南沢四二、計三七六戸

主要作物 米、麦、雑穀類

特有農作物、手打沢桃は美味なり

職工 大工二五人、左官三人、瓦屋一人、鍛冶職二人、屋根職

二人、大工・石工は農閑期東山梨或は郡内に出稼す。

古来この村に船頭少なく富士川交通の便あるときは多少ありしが現在は少なし

家庭工業 蓆織あるも全区を通じて三〇戸養蚕農家の需要の

外、郡鞆沢町商店に取引販売す

農産物の売先 鞆沢町、日用品の買入先も同じ

職工出稼 東山梨、南北都留、静岡県

伊沼外二か村（昭和八年）

戸数 八日市場八九、伊沼五四、飯富一三七、計二八九

土地 飯富に早馬割と唱う所あり、四五町歩、早川出水の時押

流され今は僅かに存するのみとする。

主要農産物 米、麦、大・小豆を主とし、甘藷、粟、蕎麦等なり。

工場、煉瓦工場四か所

職工 瓦屋一戸、大工一九人、石工二人、屋根職三人、

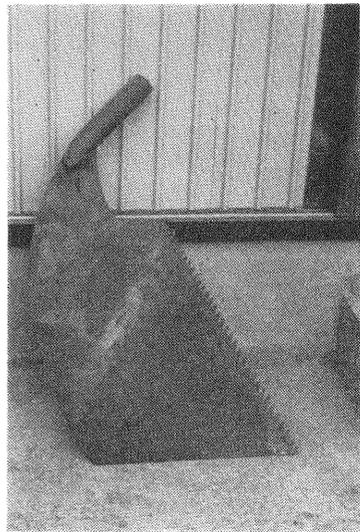
煉瓦四人（以上伊沼）

瓦屋一戸、鉄細工一人、木挽一人、左官一人、

屋根職一人（以上八日市場）

桶屋一戸、建具屋二戸、精穀所二戸、左官一人、

漁業三人（以上飯富）



木挽き職が使った大のこぎり
（静川小学校・郷土資料室採）

家庭工業 竹木混用の製品あり

物資の出入、農産物の売買及日用品の買入先は八日市場、飯富

等に於て、間にあわざるものは鞆沢・南部方面より

曙村（大正八年）

産業上功労者 星野新十郎、村民を指導し大いに尽力せり、

物資の出入 農産物は飯富、切石方面へ、日用品も同断

主要農産物 米、麦及大小豆、粟等なり

職工 大工九人、屋根職七人、木挽一人、石工二人

桶屋二人、荷車引一〇人、駄馬車引六人（以上は戸

なり）

など書かれており、当時の本町が農業を主体としながらも職人などの兼業農家が多く、養蚕による現金収入以外に、農閑期婦女子の

むしろ織りと職人による出かせぎによって、農家経済を支えていたことを知ることができる。

大正時代は、第一次世界大戦による棚ぼた式の好景気、戦後の恐慌と農民騒動、関東大震災など、目まぐるしい変動期でもあった。

また、大戦を契機に急速な発展を遂げた第二次産業によって、農村も商品経済に深くまぎこまれた。

そうしたなかにあつて、アメリカ経済との関連で変動のはげしい繭価、その生産地帯であつたこの地域は、短かい大正であつたが、激しい変化に明け暮れた時代であつたといえるのである。

第四節 昭和恐慌と戦時統制

大正時代は、その後半については明るい時代とはいえなかつたが、昭和になってからの二〇年間は、まさに暗黒の時代であり、動乱の時代であつた。

西島の秋祭りに建てられる大のぼりに「百姓昭明」「百邦協和」と佐野忠雄（西島）が御大典記念に書かれたものが、諏訪神社、若宮神社に建てられたのを記憶しているが、「昭和」という元号は「書経」の中にあるこのことばが典拠であり、要するに、国民全体に陽が当たり、国々が仲よくしていくという願いが込められていたといわれているが、昭和のはじめ二〇年は、恐慌からくる社会不安、弾圧、暗殺、陰謀、クーデターが繰り返えされ、ファシズムの台頭と第二次世界大戦と、一部の財閥・軍閥を除いたすべての国民

が塗炭の苦しみを受けた時代であつたといるのである。

(一) 世界大恐慌と本町の産業・経済

アメリカ合衆国は第一次世界大戦以前は、ヨーロッパへ農産物を輸出し、工業製品をヨーロッパから輸入するという後進国であり、ヨーロッパから借金をしていた債務国でもあつた。第二次世界大戦以降は急速に工業も発展し、農産物や工業製品をヨーロッパに輸出し、ヨーロッパに金を貸して利子をとる国に成長し、ドルが世界経済を支配するようになった。

大正一三（一九二四）年ごろより、世界の政治・経済はようやく安定期にはいつたが、ヨーロッパ諸国もその生産が戦前の水準に達した。そのころアメリカは輸出が伸び、自動車、電気などの新興産業の発展と住宅建設の伸長などによって経済の繁栄はすばらしいものがあつた。

けれども、繁栄をきわめたアメリカ経済もそう長続きはしなかつた。昭和二年（一九二七）年ころには、国内消費が限界に達したが、独占体の力が強く、価格引下げがなかなかできず、行きづまりの状態にあつた。そこで政府は昭和三年（一九二八）金利をさげ、金融をゆるめる景気刺激策をとつた。そのため株式投資が熱狂的なものとなり、ヨーロッパに向けていた資金までも国内株式投資のために引き上げられたのみならず、ヨーロッパでもアメリカの株式に投資するようになった。このような状態のなかで、アメリカの海外投資によって支えられていたイタリア、オーストリア、ベルギー、南米の一部には深刻な金づまりが生じ、アメリカの輸出が停滞

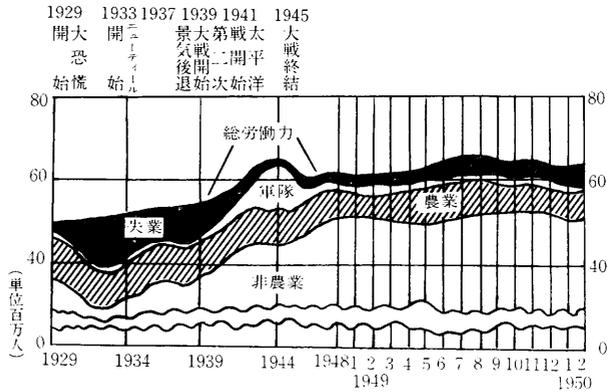
第一章 立地条件とあゆみ

するようになった。
国内消費の限界と株式投資による海外資金の引き上げからくるヨーロッパの金づまり、そのための輸出の停滞という経済の悪循環のなかで、投機熱に不安が生じてきた。昭和四（一九二九）年一〇月二四日USステイル株とジェネラル・エレクトリック株の急落に端を発した株価の暴落は一〇月二十九日には株価指数三八一、二ドル

アメリカの失業者の増加

年	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935
失業率(%)	13	12	21	26	32	31	26	23

（塩野谷九十九「アメリカ経済の発展」による）アメリカの最大の労働組合A.E.L.に加盟している組合員のうち、何%が失業していたかを示す。



アメリカにおける雇働量の移り変り

（ニューヨーク・タイムス1950年3月12日号による）

から一九八、二ドルの約半値になった。
株価の暴落に続いて物価は四分の三に急落し、生産は三分の一に縮小され、雇用は二割かた減ぜられ失業者は、昭和四年一八六万人、昭和八（一九三三）年には一、三七二万人におよび、恐慌は未だのものとなり、またその回復もはかばかしくなかった。アメリカに発生した経済恐慌はヨーロッパの資本主義国をもおそい、日本にも伝ばして、昭和の大恐慌となり、世界中に広まり、世界恐慌へと発展したのである。（参考文献『日本の歴史』『日本の社会』昭31中教）
日本における恐慌は、昭和二（一九二七）年の金融恐慌に続き昭和五（一九三〇）年に始まる昭和恐慌とに分けられる。恐慌が信用部門から始まるという経験をはじめて受けた金融恐慌は、昭和二年三月に起こり、五月末までに休業した銀行は、全国で三七行、その後の破産を含めて七四の銀行におよんだのである。それは日本の銀行史上未だの大混乱だった。昭和史の幕はこうした混乱のなかであけられたのである。
第一次世界大戦によって、戦争に便乗した成金的な成長を遂げた日本の経済も、大戦後、交戦国経済復興が進むにつれて、輸出市場を失なった。一方国内においては輸入品におしまくられている状態が続ぎ、輸入の拡大による国際収支の悪化がいちじるしくなった。こうした過程で金融恐慌は起こったのであるが、とくに中小銀行の打撃が大きかったのは、銀行自体の経済基盤が薄弱だったことと、これら中小銀行の取引先である中小企業が戦後のありをくって業績が振わなかったことによるものである。政府はこ

れらの中・小銀行を合併させるための「新銀行法」を第五二議會で成立させ、その促進をはかった。その結果昭和四年までの間に三九銀行が合同に参加し、五八五銀行が消滅した。このとき、飯富に支店をもっていた増穂町の小林銀行（頭取小林八右衛門）は富士井銀行と合併し、新たに「小林富士井銀行」と改称した。

金融恐慌後、中・小企業は急激に縮小したので、日本の工業はぼろ大な弱小・零細企業と一握りの大企業が聳立するという二重構造的な工業生産様式が生まれたのである。

昭和五（一九三〇）年一月一日、紙幣と金貨を兌換する金解禁を行ない、円の国際的信用を高めようとし、貿易の上でも、赤字幅をすくは縮めたが必らずしも期待していたものにはならなかった。紙幣を兌換した金貨でアメリカのドルを買うものもあらわれ、その年に五億八千八百万円という巨額の金が国外に流出するという事態を引き起こした。この年は世界恐慌の幕が切っておとされた年であったので、日本の金解禁はまさにその渦中に投じた石の如きもので、そのために国内は、かつてない深刻な不況に見舞われ、日本経済の危機を拡大した。

世界恐慌の一環としてのこの昭和恐慌の皮切りは、アメリカの購買力に全面的に依存していた生糸が、アメリカの経済恐慌の影響で昭和五年の春繭相場で一貫匁三円九〇銭と約五〇％の値下りとなり、続いてこの年豊作だった米価が、七〜八月の石当たり二五〜三〇円台から、秋には一五円台へと大暴落した。そのほか物価が二〜三割も下がった。

この恐慌は、①金解禁によって日本の為替相場が上がったこと。

②世界的な恐慌であったため、国際的にも激しい値下りがあり、特に生糸はアメリカ、雑貨は中国をはじめアジア諸地域を取引先としていたため、これらの国が恐慌の影響を強く受けていたので、日本の輸出品は値下がりがひどかった。③政府の金解禁によるデフレ政策によって、企業が投資をおさえ在庫を減少しようとしたので、供給が多くなり逆に需要は減退した。このため商品市場に大暴落があり、株式市場が崩壊し、不況のなかで国民生活は破たんをきたした。

恐慌は九〜一〇年まで続いたが、中小企業の破産・大企業の生産制限によって失業者は増大した。昭和五年につぶれた会社は全国で八二三社（『日本の歴史』）失業者の群は三〇〇万（『農業百年かわら版』）にも達した。明治末期から大正年間に栄えた本町内の富士製糸工場（切石）①製糸工場（飯富）も、関東大震災で横浜に出した生糸が倉庫の焼失によって大打撃を受け、かたむきかけていたところへやってきた昭和恐慌で、昭和六年ころ閉鎖のやむなきに至った。

①製糸はその後経営者がかわり、第二次世界大戦の始まる直前まで青島製糸工場として繰業を続けた（青島啓一談）ようである。

峡南地区では信用を誇っていた切石銀行も、関東大震災と続く大恐慌によるパニック（経済恐慌）によって風当たりを強く感ずるようになった。

全国各地弱小銀行の預金取り付け倒産は連日新聞紙上に報道され、預金者の不安が高まった。

峡南地方では、昭和五年一月二八日増穂の小林富士井銀行に預金者の取り付け倒産がおこり、続いて市川銀行が六年三月二六日、甲府市では松浦銀行が六年二月九日それぞれ取り付けによって倒産した。また、南部銀行、万沢銀行等も相繼いで休業状態に陥いた。昭和六年上半期までに全国地方銀行の六三%が倒産してしまつた。(西島・佐野嘉盛談)

切石銀行にも取り付けが起こり、大蔵省が監督の責任上百万円以上の資本金をもたなければ銀行業を許可しない法令にしたがい増穂町の秋山銀行(資本金三〇万円)中巨摩の峡西銀行(資本金五〇万円)と合併し、業務を継続するよう手配し、相互に経理内容等も監査したのであるが、担保物件が不動産であるので、急激に資金回収ができず、また役員・人事等のももあつて合併不能となつた。

昭和七年八月二日臨時株主總會を開き、總會の決議により、銀行業を廃止し、商号を「切石興産株式会社」とし、商事会社に変更し、金銭の貸付け、不動産・有価証券の取得売却ならびにその仲介およびこれに付帯するいっさいの業務を目的とすることを、切石銀行登記謄本にうたつてゐる。その後は貸付金の回収をはかるとともに、戦時中は木工業や自動車の木炭ガス発生用燃料薪炭の製造を行なうなどしてきたが、昭和一八年一月二八日定期總會において解散し、代表清算人として佐野嘉盛(西島) 深沢巖(手打沢)が清算事務に当たり、昭和二十一年一月三〇日精算を終わつた。

製糸工場や切石銀行の破綻は、この地域に対していろいろな影響を及ぼした。

昭和十三年の「静川村の概況」(静川村役場)の産業経済の項に

は次のように書かれている。

昭和六年経済界ノ不振ノ波響ハ市川・小林富士井銀行ノ閉止トナリ、本村富士製糸、切石委託株式会社ノ破産、切石銀行及ビ信用組合ノ休業状態トナリ為ニ本村民ノ受ケタル打撃ハ約七十万円ノ巨額ニ上リ今日尚之ヲ挽回スルニ至ラザルモ本村農耕者ハイツニ自給自足ヲ主トシテ来タリシ為メ奮然克ク過去ノ苦難ヲ試練トシ昭和十年経済更生委員会ヲ設立シ本村現状ニ最モ適切ナル左記事項ヲ実施実行申合ワセノ上一意負債整理償還、農業経営ノ改革生活様式ノ簡易化冗費ノ節減、貯蓄心ノ涵養及ビ勵行、自給自足主義ノ確立等全村民一致協力着々其ノ成果ヲ収メツツアリ。

また、当時の報知新聞には、「債権整理の矢先き、村長、収入役に「退職」というタイトルで「南巨摩郡静川村では、先に村有基本財産を切石銀行に預金していたが、昭和六年の銀行バニックの余波を受けて同銀行も破綻し、それ以来同銀行当事者と村当局では数次の折衝を続けてきたが、この整理の方法として銀行名義の債権譲渡を受けることになり、近く知事の認可申請することになっていたところ同村長深沢太郎氏は十一日突如退職届けを提出し、続いて収入役川口義富氏ほか書記二名も連袂退職したので助役深沢文四郎氏は狼狽議員有志とはかり、近く臨時村議會を開くことになった。云々」とあり、当時の不況とあわせて、債権者・債務者それぞれその收拾策に難儀したことが想像できるのである。

労働者・俸給生活者の借金・給料の切下げはさらにあり、賃金の

不払い・遅配なども多かった。労働者の実質賃金の低下をもたらし、原因のうちには、当時ひろく採用されていた「臨時工」制度があつて安い賃金で使用されていたことや、朝鮮人労働者が非常に安い賃金で使用されていたことも、日本人労働者の賃金を引き下げる原因にもなつたといわれている。

このような現象は民間会社のみでなく、不況のために税金の滞納が多くなり財政のやりくりのつかなくなつた市町村にもおよび、小学校の教員や役場吏員まで月給にあぶれる始まつた。昭和七年六月の調査では、全国の七、三、八四校の小学校のうち、五、五七校が俸給未払いであつた。（『日本の歴史』）といわれている。

大須成村では第一次世界大戦直後の不況当時から納税の滞納がはじめ、昭和一〇年には村税滞納額が六、六四〇円余の多額になり、昭和九年度役場吏員の給料は一文の支給も受けておらず、小学校教員の給料は五年度から九年度まで一、三三九円の未払いが生じ、昭和一〇年一月には、当時の村長望月半助自から陣頭にたつて、役場吏員とともに、積雪をかきわけ納税勸説に歩いた。（昭一〇年一月二〇日報知・山日新聞）昭和一〇年一月二九日付け山梨毎日新聞には、「役場も学校も無給で働らく」という見出しで次のような記事がでている。

南巨摩郡大須成村では、去る昭和五年以来打ち続く疲弊で村税の未納が年々累加し、昨年末までに六千余円の巨額に達し、財政も愈々窮迫を告げて来たので、村長望月半助氏等役場吏員は昨年一月以来一銭の月給も貰はず職務に精励し、又同村小学校校長依田

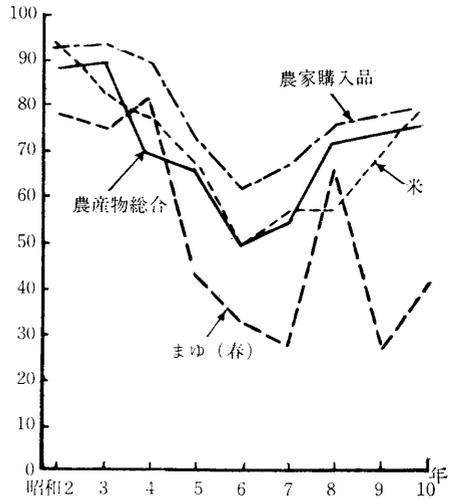
直義以下七名の教員も昨年九月以来月俸も不渡りとなつたが、不滿の色も浮かべず、一層児童の育英に専念しているので、村長、有志等も職員立場に同情し、せめて教育費だけでも支払いたいと目下当局者が草鞋御神で村内各戸を訪問し、財政の苦境を訴え、温情的に納入方を督促している。

しかし、わらじばきで歩いた滞納整理も、藪俣の低落のために糞蚕に現金収入を頼っている農家の打撃は大きく、思うようにならなかつた。同年四月七日の各新聞は、「滞納整理を行なつたが教員の給料未払いの一部を支払つたに過ぎず、役場吏員の給料未払いその他役場費一切を潤す程度まで調達するに至らず、村財政は全く梗塞し、役場吏員一同苦境に匙をなげ、六月第二回の強硬な滞納整理を断行し、整理後村長以下吏員一同総辞職する意向であり、昨今の同村役場は陰惨な空気に満たされ悲壮な決意のもとに最後の準備をしている。」（東京日日・山日・報知各新聞）と出ており、当時の農村の悲壮な姿がよくわかるのである。

経済のひっぱくは学童の欠食ともなつて現われた。全国で三五〇、三七二人の子どもが弁当を学校へもつていくことができなかつたといわれている。また、娘の身売り、嬰児殺し、一家心中、ゆきだおれ、ルンペン、売春、強盗など枚挙にいとまなく、刑法犯の発生件数で、元年の七二万件が、三年には一〇五万件、七年には一五七万件と世相を反映してうなぎのぼりにふえたが、一一年ごろ経済が安定しはじめてからやっと減りはじめた。

昭和六・七年の日本の経済を見ると、物価は三五%も低落し、国

表1 農産物の価格の動き
『日本の歴史』より



民所得や株価は三〇%、工鉱業生産は二五%も落ち惨たんたるものであった。このような大恐慌のなかでの前記のような社会問題は当然の結果であったかも知れない。

昭和六年曙村村政報告書の生業の盛衰状況でも「繭価ノ低落、不景気ニヨル出稼男女ノ収入不足、失業ノ続出、金融界硬塞等デ不況其ノ極ニ達セリ。」とあり、米価は半分以下、繭価は貫当たり生産費（当時三円六〇銭）におよばない二円五〇銭（昭九）という低価格で、繭を売りにきてあまりの安さに腹をたて、売らずに川に捨てた人があったという笑えない農民の憤りに満ちた話もあったほどである。木材丸太が製材工場に着けて石五〇銭、そのほか野菜などでも暴落しており、その反面農家の購入品は相対的に高かった。出かせ

ぎしようとしても働くところが少なく、その賃金も大工・左官の賃金は七〇銭、土木労働者は四〇銭という低賃金であった。金の必要に迫られた農民は安い農産物を多く売って経済をまかなうという「窮迫販売」をせざるを得なかったので、農産物の価格は輪をかけて低下した。

当時地主は小作料を引き上げて収入を確保しようと小作料の値上げも行なわれたので、小作農・小自作農の生活は苦しかった。大須成村の納税滞納が第一次大戦後から出ていることについては先にふれたが、全国的にも農家の借金が第一次大戦後から増大していることと一致していることから、これらは単にこの地域の問題だけではなかったことがわかる。農民の借金は年々増加し、昭和七年には、全国で四七億、農家一戸当たり平均は大正三年の一三五円から八三七円と大幅に増加し（『日本の歴史』）前述したような農民の税金滞納の理由も察せられるのである。

農村における税金の滞納整理は、農村が恐慌の谷間からぬけたし昭和一〇年ころにいろいろな形で当時の村役場が行なったようである。大須成村では昭和一一年度になっても賦課額の約四割が未納になっており、納付についての督促をしても不納の場合は整理員を雇入れて整理するという村政報告がなされ、同一二年の報告書、経済および会計の状況の項には、県から財務員を雇い入れて滞納整理を行ない、納税者と話し合い納税組合を設立したので、その後成績がよく村の経済が円滑になったと報告されている。

共和村では、納税完納部落には白旗を掲げるという方法がとられたと当時の新聞は次のように報じている。（報知新聞昭一〇、三、

第一章 立地条件とあゆみ

中富町内各地区明治・大正・昭和の耕地面積増減一覽

表 3

(「山梨県統計書」より)

	年 代	水 田		畑 地		総 計 面 積		収 穫 高	
		自作地	小作地	自作地	小作地	田	畑	米	麦
西 島 村	明 40	1.7	0.6	25.6	53.6	2.3	78.8	53	1,554
	大 13	2.7	2.6	42.9	36.3	5.3	79.2	378	806
	昭 14	8.0	30.8	37.0	38.3	38.0	75.3	—	—
大須成村	明 40	9.5	30.7	34.5	12.1	40.2	46.6	433	1,440
	大 13	12.0	30.4	42.2	106.1	42.4	148.1	360	1,489
	昭 14	26.5	12.0	97.5	32.5	38.5	130.0	—	—
静 川 村	明 40	24.0	12.0	119.4	59.7	35.9	179.1	539	1,675
	大 13	24.5	14.7	102.9	68.6	39.2	171.4	491	1,840
	昭 14	23.7	16.1	113.3	41.1	39.8	154.4	—	—
原 村	明 40	5.8	3.1	86.7	56.6	8.4	143.4	230	1,086
	大 13	6.7	3.3	104.3	53.5	10.0	157.8	289	976
	昭 14	26.7	5.3	72.5	40.6	32.0	193.1	—	—
曙 村	明 40	26.5	1.0	172.5	37.3	27.5	209.8	423	1,950
	大 13	25.3	10.4	166.6	33.6	35.7	200.2	455	1,549
	昭 14	22.0	5.3	135.0	21.4	27.3	156.4	—	—
共 和 村	明 40	19.0	9.6	82.0	53.6	28.6	135.6	446	1,903
	大 13	18.8	13.9	85.7	66.5	32.7	152.2	657	1,770
	昭 14	16.5	10.5	102.5	44.9	27.0	147.4	—	—

金融の人的緩和などによる景気刺激を行なう方向をとり、その結果、国の活動がさまざまな形で拡大され、補助金政策もその一つとして現われた。農業危機にうまくつけ込んだ国家主義者たちは、農村救済請願運動を起こした。この運動は全国的規模にひろがり、政府も救農土木と農山漁村経済更生運動を二本の柱とした補助金政策を打ち出した。これらは後に戦時農業政策「ファッシュ」勢力と財閥の結びつきによる農村支配への布石となるのである。

救農土木事業は「失業救済農山漁村臨時対策低利資金の融通」という形で、事業費の五〇％を補助し残額を地元負担としたが、その適用を受けた本町内の耕地整理事業は表2の通りである。

表3を見ると、救農土木工事によって大々的な埋立て工事をした西島地区の水田面積が大正一三年の七倍強という急激な増加を示し、しかも小作地は大正一三年の二二倍弱で、

この工事を境に西島地区は典型的な地主層と小作層に大別される地区となつていった。救農土木工事も軍部の大陸侵略にもなう軍事費の膨脹から土木費を削らざるを得なくなり、わずか三年で消えてしまった。

農村救済政策のもう一つの柱である経済更生計画は、農民に節約と勤勞をしいる自力更生運動で、「重大時局」「非常時」の名においての報徳的な精神作興運動であつた。昭和七年農林省は次のような訓令を出して、隣保共助の精神をもとにした全体主義的な農村再編成組織をつくらせたのである。

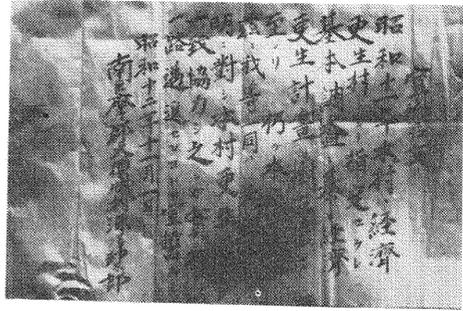
一、農山漁村経済更生計画ニ関スル農林省訓令
農林省訓令第二号

府 府 県

農山漁村経済更生計画ニ関スル件

農山漁村疲弊ノ現状ニ鑑ガミ其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ図リテ民心ノ安定ヲ策シ進シ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ。

政府ハ曩ニ之ガ救済ニ関スル応急的匡救策ヲ樹テ今ヤ其ノ実行ニ付キ最善ノ努力ヲ竭ツツアリト雖之等ノ施設ヲシテ当面ノ一時的效果ニ止マラシメズ農山漁家ノ経済生活ヲ安定セシメ更ニ将来ニ向ツテ其ノ福利ヲ増進セシムルガ為ニハ現下農村疲弊ノ由来セル要因ガ當ニ輓近内外経済界ノ異常ナル不況ニ職由スルノミナラズ深ク農村経済ノ運営及組織ノ根底ニ横タハルモノアル実情ヲ明ニシ農村漁家ノ自醒ヲ促スト共ニ其ノ禍因ノ芟除ニ努力セシムル



大須成村の経済更生宣言文

ノ要アリ之ガ為ニハ農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ経済生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメテ農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織の刷新ヲ企図セザルベカラズ。

政府ガ今回新タニ農林省ニ経済更生部ヲ設置シ経済更生計画ニ関スル諸般ノ方策ヲ実施セントスルノ趣旨モ亦茲ニ存ス。其ノ綱要トス

ル所ハ単ニ農林漁業各個ノ経営技術ノ改善ヲ指導普及スルニ止マラズ農山漁村経済全般ニ亘リ計画的且組織的ニ整備改善ヲ図ルニ在リ就中農業経営ノ基本要素ノ整備活用、生産販売購買ノ統制、金融ノ改善、産業組合ノ刷新普及、産業諸団体ノ連絡統制備荒共済施設ノ充実等ハ其ノ主要ナル事項ニ属ス而シテ之等ニ関シ指導上必要ナル具体的方針ニ関シテハ今後随時指示スル所アラントス今ヤ各地方自奮更生ノ意気熾ナルモノアリ此ノ秋叙上ノ趣旨ノ徹底ヲ図リ農山漁村ヲシテ其ノ経済更生ニ邁進セシムルニハ真ニ恰好ノ機会ナリトス然リト雖此ノ事タルヤ永年ニ亘リ逐次其ノ効果ヲ収ムベキモノナルヲ以テ計画ノ当初ニ於テ一歩ヲ誤マランカ徒ニ画餅ニ帰スルノ虞アリ仍テ地方当局ニ於テハ経済更生計画

ノ当事者ヲシテ紊リニ理想ニ走ラズ性急ニ流レズ中心人物ニ克ク其ノ人ヲ得堅実適切ナル計画ノ樹立実行ヲ為サシムルト共ニ他面ニ之ニ参画スベキ各種産業諸団体ニ関シテハ其ノ本質ニ応ズル分野ニ於テ充分其ノ機能ヲ發揮セシムル様指導督励セラルベク更ニ又精神教化運動トノ連絡協調ヲ密ニシ官民一致大ニ自奮更生ノ民風ヲ興起シ組織的統制的地方経済生活ノ整備振作ヲ図リ以テ農山漁村更生ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラルベシ

昭和七年十月六日

農林大臣 後 藤 文 夫

この計画は経済更生計画を希望する町村をつのり、希望町村は自分の村の経済更生計画を申請し、それが認可されると一〇〇円の補助金が交付されて指定村となった。

本町内では曙村が昭和七年指定を受けその成績についての報告が次のようになされている。

顕著なる実行成績

農会の活動 昭和八年四月以来技術員を設置し、その指導の下に種苗圃を設けて優良種苗を安価に供給し、病虫害の防除を徹底的に勵行し、以て生産物の品位向上、増収を図り、共同作業場を利用して各種農産物の製造自給、製俵講習会等を開きて俵装統一の実を上げ出荷統制に資す生産物の販売は総て共同出荷とし、肥料その他の購入は産業組合を通じて共同購入す。本年度共同購入共同販売数量右の如し。

共同購入 肥料 五八〇畝

共同販売 大豆(前年度分) 二五〇俵

蚕 豆 五〇俵

ビール麦 四五俵

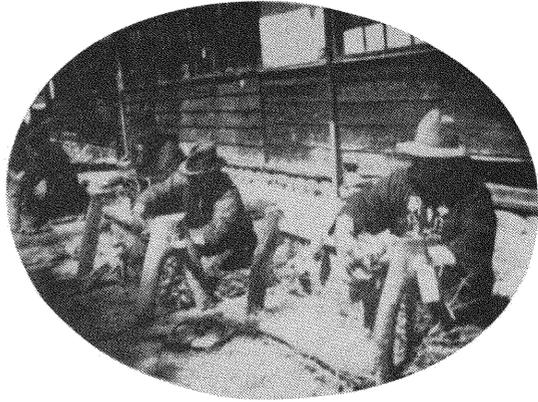
大麦 一〇〇俵

土地利用耕地拡張、往昔開墾し切替となしたる土地にして、以後放任草生地として不毛に終りたる如きもの少なからず。之が開墾助成をなし、余剰労力を利用して耕地拡張、食糧増殖の実を挙げたり。之によりて計画樹立以来開墾したる面積に一三町歩に及べり

また、一般的実行成績は「精神的教化」「農林業経営改善」「収支改善」「各種産業団体の拡充販売購買統制」の四項について、「計画事項」「計画当時の現況」「計画目標」「(五か年後)」「実行の成績」の四分類にした実績報告をしている。

西島村は翌九年指定を受けているが、指定を受けた村は村社の前に村民が集まり計画の実行を神前に誓約するという行事を必ず実施することになっていたのである。このことについて西島村の『村自治ノ現状』(昭和一二年役場発行)の「経済更生ニ就テ」の項で次のように述べている。

本村ハ昭和九年八月十四日村社若宮社ニ於テ村民一同参集シテ経済更生計画ノ実行ヲ神前ニ誓約シテ愈々実行ニ入り、村名譽職員各種団休長、村中心人物ヲ網羅セル経済更生委員並ニ四十三組ヨリ成ル納税組合長ヲ実行督励員ニ任セシメ、機会アル毎ニ部落懇談会、講演会の開催、印刷物ノ配布等ヲ以テ詳サニ計画内容ノ周



講習會製儀を行なわれたとして更生事業

知徹底ヲ期スル
ト共ニ隔月ニ定
例委員会ヲ開催
シ実行ノ經過ト
計画ノ内容トヲ
対照シ其ノ結果
ヲ村民ニ普ネク
周知セシメ以テ
本村ノ完壁ヲ期
シツ、アリ。
而シテ経済更生
計画中其ノ主ナ
ル生活改善、負
債整理等ニ在テ
ハ其ノ功績顯著
ナルモノアリ其

- ノ一例ヲ記スレバ
- (1) 負債ノ点ニ於テ昭和九年八月ノ実行ノ初期ニ在リテハ全村ノ負債四十一万三千五百円、一戸当たり千六百六十六円ナリシガ約二ヶ年半後ノ本年ノ基本調査ニ於テハ一戸当たり金八百五十三円トナリ実ニ一戸当たり二百十三円ノ減少ヲ示セリ。
 - (2) 冠婚葬祭等ニ於テ費用ノ節約具体的数字ヲ現ワシ得ザルモ、其ノ計画ノ遵守実行ニ因リテ相当額ノ節約ヲ期シツ、アリ。
 - (3) 古来本村ニハ多数神社アリテ所謂私シ祭多ク親戚知己ヲ招待

シ競フテ馳走ヲ為シ交互ニ此種祭典ヲ行ナヒ各戸多額ノ費用消
費スルノ習慣ナリシガ、生活改善上之ヲ年一度一定ノ期日ニ改
メ其ノ実行ヲ期シツ、アル結果多額ノ費用節減スルニ至レリ。
(4) 旧米盆会ノ七月ハ其ノ一日ヨリ十三日迄ノ間各戸各戸ニ墓参
ヲナシ五ニ招待シ逢フ慣習ナリシモ、生活改善規約ニ依リ七月
七日午後村内一斉ニ行ナフ事ニ改タメ、其ノ実行ヲ期シツ、ア
ル結果多大ノ費用ト無駄ナ時間ヲ徒費セザル事ヲ得ラル。
経済更生樹立実行ノ実績ハ以上ノ如クニシテ、県ニ於テモ本村
ハ優良経済更生村トシテ昭和十二年度特別助成村ニ指定ヲ受ケ
今其ノ実施事業ニ着手中ニアリ。

特別指定村制度は昭和一一年設けられたもので、この指定を受け
た村には特別の助成金を出しており、西島村は経済更生特別助成事
業費補助金として五千七百五十円を受け、農道の新設および改修、
共同作業場および組合倉庫助成、負債整理組合への助成製紙職工養
成施設助成費として二万四千五百二十八円の予算を組んでいる。

また西島村が昭和八年の実行成績として県に報告した資料は、一
般的実行成績として「精神教化と各種団体」「生活改善」「公経済
の改善」「負債整理」「農林業経営の改善」「産業組合の拡充」
「各種産業団体」の七項目にわたるぼう大な資料を提出している。
静川村は昭和一〇年、大須成村は昭和一一年それぞれ指定されて
いるが、認可された村にはそれぞれ一〇〇円の補助金を交付するこ
とは前述した通りであるが、昭和一三年一月二九日村会へ提出した
「昭和一二年度南巨摩郡大須成村歳入出追加予算書」では農山村経

済更生費として九〇円しか交付されていない。昭和一二年度の大須成村の事務報告では、経済更生に関する状況欄で「県において助成金交付の指定村に認定されたので、一月一日県の係官の臨席を得村社諏訪神社に全村民が集まり宣誓式を行ない、生産の増殖、収入の増加、生産費の節減、消費経済生活、生活改善の実行、自給自足の目標に向って各種団体が協力しあい健全なる村の建設に努めつつあり。」と述べられている。

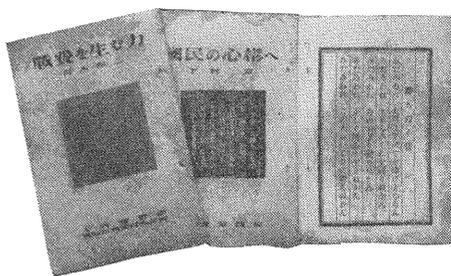
補助金行政には、いつの時代も問題が伴うようである。中間搾取、リベートなどの不正、お役人の気にいるような机上プラン、代議士や役人のいばりちらしなどいろいろ挙げられるが、この付近でもこれに関連するような事態もなかったとはいえないようである。

(三) 戦時体制と産業

昭和一〇年ごろから農村も恐慌からぼつぼつ抜け出すことができたが、恐慌の危機をきりぬけるためわが国は、満州事変、続いて起こる日華事変と対外侵略への道を歩みはじめた。昭和一二年の日華事変によって農村経済はやっと小康を保つことができるようになった。ことに一四年の鹵佃の高騰によって養蚕農家の収益を大ならしめ、農家経済は立ち直りはじめた。

しかし、事変の拡大化、長期化によって戦争経済が本格化した時期にはいって来たので、農村の労働力は大陸戦線や軍需工場に動員され、戦争経済のもとで農業人口は激減し、農家は労力と物資の不足になやまされるようになった。

戦時経済体制は、昭和一二年陸軍省が生産・流通・消費・労働力



戦時教育資料
(大政翼賛会戦時貯蓄本部発行)

製品をつくったり、配給・譲渡・使用・消費までも規制した「輸出入品等臨時措置法」など一連の戦時立法によって軍事優先体制をつくった。

また国民が戦争に積極的に参加し、国家への忠誠を誓い、苦しみに耐え忍ぶための心構えをもたせるための「国民精神総動員運動」がこの年一二月はじめられ、翌一三年には「戦時ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ運用スルヲ謂フ」と定義した「国家総動員法」を制定し、政府の統制措置と組織的な精神動員体制の布陣がなされた。

統制経済で最も苦しめられたのは、中小企業のなかの「平和産業」といわれた消費物資を生産する民間関係業者である。西島の製

などをすべて統制管理し、戦争の要求にこたえさせようとする意図のもとに「重要産業五か年計画要綱」をつくり、それを同年一〇月設立した企画院が具体的に計画実施しようとしたときからはじまった。続いて軍需産業に資金をまわすための「臨時資金調整法」不用不急品輸出入制限とそれらの物資を原料として

紙業はその点では最も大きな影響を受けたのである。当時の関係者は百万奔走して軍需用紙の割当てを得て生産を続けたのであるが、昭和一二年作られた西島村の国民精神総動員実施計画の「産業組合経営ノ観念」の文中に、

幸ヒ組合ハ農村ヲ理解セル軍部ノ恩恵ニヨリマシテ事務用規格紙ノ製造ヲ命ゼラレマシテ随意契約ノ特典ニヨリ一昨年以來果進的ニ多量ノ注文ヲ受ケマシタノデ今年ハヤク拾万円ノ多キニ達シ加フルニ紙価ノ昂騰ト相俟ッテ相当ノ利潤ヲ収ムル事ガ出来得タノデアリマス

とあり、当時規格版の軍納紙をすくということがよくいわれ、やや景気を取り戻したが、戦争が激しくなるにつれ、不用不急品の輸入制限で原料や薬品が乏しく、労働力の面からの圧迫もあり生産に苦心が払われたようである。昭和一五年の西島村の事務報告の「生業ノ盛衰」欄の製紙業の項で、

原料三極不足に因ル昂騰ト副原料及マニラ麻等ノ輸入統制ノ影響トニヨリ其レニ代ルベキ原料ノ選定ト製造方法トニ苦心研究ヲナシ製品向上ヲ図リタレバ生産ノ増加ヲ見ツツアリ

と輸入統制の影響や原料不足を克服すべく、桑皮、稻わら等の繊維を代用品として使う方法を取り入れた苦心について書いてあるが、二年後の一八年の事務報告では、「原料並ニ薬品ノ欠乏ノタメ生産

意ノ如クナラズ」と戦時下の苦境が訴えられている。

総動員計画の戦時体制のなかで農村の状態も日増しに悪くなった。農村の多数の労働力は戦場へ、軍需工場へと動員され、労力不足は戦争が激しさを加えるとともに深刻になった。一四年からは肥料・農機具・農業用薬劑・作業用被服その他の物資の割当配給制が行なわれ、農業生産資材はますます不足し、太平洋戦争の勃発によって配給割当量は激減した。配給割当制度によって金肥の使用量は次第に減少し、山梨における昭和二〇年の肥料の使用量を一〇年と比較してみると約五分の一に激減している。金肥の不足を自給肥料によって補うために農会が緑肥用茶干石の栽培を奨励した。昭和一三年一〇月出された「静川村農会概況」のなかに、

農産物生産費ノ節減ヲ計リ地方ノ維持増進ヲ計ラムガ為メ採種圃四、七町歩ヲ設置シ之ガ普及ト増産ヲ計リツ、アリ

とあり、その作付反別は四八反から五五反、収量は四八石から五五石へ増産割当てをしている。自給肥料をとりながら農耕用に使っていた農家の馬も軍馬として徴発されたことも労力不足と肥料欠乏に拍車をかけた。肥料不足はこれまで多肥農業の上にならたっていたわが国の農業生産に大きな打撃をあたえた。

しかし、食料の増産確保は戦争には絶対に必要であり、政府は生産の増強を叫び続けた。これより前の昭和八年から小麦増産五か年計画を進めてきたが、戦時体制になってからは主穀の増産割当てを行ない、太平洋戦争になってからは桑を抜き主穀増産をさせたが、労力不足、資材不足で生産の低下はどうにもならなかった。

農村の労働力は戦争が進むほど女子化、老人化したいわいる「三



農繁期には勤労報国隊

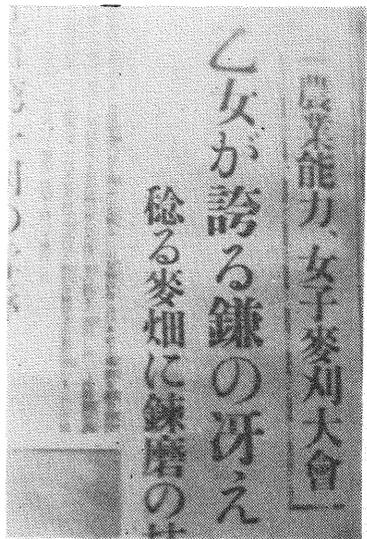
として農業労働に動員された学童

趣旨について大会の後援をした東京日日新聞社「銃後特輯」として山梨版に次のように書いている。

「国防の第一線へ或は時局産業へ男子を送り出してもびくともしない健全なる銃後農村を築くためには、農村に残る婦女子の労働能率の向上を図って男子に負けない腕前を磨き、労働増進によって不足する農業労働力を補はなければならないといふので、県では本社後援の下に農村一年の四大行事の麦刈、田植、桑摘、稲刈の各種目別

チャン農業」になつていった。

婦人の労働力は、「銃後農村を背負う勤労乙女」などともち上げられ、県や新聞社が中心になつて桑摘み大会、麦刈り大会、稲刈り大会などを開いて労働増進奨励をした。昭和一五年第一次大会が開かれたが、その



麦刈り大会で一位になった
大須成の笠井直子氏

にその季節を狙つて挙行し、県下一の桑摘乙女、稲刈乙女を決定し一等一名、二等二名、三等五名に対し安岡知事の賞状と賞金、本社から農具を増呈して奨励に努めている。(中略)各郡大会においても年々その記録は向上し、各村々における農業労働力の増進を如実に物語り本大会が農村乙女の労働能率向上に寄与するところを遺憾なく立証しているのである。

麦刈大会は郡市別の予選があつて各都市から二名の代表者によつて技を競つたのであるが第一回と第二回の大会に本郡代表として、大須成村の笠井直子が南巨摩郡の代表選手として派遣され、第一回大会で二位第二回大会で一位になった。

第二回大会は、昭和一六年六月二日、甲府市外玉諸村の応召農家の麦田で行なわれたのであるが、六月二日の新聞にはその模様か

次のように報道されている。

県下各都市から選抜された廿名の勤労乙女は郷土の名譽を双肩に
 県下一の栄冠を目ざして利鎌を奮いみのる黄金の麦畑は、勤労乙
 女によって見る見るうちに刈りとられ一人あたり一畝歩（長さ廿
 五間のうね三うね）のコースを平均僅か卅二秒で刈取り、刈取時
 間を七十点、刈あと成績を卅点、計百点とし厳重審査の結果廿六
 分卅秒で八十九点を獲得した南巨摩郡大須成村笠井直子さん（二
 四）が第一位となり県下一の勤労乙女の名を獲得、本社寄贈の優
 勝旗は南巨摩郡の手に歸し、昨年の第一回大会において東山梨郡
 岡部村河野春子さん（二五）と優位を争い惜しくも第二位に落ち
 た笠井直子さんは本年度の第二回大会においてその汚名を雪ぎ堂
 々優勝したのである。

当時この競技大会は農業勤労の祭典ともいわれ、乙女の振るう鎌
 の沓えに観衆は驚嘆の目をみはったという。授賞式で東京日日の山
 梨甲府支局長は、

変転極まりなき国際情勢下にあつて大東亜の盟主として高度国防
 国家の備を固めるためには男子一人残らず戦場へ送つても銃後農
 村は貴女方の手によって固く守られびくともしない不動の生産力
 を継続しなければならぬ。——今や非常時に際し農業能力の向
 上は農村労力問題解決の要諦となつて来たといつても過言ではな
 い。——本大会が時局下意義深きを立証するものにして欣快にた

へない次第である。

とあいさつし、男子がひとり残らず戦場へ行つても婦女子によつ
 て不動の生産力を続けるためには、農村労働力問題の解決が重要な
 課題であつて、それを解決するために、農村女性の労働能率向上を
 図らねばならないという「三チャン農業」における婦女子への期待
 がよくわかるのである。この大会のようすをみると、特定個人の能
 力に対する期待や願望はあつたが、当時の農業労働力向上が農村婦
 女子全般にかけられた要求であるとすれば、何をどうすれば能率は
 高まるのかという技術的な法則性の追求こそが必要であつたと思
 うがそのような視点はまったく考えられていない非科学的なものであ
 つて、この大会を通して当時の日本人のもの見方、考え方の一端
 を知ることのできるのである。

また、農村の労力不足を補うために「銃後後援会組織」をつく
 り、全村民を動員して「出動応召者」「徴発馬多数のため必要緊切
 な部落」「軍需品供出」等に勤勞奉仕をするという農村労働力の再
 編成も行なわれた。昭和一二年西島村が編成した銃後後援会勤勞奉
 仕班は次のようである。

- 勤勞奉仕へ出来得ル限り全村民ヲシテ、普遍的ニ行ハシメ勤勞奉
 仕困難ナルモ余裕アルモノニハ現物奉仕ヲ勸奨スル等真ニ全村民
 ノ隣保共助ニヨリ実施スルコト
- 勤勞奉仕ニヨル援助ハ出動応召農家ニシテ労力不足ニテ困難スル
 モノニ對シテ之ヲ行フコト
- 軍需品ノ供出ニ付テハ県ノ計画ニ応ジ迅速且ツ適切ニ供出シ得ル

ヤウ関係団体ト協力スルコト

○奉仕班ハ必要ニ応シ壮年部、青年部、婦人部、少年部等ニ分チ夫々ノ奉仕班ノ事業並ニ分担概ネ左ノ通り

(一) 壮年部

┌ 経営用品ノ配給
├ 肥料・飼料ノ採取
└ 運搬

(二) 壮年部

┌ 農作物ノ播種取穫調整
├ 桑園ノ除草、耕耘、施肥
└ 畜力、農具ノ供用

(三) 婦人部—家事・家政勞力奉仕

(四) 少年部

┌ 生産物ノ運搬
└ 薪炭ノ採取

こうしてあらゆる手段によつて食糧増産運動を展開したが肥料不足、勞力不足に苦しむ農村の生産は低下するばかりであった。

米の生産高は昭和一四年をピークに以後減退し、食糧の需給は非常に窮屈になり、農家でも二合三勺の配給を受けるような統制が実施された。昭和一五年一月一日行なわれた大須成村常会では各部落会長全員による農繁期中の配給米を三合にしてほしいと、次のような要求をしていることが、一五年一月五日付山日新聞記事になっている。

南巨摩郡大須成村常会は一日開催、各部落会長全員出席——笠井駐在巡查から米穀管理規則施行につき説明した。なお全村民の希望とし農繁期、飯米の配給一人一日二合三勺を三合に改めてほしい



老人、婦人中心の三チャン農業

いということをして陳情することになった。理由は同地方は山間村で勞働がはげしく、現在でも配給の二合五勺では一日の食糧が不足し各自家庭で三割から四割の大麦を配給米へ混合して食べる状態である。農繁期にはさらに空腹を増すからというにある。

一五年産米から米穀管理規則が制定され、生産した米はすべて管理米として政府に売却し、一月二合三勺の配給制度が実施されたことに対する農民のささやかな抵抗が行なわれたわけである。「供出」ということばはこのときから生れたのである。

太平洋戦争になると悪化していく食糧事情に対処して政府は、「食糧管理規則」を制定し、農民の保有米を除いて、政府の指定数量を強制供出し、集荷、配給まで含めた全面的な国家管理体制をつ

くり、生産者価格四九円、地主価格四四円、消費者価格四三円という三重価格制がとられた。米以外の農産物もきびしい供出制度となり、農民は厳重な国家統制を受けたが同時に明治以来の農村支配体制たる地主制をある程度掘りくずす政策をとるようにもなったのである。

さつまいもは食糧およびアルコールの原料として、馬鈴しょは食用として供出割当てが行なわれ、作付面積の割当てまでなされた。また、綿製品が不足してきた農村に自家用としての綿栽培が奨励された。

綿栽培の推移を見ると、昭和一〇年県立綿作試験地が設けられ、綿の品種改良と栽培方法の改善がはかられることになり、昭和一三年ごろは県が大小麦の裏作にかわって奨励しはじめた段階であることが、静岡村農会の概況（昭一三、一〇）に次のようにでている。

農会ノ事業

二、時代ニ相応セル畑作物ノ栽培ヲ計ラムガ本県畑作改善要項ニ依リ之ガ奨励ヲナシツツアリ、例ヘバ大小麦裏作ニ棉作ヲ栽培セルガ如シ

ところが昭和一六年ころになると、「戦時国策ノ一助トナサンガ為農会ト協力棉試作並ニ一般ノ栽培ヲ奨励シ其ノ成績見ルベキモノアリ」（昭和一六年西島村事務報告）と戦時中の国策として栽培面積を広げていき、戦争が激烈化すると、「戦時下生活及作業ニ於ケル必需品タル纖維資源ニ対シ自給化ヲ図ル為農会ト協力棉栽培ノ奨励ヲナシ其ノ作付四町三反ノ見ルベキ成績ヲ収メタリ。」（昭和一八年西島村事務報告）とあり、農村の纖維資源としてかなり重要な

役割りを果していたことがわかるのである。

この間、産業経済団体も戦時体制にきりかえられ、一八年公布された農業団体法によって、農会・産業組合などの農業団体は全部一つに統合され、戦時農業政策遂行機関として運営されるようになり、農民の自主性はまったく失われたのである。

また、商工団体、労資関係団体も職能別組織としての「産業報国会」に再編成された。昭和一七年までであった「西島職工共済会」は昭和一八年には「西島産業報国会」に組織がえされている。産業経済全般にわたる戦時統制だっただけに終戦後の混乱は大きかったのである。

第五節 戦後の産業経済

(一) 飢餓と食糧対策

悪夢のような戦争が終わり、死の恐怖から脱出したという安堵感をもった次の瞬間から深刻な食糧難が襲いかかってきた。空襲による国土の荒廃、労力・資材の不足、輸入食糧の途絶等によって国内の食糧不足は言語に絶するものがあつた。昭和二〇年七月（終戦一か月前）から二合三勺の配給米は二合一勺に減り、それも米一合九勺、その他の食糧を含めた二合一勺の総合配給制がとられた。

悪条件のなかでの終戦、続く軍人の復員、海外移住者の引揚げ等により人口は急増した。その上終戦の年は天候不順で米は史上空前



戦後の食糧不足を克服する「飢餓線突破委員会」の記録(西島・笠井清己氏蔵)

の大凶作、加うるに政府の権威が落ちていたので供出は割当量の二倍(七四六万石)の低さで、需要は七、八三一石(供出の約一〇〇%)の多きに達していたので食糧は遅配・欠配が続出した。政府はGHQ(連合軍総司令部)に対し、食糧・砂糖あわせて四〇〇万トンの輸入を要請するとともに、国内に供給をギリギリの線にふやすため「食糧緊急措置令」を公布し、強権発動による供出と、食糧・魚介類・石炭・新炭の生産者およびその輸送業者に対し、生産資材・作業用品・嗜好品を報償物資として特配するというリンク制の両面作戦によって供出督励を行なった。

昭和二十一年一月、東京板橋の隠匿物資摘発、同年五月の世田谷区民による皇居への「米よこせデモ」を皮きりに「米よこせ運動」は

全国的に広まった。学童は学校へ弁当を持っていくことができず、休校する学校も続出した。食糧の遅配は昭和二年になつてさらにひどくなり、北海道の一部では一〇〇日も遅配するというところもでてきた。

本町内では、耕地が少ないうえに、戦争による疎開者も多く戸数・人口とも急増した。西島村は

特にひどかった。昭和一六年三五七戸であった戸数は、二年には五三七戸と一八〇戸もふえた。

さつまいものつる(葉柄)はもちろんのこと、およそ食べられる雑草類は春さきから芽を伸ばすことができないほど摘みとられていった。そのくらいであるから、食事の内容は話にならない粗末な状態であった。

窮乏した食糧事情を解決するため、山梨県知事・斉藤昇は「飢餓線突破委員会」を各町村に結成させ、代表者による郡・県の組織も作つてこの対策にのり出したのである。西島村「飢餓線突破委員会」の記録によると、昭和二十一年五月三〇日村常会で結成を決議し、部落より三〜四名ずつ選任された三四名によって委員会を結成し、さらに次の常任委員を選び、選挙によって委員長、副委員長を決めた。

委員長	笠井清己	
副委員長	佐野彦直	
常任委員	笠井房吉	佐野節雄
	笠井伴作	長田政輝
	笠井竹一	望月祥一
	笠井政富	斉藤開重
	佐野喜代亀	鈴木采女
	笠井 薫	

委員会は次の方針を決め、部落懇談会、疎開者組合との話し合い、飢餓突破義捐供出、食糧配分等連日連夜の活動が続けられた。一、各部落毎ニ突破ノ趣旨ノ徹底ヲ期シ、早急ニ主食物資ノ蒐集

ニ努ムルコト

一、各部落ノ委員ニ於テ火急ヲ要スル要特配者ノ詮衡ヲナスコト
 六月一四日小学校の講堂における疎開者組合との飢餓突破懇談会
 には笠井委員長、村長、農業会長、駐在巡查出席のうえ開かれてい
 るが記録の文中には、「共生共死ノ真義ニ徹シ時艱克服ニ邁進スルコ
 トヲ申合セヲナス」とあり、窮迫している食糧事情が伺えるのであ
 る。委員会の方針に共鳴し義捐供出した者、二七五名、品物は、も
 み・大麦・小麦・じゃがいも・大豆・野菜などで、その特配を受け
 た者は、疎開者、転落農家（自家保有で自給不能の農家）、病人等
 で延べ七五五世帯におよび、かろうじて命をつないだ。

笠井清巳委員長は南巨摩郡の委員長、県郡市代表常務委員に推さ
 れ、県議代表、政党代表、学識経験者等四二名の県常務委員の先頭
 にたち、県下一万石救援米および五〇万貫馬鈴しょ義捐供出、保有
 農家および特志農家の配給辞退運動を展開し、本郡下はもちろん県
 下各地の供出督励や他県からの救援米の要請、軍政官ネスラー少佐
 を訪問して輸入小麦の放出懇請をするなど、西島区のみならず全県
 的な立場でこの運動を続けたことが記録に残されている。

九月末になると食糧事情もやや緩和されてきたので、県の委員会
 は二四日解散し、続いて各村の委員会も解散した。西島村の委員会
 は一〇月四日解散したのであるが、解散時同委員会が保有していた
 現金の処分について協議し、翌五行なわれた小学校の運動会に甘
 しょ五〇貫を宮原村より購入、五百人の全児童および学校職員、運
 動会役員として協力した男女青年団員に一人約八〇匁の蒸し芋をも
 おやつとして特配し好感をもたれたと記録に残っている。本郡の委

員会は一〇月九日解散した。

二一年一月から二か年にわたってGHQでも、とうもろこし、
 小麦などの食糧一六一三、五一五トン、かんづめ四三、四七四トン
 を放出し食糧不足の緩和に役立てた。昭和二三年七月、「食糧確保
 臨時措置法」を公布し、農業調整委員会を発足させ、作付面積と作
 況を基礎にして供出割当をする事前割当方式による供出制度を採用
 し、生産および供出割当を行なった。

昭和二四年度、三月一五日大須成役場が発行した『農林だより』
 によると、農家の食糧保有の基礎量は表1・2の通りである。

表1 農家一戸当り保有量 (昭和24年度)

	365日	日数	同保有
米雑穀	74%	270.1日	1.080石
麦	16	58.4	0.232石
甘 諸	7	25.5	14.308匁
馬鈴薯	3	10.9	8.000匁

表2 農家一人当り保有量 (昭和24年度)

年 令 別	一日当り	年 間
1歳～7歳	2合	0.730石
8歳～15歳	3合5勺	1.277石
16歳以上	4合6勺	1.679石
平 均	4合	1.460石

昭和二四年度における本町内各地区の耕地面積と事前割当方式に
 より、生産および供出割当を受けた数量は、表3の通りである。
 昭和二四年には、配給基準量が二合七勺に引き上げられたが、ど
 うにか配給をやりとげたのである。この年は一応戦後の食糧事情が

第一章 立地条件とあゆみ

表 3

本町各地区別耕地面積と供出割当量

昭和24年度

耕地 面積		西 島	大 須 成	静 川	原	曙	共 和
	総 面 積	95.7町	131.7町	122.1町	130.9町	136.3町	130.6町
	田	35.7	31.6	31.8	27.8	21.5	22.3
	畑	60.0	100.1	90.3	103.1	114.8	108.3
	人口1人当り耕地面積	0.3反	0.9反	0.5反	0.5反	0.7反	0.5反
	農家一戸当り耕地面積	2.4反	5.4反	3.9反	3.9反	4.3反	3.6反

生産 及 供 出 割 当		生産割当	供出割当										
	米	859.2石	} 37.8石	563.0石	} 34.5石	712.6石	} 56.7石	654.2石	} 52.8石	516.5石	} 56.3石	494.0石	} 19.5石
	雑 穀	137.6		223.2		248.5		253.4		297.4		264.7	
	大 麦	657.2	} 231.2	669.9	} 203.1	821.5	} 341.8	823.7	} 360.3	975.1	} 267.5	688.0	} 326.0
	小 麦	689.3		359.9		526.4		516.7		322.9		787.0	
	甘 藷	49,760	20,985	32,849	17,857	46,182	19,030	60,091	23,458	56,615	20,983	84,870	26,200
	じゃがいも	8,587	663	6,350	575	7,770	752	10,325	720	7,964		9,664	750

山梨県市町村勢要覧（昭25年版）より 上表は昭和24年3月1日農地設計調査による。

下表は昭和24年生産割当および事前供出割当による。

安定した画期的な年だともいえるのである。二六年ごろまでは食糧難が続いたといえるが、労力の確保、肥料資材の出回りが多くなり、開田、土地改良、農薬・農業技術の進歩改善等も進み、逐次食糧事情は緩和された。二七年には麦類が間接統制され、三〇年から米も予約売渡し制度になると、配給辞退という現象も現われた。

その後連年の豊作と食生活の変化によって、食糧、特に米がだぶつきはじめ、古米・古古米ということばも使われるようになった。そして現在のように稲の他作物への作付転換、休耕に対する助成、余剰米の処分等の問題が生れるほどの食糧過剩現象となり、赤字を続ける食糧管理制度が大きくゆさぶりをかけられるという時代へと変化してきたのである。

(二) 農地改革

昭和二〇(一九四五)年一月二日連合軍総司令部の『日本農民の解放—ポツダム宣言の目的』のなかに「—現在農民とその家族を奴隷に等しい状態に置いている幾多の制限を取り除くことになろう。—」と書かれており、続いて一二月九日発せられた『農地改革についての覚書』の前文に、

- 1、民主化促進上経済的障害を排除し、人權の尊重を全からしめかつ数世紀にわたる封建的圧制の下、日本農民を奴隷化して来た経済知極端を打破するため日本帝国政府はその耕作農民に対し、その労働の成果を享受させるため現状より以上の均等の機会を保証すべきことを指令せらる。

2、本指令の目的は全人口の過半が耕作に従事している国土の農

業構造を永きに亘って病的ならしめてきた諸多の根源を排除するに在る。その病根の主なるものを掲げれば次の如し。

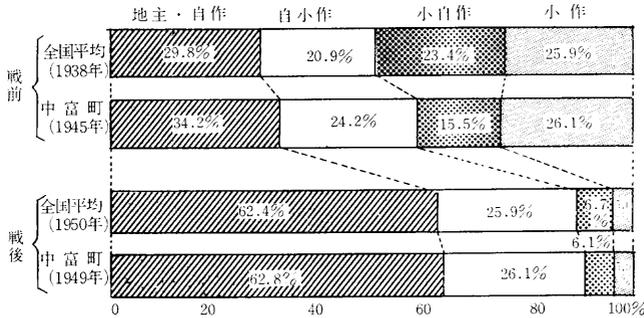
- として、(A)極端な零細農形態、(B)きわめて不利な条件にある小作制度の広範囲な存在、(C)高率の農村金利下の農村負担の重圧、(D)他産業に比べ格段に不利な政府の農村財政政策、(E)農民の利害を無視した政府の権力的統制を取り上げ、(A)不在地主の土地を耕作者の所有権とする、(B)不耕作者の農地を適正価格で買い取る制度、(C)年賦償還による小作人の農地買収制、(D)自作農が再び小作農に転落しなため保証制度を計画内容とする農地改革案を昭和二一(一九四六)年三月一五日までに連合軍総司令部に提出するよう指令した。



大須成村の農地改革計画書
(大塩・依田正行氏蔵)

政府は連合軍総司令部の意向に基づいて、昭和二〇(一九四五)年一月第一次農地改革案をつくり、自作農創設方針を明らかにし、農地調整改正法律案として、一二月議會を通過させた。しかし、第一次農地改革に対する農民の批判は多く、またこれだ

表4 自作小作別農家戸数の割合（戦前戦後の割合）



全国平均は有沢広巳編「日本経済」よりそれぞれ作成
中富町は市町村勢要覧（昭25）

- では不十分だということで、対日理事会英国代表のマックホン・ボールの「農地制度改革に関する提案」が日本政府に勧告され、昭和二一（一九四〇）年七月「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」を閣議で決定し、同年「自作農創設特別措置法」を制定、第二次農地改革が実施された。その要点をあげてみると、
- (1) 二百万町歩以上の小作地について、三年間に自作農を創設する。
 - (2) 買収の対象となる農地は、いっさいの不在地主の所有地、在村地主の小作地、一町歩をこえる部分（北海道では四町歩）自作小作地を合わせて三町歩をこえた部分の小作地、請負小作地や不耕地などは全面的に買収可能にした。
- (3) 政府が対象小

作地を直接買収・譲渡する方式をとり、市町村農地委員会（地主三・自作二・小作五の階層別選挙によって選ばれた一〇人の委員で構成）がこれにあたる。

(4) 小作関係の改善については、土地取り上げの制限を強化し、耕作権の移動は知事の許可制とし、最高小作料は田で収穫物の二五%、畑で一五%とする。

この画期的な農地改革に基づき昭和二二（一九四七）年二月二一日、本県でも一せいに農地委員選挙が行なわれ、具体的な活動にはいり、昭和二四年いっぱいがかかってほぼ完成した。農地改革の結果いままでの小作地のおよそ八〇%が自作地となり、残った小作地は上表の通り全国的にもまた、本町でも全耕地の五%前後に減じ、大部分の農民は自作農または自作小作農となったのである。（『戦後日本農政史』）

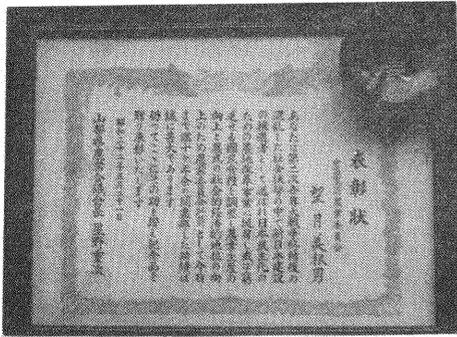
大須成村農地委員会が発行した「我が村の農地改革」の前文は次のように記されている。

日本再建の重責をになつて第二次農地改革が過去四か年に亘つて推し進められて来たのであるが、その間さまざまな曲折を経たけれど、有史以来類例のない革命的な大事業であった。申すまでもなく今次の農地改革は、耕作者の地位の安定と其の労働の成果を公正に享受させる為、自作農を急性且つ広汎に創設し、又土地の農業上の利用を増進し、以て農業生産力の発展と農村に於ける民衆的な傾向の促進を図ることを目的とするものであつて、之が為土地の強制的解放を主題とし加ふるに耕作権を確立した。本事業

に対して世界の等しく注目し一面又疑の眼を以て見守つて居たのであるが、すばらしい成果を収めて、今や最終段階に達しつつあることに對し、連合軍最高司令官より総理大臣に對し書簡を送り之の偉大なる成果に對し賞讃し、尚又農地改革以前に於ける小作農制度に逆戻りすることなき様警戒せよと申されました。

本村に於ても、地主各位の御理解と委員、補助員並に耕作農民各位の絶大なる御支援御協力によりまして、予想以上の好成绩を収めて略々完了しようとして居る。

此の際買受人の心構えとしては開放地主に對して、心からなる感謝の気持ちを以て一路増産に邁進し、立法の趣旨に沿うべきことを熱望する。



西島村農地委員会の農林大臣表彰記念
「木盃」と書記が受けた感謝状

望する。

農地改革は連合軍の日本占領政策の民主主義をはばむ六つの制度（家族・地主・地方・官僚・教育・雇用）改革のまっさきに着手した仕事であった。

西島村の農地改革は表5の通り、農地四五二町歩、牧野〇、四町、宅地四、五四六町で、本町内のうち最も広い面積の改革を行なったのであるが、本県のトップを切つて改革を完

了し、昭和二五年農林大臣から登記完了表彰を受けた。

当時西島村農地委員会の書記であつた望月美根男（元中富町総務課長）は、その能力を買われ、南巨摩地方事務所農務課の要請で、増穂町の農地改革事務の指導援助に出張したほど農地改革の仕事は、短時日のうちに完了するよう行政機関の指導が強力に行なわれたのである。

農地改革は自作農創設により耕作農民の生産意欲を高め、反封建による農村の民主化を大きなねらいとした点では、日本の農業史上における大きな改革であつた。けれども農地改革だけでは、日本の農業問題は根本的に解決できず、耕地の細分化による弱小農家の出現、他産業と農業所得の隔差の増大、農民の担税能力の問題等々残された農村問題も多く、終戦直後のインフレと食糧不足によって多少うろちた農村も、昭和二四年農地改革が完了した年ごろから、農業所得だけでは家計をまかなえなくなり、兼業、副業による収入に大きく依存するようになった。農民もまた、換金作物を求めてそれに手を伸ばすようになり、本町内でも酪農をとりいれたり、ホップ栽培が試みられたり、輸出用ナンパンの栽培も行なわれた。養蚕が復活したのもこのころである。これらのなかには今も続いているものもあるが、一時期の栽培で失敗に終わったものもある。出かせぎの多くなつたのもまたこのころである。

農地改革の業務に主体的役割を演じた農地委員会は、農業調整委員会、農業改良委員会の業務を統合した「農業委員会」が、昭和二六年発足したので、それに受けつがれて今日におよんでいる。

農地改革によって水田、反当平均約七六〇円、畑地反当平均約四、五

第一章 立地条件とあゆみ

表5 農地改革以前と以後の自小作別農家戸数と農地改革面積

(昭25・市町村勢要覧)

	地 主	自 作 農	自小 作兼 作	小 作兼 作	小 作	不 耕 作 農	新 設 農 家	計	農地改革面積			農委 員 地 数
									農地	牧野	宅地	
西終戦時	戸16	戸65	戸69	戸67	戸163	戸0	戸18	戸398				人10
島農地改革後	戸6	戸222	戸122	戸18	戸30	戸0	戸0	戸398	町45.2	町0.4	坪4,646	人10
大須終戦時	戸5	戸81	戸76	戸43	戸23	戸0	戸15	戸242				
成農地改革後	戸0	戸162	戸63	戸6	戸11	戸0	戸0	戸242	町30.8	町1.6	坪791	人10
静終戦時	戸8	戸104	戸72	戸63	戸57	戸0	戸8	戸312				
川農地改革後	戸8	戸171	戸79	戸34	戸20	戸0	戸0	戸312	町35.6	町0	坪354	人10
原終戦時	戸7	戸108	戸79	戸49	戸74	戸0	戸13	戸330				
原農地改革後	戸6	戸213	戸79	戸15	戸17	戸0	戸0	戸330	町35.5	町1.8	坪2,231	人10
曙終戦時	戸3	戸131	戸79	戸42	戸50	戸0	戸7	戸312				
曙農地改革後	戸1	戸233	戸56	戸13	戸9	戸0	戸0	戸312	町32.7	町26.7	坪773	人10
共終戦時	戸9	戸131	戸88	戸64	戸55	戸0	戸13	戸360				
和農地改革後	戸6	戸204	戸103	戸36	戸11	戸0	戸0	戸360	町17.6	町5.0	坪608	人10
計終戦時	戸48	戸620	戸463	戸327	戸422	戸0	戸74	戸1,954				
計農地改革後	戸27	戸1,205	戸502	戸122	戸98	戸0	戸0	戸1,954	町197.9	町35.5	坪9,401	

○円という安い価格で国に強制的に買取された旧地主たちには、不平、不満が多く、農地被買収者連盟を結成し、憲法に保障している正当な対価とはいえないという違憲訴訟をおこしたり、補償問題について国に対する組織的な運動も続けた。違憲訴訟は昭和二十八年二月一三日、最高裁から憲法違反でない旨の判決がでたが、旧地主の不平、不満はその後の経済変動ともあいまって、むしろ強まってさえ行った。

この問題は、農地被買収者の問題として「これらの人々が農地改革後の経済的変動とあいまって農地を手放したことに對して相当の心理的影響を受け、現在もそれを持ちつづけているという社会的問題」として、昭和三五年政府は「農地被買収者問題調査会」を発足させ、四〇年五月「わが国の民主化、戦後経済の再建ひいては今日の日本経済の繁栄に大きく寄与した」「農地改革における農地被買収者の貢献を多とするとともに、その受けた心理的影響をも考慮して、これらの人々に對する報償も実施することが適切である」と考え、『農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律』を成立させ、国が被買収者に対する報償をすることになったのであるがその法律のあらまし

は、次のようなものである。

1、農地改革で農地を一畝以上買収された者またはその遺族、一般承認人に対して、記名国債で給付金を支給する。

2、給付金の額は、買収農地面積に反当り単価を乗じて算出するが百万円を超える場合は百万円を限度とする。

○買収面積は畑は六割、北海道は二割五分に換算する。

○売渡や売払を受けた場合は、その面積を買収面積から差し引いたものを買収面積とする。

○反当り単価は一反〜一町までが二万円、一町〜二町までの分は一万円、二町〜三町までの分が六千円、三町以上の分は二千円とする。

○一畝以上一反までの人の給付金の額は一律一万円とする。

3、報償金は記名国債で一〇年償還（一万円支給分は五年償還）無利子とし、国へ譲渡する以外は原則として流通を禁止する。

給付金を受けようとする者は四二年三月三十一日までに、所定の手続きで請求し、毎年六月一五日に最寄りの郵便局または銀行から償還金を受領するという仕組みになっており、政府の推計支給見込総額は一、四五六億円、支給見込者総数は一六七万の多きにのぼった。（『農地報償の解説』増満二郎編著）

(三) 農業改良普及員制度と換金作物

昭和二三年農業改良助長法が制定され、それにもとづいて農民の相談相手になったり、新しい知識や技術の普及、農業の機械化などについて指導する農業改良普及員制度ができた。本県では普及員の

駐在する普及所を一二六か所おき、本町内の場合は旧原村に原地区農業改良普及所が設置され、農業の近代化を図るべく指導が行なわれてきた。

昭和二三年ごろは農村インフレの末期になりつつあったが、同時に農産物価格と工業製品価格の間にギャップがはじめ、農産物や家庭用品のほうが、農林生産物より高くなってきた。その上、連合軍総司令部の経済顧問として来日したジョセフ・M・ドッジは、健全な経済の発展のためには、インフレの克服が先決であるという声明を発表し、通貨の安定と自由経済の安定をはかるため、経済九原則が連合軍の指令として出され、ドッチ・ラインが実施された。これらによって一時的な食糧危機と統制の乱れに便乗したヤミ経済による農村インフレ景気はくずれ、農村の経済事情は急激に悪化したのである。



藪のはがり枡（笠井方夫氏蔵）

そのころ、換金作物としてホップ栽培を試み、その組合長を務めた望月伴六（大子山）は当時の様子を次のように話している。

食糧が輸入によってまかなわれはじめた昭和二三、四年ごろからは、生活費は

極度に増加し、物価は上昇の一端をたどった。とてもやりきれないので、何とか換金作物によって農家経済の確立をはからねばならぬと考え、すでに峡北地方に栽培されていたホップ栽培に目をつけ、峡南地方でも気温や雨量などの気象条件から、早川以北の地方であれば適地であると奨励もされたので、換金作物へのあせりをもっている農民は飛びついた。

八日市場地区を中心に、夜子沢・手打沢からも五、六名参加し、約二〇名で原ホップ組合を結成した。昭和二三年春共同作業によって高さ二〇尺の棚づくりを反当約四万円投じて施設した。当時の主な栽培者および栽培面積は次の通りである。

望月真一	一・五反歩	山下今朝雄	一反歩
望月伴六	一反歩	望月幸一	一反歩
望月富士雄	一反歩	望月光雄	八畝歩
望月要	八畝歩	望月光利	八畝歩
佐野光治	七畝歩	山下弘	七畝歩
望月一作	六畝歩		

そのほかまだ栽培者もあつたようであるが、総面積約一町三反くらいあつた。

南巨摩には、ほかに増穂町竹重部落に約一〇名の栽培者があり組合をつくつていたほか、下山村栗倉に二名、五箇村塩之上、都川村保にも栽培者があり、それらによって山梨県ホップ組合南巨摩支部を結成し、キリンビール会社と契約栽培を行つたのである。

当時県ホップ農協の組合長は井出佐重氏で、ホップ多収種栽培品評会を開催し、原ホップ組合や増穂町竹重組合からも、入賞者を出

したほどであつたが、今日ほど農業や栽培技術も進歩しておらず、遺憾ながらペト病に悩まされ、ついに栽培を始めてから六年間ぐらいで逐次減少し、最後まで栽培した望月一作（面積六畝）は、反収一〇万円までのところにこぎつけたが、昭和三年栽培をやめてしまったのである。

また、昭和二四・五年には、輸出入ナンパンの普及奨励も行なわれ、本町内の農家で栽培を試みる者が多かつたのであるが、二五年六月おきた朝鮮動乱によつて輸出ができなくなつたという事で栽培農家は一円の金に換えることもできず、納屋につまれたナンパンの山に出るものはくしゃみだけという笑い話も残っている。輸出入ナンパンの栽培は種子販売業者の口車にのせられたのではないかという批判もあつたが、とにかく、現金収入を渴望していた時代であつただけに栽培農家の受けた痛手は大きかつたのである。

大須成地区では、乳牛を導入し酪農をはじめ、酪農組合を結成し意欲を燃やしたとくみをしたのであるが、成績が上らず間もなくたち消えになつてしまつたのもこのころであつた。

西島地区では、製紙原料が不足していたので桑園跡地や閑懸地などに三極を植栽し、その面積は三町歩余となり、三極のふかし釜も三か所つくり、地域産業と結びついた農家所得の拡大をはかる努力を重ねたが数年にしてその影もなくなつてしまつたのである。

全町的には養蚕が復活ははじめ、戦時中食糧増産のために掘り抜いてほとんどなくなつた桑園も昭和二四年には一二六、四町歩、四七七戸の農家で養蚕による農家経済の安定を求めるようになった。

食糧不足と農地改革にはじまる農村の戦後史も、換金作物への試行錯誤の混乱を経て経済政策による離農の時代へと向うのである。

第二章 農 林 業

第一節 農 業

(一) 新しい村づくり

戦後の産業経済が工業生産を中心にして急速に発展し、他産業の成長が著しくなり、ようやく産業経済が安定しはじめると、農漁村の遅れが目だちはじめた。

農地改革は農村民主化の第一歩として、戦後いち早く行なわれ、農村における土地所有権が大きく移動はしたが、前述のように農村問題は解決したとはいい得なかつたのである。その後時代の進展に伴い、広域行政の必要が生じ、新市町村建設促進法による町村合併が行なわれ、行政的な面でも農村は大きくかわつたのである。

しかし、農業は零細な経営規模で、技術的にも遅れた面が多く、農家のくらしは他産業に比べて低かつた。そこで、わが国の農林漁業の近代化を推進し、生産の計画化と経営規模の拡大をはかり、農林漁業経営の安定と生活水準の向上をめざして、国が重要施策として特別な助成を行ない、農業の振興を基礎とした村づくりをはかる

うとした。

この新農村建設事業は「新農山漁村建設総合対策要綱」といわれるもので、昭和三一年度から五か年間の計画で進められたが、本



新農村建設事業によって建てられた
稚蚕共同飼育所（大塩地区）

町は昭和三三年度に指定を受け「新町建設計画」が策定された。この計画は、大きく農林水産業計画、商工鉦計画、治山治水計画、道路計画、都市計画、教育計画、民生計画、衛生計画、行政計画の九つに大分類され、さらに小分類にわたって実施するといふ総合的な

第二章 農 林 業

計画である。

産業経済関係の小分類をみると、農地計画（かんがい排水・農道改修）農産計画（種子更新・酸性土壌改良・秋落水用の改良・病虫害防除・噴霧器購入・特用作物展示施設・害鳥獣駆除・特用作物転作・講習講話会）畜産計画（家畜の導入・サイロの設置・家畜伝染病予防・優良種牡の導入・講習講話会）養蚕計画（桑園改良・簇器の改良・稚蚕共同飼育所・病虫害防除・講習講話会）林産計画（造林・育苗・撫育手入・林道工事）農家副業計画（講習講話会）農産物流通計画（共同集荷所・販売職員設置）商工鉱計画（西島商工会館設置・町営和紙工業試験所設置・町営検査実施）農業用水計画（農業水利施設改良・農業水利施設新設）などが計画されている。（中富町策定「新町建設計画書」）現在各部落にある稚蚕共同飼育所をはじめ表1のような事業が実施されたことが事務報告書に挙げられているが、これ以外に米、麦の種の更新、造林用苗木のあっせん八日市場地区のぶどう園共同防除施設などを行っているのである。計画がぼうろ大でかつ長期にわたっているため、その後は、これにもとづく事業の予算措置が講ぜられ、町の事業としてすすめられたのである。

新農村建設事業に続いて、昭和三六年から本格的な高度経済成長政策によって、他産業の飛躍的発展、労働力の増大による農村人口の都市流出が多くなり、農業経営形態も比較的規模の大きい農家は商品生産農家に、零細農家は兼業化の傾向を増大させた。こうした農業経営形態は農業機械の普及を急速に進めていき、農業労働力の不足をカバーしたり、生産力の増大と生産費の節約など、農業経営

表 1 新農村建設事業実績 (昭和35.36年度「中富町事務報告書」より)

年度	事業名	事業主体	事業量	事業費	事業費負担区分		
					補助金	公庫融資	自己負担
昭和三五年度	共同集荷所	原農協組合	用地90坪、建物34坪、木造平屋トタン葺	700,000	280,000	320,000	100,000
	共同給水施設	荻農事組合	配水池90m ² 消火給水延長5カ所	636,000	237,000	—	399,000
	稚蚕共同飼育所	中部養蚕組合	建物234坪 地下10坪、木造平屋トタン葺	800,000	320,000	—	480,000
	合 計			2,136,000	837,000	320,000	2,136,000
昭和三六年度	稚蚕共同飼育所	大塩養蚕協	木造トタン葺土室20基建坪34.3坪 地下12坪	1,290,000	412,000	690,000	188,000
	同上	古長谷	木造平屋カワラ葺建坪41.0坪	1,710,000	692,000	810,000	208,000
	同上	大子山	木造平屋カワラ葺建坪27.75坪	884,800	286,000	470,000	128,800
	同上	共和	木造平屋カワラ葺建坪53.5坪	1,730,000	567,000	—	1,163,000
	合 計			5,614,800	1,957,000	1,970,000	1,687,800

の改善合理化に役立てた。

産業経済の新しい方向に即応するため、政府も「農業基本法」を制定し、国民経済の成長発展に即して、農業生産が他産業と均衡するよう向上を期するとともに、農業従事者の生活水準が、他産業のそれと均衡する水準を享受できるようにしようとした。農業基本法により「農業構造改善事業」が進められたのであるが、本町のよ
うな零細経営の地域は、この事業の対象にはなり得なかったため、
新農村建設事業によって肩がわりしたのである。

(二) 離農と兼業化

第一章の「立地条件とあゆみ」でもわかるように、本町は農業基盤となる立地条件に恵まれず、このため古来から自然条件と災害を克服した汗と努力の上にたって農業経営がなされてきた。封建社会における年貢米のおしつけに、わたしたちの祖先は地形的な悪条件をのり越えて、各河川の河岸段丘上に水田を開きつづけてきたが、山付き地帯であるため開田の地域は限定された。このため畑作にウェイトがかかり、米麦、雑穀類が栽培され、さらに明治以降養蚕が現金収入の手段として導入され広まったが、第二次大戦中と戦後の食糧難時代の一時期は減少したが、その後、農家の重要な収入源として順次ふえつつある。

戦後農民解放の手段として行なわれた農地改革後も、本町の農業の零細性と地形的な悪条件は解決されなかったのである。従って昔からの「河内職人」といわれる出かせぎは解消されないのみか、経済の高度成長政策とともに離農と兼業化はますます増加し、過疎化

現象を呈しつつある。

本町内は元来農業経営のみによって生活が成り立つ地域でなかったため、出かせぎが多かったのであるが、昭和二五年ごろより食糧事情が緩和され、経済の高度成長にともない第二次産業・第三次産業の飛躍的發展と労働力需要の増大によって、農村人口は大量に都市へ流出する全国的傾向と同じ運命を背負い、その傾向は特に強く、昭和三年から四五年の二二年間に総戸数一八九、農家戸数は三七九の減少を示し、年平均三一・五戸ずつ減少していることにな

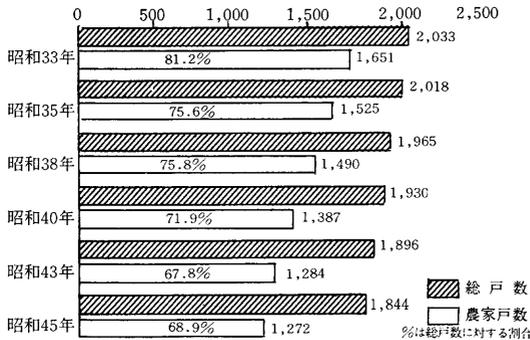


表2 中富町の総戸数と農家戸数の推移 (農業センサス農家基本調査より)

三年から四五年の二二六戸、三八年から四〇年、四〇年から四三年はそれぞれ一〇三戸で特に多くなっているが、四三年から四五年になると、一二戸の減少で、やや離農のカーブは低くなってきている。

最近になって、特に他産業の発展が著しくなる
と、農業と他産業の所得格差は年々深まり、若年層はいうにおよばず、主婦までが第二次産業への

第二章 農 林 業

表3 耕地広狭別農家数および人口従業者 (昭40農業センサスより)
昭45 //

耕地面積 別	年度	農家数	専 兼 業 別			世 帯 人 員			農 業 従 事 者		
			専 業	農 業 主	農 業 従	男	女	計	男	女	計
29 a 未満	昭40	576	90	36	450	1,024	1,208	2,232	114	390	505
	昭45	649	96	20	533	1,132	1,359	2,491	120	512	632
30～49 a	昭40	370	86	80	204	807	849	1,656	158	371	529
	昭45	314	53	58	203	620	702	1,322	132	356	488
50～69 a	昭40	225	54	49	77	518	555	1,073	149	264	413
	昭45	201	38	77	86	455	473	928	143	255	398
70～99 a	昭40	89	26	54	9	245	241	486	87	126	213
	昭45	90	19	46	25	222	211	433	76	133	209
100～ 149 a	昭40	23	8	14	1	67	61	128	23	33	56
	昭45	18	5	11	2	48	46	94	22	25	47
150～ 199 a	昭40	1	1	—	—	3	3	6	2	1	3
	昭45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	昭40	1,284	265	278	741	2,664	2,917	5,581	533	1,186	1,719
	昭45	1,272	211	212	849	2,477	2,791	5,268	493	1,281	1,774

表4 地区別農家数・世帯人員・農業従事者数 (昭和43年農業基本調査より)

地 区 別	農 家 数				世帯人員	農 業 従 事 者 数
	総 数	専 業	農 業 主	農 業 従		
西 嶋	229	7	3	219	1,116	161
大 須 成	187	47	83	57	852	302
静 川	238	55	51	132	1,042	335
曙	244	79	68	97	944	386
原	225	47	37	141	951	293
共 和	161	30	36	95	676	243
計	1,284	265	278	741	5,581	1,720

表5 地区別農家の就職状況 (中富町長期総合計画書および昭和43年農業センサスより)

		農業だけに従事	農業の方が多い	兼業の方が多い	兼業だけに従事	農業兼業	従事せず
西 嶋	男	28	7	233	48		53
	女	120	6	115	36		137
大 須 成	男	58	50	84	7		46
	女	163	31	28	5		69
静 川	男	52	41	166	20		52
	女	215	27	59	14		69
曙	男	90	49	110	9		46
	女	217	30	30	4		66
原	男	60	26	127	45		45
	女	173	34	49	18		94
共 和	男	56	17	81	31		41
	女	147	23	29	24		51
合 計	男	344	190	801	160		283
	女	1,035	151	310	101		486

表6 農家人口就業構造・年令別・世帯別数 (昭45農業センサスより)

地区名	0~14才	15	16~29才	30~59才	60才以上	合 計	
西 島	男	169	15	99	206	96	585
	女	145	10	115	221	137	628
大 須 成	男	120	12	39	109	71	351
	女	113	12	45	142	98	410
静 川	男	129	15	65	160	81	450
	女	110	11	98	177	125	521
曙	男	117	6	39	149	97	408
	女	97	11	33	178	105	424
原	男	105	7	56	157	83	408
	女	110	12	76	187	112	497
共 和	男	66	6	49	92	62	275
	女	50	9	42	117	93	311
合 計	男	706	61	347	873	490	2,477
	女	625	65	409	1,022	670	2,791

第二章 農 林 業

就職の傾向にあり、農業経営は老人層へと移行しつつある。そのため、経営面積が減少したり、一家そろって離村する者も多くなってきた。表3でもわかるように、経営面積の多い農家数は減少しているが、二九ヶ未満の農家数が増加し、第二種兼業・世帯員数・農業従事者数もこの層のみ増加している。

また、この層の専業農家が増加し九六戸もあるのは、青壮年層の出かせぎで年寄りのみで農業を営み、生活費のしおくりを受けている農家という分析ができることが表3・6からもわかるのである。

地区別にみると富士川沿岸地帯は兼業化が多くなりつつあり、特に西島地区は農家戸数が多いのに、農業従事者が少ないのは、製紙工業が産業の基幹であることがわかる。専業農家、第一種兼業農家が多い山付きの農業地域は、比較的若い層の人口が都市へ流出し離農する者も多く、農業が他産業より低所得であることを裏付けているのである。

本町は昔から女性が農作業の重要な手であり「女は馬の半分だけ働け、嫁は角のない牛」という農村のことわざがそのままあてはまる地域であった。特に最近はその傾向が強くなり、農業だけに従事する男の約三倍になっており、西島と静川地区は、約四倍になっている。

昭和四五年度の農業センサスによって、兼業農家の業種別分類をみると、会社、官庁などの職員、常勤工員などは特に第二種兼業農家に多く、人夫、日雇等による賃金労働者は第一種、第二種兼業にまたがっている。恒常的な勤めをしている兼業農家は第一種、第二種あわせて、雇用兼業農家の六二%を占め、これらの農家は、日雇百

表7 兼業農家の業種別分類 (昭45農業センサスより)

地区	兼業別	兼業農家数	雇用兼業農家					自営兼業農家		
			計	恒常的職員労働	恒常的賃労働	出かせぎ	人夫日雇	計	林業	その他
西島	第一種兼業農家	2		9	6	5	2	4	4	
	第二種兼業農家	236	139	56	39	6	38	97	97	
大成須	第一種	52	48	9	6	5	28	4	4	
	第二種	84	71	17	10	12	32	13	13	
静川	第一種	51	45	5	7	6	27	6	4	
	第二種	146	111	41	23	16	31	35	35	
曙	第一種	63	62	3	4	9	46	1	1	
	第二種	102	91	30	9	16	36	11	11	
原	第一種	30	29	4	1	1	23	1	1	
	第二種	170	130	50	28	11	41	40	40	
共和	第一種	14	12	6	3		3	2	1	
	第二種	111	96	28	23	5	40	15	15	
合計	第一種	212	198	27	21	21	129	14	11	
	第二種	849	638	222	132	66	218	211	211	



牧歌的な田植作業風景は一昔以前の事になった

方、農産物の消費構造にも変化が生じ、また、他産業への労働力の移動の現象が見られる。」とうたわれており、目標として、「他産業との生産性の格差是正が行なわれ、農業生産性が向上されること。」もう一つは「農民の所得が増大し、他産業従事者と均衡する

姓といわれるものに属する。このように本町の農業は、三ちゃん農業から一ちゃん農業へ、そして、勤め人で日曜だけ働く日曜百姓化しているのである。三ちゃん農業、日曜百姓に代表されるように、他産業との所得格差の大きくなってきている農家と非農家の均衡をはかるため、政府は農業基本法を昭和三十六年二月制定した。農業基本法の前文に、「近時、経済の著しい発展に伴って農業と他産業との間において生産性および従事者の生活水準の格差が拡大しつゝある。他

表 8 近隣各町の出かせぎがある部落と農家数 (昭40農業センサスより)

町名	戦前の出かせぎ部落数	35年ごろに農家出かせぎのあった集落数	現在集落数	現在出かせぎがある農家の数	主な出かせぎ地別農業集落数					
					秋田県	東京都	神奈川県	新潟県	県内	長野県
中富町	24	24	25	186		12	2		6	6
鰯沢町	12	10	8	63		4			3	3
早川町	23	25	23	139		3	2	1	3	3
身延町	10	14	16	53		4	1		3	3
六郷町	4	2	3	7		2			3	3
下部町	13	18	21	46	1	5	2		9	4

生活を営むことができるようにする。」と二つをもち、そのために、二畝以上の耕地を集中した自立経営による、ラクにやっつけていける農業「楽農」を旨とした農業構造の改善を事業として取り上げているが、本町の場合の条件はあまりにも理想と現実が欠けはなれており、農業基本法でいわれている自立経営農家の育成はきわめて困難である。

表8でもわか

第二章 農 林 業

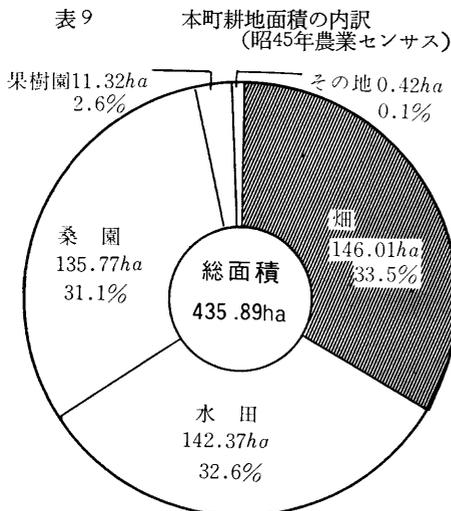


表10のよ
うに、昭和
二七年に
は、畑地は
四八一・七
畝、水田は
二〇〇・一
八
〇倍に増加
している。

昭和四五年農業センサスによると、本町の耕地のうち第一位は畑地で、面積は一四六・〇一畝で、耕地面積の三三・五%である。第二位は水田で一四二・三七畝、続いて桑園の一三五・七七畝で、畑地、水田、桑園はほぼ同率となっている。果樹は一・三二畝で全耕地の二・六%という小面積ではあるが、昭和二七年の農業センサ

(三) 耕地と農業生産

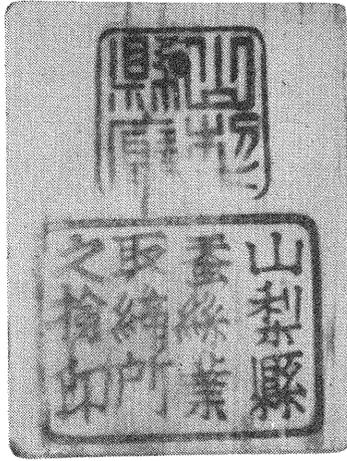
るように、本町は近隣町村より、出かせぎ農家数、集落数が多く、三ちゃん農業への歯どめをどうするか対策の方が重要な課題であり、工場誘致などもこうした角度からの配慮もあつてなされているのである。

表10

食糧を増産していたころの本町の耕地面積

(昭和27年農業センサス)

地区別	総面積	その他の土地面積	耕 地 面 積					
			総面積	田	県 園 地			畑
					果樹園	桑園	その他	
西島	109.8 ^{ha}	12.5 ^{ha}	95.3 ^{ha}	63.4 ^{ha}	— ^{ha}	0.8 ^{ha}	0.1 ^{ha}	58.0 ^{ha}
大須成	136.9	15.2	121.7	28.9	—	29.6	—	63.1
静川	144.3	10.5	133.8	31.2	0.4	13.3	0.8	88.0
原	135.5	11.8	123.7	29.4	0.4	16.6	0.7	76.6
曙	206.1	57.8	148.2	24.0	—	26.5	0.1	97.6
共和	152.0	18.1	133.9	2.2	0.2	12.0	1.0	98.4
計	884.6	125.9	756.6	200.1	1.1	98.8	2.1	481.7



当時使われた繭の検定印

年前より畑地は三三五・六畝、水田は五七・七三畝も減少しており、畑地の減少率は特に高い。桑園は三六・八七畝増加している。食糧を確保しなくてはならなかった時代は、田畑の面積は多かったのであるが、特に本町の畑地は、傾斜地で小面積の段々畑でありその土質も重粘土の埴土であるため、農耕用機械の使用も困難であり、その生産性は低いので、食糧が出まわりはじめてからは年々減少し、造林したり、荒地として放置するものが各所にみられるようになった。他産業との所得格差が大きくなり、また、本町に誘致工場ができてからは、経営面積を減らして農家の主婦が、工場に勤める者が多くなったので、耕地面積は急激に減少してきている。

表11のように、昭和四〇年から五年たった四五五年の農業センサスでは、全耕地面積で二一・八%の減少率を示している。そのうち畑地は特に高く、四三・七%、果樹園は二八・三%、水田一二・三%といずれも減少しているが桑園は一・二・八%増えている。これは養蚕が安定した農家の現金収入源

表11 耕地面積の変化 (昭和40年農業センサスと45年農業センサス)

地区別	年度増減	面積 (アール)						計	農家数	平均反別
		田	畑	桑園	果樹園	その他				
西島	昭40	3,363	3,308	143	114	—	6,928	260	26.2	
	昭45	3,126	1,660	130	123	—	5,045	250	06.1	
	増減△	237	1,638	13	9	—	1,883	10	△6.5	
大須成	昭40	2,727	4,172	2,968	31	2	9,990	192	52.0	
	昭45	2,378	2,405	3,082	23	—	7,880	186	42.3	
	増減△	349	1,767	114	8	2	2,110	6	△9.7	
静川	昭40	2,888	5,268	2,058	248	—	10,462	260	40.2	
	昭45	2,751	2,849	2,545	231	10	8,416	229	36.7	
	増減△	137	2,419	487	17	10	2,046	31	△3.5	
原	昭40	2,648	3,800	1,428	994	30	8,900	249	35.7	
	昭45	2,180	2,182	1,622	618	—	6,602	224	29.4	
	増減△	468	1,618	194	376	30	2,298	25	△6.3	
曙	昭40	2,407	6,563	3,913	83	—	12,966	257	50.4	
	昭45	2,080	3,993	4,629	65	1	10,768	232	46.4	
	増減△	327	2,570	716	18	1	2,198	25	△4.0	
共和	昭40	2,208	2,858	1,408	110	10	6,594	169	39.0	
	昭45	1,722	1,506	1,569	72	1	4,870	151	32.2	
	増減△	486	1,452	161	38	9	1,764	18	△6.8	
合計	昭40	16,241	25,969	11,918	1,580	42	55,750	1,387	40.1	
	昭45	14,237	14,601	13,577	1,132	42	43,589	1,272	34.2	
	増減△	2,009	11,368	1,659	448	0	12,061	115	△5.9	
昭和40年を100とした場合の増減率		△12.3%	△43.7%	12.8%	△28.3%	0	△21.8%			

第二章 農 林 業

表12 部落別経営面積・農家数と平均反別 (43年農業基本調査より)

		田	果樹園	桑園	普通畑	計	農家数	平均反別
		反	反	反	反	反	戸	反
西	島	3,120	140	160	2,010	5,430	229	2,4
大久平	塩成須	1,469	1	2,270	1,990	5,730	106	5,4
		668	2	434	607	1,711	45	3,8
		263	7	456	303	1,029	36	2,9
	計	2,400	10	3,160	2,900	8,470	187	4,5
手寺日切夜	打南	沢	12	1,012	1,295	3,016	67	4,5
		沢	21	279	386	1,112	35	3,2
		沢	17	363	424	1,233	32	3,9
		石	10	0	392	777	35	2,2
		沢	0	876	1,546	3,244	69	4,7
	子計	2,749	60	2,530	4,043	9,382	238	3,9
八伊飯	日市	場	486	1,077	1,419	3,338	84	4,0
		沼	153	497	664	1,582	48	3,3
		富	101	26	841	2,744	93	3,0
	計	2,400	740	1,600	2,924	7,664	225	3,4
矢古福江中遅	細長尻	工	20	1,050	1,237	2,656	61	4,4
		谷	4	658	720	1,590	27	5,9
		原	0	565	533	1,183	25	4,7
		窪	10	652	1,053	2,035		
		山	0	1,164	1,083	3,134		
	計	2,080	38	4,303	4,707	11,128		
下宮	田	原	40	724	1,028	2,377		
		木	55	770	994	3,283		
			95	1,494	2,022	5,660		
合	計	14,798	1,083	13,247	18,606	47,334		

であることを立証している。

地区別では、曙・静川両地区の畑の減反が目立っているが、桑園が増加していることから、桑園に転換している面積を差引けば、畑の減反は各地区ともほぼ同じような面積になる。

桑園は西島を除き各地区とも年々増加の傾向にあるが、特に曙地区はその増反面積が大きくなっていることから、この地区が養蚕によって、農家所得を高めようとしていることがわかる。

水田の減反も各地区とも多くなっているが、誘致工場のある共和・原両地区が比較的少くなっている。また、昭和四五年からは、米の生産調整が行なわれているので、今後とも減反は多くなると予想されるのである。

農家一戸当りの平均耕地面積は、昭和四三年には三七㌥で、各部落の内訳は表12の通りであるが、四五年には三〇・二㌥で、最近二か年間で一戸平均六・八㌥も減少しており、これからも減少は続くと思われるのである。

本町の農産物の総生産額は、昭和四二年において、四八四、四一十千円で、このうち第一位は養蚕の四二・五%を占めている。

郡下の各町と比べてみると、粗生産額では第一位の増穂町より、ぐっとおちて第二位になっているが、農

表13 大別農産物の生産額

(昭和43年農業基本調査より)

種別	作物	養蚕	畜産	合計
生産額	197,240千円	205,645千円	81,526千円	484,411千円
比率	40.7%	42.5%	16.8%	100.0%

表14 町村別農業粗生産額調

(昭和43年農業基本調査より)

町村別	農業粗生産額	農家一戸当り粗生産額	生産性	
			10a当り粗生産額	1人当り粗生産額
増穂町	846百万円	538千円	110千円	371千円
鯉沢町	261	444	74	271
早川町	154	186	51	152
身延町	368	379	61	225
南部町	343	339	81	240
富沢町	360	386	75	293
中富町	484	361	64	242
県平均		666	103	411

表15 年度別農産物の生産額

(昭和43年農業基本調査より)

(単位 百万円)

年別	米類	麦類	雑穀	いも類	野菜	果樹	工芸作物	苗木	養蚕	畜産	合計
昭37	55.4	31.7	24.7	8.3	16.5	35.6	2.5	0.1	102.5	25.8	303.1
40	64.8	23.9	15.9	9.9	16.2	21.8	1.0	0.1	116.3	125.2	395.1
42	88.1	18.5	19.1	14.1	24.7	31.5	1.1	0.1	205.7	81.5	484.4

第二章 農 林 業

一家一戸りでは第六位の粗生産で、経営規模の零細性を裏付けている。生産性では、単位面積あたりでは第五位、一人当りでは二四二、〇〇〇円、第三位にはなっているが、県平均から見ると、単位面積では六〇・九七％、一人当りでは五八・八％という生産性の低さで、三ちゃん農業、日曜百姓の本町の農業形態がよく表われており、本町が農業を専業とする条件を備えていない地域であるともいえるのである。

表15に示すように農業生産物の推移は、昭和三十七年を一〇〇とした場合、四〇年において一三〇・四％、四二年において一五九・八％とそれぞれ増加しているが、米価の値上りと養蚕の伸びによる取引量の増加、繭価の上昇、野菜類の出荷体制が整ってきたことによるものである。

農産物の販売収入第一位の農家数をみると、養蚕が四九八戸で、総農家数の五八・七％を占めている。続いて、いね・雑穀・いも類・まめ類で、麦類は第四位である。

農産物の販売金額は一〇〇万円以上の農家が八戸（大須成一、曙四、原三）で農家総数の〇・六％でしかない。昭和五年の専業農家は二一戸であるからその二・七％程度である。農業収入のみで生計が維持できる農家は、本町全体で僅かに三戸くらいしかないといっても過言ではない。

自家用程度の農業経営規模の農家を、五〇、〇〇〇円以下とみると、本町農家総数の実に五三・九で、半数におよぶのである。

四 穀類と豆類

表16 販売収入一位の部門別表 (昭和45年農業センサスより) (単位 戸)

地区	分 類	計	いね	麦類	雑穀も・いも類	工作物	野菜類	果樹類	その他の作物	酪農	養豚	養鶏	その他の畜産	養蚕
西島	販売収入一位	49	22	11	3	1	—	4	—	—	—	2	—	6
	販売収入一位	47	21	11	3	—	—	—	—	—	—	2	—	5
大須成	販売収入一位	165	7	5	13	1	—	—	1	—	1	1	1	135
	販売収入一位	164	7	5	13	1	—	—	—	—	1	1	1	135
静川	販売収入一位	169	23	17	32	1	—	—	1	—	2	1	—	92
	販売収入一位	168	23	16	32	1	—	—	1	—	2	1	—	92
原	販売収入一位	153	32	14	12	—	—	—	1	—	2	4	—	62
	販売収入一位	152	32	14	12	—	—	—	1	—	2	4	—	62
曙	販売収入一位	208	7	7	35	—	1	—	1	20	—	6	—	131
	販売収入一位	198	7	6	31	—	1	—	1	18	—	6	—	128
共和	販売収入一位	105	16	6	3	—	5	—	—	—	—	3	—	72
	販売収入一位	105	16	6	3	—	5	—	—	—	—	3	—	72
合計	販売収入一位	849	107	60	98	3	6	30	4	20	5	17	1	498
	販売収入一位	834	106	58	94	3	6	29	3	18	5	17	1	494

第四編 産業と経済

表17

農産物販売金額別農家数

(昭和45年農業センサス) (単位 戸)

地 区	農 家 数	販売なし	5万未満	5~ 20万	20~50	50~70	70~ 100	100~ 150	150~ 200
西 島	250	201	39	6	4	—	—	—	—
大 須 成	186	21	28	58	64	11	3	1	—
静 川	229	60	64	42	42	20	1	—	—
原	224	71	62	41	41	3	3	1	2
曙	232	24	44	40	77	28	15	3	1
共 和	151	46	26	37	37	5	—	—	—
合 計	1,272	423	263	224	265	67	22	5	3
比 率	100%	33.2%	20.7%	17.6%	20.8%	5.3%	1.8%	0.4%	0.2%

表18

昭和42年米・麦類・雑穀・豆類の生産内訳

(昭和43年度農業基本調査より)
(昭和43~44年農林水産年報)

品 名	作付面積	生産数量	生産額	10a当りの収量	
	ha	t	千円	kg	
米	水陸	163	600	87,875	368
	計	2	2	240	120
	計	165	602	88,115	—
麦類	大	53.5	142.0	6,390	299
	一	8.0	31.0	1,218	275
	裸	8.5	24.8	1,290	296
	小	95.0	196.0	9,604	233
	計	165.0	393.8	18,502	—
雑穀	とうもろこし	10.0	12.0	360	—
	きりこ	3.2	3.4	153	105
	ろこ	0.2	0.2	6	90
	そば	8.1	8.4	630	111
	計	21.5	24.0	1,149	—
豆類	だいず	144.0	193.5	13,739	140
	いんげん	0.2	0.3	17	130
	あずき	7.5	7.0	560	96
	さや	23.4	15.5	2,790	72
	あさり	1.0	1.0	100	102
	計	7.1	7.7	770	114
	計	183.2	225.0	17,976	—



早生種の稲かり(田原地区)

本町における米・麦・雑穀類のなかでは、作付面積、生産額ともに水稲の作付けが第一位を占めている。昭和四五年度の作付面積では、西島地区が三一・二六畝で一番多く、静川地区、大須成地区、原地区、曙地区、共和地区の順になっており、四二年度の総生産量は六〇〇トである。

水稲の平均反収は三六八畝(平地四〇〇畝・山間地三五〇畝)で昭和四三年の全国平均は四四九畝、本県の平地農村は三五四畝、山村三五三畝(山梨農林水産統計年報―昭和四三―四四年)であるから、この年は全国平均にはおよばないが、本県平均を上廻った収量を示している。

近年労働力が不足してきているので、「ゆい」による作業も以前より大分少なくなり、賃作業や請負作業による稲作も多くなってきた。昭和四三年農業基本調査による本町の状況は表19のようである。

表19 水稲作の賃作業・請負作業(昭45農業センサスより)

耕	起	代	か	き
農家数	面	農家数	面	積
六〇〇 ^戸	八、四五二 ^{アール}	六三二 ^戸	八、七四四 ^{アール}	
田	植	稲	刈	
農家数	面	農家数	面	積
一七三 ^戸	二、三九五 ^{アール}	五四 ^戸	七六三 ^{アール}	

米の生産は、天候にもよるが、生産技術の高位平均化により、昭和四二年以来連続一、四〇〇万ト台の農作が続き、農民の予約売渡方も豊作とともに増加し、政府の在庫米は昭和四四年末には、主食用配給量の約一〇か月分に当たる五六〇トに達し、その中には、古々米が一三〇万トも含まれ、食糧管理会計へ繰り入れる四四年度の金額は三千億円に達し、農林予算の約四〇%にもなった。

一方、国民の消費支出水準の向上にともない、食生活も高度化、多様化し、でんぶん質食品は、漸減の傾向をたどり、国民一人あたりの消費量は、昭和三七年の一八・三畝から四三年には一〇〇・一畝と減ってきている。

政府はその対象として、自主流通米の制度をつくらしたり、作付転

表20

昭和45年度本町における米生産調整の内訳

(役場産業課資料より)

部 落 名	昭和45年度	昭和45年度	米生産調整 奨励補助 金の額	転 作			
	生産調整 面 積	生産調整 数 量		桑	野 菜	飼料作物	雑い も 穀類
西 島	418.0 ^a	17,059 ^{kg}	1,380,400 ^円	— ^a	7.0 ^a	— ^a	3.1 ^a
大 須 成	307.7	10,760	869,500	—	8.4	—	48.3
静 川	270.5	10,627	858,700	14.2	19.9	—	50.1
原 曙	113.3	4,406	356,000	8.3	4.8	—	7.5
共 和	369.2	14,021	1,134,600	2.1	—	—	—
計	1,818.6	69,444	5,615,100	48.6	45.8	14.6	121.1

部 落 名	転 作		林 地 等			休 耕
	特 用 作 物	小 計	林 地	養 魚 池	畜 数 舎 等 地	
西 島	9.0 ^a	99.1 ^a	— ^a	— ^a	— ^a	398.9 ^a
大 須 成	15.0	71.7	8.7	7.8	—	219.5
静 川	14.5	98.7	3.0	—	15.1	153.7
原 曙	—	20.6	12.0	—	—	80.7
共 和	0.8	57.2	43.8	—	2.3	236.6
計	—	2.1	—	0.8	0.8	365.5
	39.3	269.4	67.5	8.6	18.2	1,454.9

換、土地改良、休耕等による米の生産縮小による調整をすることになり、そのために生産調整奨励金を交付することにした。

昭和四五年度は全国で一五〇万トン(三五万石)を目標に、山梨県は六、五〇〇ト(一、五〇〇石)、南巨摩は四〇〇ト(一〇〇石)の割当てを受けた。本町における生産調整面積は一、八一八・六町(六九、四四四畝)で、その補助金総額は五、六一五、一〇〇円(反平均約三二、〇〇〇円)で、表20はその内訳である。

本町における稲作は、田植期と春蚕と重なり合うことや、全般的な労力不足、西島地区の田植の遅延など、改善を要することが多いが、南巨摩農業改良普及

表21 昭和44年度農業稲作改良計画
(南巨摩農業改良普及所44年度農業改良普及計画より)

改良目標		対象		現況	改良課題	解決方策	年次計画				
		適応	戸数				44	45	46	47	48
水稲作 の安定	作型改善 による労 力調整	中富町 大須成 曙 静川	470	春蚕と田 植の時期 が重なり 深刻な労 力不足と なり、そ のため季 節労力の 確保に多 額の費用 をかけて いる。	1. 早期栽 培	ア、ビニール畑苗 代育苗技術改 善 イ、除草剤の有効 利用 ウ、適品種の選択 エ、施肥法の改善	○				○
					2. 共同作 業の推 進	ア、灌漑水管理の 改善 イ、病害虫の防除		○	○		



切花の出荷

本町における園芸作物は、自家用としては古くから、各農家で作られてきた。そのころは栽培面積も少なく、自家消費して残ったものは、親せきや近所で分け合っていた。そうした時代には、「日本の台所は隣へ通ずる。」といわれることを美德としていたので、農産物の販売などは罪悪のような考え方をしていたのが一般に多かった。

商品作物として考えるようになったの

所では、表21のような改良計画をたてている。麦類の生産では、小麦が多いが全般的に作付けは減ってきている。雑穀類は自家用程度であるが、「そば」は行商人と庭先販売している農家もある。豆類では、山付き地帯の秋大豆は良質であるが、中間地帯以上の地域の枝豆も期待がもてそうである。

(五) そ 菜 園 芸

表22

昭和42年中富町・いも類・野菜類・生産内訳

(昭和43年農業基本調査より)

品名	作付面積	生産数量	生産額	10a当りの収量		
				ha	t	千円
いも類	かば	22.0	342.5	8,563	2,073	
	れいしょ計	17.0	240.6	5,534	1,647	
	計	39.0	583.1	14,097	—	
野菜(1)	とうもろこし	18.0	165.6	4,637	920	
	えんどう	1.0	4.9	245	488	
	そらまめ	1.7	7.8	273	460	
	いんげん	0.8	3.8	152	475	
	計	21.5	182.1	5,307	—	
野菜	きゅうり	3.7	68.5	1,713	1,851	
	ししとう	0.4	5.3	223	1,326	
	かぼち	2.8	35.5	710	1,268	
	かなど	4.9	67.2	1,344	1,373	
	とんこつ	1.8	26.1	653	1,450	
	ピーマン	0.1	1.0	130	1,000	
	ピー計	0.2	1.7	119	850	
	計	13.9	205.3	4,892	—	
	菜	きんぎょ	1.1	26.0	338	2,362
		球根	5.9	165.2	2,148	2,800
つぼみ		2.0	41.4	207	2,070	
ほうね		2.1	21.2	742	1,010	
ねま		3.0	34.5	1,208	1,150	
ねま計		3.0	42.6	1,065	1,420	
計		17.1	330.9	5,708	—	
類	だか	10.0	285	5,700	2,850	
	かご	0.5	7.7	100	1,546	
	ごぼう	1.2	11.2	370	930	
	ごぼう	1.4	14.3	930	1,020	
	ごぼう	1.4	16.4	738	1,200	
	計	14.5	342.4	8,813	—	
合	計	67.0	1,060.7	24,720	—	

はごく最近のことである。

甲南中学校は、創立以来産業教育の研究を積み重ね、山梨県の先進校としてその名を知られていた。

昭和三〇年ごろから地域の産業と中学校における産業教育との関連づけについての研究をはじめていたが、そのころ、町当局でも、農業技術指導を積極的に進めるため専任の係をおいた。甲南中学校と町当局との話し合いにより、試作地を設けホーレン草と陸地綿の試験栽培をすることになり、それを裏付けとした農業指導行政を展開することが、昭和三二年になされたが、そ葉類の商品栽培としては、このころが最初ではなかったかと思われる。

昭和三二年度中富町の事務報告の産業課各分掌報告として、甲南中学校の実習地の実績が次のように報告されている。

春蒔きホーレン草の栽培

四月の野菜端境期に出荷を行なつて、春先の収入を図るもとに栽培を行なったが、経過の概要は左記

第二章 農 林 業

の通り。なお、本年も継続して行なう予定である。(数字は反当たりで示す)

- 1、播 種 三月一六日
- 2、使用品種 ミンスタールランド、キングオブデンマーク
- 3、収穫期 四月中旬～五月中旬
- 4、収穫量 二八〇把(一把二二〇匁)
- 5、収出概算

収 入 二二、四六〇円 一把当り八円(市価六～一五円)

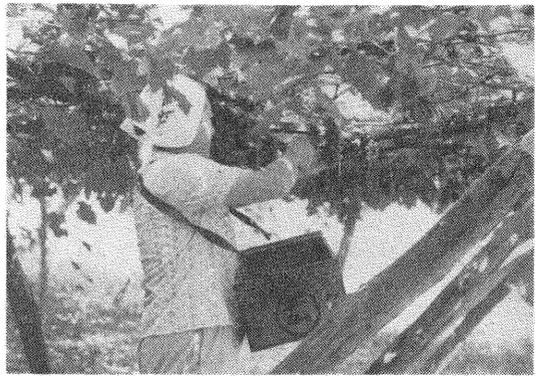
支 出 種苗費 一、〇〇〇円、肥料費 四、九〇〇円
農具費 四〇〇円、労働費 一〇、二〇〇円、
市場運送費 四、六〇〇円、その他 四〇〇円
差引残高 九六〇円

昭和四二年度のそ菜類の生産状況は、表22のような作付面積、生産数量、生産額、反当収量になっているが、昭和四三年ごろより、換金作物として栽培し、市場への出荷もなされるようになった。

(六) 果 樹 園 芸

「手打沢桃は美味なり」と大正五年の静川村政取調書に出ているが、本町内の果樹栽培は自家用程度の庭先き作りは古くから行なわれ、その種類も多かった。なかでも渋柿は各家庭の庭先に植えられ、「ころ柿」「うまし柿」にし、冬の甘味源として珍重されたものである。

第二次大戦後、食生活の変化にとまなない、くだものが毎日の生活



八日市場地区のぼどう栽培

のなかに欠かせないものになってきた。また道路網の整備と交通機関の発達によって市場への輸送も便利になった。

八日市場地区では、戦後の経済生活の変化に対応して、換金作物の導入を図る努力を重ね、昭和二三年デラぼどうの栽培をはじめ、この地区でも、肥培管理のしかたによって、経済的な栽培が可能

なことに自信をもち、以後、原果樹研究会が中心になって、その栽培普及につとめたため、町内各地の栽植面積は、昭和三〇年ごろまで広まっていた。その後西島地区(三四年)に約四〇%植え付けられたが、労働力の減少等により、足ふみ状態となり、四二年度の作付面積は、一九・四分程度になった。

ぶどう栽培は、病虫害防除を年間八回も行なわねばならず、肥培管理に多くの労働力を必要とするので、八日市場果樹組合では、新農村建設事業として、定置配管方式による共同防除施設を設置し、

表23 缶桃の栽培面積（昭和31年中富町事務報告書より）

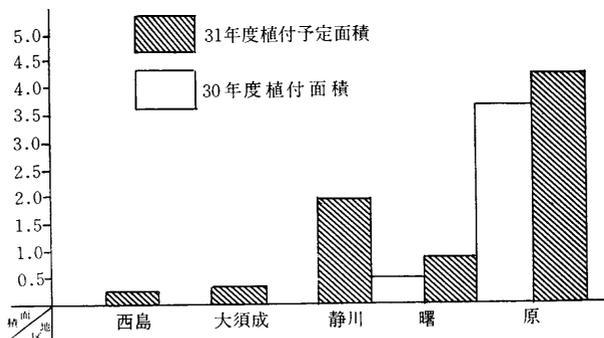


表24 ぶどう栽培を奨励したころの栽植面積（昭和31年中富町事務報告書より）

栽植年度	地区名	27年以前	28年度	29年度	30年度
		アール	アール	アール	アール
西大静	須島成川	—	—	—	—
		—	—	—	—
	—	—	32	—	
	100	50	100	150	
原曙計	—	—	17	—	
	100	50	149	150	

協同作業によるぶどうの病虫害防除を実施している。出荷前の選果も、共選所を利用した共同選果を行ない、市場価値を高める努力を重ねている。出荷先は、静岡市場、東京市場であるが、輸送距離の短かい静岡市場を重点にしており、ジベレリン処理による種なしぶどうも出荷している。換金作物として桃を栽培するようになったのは、昭和二十九年ごろ

表25 本町における果樹の生産状況

品名	作付面積 (ha)	生産数量 (t)	生産額 (千円)	10a当りの収量 (kg)	
雑かん	0.1	0.4	40	380	
ぶどう	露地	13.5	129.7	15,564	961
	温室	4.9	55.1	4,408	1,124
	甲州	0.2	3.4	238	1,693
	ネオマス	0.7	8.1	567	1,154
もも	その他	0.1	1.5	90	1,452
	もも	5.5	55.9	3,354	1,016
柿	甘柿	2.5	34.5	1,898	1,380
	渋柿	2.0	27.0	540	1,350
うめ	5.1	31.2	3,432	612	
すもも	3.3	33.5	1,340	1,015	
合計	37.9	380.3	31,471	—	

からで、三四年原果樹研究会が中心になり、峡南かん桃組合を結成し、清水市の食品会社と契約栽培の取りきめを行ない、出荷してきた。契約栽培の場合、産地としての取り引きは一品種最低二〇〇トで、一〇ト当たり二、〇〇〇ポットの収量を見積って、二〇ポットの栽培面積を目標としてきた。

品種は大久保を中心にした白肉桃で、その性状から、有袋栽培であり、病虫害の防除も特別の場合がない限り、年間三、四回の消毒である。

栽培面積も、昭和三十一年ごろは一応町内全地域におよび七・五畝になったが、その後期待したほどの作付面積にはならず、四二年度には五・五畝に減っている。

すももの栽培も、昭和二七年から三〇年ごろ多く植え付けられ三・五九畝（昭和三十一年事務報告）までになったが、四二年には三・三畝に減っている。

うめは、単位面積当りの収益はそれ程期待できないが、労力、消毒ともに少なく、比較的簡単に作れることから、兼業農家の栽培面積が広まり、農協を通して出荷している。品種は五月中旬から出荷できる甲州小梅が比較的多く栽培されている。収穫期が農繁期より多少早まるので、労力の調整上からよいけれども、最近栽培面積が各地にふえてきているので、市場価格が落ちてきている。そのため農家では漬け梅として多少でも有利な価格で出荷しようとしているくふうも見られるようになった。

六月中旬出荷する中梅の白加賀は、小梅について多いが、うめ酒が各家庭でつくられるようになってからは、小梅より多少収益は多

いようであるが、質のよいものと悪いものの値開きは大きい。地域的には、一応全町的な栽培になってはいるが、西島、静川両地区に特に多く植え付けられている。

(四) 花き園芸と工芸作物

大型トラクターなどを駆使できる、農業基本法の構造改善事業が目ざす大規模経営では、若い農業後継者もファイトを湧かせるだろうが、本町の立地条件では、こうした「ラクにやっていける農業」の自立経営は不可能に等しいのである。

きびしい自然条件におかれている、本町の農業人口を含めた町人口の激減、農業従事者の他産業への転出も、経済の高度成長期の現象としてやむを得ないものがあるかも知れないのである。その意味では、本町の農業経営は、大きな転換期であり、激動期であるとも



町営ビニールハウス（手打沢地内）

いえる。

このような社会・経済的な動きに対処して、本町のおかれている自然的な条件ともかかわって、農家所得の水準を高める方策としては、町の実情から実現可能な、しかも直接あすの生活に結びつく堅実なものとして「施設園芸」が考えられるのである。

本町では、昭和四三年から、町の産業行政の一環として、農家の安定収入と狭い耕地の高度利用を図る意味で、「町営ビニールハウス試作圃」を設け、その実績にもとづいた「花づくり」指導をはじめたのである。

昭和四三年の町営試作圃の実績は、次の通りである。

ビニールハウス 五二・八平方畝（一六坪）二棟

売上金

スイセン 一九・八平方畝 四一、五〇〇円

チューリップ 五二・八平方畝 八四、八〇〇円

フレーム

チューリップ 五二・八平方畝 三三、六〇〇円

クロッカス 六・六平方畝 二一、七〇〇円

現在、本町内で施設園芸による花づくりをしているのは、八日市場地区のビニールハウスによる菊づくり、カーネーションづくりが、規模のうえでも大きい。そのほか、各地でビニール・ハウスによるスイセンの早出し栽培などが行なわれているが、庭先利用による小規模なものであるが、目下京浜地区に大量に出荷されている。九州地区に比べて、燃料費は多少余分にかかるが、輸送費と相殺すれば、企業的に有利であることがわかり、将来に期待がかけられて

表26 工芸作物苗木の栽培状況 (昭和43年農業基本調査より)

品名	作付面積	生産数量	生産額	10a当り収量
	ha	kg	千円	kg
工芸作物	ねま	0.2	11	113
	いも	—	306	—
	くわい	1.5	680	975
	茶	0.5	48	—
	たまた	—	85	—
	計	—	13	—
(1)	計	2.2	1,143	—
	いも	—	40	—
(2)	計	—	40	—
	計	2.2	1,180	—
苗木類	苗計	—	27	—
	山行計物	—	27	—
	作物計	—	197,240	—

第二章 農 林 業

いる。

花の採種事業は、八日市場地域では、戦後早くから契約栽培をはじめていたが、町として大々的に取り上げるようになったのは、昭和三二年度からである。試作研究や長野県の先進地視察などから、本町の気候風土に適した品種として、アスター、ナデシコを主体として採種を進めている。そのほか、朝顔の採種も四五年度二町歩作付けした。

そのほか、切り花として、アスター、花麦、花アワなどが、露地栽培され、農協を通して市場に出荷され、好成绩をあげており将来の換金作物として、普及するものとみられている。

工芸作物としては、表26のような種類が栽培されているが、自家用程度のもが多い。

こんにゃくは、富士見山麓の山付き地帯に多い。

わたしは第二次大戦前後には、農村の衣料不足を補うために栽培面積が広まったときもあったが、現在では見るかげもないほどである。みつまたは、西島の製紙原料として昔は広く作られたが、その後ほとんど影をなくしてしまった。しかし、戦後原料不足の時代に栽培され、ふかし釜を作ったときがあったが、現在では作付面積からは消えてしまっている。

茶は古くから山付き地帯で、畑の境界やすみにつくられ、自家用として利用していたが、収穫から調整までの間、施設と労力を必要とすることから下火になったが、最近になって、本町の山付き地帯に良質の茶ができる見通しがたてられ、県の茶園増反事業地として指定を受け、昭和三三年から毎年一・五畝ずつ栽植され、四六年度現



増反されはじめた茶園（夜子沢地区）

在で、夜子沢・久成・大塩地区で二・七畝植え付けられ、将来七・五畝にまで増園する計画が樹てられている。

最初のころに植え付けられたものは、製品化されているが、将来は製茶工場も建てられ、本県における茶の特産地の一つになる明るい見通しがつき、五・六年先以降に大きな期

待がよせられているのである。

(六) 栽培奨励と出荷

経済成長下の農業振興対策として、本町では換金作物の栽培奨励により、農家経済をより豊かなものにする目的で、昭和四三年度より町の施策として補助金を交付し、その奨励を図っているが、奨励金交付規定は次のように定められている。

中富町特殊作物栽培補助金交付規定を次のとおり定める。

昭和四三年四月一日

中富町長 笠 井 清 巳

中富町規定第一号

中富町特殊作物栽培奨励補助金交付規定

(目的)

第一条 農業振興を益々盛んならしめ農家経済を豊かにし、生活の安定化をはかるため、特殊作物栽培者に対して、その規定に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助の対象)

第二条 前条に規定する補助金の対象となるものは、次の各号に該当するものとする。

- 一 各作目ごとの栽培面積が二町以上
- 二 その他町長が必要と認めたもの
- 三 対象作目

ニンジン、ゴボウ、レンコン、春播き白菜、キャベツ、ホーレン草、ネギ、ナリッコ、ニラ、枝豆、ミヨウガ、抑制トマト、抑制キュウリ、カボチャ、ピーマン、ウド、サトイモ、玉ネギ、ニンニク、ナガイモ、レタス、カリフラワー、ショウガ、エンドウ、ソラ豆、ラッキョウ、サヤエンドウ、フキ、ワラビ、パセリ、インゲン、ワサビ、シュン菊、花類

(補助額)

第三条 補助金の額は前条に規定するものに次のとおりとする。

一 各作目ごとの栽培面積一町当り三〇〇円の範囲内

(補助金の交付申請)

第四条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金申請書

(第一号様式) 該当年度の三月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第五条 町長は前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査の上、すみやかに補助金の適否を決定し適当と認められた申請者に対し補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第六条 補助金の交付を受けたものは、該当年度の三月末日までに実績報告書(第二号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第七条 補助金の交付をうけたものが、調査の結果において、町長の認定規準に達しない場合は、補助金の全部またはその一部の返還を命ずることができる。

付 則

この規定は昭和四三年四月一日より実施する。

町財政のそれほど豊かでない町において、こうした規定を設けている例は少ないのであるが、町民の所得を増して豊かな町づくりをしようとする町当局の、せつなる願いがよく現われているのであるが、昭和四四、四五年度において、補助金を交付した実績は表27の

表 27 補助対象作目と補助金額

年度	地区		西 島		大 須 成		静 川		原		共 和	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
昭和四四年度	一	一〇・〇 ^{アール}	二	二二〇・〇 ^{アール}	二六	一二三・四 ^{アール}	三九	一五一・四 ^{アール}	三三	一四六・五 ^{アール}	三二	一四六・五 ^{アール}
昭和四五年度	一	一	二〇	一七六・四	一八	八二・九	三三	一四四・八	三五	一五九・四	三五	一五九・四
昭和四四年度 補助金交付額	そ菜類—えんどうほか八作目 花き類—朝顔ほか一〇作目		}		}		}		}		}	
昭和四五年度 補助金交付額	そ菜類—そら豆ほか七作目 花き類—朝顔ほか一一作目		}		}		}		}		}	
			九八、八四〇円									

ようである。(町役場産業課調べ)

こうして生産奨励が行なわれても、出荷対策がしっかりたてられねば、流通機構のうえに乗せることが地域的に困難なのであるが、町当局と中富・西島両農協が出荷市場と連絡をとり、協議し合つて、昭和四三年から次のような出荷対策をたてて実施している。

事業

上記目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 青果物の集荷販売に関すること
- 2 販売に必要な資材のあっせん
- 3 その他集荷販売に付帯する必要なこと

手数料

売上金の一三%を差引き、徴集する。(市場九%農協四%)

集荷の方法

町内の農家が生産するそ菜・果実・花き類(以下青果物という)の換金を円滑にするため、集荷、販売の便宜をはかり、農家経済の発展に寄与するのを目的とする。

各地区に集荷指定場所(以下集荷場という)を設け定期的に集荷する。

本農協園芸部を利用する農家は、青果物を集荷所まで指示規格



ぶどうの出荷（八日市場地区）

（別に定める）に
より出荷する。
農協は集荷所の
青果物を市場ある
いはその他のもの
に売却の便をはか
る。
集荷日および時間
毎月五、一五、
二五日とするが土
曜日、日曜日、祭
休日にあたるとき
は翌日に行なう。
集荷時間は午後三
時～四時までに指
定場所へ出荷す

る。中止する場合は事前に連絡する。
精算の方法

出荷一〇日後には生産者の預金口座に振り込むものとする。ただし資材等のあつせんを受けたものについては、売上金から差引き精算することができる。

不備の点をみとめた場合はそのつど検討する。

集荷所

西島、大塩、手打沢、久成、切石、夜子沢、下田原、宮木、福原、曙中央、矢細工、遅沢、下伊沼、八日市場、寺沢

表28 昭和45年度西島農協の集荷・出荷状況（西島農協調べ）

品目	数量	金額	出荷先	
花き類	本 34,840 1,660 1,790 2,550 21,300 9,320 — 計	円 348,400 257,300 25,800 33,750 21,300 47,160 150,000 893,710	甲府東印生花・山梨生花・丸統市場 東印生花・山梨生花 同上 同上 同上 同上 同上	
品目	数量	金額	主な集荷地区	主な出荷先
大豆	5,000 kg	600,000 円	西島・静岡	甲府丸統、静岡
枝豆	2,580	17,990	同上	同上
らんどニイ	1,562	312,400	同上	同上
もんが	1,036	259,000	同上	同上
チャ	549	16,470	同上	同上
ラ	442	44,200	同上	同上
小中生	132	15,840	同上	同上
梅茸	1,106	110,600	西島・静岡	同上
梅茸他	680	68,000	同上	同上
いの	289	15,440	同上	同上
合	—	210,500	西島・静岡・久成・共和	同上
計		1,654,500		

第二章 農 林 業

果樹、野菜、花き類改良計画表

改良目標		対 象		現 況	改良課題	解決方策	年次計画						
		適 応	重 点				戸 数	44	45	46	47	48	
果樹経営の安定	ブドウ、モモ栽培技術の確立	中富町 原果樹研 西 島	原果樹研	61 8	団地が分散し、兼業農家で1戸当たり経営面積が少なく規模の拡大が必要であるが労力的に質量共に低下した実状では増植は望めない。 (1戸当たり平均モモ、ブドウともに10a) ブドウは樹令14～5年生であるが樹勢弱く、近年つる割病の発生が多い。	1. ブドウ、モモ栽培技術の向上 2. 共同集出荷の推進	ア、整枝剪定技術の向上 イ、土質改善による樹勢回復 ウ、新梢管理と結果の適正化 エ、ジベの適正処理 オ、病害虫の適正防除 ア、農協共販体制の強化	<input type="checkbox"/>					
野菜生産の振興	出荷野菜の生産	中富町 甲 南 原		45	今迄野菜は出荷しても僅かで婦人の片手間程度の栽培である。集団化したものがない。地元の学校給食野菜を年間供給している。	1. 野菜の年間出荷 2. 品質の向上 3. 水田裏作利用	ア、年間計画の樹間 ア、栽培技術の向上 イ、品種、規格統一 ウ、出荷の組織化 作付の体系化	<input type="checkbox"/>					
花卉栽培の振興		中富町	花卉部	33	採種栽培は契約で42年からはじめ球根促成も43年から試作をはじめている。花木(南天、雪割の苗木)および菊苗が43年度に導入されている、組織は園芸振興会花木部があるが、末端農家までなかなか技術浸透がなされていない。	1. 切花および花木の栽培技術の普及 2. 適品種の選択 3. 組織の育成強化	ア、ハウスの周年木の栽培技術の確立 イ、育苗技術の修得 ウ、栽培管理技術の修得 エ、病害虫防除ク、収穫技術の向上 ア、小集団の育成イ、販売体制の確立	<input type="checkbox"/>					

出荷事業要項とあわせて、市場価値を高めるために、「そ菜類の出荷規格」をつくり、部落懇談会や講習会を開いて、農産物の換金化への指導が行なわれた。出荷規格は、そ菜類二九品目にわたって規格を定めているが、五品目について例示すると表29のとおりである。

換金作物の奨励と出荷について、園芸振興会の努力も大きく作用し、その後農業生産物に対する換金化への価値観も高まり、作付け計画や出荷への意欲も増し、逐次成績をあげつつあり、収穫期や貯蔵できるものについては、市場価格の高い時期には、農協は農産物の集荷や出荷で追われるようになってきた。そのため、西島農協では、土・日曜日を除く日には常時集・出荷をするようになったが、表28は昭和四四年度同農協が取り扱った主な品目について

表29

品目	量目単価	梱包の方法	統一品種()内はまきつけ時期
にんじん	5 銚 または 10 銚	ビニール袋 洗い少量の場合は五本たば	(2) 三寸 (4) 5寸 (6) 7寸 (8) 三寸 (10) 時無五
たまねぎ	20 銚	赤色あみ袋 小に選別	早生系 今井早生、中晩生 泉州中中高
えんどう	1 銚	ビニール袋使用	フランス大英、絹さや
にんにく	1 銚	アミ袋使用 葉根を切除	長さ
ワラビ	た	ばをそろえる	

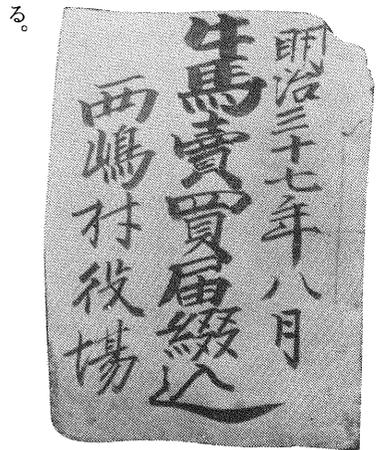
の集、出荷状況である。

本町の果樹・野菜・花き類についての、南巨摩農業改良普及所の改良計画は前ページのとおりである。

(九) 畜産

本町における家畜の飼育状況は、文化年間の「甲斐国志」ではじめて数字的に明らかにされたが、当時は馬二七八頭、牛八頭(西島四、大塩四)で、このころ牛が飼われていたことは珍らしいことである。このころはふだん駄用、肥どり用として飼われ、馬は必要により伝馬として利用されていた。

明治以後勸農政策として馬耕が奨励普及されるようになる、駄用、肥どりを兼ねて牛馬の飼育は増加した。明治一六年の調査では馬三〇〇頭、牛三九頭(手打沢、共和を除く)となり、約四戸に一



牛馬売買届の書類綴(西島区歳)

頭は飼われていたことになる。このころは牛馬の売買をしたときは役場に届出なくてはならなかったようである。

大正五・八年の調査によると、馬一六三頭、牛二五八頭となり、馬より牛が多く飼われるようになった。曙地区は牛の飼育頭数が急増している。このころから水田の代かき時期には、人に賃貸しする方法がとられ、これを「かせぎ馬」といった。この調査から家畜として豚が飼われはじめたことがわかるのであるが、曙地区にこのころ一〇頭はいつている。

その後、荷馬車などにも使われるようになったが、化学肥料の普及や、交通機関の発達等によって、飼育頭数は減少し、第二次大戦中の軍用徴発が行なわれてからは一層少なくなると同時に、家畜の種類は多くなり、小家畜、家禽が多くなってきた。

昭和二五年から二〇年間に本町の家畜の変遷を表30によってみると、長い歴史をもつ馬の飼育は年々少なくなり、三五年から四二年の間にまったく本町から姿を消してしまったことがわかり現

第二章 農 林 業

表30 家畜飼養頭羽数の推移（にわたりの（ ）内の数字はプロイラー）
（農業センサス基本調査 山梨県統計書より）（単位 頭）

種類 年度	乳用牛	肉用乳	馬	めん羊	やぎ	豚	兎	にわとり
昭25	26	87	79	80	755	26	1,461	2,327
昭27	27	70	65	360	695	55	661	6,723
昭30	33	159	28	602	351	12	241	6,279
昭35	35	80	7	149	203	103	121	6,470
昭42	51	12	0	4	199	251	46	10,741
昭45	86	14	0	6	154	174	—	12,047 (3,500)



曙地区の酪農

在では、動物園や絵本で見なくては、こどもたちが馬を知らなくなっている。
 役牛も三五年をピークに減少しているが、牛馬の減少は、農耕用に耕うん機が使われ、普及してきたことと深い関係をもつのである。
 乳牛は曙地区に多く年々増加し、四五年には八五頭飼われている。

めん羊は、戦後羊毛製品の不足から、年々増加し、三五年には五〇二頭にもなったが、世界経済と貿易の改善、繊維産業の発展により、羊毛製品が求めやすくなったことや化学繊維の発達によって、採算がとれなくなったので、その後急激に減少している。
 やぎも、乳製品の出まわりと食生活の向上、労力不足等から、二五年以降年々減少している。
 豚は多くなってきた

表31 地区別家畜飼養頭羽数 ()内は飼育戸数
(昭45農業センサスより) (単位 頭及戸)

	乳用牛	役肉牛	豚	めん羊	山羊	にわとり	
						採卵鶏	ブロイラー
西島	—	—	(3) 7	—	(1) 1	(73) 583	—
大須成	(2) 3	(3) 3	(2) 37	—	(30) 34	(86) 480	—
静川	—	(2) 3	(6) 80	(2) 2	(29) 30	(46) 460	—
曙原	(30) 82	(8) 8	(3) 12	(2) 2	(40) 42	(132) 6,302	—
共和	(1) 1	—	(4) 38	(1) 2	(31) (32)	(70) 3,344	(1) 3,000
共計	—	—	—	—	(12) (15)	(24) 878	(1) 500
	(33) 86	(13) 14	(18) 174	(5) 6	(143) 154	(471) 12,047	(2) 3,500

ているけれども、市場相場の変動が大きいので、多く飼われているときと、少ないときが、表にはつきりと現われている。

兎は戦時中毛皮が軍用被服に使われたため、飼育奨励がなされたが、戦後飼養数が年々少なくなり、四五年度には統計数字の上からは姿を消してしまっている。アンゴラ兎の毛が契約出荷できるというところで、飼育した農家もあったが、ナイロンなどの人造羽毛が安価にできるようになってからは、飼育農家が立ち消えてしまった。

にわとりは、戦後ある時期までは、一〇〇羽程度の小羽数でも、副業的な採算はとれたようであるが、その後飼料の値上りや、大規模経営の企業的な飼育が、全国的に現われ、需要の割に供給が多くなり卵価が頭打ちとなり、小規模経営では採算がとれなくなってしまう。

昭和二五年ころまでは、小規模経営で副業的に多くの農家で養鶏をしていたが、二〇年間のうちに飼養羽数が六倍になったことから、経営規模を拡大していったことがよくわかるのである。

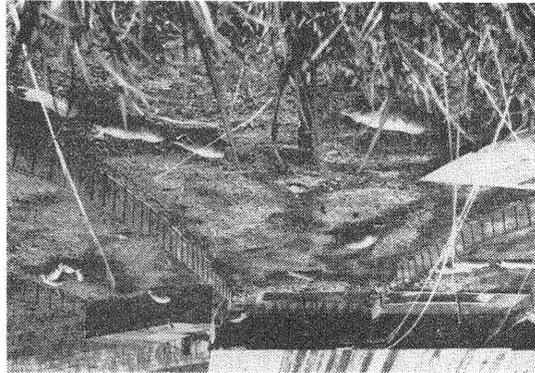
地区別にみると、西島地区では家畜の飼育は種類、数量ともに少なく、消費地的色彩が強い。

採卵鶏を七三戸で五三八羽飼育しているが、一戸平均約七羽程度の小羽数である。最近合資組織で食肉用のブロイラー養鶏が行なわれているが、規模はそれほど大きくはない。

大須成地区は、家畜の種類は多いが、畜産経営という見地からは、堂平の養豚を挙げなくてはならない。二戸で三七頭飼っているが、地形をうまく利用した養豚が行なわれている。

乳牛は飼育されているが経営規模は小さく、役肉牛も肥どり農耕

第二章 農 林 業



堂 平 の 養 豚

用程度である。

にわとりは飼養農家一戸平均五羽で、自家用採卵程度である。やぎは山付き地帯のたんばく給源と、めん羊とあわせて肥どり程度のものである。

静川地区も大須成地区と同じように、豚の飼育が目だし、おもに夜子沢で行なわれている。役肉牛、めん羊、やぎも大須成地区と同じようなケースである。

曙地区では、乳牛が多く飼育農家も三〇戸を越えているが、おも

表32 中富町の畜産の種類と生産状況 (昭43農業基本調査による)

種 類		生産数量	生産額
畜 産 (1)	子牛	頭	千円
	育成牛	3	210
	肉牛	2	130
	計	3	180
	子牛	8	600
	乳牛	16	1,120
	計	164.2	7,389
	子牛	3	165
	産牛	3	18
	計	7	350
子肉豚	750	4,125	
豚(産豚を含む)	576	15,069	
計	1,326	10,944	
羊	0.1	32	
子肉	2	9	
めん羊	22	5	
毛羊(産羊を含む)	4.1	46	
畜 産 (2)	やぎ	37.6 kg	1,128
	子やぎ	10.4	83
	産やぎ	10.5	32
	計	2.4	36
	子やぎ	270.6	1,279
	計	370.1	37,010
	鶏	4.4	9,680
	卵	4.7	9,400
	鶏食	3,749.7	56,090
	計	5,543.6	81,526

に矢細工・後山で飼われており、地形的な不利を克服して、一戸平均二・七頭飼っている。養鶏も六、三〇二羽の採卵鶏が飼われており江尻窪に多い。

役肉牛、めん羊、やぎは他地区と同じように肥どりの域を脱していない。

原地区では、養鶏、養豚の規模が大きく、飯富でブロイラー、八日市場で採卵鶏が近代的な設備で飼われている。養豚は一戸当たり九・五頭平均飼われている。



ブローラー（飯富地区）



テラーによる耕うん（西島地区）

(三) 農機具の変遷

乳牛、めん羊、やぎは肥どり程度の規模でしかない。

共和地区も家畜の種類は少ないが、ブローラー、採卵鶏の企業的な飼育が行なわれている。

本町の家畜のなかでは、曙地区の乳牛、大須成、静川、原地区の養豚、曙、原、共和地区の養鶏が目だが、そのほかは小規模な片手間飼育である。

昭和四二年度に本町で飼われていた家畜の種類、生産数量、生産額は、表32のようである。

せたという側面も見逃すことはできない。そして農機具は用途に合わせて性能はますます向上するとともに、大農経営向きの大型のもの、兼業農家向きの軽量小型のものに分かれつつある傾向を示している。

また、本編第一章第一節(三)土質と産業の項でも述べているように、この地域の土質にあった農具が、土に生きる農民の知恵として、わたしたちの祖先が改良くふうした、この地域独自の農具もあるのであるが、本町で使われている農機具のいくつかについて、歴

農機具は農業の発達過程や農業形態、農作物さらに農業の地域性の面からみると、その種類はひじょうに多い。明治以前は人力による農具を用いた農作業であったため、作業能率はきわめて低かった。明治二〇年代になってから小農主義の「明治農法」がとられるようになり、わが国の国土に合った農業政策がとられ、産業革命の進行とともに、畜力用農具や、人力用農具も大いに改良が加えられ、農機具は著しい進歩をとげた。特に戦後の農機具の進歩は目ざましいものがある。これは戦時中軍需機械を生産していた工場が、その技術を生かし、それを農機具の生産に移さ



馬耕による代かき風景（曙地区）

馬耕による影響は、①深耕を可能にし、多肥農業の奨励と相まち多収穫稲作の前提となった。②湿田を乾田化すると牛馬耕が容易になるので、湿田の乾田化という土地改良を促進した。③耕地区画が小さいと耕うん能率が悪いので田区改正等の耕地整理事業のさきがけとなった。④能率を向上させた結果は、労働力

史的経過を述べてみる。

㊦ 牛馬耕と田打車

明治七年駒場農学校（東大農学部前身）に招へいされたイギリス人ベグビー（試業科）が、ヨーロッパの馬耕術を紹介してひとびとをアツといわせたそうであるが、その後勸農社（林遠理が明治一六年設立した私塾）の教師たちによって、持立型もちだりがたによる馬耕の普及がすすめられた。

のピークを切りくずして二毛作を容易にし、農業労働賃金を節約させた。

牛馬耕は、労働集約性では抜群であったが、犁床のない抱持立型かかもちだりがたは、操縦不安定という難があり、取り扱いが困難であった。

その後長野県の松山原造が改良を加え松山型（双用短床型）を、さらにこれを改良した高北新治郎の高北型によって、現在この地域でも、テラー用の犁として使用している近代短床犁が完成した。

牛馬耕は、当時肥どり、駄用として牛馬が多く飼われていたので急速に普及し、第二次大戦後内燃機関の発達によるテラーの普及するまで、水田耕起の重要な役割りを果たしてきたのである。

本町において牛馬耕からテラーに切り替えはじめたのは昭和二三年ころで後山の遠藤孝重（現在富士豊茂在任）の導入がそのさきがけとなっている。

水田除草機は、中井太一郎によって創案され「太一車」として一般に普及しはじめたのは明治三六と七年ごろであるが、水田の中耕除草に一段階を形成し、農作業労働の軽減に役立った。当時、農作業日雇人夫がいなくなったことから「日雇人倒し」といわれたという笑えない笑い話もあったといわれている。水田除草機は、明治三六年農商務省の農事改良一四項目の普及計画の一つとして取り上げられ、水田の正条植への普及と相まって急速に普及したのである。

㊧ 脱 穀 機

徳川中期にこぎ箆こぎわにかわってせんばせんば（千歯）こぎが、島根県で発明されて全国に普及した。せんばこぎはこぎ箆の一〇倍以上の能率

だったといわれ、後家倒しと俗称されたという。当時脱穀作業に従事したやもめたちが一時の職を失なったことから、その名がつけられたといわれている。

せんばごきにかわる足踏み回転脱穀機の発明は、農機具における画期的なできごとであった。

明治四〇年のある晩秋の日、山口県佐波郡防府町の検温器工場の勤めを終えて畦道に沿って自転車のペダルを踏んで帰路を走らせていた福永章一は、畦道に重くたれ下っていた稲穂が自転車のスポークに当ってパラパラと飛び散るのを見て、急いで帰宅し、自転車を土間の天井につるして、ペダルを手で廻し、回転するスポークに稲穂を当ててみた。もみはおもしろいように脱粒されて土間に飛び散った。この実験をヒントに彼は三年間の研究の後ついに福永式脱穀機を完成した。

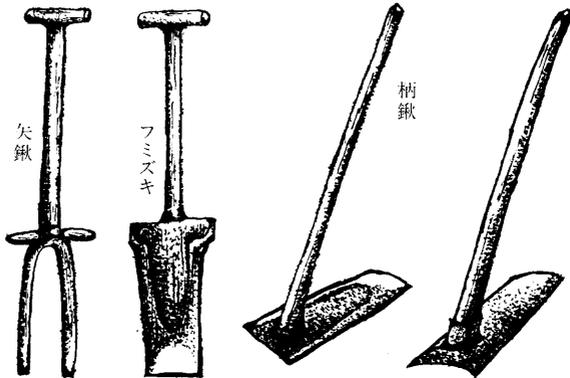
本町の足踏み脱穀機や水田除草機が導入されたのは、大正中・末期になってからだと古老はいう。

(四) くわとふんずきの改良

大正五年の大須成、同八年の伊沼ほか二か村取調書の農具の項に「特殊の農具なし、近年踏鋤が改良せられ、二本歯を使用するようになり、柄鍬が金鍬となるは耕作上不便なるが為なり。」と記され、下記のような図がでている。

現在農家で使われている二本歯や金鍬は、大正初期、この地域でつくられ、使われはじめたものと推察できるのである。

(四) 本町の農機具



大正5年ごろの農具（新旧の比較図）

るようになった。

また、ビニール製品の農業利用、農業の進歩によって農機具の種類も多くなり、道路網の完備と経済成長によって、自動車が農家の必需品として位置づきつつある。最近では兼業農家が増加し、日曜百

経営規模が零細な本町各地区では、戦前には農業用機械はまったく使われていなかった。主として人力・畜力用の農具が中心になっていたが、戦後農業用機械の発達普及によって、昭和二五、六年ごろから内燃機関（ガソリンエンジン・ディーゼルエンジン・石油発動機）や電動機を動力源とする農業機械が導入され

第二章 農 林 業

補助対象件名	件数	金額	備考
ハビニール・シイタケ菌購入	四件	四八、〇一〇円	一、二一八 ² ㎡ 鉄骨パイプ
サイロ設置	六	一〇五、〇〇〇	分、六一〇本
農業索道	一	一八、五〇〇	
シイタケ用ドリル機	六	二一、二七〇	
病虫害防除機	一三	三三、二三〇	手動用
同 右	二	三四、三三〇	動力噴霧機
合 計	四五	二八九、三四〇	昭和四五年補助金

表33 中富町農業近代化施設助成一覧(昭45)

姓という経営形態がとられるようになってきているので、そうした農家では、農業の管理作業の能率を高めるために、小型のトラクターを購入するものが多くなった。表34は、戦後間もなくの二五年と最近(四三年)における農機具の所有状況を示したものであるが、農業経営形態の変化や、農機具・農業の進歩を物語るものとして、興味深いものがある。

本町では、昭和四二年七月より、病虫害対策をはかり、農業生産を高めるために、「中富町病虫害防除器具購入補助金交付規定」を定め、予算の範囲において防除器具を購入する個人、または共同で購入する者が申請をすれば、購入費の三割を補助している。昭和四五年度本町が農業近代化施設に対して助成したものを表33で示す。

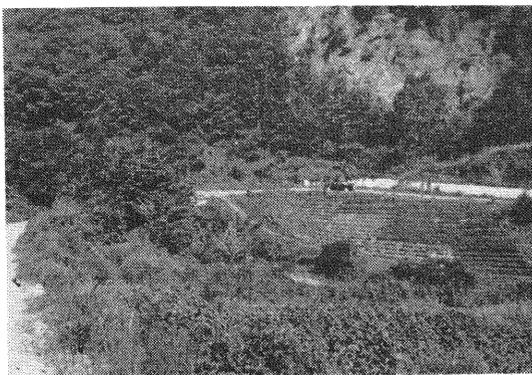
表34 農 業 用 機 械 の 推 移

昭和25年(市町村政要覧)							昭和43年(農業基本調査)			
	西島	大須成	静川	原	曙	共和	個人所有農家	共同所有家数	所有家数	
電動機	0	0	0	5	0	0	駆動型耕耘機	21	0	
石油発動機	0	0	0	0	0	0	けん引耕耘機	五馬力未満	90	19
動力脱穀機	0	0	0	4	0	0		五馬力以上歩行型	2	6
動力刈摺機	3	0	2	0	0	0		乗用型	0	0
動力耕耘機	0	0	0	0	0	0	動力撒粉機	4	0	
動力噴霧機	0	0	0	0	0	0	動力噴霧機	14	0	
荷 車	57 11	10 3	0 52	0 0	0 0	0 58	農業用トラックオート	4	0	

表35 本町で使われている農機具

分類	耕起・整地 ・播種用具	育成管理用	収穫用具	調整用具	運搬用具	畜産用具	精米 製粉用具
戦前から使われているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・人力……鍬踏鋤(平ふみすき)、二本歯、スベ(ト)唐鍬、レーキ ・三本歯 ・畜力……馬鍬 犁 	<ul style="list-style-type: none"> ・中耕除草用具……たちかんな、除草かん ・施肥用具……肥桶、肥杓 ・防除用具……肩掛け式噴霧器、背負式噴霧器 ・園芸用具……剪定鋏、摘果鋏 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌(草刈鎌、稲刈鎌) 	<ul style="list-style-type: none"> ・箕、千歯、篩、麦つき臼、唐箕、農業用扇風機、むしろ、足踏脱穀機 ・脱穀機 ・背負子、てれんかご、背負かご、大八車、リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・おしぎり、ホーク、人力カッター 	<ul style="list-style-type: none"> ・おしぎり、ホーク、人力カッター 	<ul style="list-style-type: none"> ・木臼、石臼 ・籾摺機 ・杵ふるい ・水車 ・電動機
戦後導入されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・耕耘機 ・小型トラクター ・田植機 	<ul style="list-style-type: none"> ・人力用カルチベーター(作業器交換によって使用) ・撒粉器 ・ミスト機 ・動力用噴霧機 ・マルチ ・ビニールハウス 	<ul style="list-style-type: none"> ・稲刈機、稲草刈機 	<ul style="list-style-type: none"> ・動力脱穀機 ・農業用発動機 ・電動機 	<ul style="list-style-type: none"> ・一輪車 ・小型トラック ・トラクター(トラレラー) ・農業用索道 	<ul style="list-style-type: none"> ・動力カッター ・ミルカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型精米機 ・ロール式籾摺機

(四) 農 免 道 路



農 免 道 路 (西島地内)

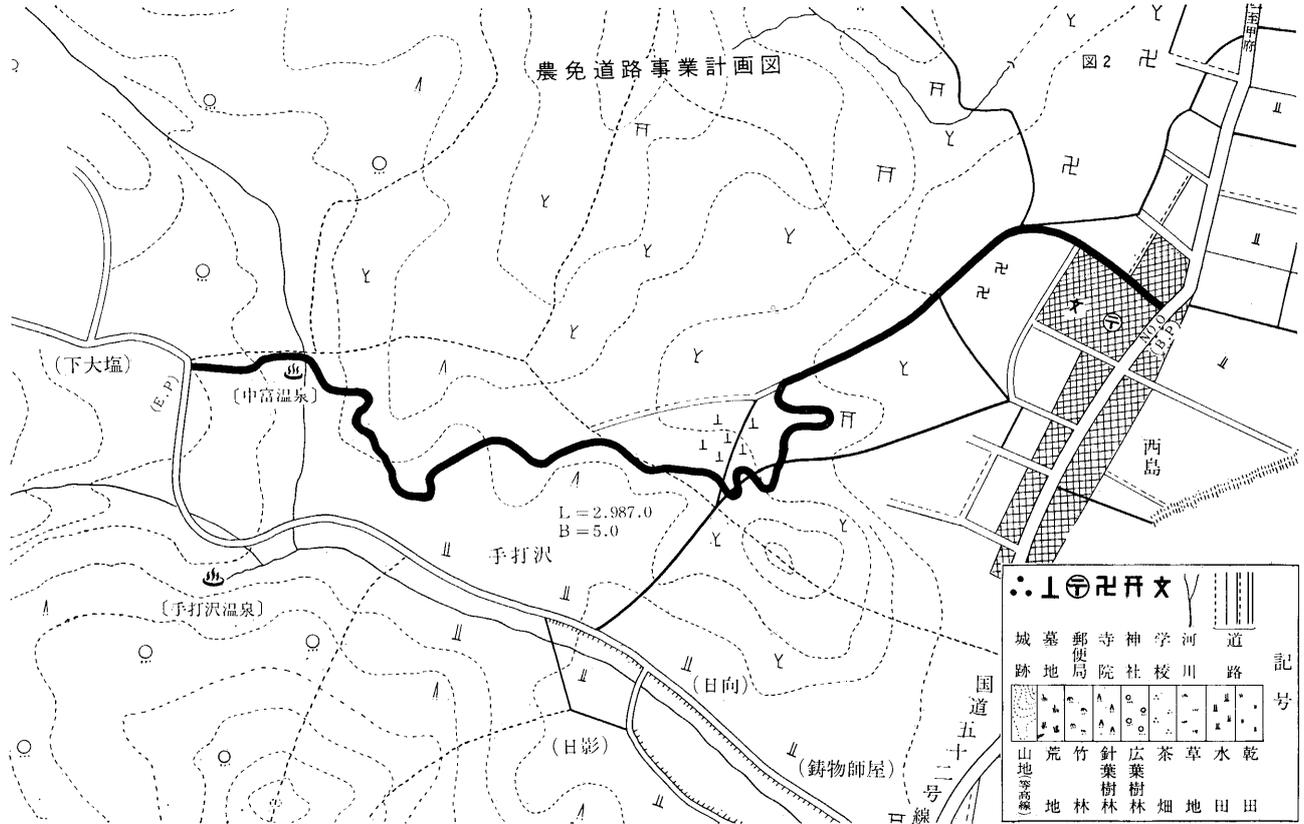
本町の土地改良事業のおもなものは、大正初期から第二次大戦以前までの間に行なわれた。その後旧村時代に西島、飯富、宮木地区が実施した改田事業を除いては、その後顕著なものはない。これらの事業は、耕地整理組合を設立して、それぞれ事業を行ない、現在これらの事業費に充当した債務については飯富、宮木両地区が負担行為を行なっている。この債務行為は受益者が行なっているもので、飯富の農道分に対しては、飯富の農道分償還金については、その額の二分の一(年間二四、七〇〇円)を町が負担している。

昭和四三年西島、大塩向坂に至る二、三九七呎に農道をつくることになった。

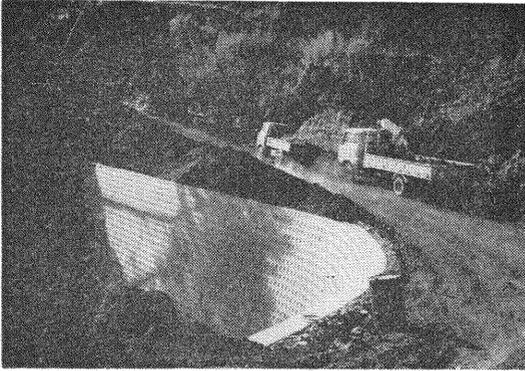
この道路は、通称「農免道路」といわれているが、正しくは「農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業」と称し、昭和二四年公

農免道路事業計画図

図2



城墓 郵 寺 神 学 河 道
 跡 地 局 院 社 校 川 路
 山 荒 竹 針 広 茶 草 水 乾
 地 地 林 葉 葉 樹 樹 地 田 田
 地 林 葉 樹 樹 地 田 田
 地 林 葉 樹 樹 地 田 田



工事中の農免道路（大塩地区）

布された「土地改良法」にもとずき、農民や漁民が使う揮発油税を財源とした身替り事業であり、山梨県では塩山市、甲西町および本町がその対象として指定された。

本町の西島・大須成間にある畑地は、肥沃地でありながら、農道は約一畝ほどの急坂道であるため、肥料、収穫物の運搬等はすべて、背負子（しよいこ）によらねばならず、そのため労力負担が多く、年々畑に植林をしたり、荒地として放置したりするものがふえ、耕地五〇余畝が荒廃するばかりである。

また、本町西島の手すき和紙の生産材である「タモ」は足の平付近の畑で良質なものを産していたのであるが、

前述のような状況で連年静岡、埼玉等から買入れている現状である。さらに、大塩地区の養蚕は農家の現金収入源として高く評価されているが、大塩の桑園もこのまかど、大沢一帯に多く、桑を索道によって運搬しているが、肥料などの生産資

材はすべて背負子によって運ばれている。

これらの問題を解決し、耕地の生産性を高めることは、地区住民の長年の念願であった。それがこの農免道路の建設によって一挙に解決できるのである。

この道路は、延長二、九三七畝、幅員五畝で、事業費概算六、六〇〇万円（補助率七五％）で、昭和四三年西島側九六三畝、四四年度五一九畝、四五年度四九三畝・大塩側一三〇畝、四六年度八三二畝の四か年計画で、すでに第三期工事を完成している。この道路の完成後は、農業機械の導入と労力の節減、苛酷な苦汗労働からの解放等、農業生産・町民所得のうえに大きな変化がもたらされるのである。事業計画図面は図2の通りである。

(四) 林業

本町は山梨県の南部に寄ってはいるが、降水量一、四〇〇〜一、六〇〇^ミ程度で、本県内陸部よりやや多いが、西側に隣接する早川町、南側に隣接する身延町より少なく、樹木の生育にはそれほど適していない。

森林面積は、二、二七七畝で、町の総面積の六〇・四％を占めている。所有区分は私有林四八四畝（二一・三％）、町有林二三畝、私有林一、七七〇畝となっている。地区別に区分すると曙七六％、大須成六八％、静川六八％、原五〇％、共和二五％となっている。私有林は、江戸時代の入会御料地で、明治六年の地租改正のときの検地で、官有地に編入されて管理されていたが、明治四〇年、同四三年の二度にわたる大水害で、山梨県民は塗炭の苦しみに会っ

第二章 農 林 業



育ちつつある人工造林（久成地区）

山林の約七・五％にあたり、財産区管理委員会が管理の任にあつている。

本町の民有林は、一、七七〇畝で山林面積の七一・一％を占めている。民有林のうち、人工林と天然林との比率は、人工林一七・九％、天然林七六・八％、その他（竹林など）五・八％で、人工林のうち針葉樹林は二六二畝、広葉樹林五四畝で、針葉樹林は広葉樹林の五倍強である。天然林は広葉樹林が多く八〇六畝、針葉樹は五四五畝である。

明治天皇は山梨県民の窮乏を救うため、一八万六千畝の入会御用地を、県有財産としてご下賜なされたのである。山梨県民はこれを「恩賜林」と称している。

本町の恩賜林は、四八四畝で山林面積の約二一・三％に当たっている。県有林の大部分は、標高七〇〇呎以上の富士見山にある。

町有林は二三畝で、

表36 本町の森野面積（昭和42年農業センサス）
単位＝ヘクタール

森 林 面 積											
総面積	県有林	樹林地	樹 林 地				竹 林	伐地 その他	採跡	33	
			総 数	人 工 林		天 然 林					
				針葉樹	広葉樹	針葉樹					広葉樹
2,277	484	23	1,667	262	54	545	806	70			

表37 南巨摩郡町別保有山林面積規模別林家数（昭43農業センサスより）

	林家総数	0.1ha～	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20ha以上
		1.0ha	戸	戸	戸	戸	戸
増穂	635	444	143	26	13	5	4
鵜沢	354	218	105	19	5	5	1
中富	844	419	263	78	18	5	1
早川	746	152	199	138	139	44	20
身延	985	497	277	74	72	53	12
南都	625	266	163	64	74	43	15
富沢	588	206	190	62	77	46	27

表38

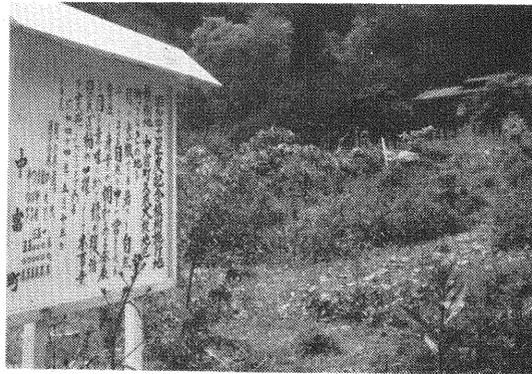
昭和45年度本町森林組合別造林実施面積

鯉沢林務事務所調べ

種別 組合	一般造林		公社造林		公団造林		計	
	面積	本数	面積	本数	面積	本数	面積	本数
中富	3.32	10,380	—	18,000	—	—	3.32	28,380
大須成	3.27	10,390	—	—	—	—	3.27	10,390
静川	3.41	11,020	—	—	—	—	3.41	11,020
曙	5.83	18,640	—	—	—	—	5.83	18,640
共和	—	—	—	—	—	1,800	—	1,800
計	15.83	50,430	—	18,000	—	1,800	11.83	70,230

本町における山林を所有する戸数は八四四戸で、本郡では身延町についで第二位になっている。そのうち所有面積をみると〇・一畝〜一・〇畝が四一九戸で四九・七％、一〜三畝が二六三戸で一・二％になる。つまり三畝以下の山林所有農家が約八〇・九％である。本町では、多くの農家が山林をもっているが、所有面積は三畝以下という小面積の戸数が、全体の八〇％以上になり、ある特定の農家が大量の林地を占有

しているというのではないといえる。反面森林経営で生活を持てざる専門林家がいないので、どうしても森林経営に熱がはいらず、造林などもおこたがりがちだという面も考えられるのである。



中富町記念植樹施行地（久成地区）

林一三・二畝、公社造林一三・三畝、四四年度は一般造林一六・八畝、公社造林六・四畝となっている。

公団造林・公社造林とは、前者が国家資金、後者は県の資金で行なう造林方法で、土地所有者が土地を提供し、国または県がこれを借り受け、森林公団、林業公社に植林・手入れ・伐採等すべてを委

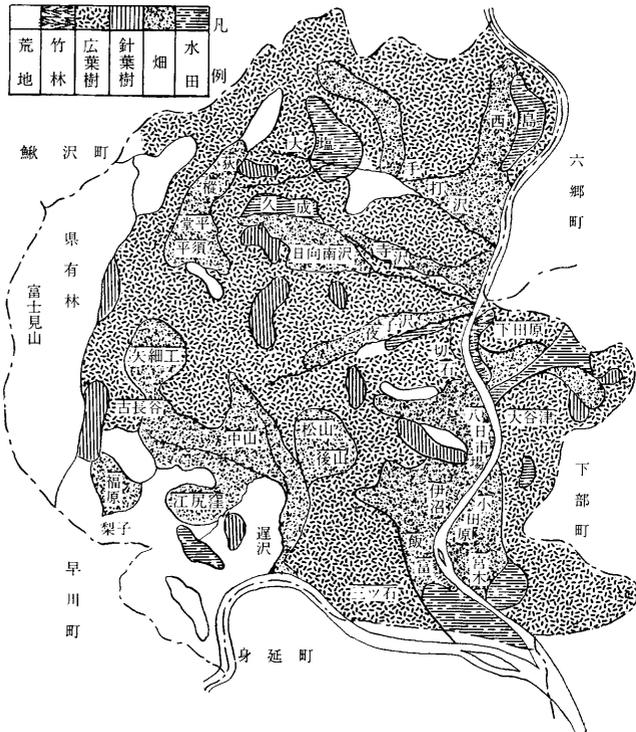
最近町当局や森林組合の指導等もあって連年植林がなされている。昭和四三年度二六・八畝、四四年二三・二畝、四五年度一五・八三畝となっている。そのうち四〇％は畑に植林され、六〇％が天然林や伐採後地への造林とみなされている。昭和四五年度造林実施面積の区分は表38のようであるが、四三年度、四四年度造林内容は、四三年度が一般造

第二章 農 林 業

表39 昭和45年度民有林関係造林苗木内訳
()内は補植本数 鯉沢林務事務所調べ

組 合 樹 種	中 富	大 須 成	静 川	曙	計
す ぎ	4,680	3,180	5,880 (2,930)	7,680	19,150
ひ の き	4,020	4,770	1,530 (2,250)	5,940	18,510
あ か ま つ	1,680	2,320	3,160 (2,800)	4,600	15,560
か ら ま つ	—	120	450 (150)	450	1,170
計	10,380	10,390	19,150	18,640	54,390

中 富 町 土 地 利 用 図



託して行なう造林方法で一団地四畝以上の場合委託することが可能である。
この造林による林産物の利益配分は、公団・公社六分、土地提供者四分となっている。

樹種別造林苗木をみると昭和四五年度、すぎ一九、一五〇本、ひ

のき一八、五一〇本、あかまつ一五、五六〇本、からまつ一、一七〇本で、合計五四、三九〇本の苗木が植え付けられている。(表39参照)

保安林は、公共の福祉のために、森林法(昭和二六年)にもとづき指定された特定の森林で、監督官庁や公共団体が必要と認めた場

表40 森林蓄積量（県有林を除く）

面 積	民 有 林		
	蓄 積 量		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
1,793 ^{ha}	57,513 ^{m³}	30,164 ^{m³}	27,349 ^{m³}

は、一〇七件、四七五畝で、土砂流出防備林と、水源涵養林である。

本町の森林は、図3のように、生産性の低い広葉樹の薪炭材が多く、その蓄積量は三二平方畝（八・九石）で経済的価値は低い。近年わが国の木材の需要の伸びは高く、これに対する供給量が少なく、約五〇％を外材に依存している状況なので、生産性の高い用材林に拡大造林することが本町の課題である。

合または、森林所有者や直接の利害関係者から申請が出された場合、中央森林審議会が審査し、農林大臣が指定する。指定した森林は国が買い上げる。保安施設事業を直接国または県が実施する。保安林に指定されたものは、所有者の利益より公共福祉が優先するので所有者が勝手に手をつけることができず、必要があれば届け出て許可を受けなくてはならない。保安林としての重要度がうすれた場合は、指定を解除される。保安林の種類は、土砂流出防備林、土砂崩壊防備林、水源涵養林など一七種類あり、このうち、重要視されているものは水源涵養林、土砂流出防備林等で日本の保安林の九〇％を占めている。本町の保安林の面積



木材の搬出（久成地区）

第二節 養 蚕 業

(一) 概 説

本町の養蚕が農業全体に占める位置は高く評価されねばならない。表1に示すように、昭和四二年度における農産物の生産額の四二・五％に当り、その金額は二億五百六四万五千円であり、桑園の作付面積から見ても、本町農業の基幹作目である。ただ養蚕の集団地形が困難なのは、本町の地形がその原因をなしている。

表 1

昭和四三年農業基本調査

大別農産物の生産額(昭和四二年度)				
種 別	作物	養 蚕	畜 産	合 計
生、産 額	千円 一五七、三四〇	千円 二〇五、六四五	千円 八、五五六	千円 四四四、四四二
比 率	四〇・七％	四三・五％	一・八％	一〇〇・〇％

明治維新以後急速に進んだ資本主義体制下の産業革命と貨幣経済は、農家経済への影響も強く現金収入の道を講ずる必要を生じさせたのである。本町内各地区のように農業生産性の低い山付き地帯は、養蚕収入にたよらざるを得なくなり、明治以来多少の変動はあったが、第二次世界大戦の末期食糧自給体制のため、桑園の作付転換を余儀なくされるまで、養蚕は年と共に伸びたのである。

戦後食糧事情が緩和されはじめた昭和二五年以後再び養蚕が盛んになり、三三年まで上昇を続けた。しかし、三五年繭価が暴落してからは、農家の人手不足もあり、養蚕戸数も減ってはきているが、農家総数の比率の上からは、年々少しずつではあるが増加している。

(一) 養蚕の普及

養蚕が一般にひろまったのは明らかでないが、『日本の歴史』(巻21近代国家の出発)には、次のように記されている。

「天保のころ(今から約一四〇年前)からひろがった養蚕は、安



給桑状況(宮木地区)

政の開港を契機にひじょうな発展をみせ、明治十年代のなかばには、関東と中部地方にまたがる長大なグリーンベルトが開けた。」このことからわかることは、神奈川の山付き地帯・埼玉・栃木・群馬・山梨・長野など戦前養蚕県といわれた、これらの県の養蚕業の基礎はこの時代につくられたのではないかといえるのである。

山梨県の養蚕業は、いつごろからはじめられたのか明らかでないが、一説によると上古において、秦の徐福が帰化し、郡内地方に養蚕を伝えたともいわれている。江戸時代になって、山梨・八代・巨摩の三郡一五万石に封ぜられた柳沢吉保が、栗原・万力・石和の各筋に養蚕を奨励したことから、本県の養蚕業は急に盛んになった。幕府の直領となつてからも、養蚕を農家の副業として奨励されたが、婦女子の片手間仕事として行なわれ、蚕児飼育の方法や繰糸法などきわめて幼稚なものであったことが推察されるのである。

明治になってから、

政府は養蚕奨励の布告を出し、さらに、明治六年県令として着任した藤村紫朗が、特に養蚕に熱心で、北巨摩郡明野村に桑園を造り、養蚕試験場を設置し、吏員を県下各地に派遣して、温度育を実習させ、これを広く県内に普及させ、一九年には吏員を国の蚕業試験場へ入場研修せしめ、学理の導入につとめ本県をして養蚕国たらしめる基礎を築いた。

柳沢吉保が甲斐の国に封ぜられたのは宝永二年（二六五年前）であるから、前述のように全国に広まったのが天保のころ（約一四〇年前）ということから考えて、本県に広まったのはそう早い時期ではなかったとも考えられるのである。

本編第二章第一節の表4「明治初年の各村の産業」の、本町の養蚕戸数と、表2の明治四〇年の本町内旧村別養蚕状況の推移からみて、明治になってから政府や藤村県令の養蚕に関する奨励等によって急速に伸びたことは事実である。

本町の明治初年ごろは養蚕を農業の余暇兼業という形で考え、曙村、大須成村を除いては養蚕農家はきわめて少なかった。第二章第一節表4でもわかるように、寺沢村三戸、切石村一五戸、夜子沢村八戸、八日市場村八戸、伊沼村二戸、曙村一二〇戸、共和村二八戸、大須成村は養蚕、採薪約五分以上とあるから百戸近く飼われていたのではないかと推測できるが、このころはまだ、西島村と飯富村は全然養蚕はしていなかった。この調査は、明治一六年の各村取調書（県立図書館蔵）であるが、明治七、八年の調査事項もはいつているが、養蚕の調査年度は不明であるが、一六年に県に提出したものであるからその前年とみても、明治一五年の統計になるのである。

表2 明治40年の本町旧村別養蚕の状況（山梨県蚕病予防事務成績）

町村名	養蚕家数 実数	産 額		桑畑 反別	桑樹の種類	その他重要 なる生産品
		数量	価 格			
西島村	8戸	9石	47銭6厘	5反	小牧、菊葉、高橋	紙、米、麦
大須成村	190	404	20円13銭	14.8	同 上	大豆、麦、米
静川村	84	181	9円05銭	111	高橋、小牧、菊葉	生糸、米、麦
伊沼村	35	69	3円48銭4厘	9.5	菊葉、高橋、小牧	麦、瓦
飯富村	18	29	1円46銭	9.5	菊葉、高橋、小牧	麦、大豆、小豆
八日市場村	65	133	6円65銭5厘	6.9	菊葉、小牧、高橋	麦、大豆、米
曙村	202	743	36円43銭4厘	112.7	小牧、菊葉、高橋	麦、大豆、米、蚕

※本郡における産産額は5,352石、301円30銭3厘、桑園面積は638町2反なり

る。いづれにしても曙地区はこの年代に約四割六分、大須成地区は約五割の農家が養蚕をしていたのであるから、この両地区は、早くから、養蚕を生業として取り上げようとしていたといえよう。この両地区を除く本町各地区は、このころはまだ一部の農家が婦女子の片手間仕事として飼われた程度であった。



蚕種抑制場（大塩地内）

本町における養蚕の飼育法は、たれがどのようにして習得したかは明らかでないが、「大須成の沿革史」によると、明治初年、東郡方面に出かせぎ中の職人が、かの地における飼育法を見聞し、この地を持ち帰り飼育したのが始めと推定されている。と記されている。このころの養蚕は春蚕に限られ、飼育技術も拙劣で多くは婦女子任せになっていた。

山梨県で夏秋蚕の飼育がはじめられたのは、明治六・七年で、長野地方から蚕種の供給を受けて開始された。秋蚕飼育の初期には、飼育量も少量であったが、農家経済において、現金収入の必要性が増大するにつれ、秋蚕飼育にも本腰を入れるようになり、順次盛大になった。ことに明治一七年、米価の低落で農家が大打撃を受けたことが、秋蚕飼育に一段と拍車をかけたのである。（県政六〇年誌）

夏秋蚕の飼育がはじめられると、曙地区では原産種の飼育と蚕種製造をする養蚕農家もふえ、明治一四年夏秋蚕用の蚕種貯蔵の富士見山風穴貯蔵所を作ったり、明治三五、六年ごろ、南巨摩の養蚕伝習所を江尻窪（植松覚逸宅）に誘置し、県の指導員高部角太郎（蚕友会投手）を招いて養蚕の普及や飼育技術の改善につとめるなど養蚕の奨励には特別の努力を傾けている。

明治三八年の掃立て枚数は、春蚕では増穂村が六二三枚、万沢村が一九〇枚、曙村がこれについて第三位、秋蚕では曙村九五一枚、増穂村四四五枚で曙村が第一位（山梨県蚕病予防事務成績）という本郡における養蚕のトップレベルに位置していたのである。

(三) 富士見風穴と蚕種製造

明治五年信州で秋蚕種の風穴貯蔵が発見され、同十年本県の東山梨郡菱山村三森忠左衛門が、秋蚕種の完全な貯蔵の必要を悟り、蚕種の風穴貯蔵を行なった。その後各地に風穴が発見されたが、明治三八年の本郡蚕種貯蔵風穴は、次ページ表3の二か所である。

当時山梨県各地にあった風穴および蚕種貯蔵枚数は、

菱山村	六、二〇〇枚	諏訪村	一〇、六〇四枚
境川村	二、〇〇〇枚	上九一色村	八一、四五八枚
金生村	一、〇〇〇枚	御代咲村	五、〇〇〇枚
古閑村	七五枚	山保村	一、〇〇〇枚
清川村	三、五五〇枚	江草村	二、〇〇〇枚
丹波山村	七、〇〇〇枚・二、〇〇〇枚の二か所		

となつているが、曙村にあった富士見風穴の概要は次の通りである

表3 南巨摩郡蚕種貯藏風穴

山梨県蚕病予防事務成績

所在地	所有者若くは 管理 者	蚕種貯藏枚数			入穴・出 穴の終期
		明治三六年	明治三七年	明治三八年	
南巨摩郡曙村 富士見風穴	佐野 関太郎	四、〇〇〇枚	四、二〇〇枚	四、四五〇枚	二月二五日 八月三〇日
南巨摩郡碓氷村 (久田 田子)	望月 義政	四五〇枚	五〇〇枚	五五〇枚	貯藏中止 七月二五日

る。

富士見風穴

沿革 明治一四年南巨摩郡曙村佐野関太郎は、夏秋蚕の飼育は農家の副業として、春蚕に匹敵するの利益あるを知り、その蚕種の供給を信州に求めたりしが、東山梨郡菱山村に於ても、此種の貯蔵をなすを聞き、視察の末目村内富士見山小字石の戸屋と称するところに、古来風神の窟、或は地獄の風と唱へ夏季冷風噴出するところあるを以て、試みに竹筒および桐箱を製し、桐箱には小孔を穿ちて空気流通の目的として、各蚕種を納め之を右窟内に入れ、時期の到るを待ち取り出し、開封せしに、箱に納めたるものは全部腐敗せしも、竹筒に封入せるものは数日後発生を認めたり、然れども経験なき事業なるにより、殆んど同一の方法を繰り返し、遂に成績の良否は、容器の如何にあるを悟り、菱山風穴において使用する貯蔵箱を模造し、これを使用せしに、果して効果を得たるにより、明治一九年御料局より借地の許可を得て、少許の貯蔵をなし来りしが、五か年の後満期となるを以て、尚一〇か

年の追加借地をなし、明治三六年に至り同村助役遠藤悦吉の名儀を以て、一〇か年間借地許可を経て、実現に及べり、また、同所の経営開始は明治二四年にして、社員七名を有せり。

位置および構造 位置は南巨摩郡曙村大字矢細工地内富士見山頂に接し、本社矢細工佐野関太郎居宅より二八丁一八間にして、海面上一、一〇一呎を抜き、巨岩累疊樹木鬱蒼し濃霧また頻繁に襲い、岩面樹木悉く苔を以て覆われ、貯蔵室はこの巨岩の接合せる空虚にして窟内僅かに一間四方位なり、故に甚だ狭隘なるを以て其岩に接合して一間七分四方の平屋を設け、東方および南方は板囲とし、南方に出入口を付し中間に中仕切を設け、屋根は二方垂とし板葺なり。本界内に於て多数の風穴ありと雖ども如斯簡單なる貯蔵室は殆んど見るなし。要するに本地点峻険にして、全く平坦の地なきを以て、充分の工を起す能はざるに困るものなるべし。

組織 本風穴は創業当時三名の合同なりしが、明治二四年以来富士見風穴社となるに当り、始めて左記六名同盟して営業を開始するに至れり。

佐野 庄三郎 三井 種太郎
 遠藤 祐造 佐藤 昇
 佐野 関太郎 依田 重昌
 右社員中明治三十四年に至り、依田重昌、佐藤昇の兩名は退社し三十六年遠藤祐造退社、同時に星野勝陳入社せり、故に現今社員は四名にして、貯蔵取扱は佐野関太郎之を管理す。而して同社の貯蔵量は左の如し

一枚に付 金 五銭

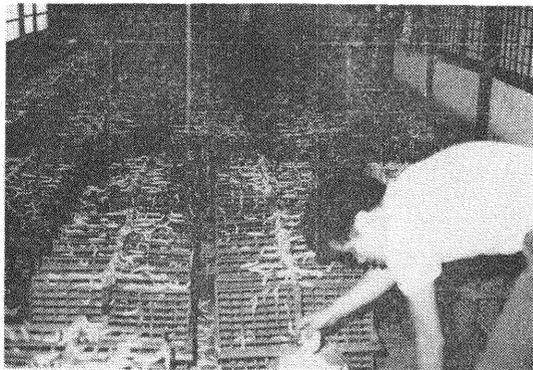
但し枚数の増高に従い割引きし、最低料金は一枚金貳銭と定む
 入穴期 一月中旬より二月二十日までとす
 出穴期 七月七日より同月二十日までとす
 霜の下は八月十日、十五日、二十日の三回出穴

出穴生の状態は、七月出穴のものは十日乃至十二日間にして発生し、八月出穴に係るものは、七日乃至九日間にして発生する。

貯蔵室内の気象 貯蔵室内の気温は、三月下旬に於て、平均氷点下一度六を示し、八月中旬に於ては、六度五を有せり、湿度は八二%にして入口と最奥の岩石は稍相違せり、気流は冬季顯著ならざるも、夏季に於ては毎分百六十呎を流失する。要するに出入口は貯蔵室の地盤と平坦なるにより、冷氣密滞せるを突然戸を排するを以て、急激に流失し来るに外ならず、故に長く開放せば室の中央以上は内外温差なきに至る。然るに如斯粗造の貯蔵なるにも不拘成績良好なるは、貯蔵箱に注意を払うて足れりとするは、また故なきに非ざるべし。

(明治四十二年山梨県蚕病予防事務成績県立図書館蔵による)

本県における蚕種風穴貯蔵は、前ページのように一三か村一四か所で行なわれていたが、本町の富士見風穴は比較的大きなものであったが大正二年前ごろ、風穴の上にあった樅の木が二本たおれ、日向になったので温度があがり、蚕種貯蔵の役目を果さなくなり、遂に閉穴せざるを得なくなったのである。(古長谷・星野勝之談)それ以後本町内の蚕種製造家は、上九一色村の富士風穴(八田達也経営)に貯蔵するようになった。



上簇の状況(宮木地区)

蚕種は養蚕をはじめた当時は、信州上田辺において製造される蚕種が最も良質なものとして、その供給を仰いでいた。当時のおもな品種は、又昔、改良又昔、小石丸、中巢等で蚕種の製造形式は、多年平付であったが、明治末期蚕種検査法が実施されてから、すべて框製または袋製にするようになった。その後蚕糸業法が改正され、精良無毒の蚕種が出現り、各蚕病駆除、予防が行なわれた。

明治三八年ころの蚕

種製造業者は、南巨摩郡下で二一戸のうち、曙村一戸、大須成村一戸と郡下の半数を本町で製造していた。曙村、大須成村以外に増穂村、五箇村、富河村、万沢村でも蚕種製造は行なわれていた。蚕病検査成績をみると当時、本郡の製造家のものには不合格のものはなかった。本町内における製造業者は次表の通りである。

明治三八年大須成村・曙村蚕種製造業者
表4 (山梨県蚕病予防事務成績)

一化性春蚕		一化性秋蚕		製造業者	
原種	製造用種	原種	製造用種	村	氏名
五六〇 三、一三六	一〇 一〇二	三六〇	一七 曙	大須成村	依田重昌
					桐川朝光
					桐川勝陳
					桐川新宗
					桐川正名
					植松幸作
					桐川安次郎
					桐川好
					桐川安吉
					昇野恒三郎
					桐川佐重

大須成村佐野重昌は、明治三九年には、すでに産種製造をやめている。



回 転 モ ズ

明治末年までの蚕種は在来種のみで、明治末期から大正初期になって遺伝学の研究が進み、国蚕日一号、支一号という蚕種がつくられ、大正八年ごろより日欧支の交雑種が飼われ、黄繭種から白繭種に変わってきた。昭和初期ごろより蚕種も漸次整理され、
春蚕種 国産支一〇号×国蚕欧一八号およびこの反交
国産支一六号×国

蚕欧一八号およびこの反交
秋蚕種 国蚕日一〇号×国蚕支一〇六号およびこの反交
などが飼われるようになった。

(四) 桑種と飼育法の変遷

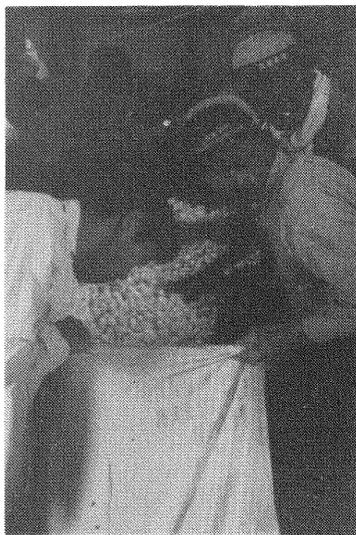
養蚕の初期には山桑などが多く利用されていたようであるが、その後養蚕業の進歩と共に桑の品種も逐次改良され、畑や開墾地に栽種されるようになった。

本節表2のように、明治末期における本町内の桑種は、菊葉・小牧・高橋等の品種が栽植されていたが、全郡的にも菊葉が多く栽植されていたようである。

明治一七年東山梨郡日川村小野元兵衛は魯桑実生から改良魯桑を、東山梨郡春日井村生原亀太郎は同じく甲撰を、西八代郡上野村一之瀬益吉は明治三〇年鼠返しの中から全国的に有名な一之瀬桑を選出し、わが国蚕糸業に大きく貢献した。大正から昭和初期にかけて、市平・小左衛門・青芽高橋・一之瀬・改良鼠返・改良魯桑・甲撰等が奨励され栽培されていたが、現在ではほとんど一之瀬になってきている。

蚕の飼育法は、蚕病をなくして健康に育て、蚕の素質を充分發揮させて、多糸量でしかも品質のすぐれた繭を多産させることを目的としなくてはならない。また、経済的な立場からは、飼育労力を少なくし、技術的な簡略化、桑葉の浪費の減少をはかる側面をもたなくてはならない。飼育法の改善はこの両面から検討がなされつつ進歩してきたのである。

稚蚕の飼育は、桑を細切りにして与える判桑育が行なわれたが、早期より深更まで長時間蚕を見なくてはならなかった。その後密閉した「蚕室」で飼う密閉育法が行なわれた。現在の飼育法は箱飼、防乾紙飼、土室育法など飼育者によって異なっているが、いづれにしても給桑回数が判桑育当時の一日六〜八回から四回程度になり、労力も軽減されるようになった。「本編第二章第四節」でも述べたように、昭和二五・六年ごろ「新町建設五か年計画」によって、多数の農家で養蚕をしている部落では、稚蚕共同飼育所を設け



繭の出荷

大量の稚蚕を共同で飼育する方法がとられ、労力、飼育経費等が著るしく軽減されるようになった。

壮蚕期の飼育も飼育者によって異なるが、二令末期・三令初期まで協同飼育したものを、各戸にもち帰り全芽育や条桑育によって五令末期の上簇期まで飼育している。

熟蚕が宿り繭をつくらせる用具は、昭和初期まで藁族のみであったが、回転族が発明され逐次養蚕家に導入されるようになったが、一定面積に比較的大量の熟蚕を入れることができるのみならず、玉繭などの出現率も少なくなるなど、藁族より利点が多いので現在ではほとんどの養蚕農家で回転族を使用している。

収繭作業は、初期の間はほとんど手もぎが行なわれ、繭の毛羽もその際手取りをしていたが、その後毛羽取機ができ、収繭能率が一層高くなってきた。

毛羽取機の普及、改良については本町西島故笠井忠治（前中富町長）の残した足跡は大きい。笠井忠治は、明治四〇年養蚕用紙張



笠井式繭毛羽取機

幕、大正式桑切機、二角式製簇器等の蚕具の販売をはじめ、その後足踏み脱穀機を含め、農蚕具の販売を東京下谷坂本町で行なっていたが、昭和初年、「笠井式日丸の丸号繭毛羽取機」の製造販売のかわり、独自の発明考案を数多くなし、同九年および、三十一年の二回にわたって宮中紅葉山の養蚕所に毛羽取機の献上もしている。

氏の功績は業界でも高く評価されており、東京農機の佐藤社長は「氏は大いにベルト式日丸の丸号繭毛羽取機の全国普及発展に尽され、丁度生繭の売買には毛羽を必ず取ることを、いわゆる正量取引が発令されまして一躍年間数万台の売れ行きを見るに至りました。」と毛羽取機の製造販売を開始した当時に回顧し、また、鋤柄農機の鋤柄護夫社長は「翁が永年農機具業界に雄飛されたことは、業界人

として知らざる者はなく、繭の毛羽取機、人力脱穀機等は特に有名であります。」（笠井忠治追悼録）と記しているが、現在多くの養蚕家で「笠井式日丸の丸号」繭毛羽取機が使われている。

繭毛羽取機は、手廻型、足踏型、動力型などに分類されているが、経営の規模によってそれぞれの形式のものが使われている。

(五) 養蚕の発展

養蚕の基礎は明治末年までにきずかれ、大正年間になると、本町にも第二章（製糸業の発展の項でも述べたように製糸工場がいくつか線業するなど相まって、景気の変動はあったけれども養蚕が農家の副業として発展した時代である。大正五年、同八年の「町村取調書」養蚕の項によると、本町内のようなすは次のようである。

大須成村

春蚕 一四〇戸 一七八石 八、九〇〇円
夏秋蚕 六四戸 二四石五斗 七三五円
桑園 一三町歩あり、年々発展の傾向あり

静川村

桑園 一三町六反六畝
養蚕戸数 一一七戸

春蚕綿立 一三八枚 夏秋蚕 三六戸、平均一枚
伊沼ほか三か村

養蚕は年一年と増加しつつあり、養蚕組合等を設け、益々進歩発達せり

第二章 農 林 業

曙 村

桑園、養蚕年と共に盛んになる。
 蚕種製造者は、二、三年前までは一人なりしが、今は一八人となる。

昭和初期は、蚕糸業の合理化の時代であり、同時に隆盛の時代でもあった。一時は世界恐慌の余波を受け繭価も貫当り二円台に暴落し、養蚕業者に大打撃を与えた。

昭和八年ごろは農村がかなりひどい不況に見舞われた年であったが、そのころの本町内の養蚕の状況は表5のようであるが、曙村が最も養蚕が盛んであり、続いて、共和村である。共和村は、富士川舟運の衰えによって活路を養蚕に求めたことも下表から読みとれるのである。

昭和十年ごろから農村は恐慌の危機をきりぬけることができたが、同一年の本県における養蚕戸数は全農家の七一%、桑園は畑面積の六四

表5 昭和7年度旧村別養蚕一覧（昭和8年山梨県統計書）

旧 村	養蚕戸数	蚕種		取 繭 高	価 格 総 数	桑園面積	桑園反当高
		掃立	総数				
	戸	g	g	貫	円	町	貫
西 島	76	7,279	4,413	24,903	18.4	343	
大 須 成	220	14,200	8,210	42,428	46.3	245	
静 川	140	11,603	5,995	32,234	53.1	252	
原 曙	130	11,330	6,826	41,279	43.3	300	
共 和	210	24,324	15,923	88,650	80.3	318	
計	205	21,195	12,818	63,533	59.2	338	
	981	89,931	54,185	293,027	300.6	1,796	

表6 昭和25年度旧村別養蚕状況（昭和25年市町村勢要覧より）

	西 島		大 須 成		静 川	
	掃立卵量	取 繭 高	掃立卵量	取 繭 高	掃立卵量	取 繭 高
桑園面積	1.1 町		38.4 町		19.7 町	
飼育者数	5 戸		143 戸		90 戸	
春 蚕	85 g	83 貫	1,880 g	1,712 貫	1,000 g	1,059 貫
夏 秋 蚕	70	55 貫	1,910	1,374	1,030	916
	原		曙		共 和	
桑園面積	22.0 町		31.2 町		14.0 町	
飼育者数	65 戸		113 戸		61 戸	
春 蚕	1,180 g	1,243 貫	2,290 g	1,802 貫	1,040 g	994 貫
夏 秋 蚕	1,400	1,082	1,640	1,942	910	811

%におよんだ。一四年の繭価の高騰によって、農家経済は立ち直りをみせたのである。

戦争が激しさを増すようになって、食糧自給体制にはいったので、政府は助成金を出して、食糧作物に転換させる施策をとり、桑園整理を行なわせたので養蚕戸数は急激に減少した。

戦後になって、養蚕は復興しはじめたが、食糧の供出割当てもあり、急速な伸びは期待できなかった。昭和二年「山梨県市町村勢要覧」による、本町内旧村別の養蚕状況は表6の通りである。明治四〇年の養蚕戸数は六〇二戸であったので、そのころより、まだ一八〇戸も少ないのである。

昭和二七年より麦類が間接統制されたことや、繭価が高騰してきたため、農家の養蚕意欲が高まり、桑園の復元も順調にすすみ、本町農業の基幹作物になってきた。昭和四三年の農業総生産量の五三%を占め、養蚕農家一戸当り三三万五千円となり、繭価が不安定にもかかわらず、拡大の傾向を示している。本編第二章(三)「耕地と農業生産」表11にあげておいたように、桑園の面積は、昭和四〇年から四五年度までの五年間に一一・二%伸びている。

長い歴史を有する本町の養蚕業であるが、現在年々二億円前後の粗収入を得ており、二〇余の養蚕組合、四人の技術員と一一か所の稚蚕共同飼育所をも

表8 昭和42年度生産内訳 (昭43農業基本調査より)

品名	桑の作付面積	生産数量	生産額	
養蚕	春 蚕 前期	171	76.6	89,622
	夏 蚕 後期	162	33.6	37,565
	〃 〃 後期	183	64.6	76,422
蚕	玉繭及びくず繭	1.3	845	
		0.5	325	
		1.0	650	
	毛羽	0.8	96	
		0.3	36	
		0.7	84	
養蚕計	516	179.4	205,645	

表9 昭和45年度地区別養蚕掃立数量 (昭和45年センサスより)

地区	総掃立 g 数	春 蚕	初秋蚕	晩秋蚕	戸数	掃 立 量					
						3箱未 満	3箱 ~6箱	6~ 10	10~ 20	20~ 30	30~ 50
西島	525	260	100	165	6	—	1	2	3	—	—
大須成	11,356	5,750	1,833	3,773	135	5	41	47	37	5	—
静川	8,972	4,632	1,455	2,885	92	4	15	30	40	3	—
曙原	15,782	7,852	3,520	4,410	144	4	22	45	61	7	5
共和	5,930	2,895	1,085	1,950	62	1	14	21	22	4	—
共 計	5,224	26,87	830	1,707	71	4	22	29	16	—	—
計	47,789	24,076	8,823	14,890	510	18	115	174	179	19	5



繭の品評会

ち、養蚕の経営改善につとめているが、全国的な平均では上繭一盞当たり労働時間が、昭和二四年度 九時間 昭和四三年度三・六時間と飼育技術の改善も行なわれ、労働の生産性は高められてきているが、本町の農業労働従事者の年令が毎年高くなってきているので今後、労働力配分の配慮、桑園の改善、農道整備、後継者の育成と技術革新、流通機構対策等残された課題も多い。表8は、昭和四二年生産内訳、表9は四五年度掃立て量を示したものである。

第三節 農林業関係団体

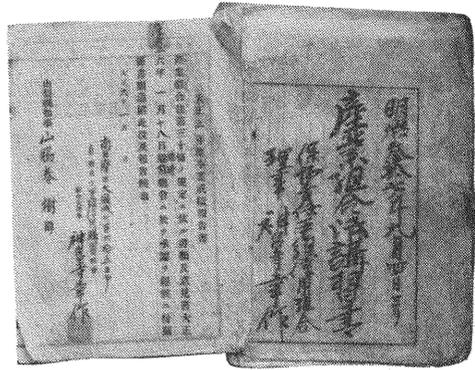
(一) 農業団体沿革

農業協同組合は、明治三十三年四月一日発布（同年九月一日施行）された産業組合法によって、法的な裏付けと組織的な歩みが始められたのである。同法はその精神的なものを、江戸時代の報徳社の精神に求め、ドイツの産業および経済組合法を母法としている。

明治三五年五月三日発行の『産業組合報』に「産業組合法積義」と題して、京都法科大学、大道良太は、次のように述べている。

「わが国における産業組合法は、明治三十三年四月一日発布、同九月一日より施行せられたるものにして、品川子爵等の熱誠によりてなりたるものなり、而して之が母法は独逸の産業組合および経済組合法にして、一八六九年五月一日特別法として発布されたるものなり。——産業組合の主体は、資本に非ずして組合員その者なり、即ち彼等の利害休戚は直に組合の幸福に關す、さすればその目的の如きも、物質的欲望を充足するは、畢竟他の目的を達するの手段にして、組合員の道徳上の遷善、社会上の地位改善等は、その主たるものなり。彼の二宮尊徳翁の門下の人岡田淡山氏の之を内にしては、立徳、開知、致富の三大要旨を体し、之を外にしては、救荒、賑恤奨励等の公益事業を以て結社の目的とすと謂うが如きは、誠にその意を得たるものと謂うべし。」

報徳社とは、二宮尊徳の報徳思想を實踐し、農村のたて直しを目標に組織した社団組織で、一八四三年（天保十四年）江戸と下館で信友講が、小田原で小田原報社が結成され、その後門人安居院庄七によって全国の農村下部組織に普及し、明治以後市町村の自治会に大きな勢力をもつに至った。大正三年大日本報徳社となり、本部を静岡県の掛川市におくようになった。



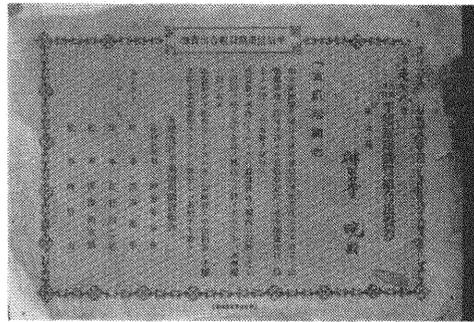
産業組合法講習会の資料
(平須神宮寺誠氏蔵)

明治三十七年九月四日から、山梨県で産業組合講習会が開かれ、平須地区からこの講習会に参加しているが、その講習会における資料に、報徳社の通則要項が「参考」としてでている。
通則要項第八条には次のように記

されている。

第八条、当社ノ常会ニハ左ノ要項ニ就キ演説若クハ講議討究ヲ為スベシ

- 一、財本ヲ会シ工業ヲ記シ殖産ノ法ヲ立ル事
- 二、耕種肥培ノ法ヲ改良スル事
- 三、商法ヲ盛ニシ公益ヲ謀ル事
- 四、勤儉ヲ行ヒ貯蓄ヲ為シ金融ノ便ヲ謀ル事
- 五、天災不幸ノ窮民ヲ救助スル方法ノ事
- 六、荒蕪ヲ開拓シ水利ヲ便ニシ山林ヲ植付ル等ノ事
- 七、風俗ヲ改善シ徳義ヲ厚フスル等ノ事



平須信用購売組 outcomes 出資券

この講習会は、県下から三〇名の信用組合理事や郡役所の書記が参加しているが、南巨摩からは、郡役所書記清水曾一と平須信用組合理事神宮寺幸作が参加している。
本町内の各地区に産業組合がつくられたのは、明治三〇年代であるが、平須地区では、明治三五年一月無限保証責任平須信用組合定款が作られている。

和、原地区にも信用組合が生まれている。

大正八年の曙村取調書には、「村農会、養蚕組合、産業組合あり。」と記されている。

産業組合法は、その後いくたびか改正され、その業務も信用、販売、購買、利用等に拡大され、第二次世界大戦中農村における団体を一本化し、戦時統制を強めるため、農業会を設立するまで産業組合は続いたのである。

また、昭和十八年農業会が発足するまで、わが国の農業指導行政は、「農会」においてなされた。明治三三（一八九九）年に農会法が制定され、中央に大日本農会、県ごとに県農会があり、各町村に

村農会が設置され、農業行政の末端機構としての役割りや、農業技術員において技術的な指導を行なってきた。

(二) 農業協同組合

昭和二年連合軍總司令部の指令によつて、農業会を生産農民の職能協同組織として、非農民的支配から脱却させ、協同活動による経済的文化的進歩を達成させるため、新たに農業協同組合法を制定し発足させたのである。

農業協同組合法第一条に、「この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする。」とあり、農協法制定の趣旨を明らかにしている。

農業協同組合の事業目的は、「組合は、その行なう事業によつてその組合員および会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行なつてはならない。」と第八条に規定され、組合員の奉仕のために事業を行なうことになつてゐるが、組合の行なう事業については第十条に次のように規定してゐる。

第十条、組合は左の事業の全部又は一部を行なうことができる。

- 一、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- 二、組合員の貯金又は定期積立金の受入れ
- 三、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 三の二、組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療に關するものを除く）の設置

四、農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に關する施設
五、農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理

六、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

七、農村工業に關する施設

八、共済に關する施設

九、医療に關する施設

十、組合員の農業に關する技術及び経営の向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に關する施設

十一、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
十二、前各号の事業に附帶する事業

(2) 信用事業を行なう農業協同組合は、組合員の委託によつて、農地等の不動産貸付けの方法により運用すること、または売り渡すことを目的とする信託の引受けを行なうことができる。

本町内には、西島、大塩、平須、静川、原、曙、共和などの各農業協同組合が、この法律にもとづいて戦後発足したのであるが、地域性や運営などでうまくいけなくなり、途中で解散した農協もあったが、西島、大塩、原の三農協が残り、さらに昭和四二年時代の進展により農協の大規模化が進められ、大塩、原両農協は合併し現在では、西島、中富両農協が組合員のための奉仕的な活動を続けているのである。

(三) 西島農業協同組合

明治二〇年前後より生活必需品の売買を中心とする購買事業が行なわれ、同三五年ごろ笠井致敬等の主唱により、西島信用組合が設立され、その後順次信用・購買等の事業に対する一般の関心も深まってきた。

明治四三年における戸数・人口事業実績は次の通りである。

戸数 三八二戸 人口二、三〇三人
 組合員 一五八名 (農業二九、工業九〇、商業三九)
 出資口数 五二五口 (農業八九、工業二五三、商業一六三)
 一戸当り貯金高、三九銭六厘
 貸付金 二、四一五(五一件)

また、大正十二年の事業実績はP八三二表②の通りである。

大正七、八年ごろよりは大戰景気(第一次大戰)で、西島和紙がいまだかつてない好況を呈したので、組合の事業実績も上ったのであるが、優良組合として、幾度か国や県の表彰を受けている。

この間、組合の名称も西島信用販賣購買組合と改められ、事業内容も広がった。しかし、第二次世界大戰中はその余波を受け不振に陥ち入った。昭和一〇年から組合長に就任した笠井嘉一の努力によって、軍納紙を奨励、成果を上げたのであるが、戦争の激化とともに物資が不足してきたので組合の経営も一方ならぬものがあつた。

表1 発足当初の農協の実態(昭和25年市町村勢要覧より)

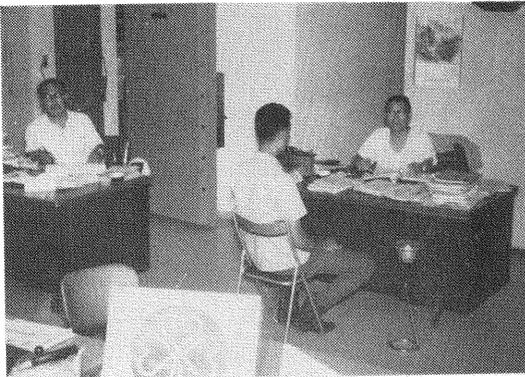
内 容	農協名					
	西 島	大須成	静 川	原	曙	共 和
組 合 数	1	2	1	1	1	1
組 合 員 数	380人	235人	73人	320人	334人	380人
出 資 金	267,000円	220,500円	79,810円	289,500円	99,600円	100,500円
固 定 資 産	235,240	639,536	26,919	678,866	73,608	58,405
余 裕 金	312,647	2,857,136	52,299	239,413	628,466	1,373,605
貸 出 金	606,092	263,999	5,860	1,409,800	388,850	333,500
貯 金	1,336,816	4,415,687	675,262	3,380,979	3,197,832	1,860,151
販 売 高	1,297,788	3,271,167	560,747	2,429,471	2,647,956	1,578,349
購 売 高	1,828,101	2,305,957	1,601,115	2,086,335	3,299,183	1,021,693
利 用 料	172,480	265,529	0	327,822	0	0

表 2 大正一十二年事業報告

四二九七・〇七七〇・七〇	区域内地内戸数	四二九七・〇七七〇・七〇	区域内地内人口	二・四六二	一人当り口数	一・二三三	一人当り出資金	二一・三三三	一人当り貯金額	一七・九六八	一人当り貸付金	五〇・〇九二
口	戸当り	円	人	口	口	口	円	円	円	円	円	円
出資金	貯金高	貸付金	一人当り口数	一人当り出資金	一人当り貯金額	一人当り貸付金	出資金	貯金額	貸付金	出資金	貯金額	貸付金



新装なった西島農協



西島農協の事務室

翌三三年四月農業協同組合法にもとづき、西島農業協同組合を設立、初代組合長に佐野彦直が就任した。

発足当初の事業内容は表1のようである。昭和三六年三月臨時総会を開き、会長に佐野盛が就任、戦後の苦しい農業協同組合の内容を改善し、経営を立ち直らせ成果を上げている。四一年には静川地域に切石出張所を設け、役員を七名増員、静川、共和地区の組合員のサービスにつとめている。

昭和四四年一月には、本所を鉄筋コンクリート二階建てに新築し面目を一新した。四五年一月末現在はそのようである。

所在地 本所 南巨摩郡中富町西島六二

五番地

出張所 南巨摩郡中富町切石四四

八番地

昭和一九年四月、西島農会（会長笠井長亀）と西島産業組合（組合長等井嘉一）とが合併、西島農業会となり、会長に等井嘉一が就任、戦後になって二年に会長佐野彦直、二三年佐野彦直が就任、

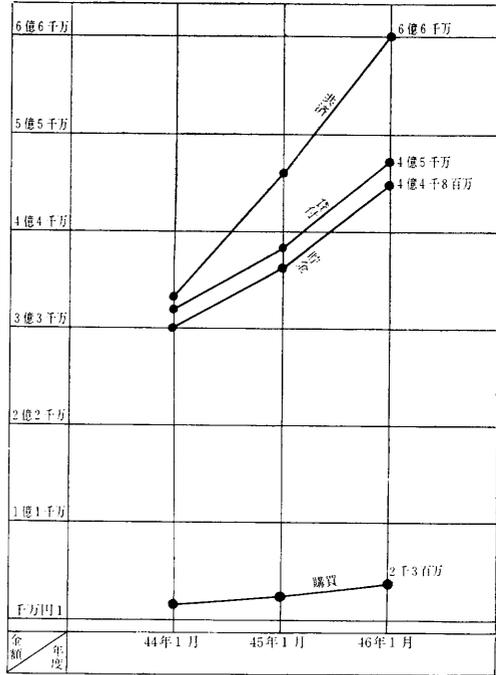
資本金 一千万円
組合員数 七八〇名（正組合員七二名、準組合員六八名）

第二章 農 林 業

表4 貸 借 対 照 表
昭和46年1月31日

資 産 の 部		負 債 ・ 資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
現 金	12,437,331	当座的貯金	155,537,905
預 金	113,640,143	定期的貯金	292,203,611
有 価 証 券	69,400	借 入 金	135,252,639
貸 付 金	451,946,126	信用雑負債	—
信用雑資産	—	共 済 資 金	577,180
金融借方経過勘定	6,780,000	金融貸方経過勘定	7,369,208
受 取 手 形	—	購 買 未 払 金	187,015
購 買 未 収 金	7,192,782	販 売 未 払 金	—
販 売 未 収 金	—	その他事業未払金	—
その他事業未収金	13,151	受 託 債 務	—
受 託 債 権	—	経 済 借 入 金	15,000,000
棚 卸 資 産	2,272,078	未 払 金	—
預 託 家 畜	—	経 済 預 り 金	—
未 収 金	21,700	仮 受 金	731,203
立 替 金	5,623,940	減価償却引当金	3,002,146
経 済 預 ケ 金	—	退職給与引当金	3,004,100
印 紙 ・ 証 紙	—	貸 倒 引 当 金	1,500,000
仮 払 金	44,066	賞 与 引 当 金	—
経済借方経過勘定	—	価 格 変 動 準 備 金	—
固 定 資 産	23,448,396	納 税 引 当 金	374,970
外 部 出 資	3,840,800	経 済 貸 方 経 過 勘 定	—
		出 資 金	11,028,000
		法 定 準 備 金	211,000
		特 別 積 立 金	336,072
		繰 越 剰 余 金	103,231
		当 期 利 益 金	911,633
資 産 合 計	627,329,913	負 債 ・ 資本合計	627,329,913

第5 主要事業の推移
(昭和45年度事業報告書)



(四) 中富町農業協同組合

旧大須成農業協同組合と、原農業協同組合が、昭和四二年三月一日合併してできた組合である。

大須成農業協同組合は、農業協同組合法にもとづき、昭和二三年四月発足した組合である。初代組合長には佐藤求馬が就任したのであるが、発足当時の事業内容は先記の表1の通りであるが、二九年四月より望月満治が就任し、事務所を中富町大塩一五四〇番地におき、山村地域における組合として、信用・販売・購買・利用・指導



中富農協大須成事業所

・ 共済の事業部門をもち、独自の経営を進め、特に信用部門の貯金・販売・購買・利用部門等で成果を上げてきたのである。

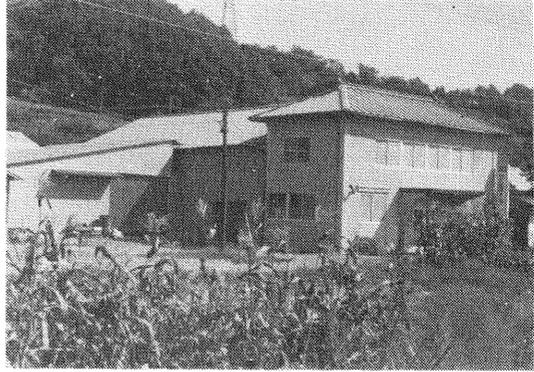
合併直前の昭和四二年二月現在の組合員数は一六一名、資本金は一八六万円であった。

原農業協同組合も、戦後農業協同組合法にもとづいて、第二次大戦末期につくられた農業会を解体して、昭和二三年四月より発足した組合である。

事務所を、産業協同組合当時よりもっていた本町伊沼一一六番地

第二章 農 林 業

時代の進展に即応して、農協の大型化をはかるため、昭和四二年三月一日、県の指導等もあり、両農協は合併し旧曙地区をも含めた農協運営を続けているのであるが、昭和四五年度末現況は次の通りである。



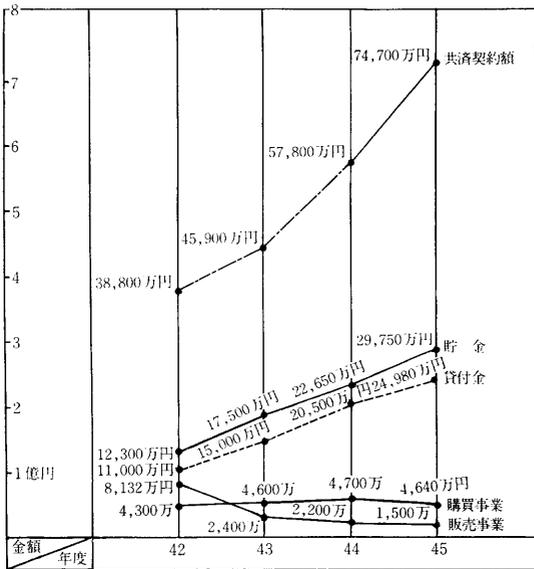
中富農協原事業所

におき、農村における民主的な農民組織として、旧原村地域の農業生産力増進と、農民の経済的社会的地位の向上をはかるべく、その運営を進めたのである。

初代組合長には、古屋保が選任され、昭和二六年四月土橋武夫、同二八年四月佐野真平、同三九年四月佐野朝治がそれぞれ組合長に就任したのである。

事業部門としては、

表6 合併以来主要事業推移



所在地	本所	南巨摩郡中富町切石四四三番地
大須成事業所	〃	大塩一、五四〇番地
原事業所	〃	伊沼一一六番地
曙事業所	〃	中山一、六四〇番地
設立年月日	昭和四二年三月一日	
資本金	七二〇万円	
組合員数	七九七名	
歴代組合長	初代 佐野朝治(昭四二・三〜昭四五・二)	
二代 望月満治(昭四五・三〜現在)		



園芸振興会のアスター採種地視察
(昭和42年長野県へ)

(五) 園芸振興会

この会は、笠井清巳(現町長)が、町長就任後の昭和四二年八月、町内の産業(園芸)団体を整理統合して、能率的な運営をはかるとともに、既存部会のはかに本町の特長を高度に活用することが急務であることから、集約的な経営部門の導入と流通対策についての調査研究などを重点に活動をすすめるため、発足したもので、そ

菜、花き、果樹の三部会をもっている。

昭和四五年度末における会の状況は、次の通りである。

- 1、名称 中富町園芸振興会
- 2、会員数 六一名
- 3、正副会長
会長 佐野重治
副会長 深沢宇一
- 4、事務所 中富町役場
- 5、会の事業
(1) 部門別
・そ菜 インゲ

- ・ニンニク・枝豆・さやえんどうなどの栽培普及
 - ・花き キクの促成・抑制・露地栽培と農閑期における水仙・チュリップの半促成栽培の普及、ユリ・アスター・枝物の栽培
 - ・果樹 ぶどう・もも・うめなどの栽培技術の改良
- (2) 流通対策の研究と事情調査
- (3) 先進地の見学および講習会等の開催
- (4) その他

(六) 養鶏研究会

昭和四五年三月、町内の養鶏農家で養鶏に関心をもっている者によって組織された研究会である。

- 1、名称 中富町養鶏研究会
- 2、会員数 二一名
- 3、正副会長 会長 若尾準次 副会長 若林良一
- 4、事務所 会長宅におく
- 5、会の目的 養鶏業の振興をねらいとして、会員相互の研さんとともに、技術や意見交換を行ない、協同意識の高揚をはかる。

(七) 養蚕農業協同組合

養蚕農家を組合員として、各地区別にそれぞれ養蚕組合が設立されており、稚蚕の共同飼育、共同作業を行なっている。この地区別の組合数は二五で、組合員数は五一五人である。これらの組合は法人格を有している。

単位養蚕農業協同組合と、各地区支部が連合した、町内一円の連

合組織が昭和三七年つくられたが、その状況は次のようである。

- 1、名称 中富町養蚕農業協同組合連合会
- 2、会員数 五五五名
- 3、正副会長 会長 佐野仙次 副会長 笠井政男、佐野判明
- 4、事務所 中富町役場
- 5、会の目的 会員が協同して繭生産力を増進して、養蚕業の円滑なる発展に貢献し、以って養蚕家の経済的・社会的地位の向上を図る。
- 6、会の事業

- (1) 養蚕農家の協同意識の昂揚に関する事業
- (2) 蚕種・栽桑・養蚕技術・繭質の向上に関する事業
- (3) 産繭処理の合理化に関する事業
- (4) 養蚕農家の文化教養に関する事業
- (5) 系統機関、他団体との連絡協調に関する事業
- (6) (1)~(5)のほか付帯する事業

(V) 生活改善研究会

本町内各地区内にくつかある生活改善グループの連絡調整と親睦をはかり、生活改善の実行に必要な研究をすることを目的として、昭和三九年発足した研究で、その概要は次のようである。

- 1、名称 中富町生活改善研究会
- 2、会員数 八四名
- 3、正副会長 会長 高松明代 副会長 秋山忠代 遠藤まちえ
- 4、事務所 中富町役場

5、主な事業

- (1) 生活改善諸問題の研究
- (2) 生活改善実行グループ相互の連絡と調整
- (3) 関係機関および団体との連絡協調
- (4) 講習会・講演会・発表会の開催および情報の交換
- (5) その他会の向上発展に必要な事項

(VI) 森林組合

本町には、大須成、静川、曙、共和の四森林組合があり、苗木などのあつせんを行なう程度の活動がなされ、活発な組織的運営は今までなされていなかったのである。そのことが本町におかれ林地の価値を低めていた原因の一つでもあった。

森林組合の統合は、本町が発足以来叫ばれ続けてきたことであるが、昭和四五年三月町内を一円とする森林組合が誕生し、旧組合は発展的解消をしたのである。

1、名称 中富町森林組合

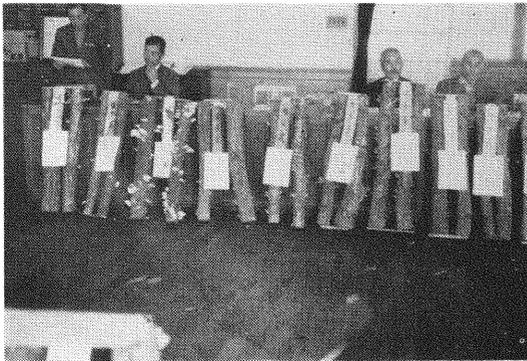
2、組合員数 七二〇

3、役員

組合長	笠井 清巳
副組合長	古川 詳 神宮字文吉
理事	高野 要 天野 晃
	神宮司茂 佐野高蔵 秋山四郎 川口茂富
	河西義一 熊谷弘毅 松木義光 佐野 与
	樋川幸積 若林国治 若林富雄 小林正直

第二章 農 林 業

- 笠井健吉 笠井惟彦 深沢喜一 遠藤光三
 佐野八朗 若尾辰夫
 監 事 深沢和一 深沢美雄 星野英男 小林善一
 4、事務所 中富町役場
 5、出資金 三七三、八一五円
 6、事業 組合員が協同してその森林施業の合理化と森林生産力の増進を図り、経済状態を改善し社会的地位を高める目的を以って、次の事業を行なう。
- (1) 組合員のための森林経営案の作成その他森林の経営に関する指導
 - (2) 組合員の委託を受けて行なう森林の施業および経営
 - (3) 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
 - (4) 組合員の行なう林業に必要な資金の貸付け
 - (5) 農林中央金庫および山梨中央銀行に対する組合員の負担する債務の保証、またはこれらの金融機関の委託を受けてする債権の取立て
 - (6) 組合員の行なう林業に必要な物資の供給
 - (7) 組合員の生産する林産物の運搬、加工、保管および販売
 - (8) 組合員の行なう林業に必要な種苗の採取および育成に関する施設
 - (9) 組合員の行なう林業に必要な林道の設置、その他共同利用に関する施設
 - (10) 防火線の設置、病虫害の防除、その他組合員の森林保護に関する施設



- (11) 組合員の福利厚生に関する施設
 - (12) 林業に関する組合員の技術の向上および組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育ならびに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設
 - (13) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (14) 前各号に付帯する事業
- (+) きのご生産者研究会

し い た け 品 評 会

- この研究会は本町内のしいたけ生産者の加入者によって、昭和四二年一月発足したものである。
- 1、名称 中富町きのこ生産者研究会
 - 2、会員数 六五名
 - 3、正副会長
 - 会 長 望月 広
 - 副会長 樋川英二郎
 - 4、事務所 中富町役場
 - 5、主な事業
 - (1) 資材の共同購入

あっせん

- (2) 栽培技術の向上に必要な研究会・研修会の開催
- (3) しいたけ共同出荷態勢の確立と品質の統一
- (4) しいたけ栽培の普及推進
- (5) その他この会の目的達成に必要な事項

以上、本町を一円とした農林関係団体の概況をあげたのであるが、八日市場にはぶどうや桃の共同防除や選果・出荷の共同組織である果樹組合が二二名の組合でつくられており、曙地区の乳牛飼育者四三名による中富町酪農組合、そのほか、各地区に養豚組合や各種の研究会が組織され各部門の振興のための事業が行なわれている。また、隣組組織で農事研究・育苗・物資の購入を共同化しているものに西島地区の田中組がある。

第三章 商 工 業

第一節 概 況

(一) 本町工業の概況

本町の工業生産の推移については、資料が乏しいので、その正確を期することはできないが、製紙業は古来（元亀二年）より引き継がれてきた。

西島和紙は手すき和紙で書道用として出荷されてきたが、戦時中は軍納紙として、軍部に納入もされてきた。戦後物資の不足した時代には、障子紙の生産も一時期行なわれたが、戦後の復興とともに、本来の書道用紙に立ちかえり、画仙紙も生産されるようになって今日にいたっている。

最近抄紙機の導入による機械すきも取り入れられるとともに、手すき和紙の製造工程のうち、抄紙方法の改良がなされ、労力の軽減と熟練度に対する要求も少なくなり、能率が高められるようになってきた。しかし、いづれも規模としては少く大半の事業所が、一〇人以下の零細な工場である。

製紙工場のほかに、本町の工業としては、製材工場が三か所、酒造業一か所、他に、家内工業的にメリヤス工場、印鑑製造業が点にしていたのみである。

昭和四二年に、本町の誘致工場の第一号というべき、富東電子工業株式会社が、下田原地区で操業を開始し、トランジスタ部品である半導体製品の製造をはじめ、本町で初めて従業員五〇人以上の工業部門の事業所が生れたのである。

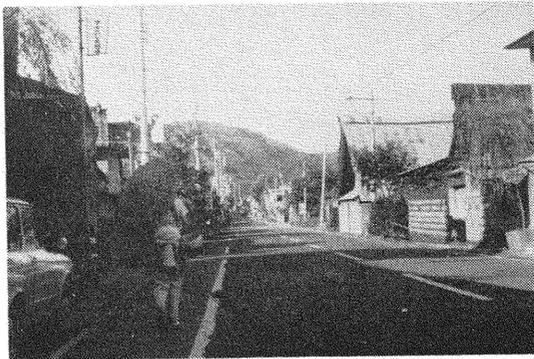
それ以後、昭和四五年度末までに七つの製作工場が、富士川沿岸の平たん地で操業をはじめ、本町の製造工業は、三一事業所、五七一人の従業員数を数えるようになったのである。

(二) 工業生産額

昭和四二年度の工業統計調査によると、本町の総工業生産額は、三億二、九八〇万円のうち、五八・六%が和紙製造工業で占められており、その生産額は一億九、三二四万円となっている。

しかし、昭和四二年度より誘致工場をはじめ、製造工業関係の事業所が、急激に増加しているので、最近の工業生産額は飛躍的に伸びてきているものと推定できるのである。

(三) 商業



西島商店街

本町内における商業は、昭和四五年度において、卸売業一二、小売業一二七、飲食店一となっており、ここ数年の間に卸売業は減少しているが、小売業・飲食店は多少であるが増加している。

商店の規模はいずれも零細なものが多く、従業員数も九人が最高で、二〜三人程度のものが多く、したがってその販売額も少ない。

商業中他町の需要に対する供給は卸売を主体とし、一部小売が早川町への需要に依っているほか、大半は町内需要によってその経営が行なわれている。最近道路網の整備と交通の発達によって、町内消費者のなかには、規模の大きい町外の商店へ足をのびしている者もある。

第二節 西島製紙のあゆみ

(一) 営業組織の変遷

元龜二(一五七一)年望月清兵衛によってはじめられた西島の製紙は、国主信玄によって紙すき船一村総株として、三石八斗五升二合上納を以って許可されたといわれている。

徳川時代になってからは、幕府は信玄のつくった制度をそのまま踏襲したので、当業者は総代を選出し、株仲間組合をつくっていた。

株仲間組合は幕政三百年の間、営業の独占的立場を固守してその利益をほしいままにしてきたのであるが、明治維新となり、諸般の制度が一新され、それによって株仲間の紙改め役も武田氏から渡されていた「西末」の朱印も、明治四年二月いっさいを村役人に譲り渡して解体することになり、独力競争の時代にはいったのである。

明治四年二月西島の村役人が、紙改朱印を受取った文書(西島区所蔵)は次のようである。

紙改朱印請取之事

一、西末 割菱御紋付

一、今般御新正に付紙改之儀村請定金納被仰付改役之儀は名主へ被仰付朱印之儀は、武田家御代より貴殿先祖笠井半兵衛御渡に相成



紙祖 望月清兵衛氏の墓と
「西島紙の歴史」著者

候朱印に而可改旨被仰付候間村方一同右朱印御無心申候処早速御渡被下村役人一同に而慥に受取大切に相用可申候
依之請取一札差出申処如件

明治四未年二月

西島村名主 佐野仁左衛門 ④

長 百姓 笠井 源兵衛 ④

百姓 代 望月 長右門 ④

元御連上紙改役

笠井半兵衛殿

幕府政治より明治政府への政権の引き渡しが行なわれ、政府は「殖産興業」政策をすすめてきたが、その影響は草深いこの地域には、早急には現われてこなかった。自由競争時代になってからも製紙業者は、従来の習慣から脱け出すことがなかなかできなかった。『総

合郷土研究』（県立図書館蔵）には、「明治六、七年ごろは未だ抄紙濫造の弊一洗するに至らず」と当時のようすについて書かれているが、技術や品質の改善について努力するようになったのは、明治一六年ごろからである。「交通の発達世運の興隆に鑑みて技術の改良品質の向上を叫びはじめたのは、実に明治十六年ごろからでありまして、紙祖清兵衛を西島の蔡倫として祠を建立したのもこの年であります。」と『西島紙の歴史』（笠井東太著）には書かれている。

日清戦争後、商工業の進歩に伴い、笠井市蔵、金輪広吉、望月方造らが抄紙改良に尽力し、組合結成運動を起し、明治二九年西島改良製紙組合を設立し、翌三〇年九月同組合を許可されたのである。三三年に重要物産同業組合法が制定され、同五年にはこの法律にもとづいて、山梨産紙同業組合西島支部、市川支部に改組し、「甲州産改良紙」としての技術の改善、製品の改良につとめたのである。その年の一月には、同組合主催の品評会を開催し、山梨県知事が臨席、褒状の授与ならびに紙祖望月清兵衛を追頌されたのである。同組合初代組合長には、笠井惟造が就任している。

組合結成後は、年々県より補助金を受け、施設経営をするようになった。明治三六年補助金交付の命令書を次にあげてみる。（『総合郷土研究』県立図書館蔵より）

命 令 書

南巨摩郡西島村

山 梨 産 紙 組 合

明治三十六年度ニ於テ其ノ組合事業費補助第一期交付金參百円下附候ニ就テハ、左記各号ノ事項を遵守スベシ

(一) 交付金ハ其ノ組合事業ニ充ツル外他ニ流用スルヲ許サズ

(二) 製紙及其ノ原料ノ製造栽培ニ関スル講習会、品評会ヲ開クコト

(三) 他府県ノ同業者ノ状況ヲ詳ニセン為ニ視察員ヲ派遣スルコト

(四) 器械改良ヲ推奨スルコト

(五) 組合員ノ製紙及ヒ其ノ原料ノ製造販売ニ関スル統計ヲ調査報告スルコト

明治三十六年十二月二十六日

山梨県知事 大山綱高

この補助金交付についての報告書は次のように書かれ、県に提出されている。

山梨県産紙同業組合事務成績報告書

(一) 検査 検査員二名をして毎月五回各製紙廠を検査し、粗製濫造の弊風の矯正に努めたり

(二) 組合員の増減 (三) 経費徴集状況 (四) 違反者処分 (五) 機械改良補助(記述なし)

(六) 伝習教師 市川、西島両支部に伝習教師二名を置き、特に製造家につき實際教授をなし、改良進歩を促せり

(七) 視察員の派遣 先進地製紙の状況視察として、笠井満一氏を福井・石川両県に派遣、望月万蔵氏を高知県並に山陰地方に派

遣し、各県下の製紙業の状況を視察せしめ、紙質における弾力と原料混合の具合及繊維伸屈の加減等に於て、大いに長所を採用し、婦村直ちに之が方法を組合員一般に伝習したるに、殆んど一新の改良発見を見るに至った。

また、販路拡張のため村松松平を信越地方に、依田啓次郎、田中要作を製紙視察を兼ねて栃木県宇都宮に派遣して、各地販売の状況及需要最も多い種類を視察せしめたり。

(六) 職工奨励 (七) 製紙原料三種栽培の奨励及講習会(記述なし)

(八) 一府九県研究共進会明治三十九年十一月一日より、甲府舞鶴公園内に開催せられるに当り、製紙並に製紙加工品の出品をなすに、陳列、装飾、売店設定等一切の事務を本組合担当し、別に製紙に関する原料模型を調整陳列して、一般の観覧に供したり。

このようにして、粗製乱造の防止のための検査、新しい製紙技術の伝習、先進地の視察等により甲州産改良紙としての価値を存続する一方、販路拡張の努力をも続けた。すなわち明治四三年には、関西連合共進会と一府一四県連合共進会に出品、前者では四二名、後者においては五九名の受賞者を出した。また、四五年には静岡県における全国製紙業組合共進会に出品三〇名が受賞するなど、品質の向上と販路の拡張についての努力を重ねてきた。

大正年代にはいっても、四年に甲府市の展覧会、五月、九月の南都留郡谷村町の重要物産共進会に出品し多数の受賞者があった。また、七年には北海道記念博覧会および甲府市勸業博覧会に、一二年

第三章 商 工 業

表1 明治～昭和初期製造戸数従業員の推移（総合郷土研究）

年 次	製造戸数	職 工		
		男	女	計
明治41	99	194	221	415
45	88	132	168	300
5	105	220	255	475
10	115	219	261	480
15	77	163	194	357
2	79	166	197	363
5	52	143	148	291
8	51	137	143	280

「と不況のようすが書かれているが、昭和一二年日華事変ぼつ発によって、陸軍省は生産・消費・労働力などを統制管理する「重要産業五か年計画綱」をつくり、これにもとづいた一連の戦時立法をしたことは、第一章第二節で述べた通りであるが、同年四月任意西島産紙組合をつくり、昭和一五年二月

には平和博覧会に出品し、いずれも表彰されている。和紙組合の主たる事業は、製紙関係の改善事業を中心としており原料の購入、製品の販売関係のしこは、問屋制度に頼って、明治・大正時代を過ごし、昭和初期までは八〇～一〇〇の和紙製造戸数有する組合であった。特に大正五～一〇年ごろは大戦景気で好況を続け、製造戸数も従業員数も一時的ではあったが増加したのであるが、昭和初期の世界恐慌によって製造戸数は、好況のころの約半数程度になってしまったのである。不況は日華事変ぼつ発のころまで続いたのであるが、『総合郷土研究』には、昭和八年ごろのことに ついて、「西島紙は幾多の改変を加えつつ現在に至り、県からも二千円の補助金を仰ぎつつあるが、財界の不況等により経営困難である。昭和一〇年度には陸軍規格判と称する陸軍用紙の多量注文等によって、幾分これを救済することができたが、根本的な救済は容易でなく、今後問題が残されている。」と不況のようすが書かれているが、昭和一二年日華事変ぼつ発によって、陸軍省は生産・消費・労働力などを統制管理する「重要産業五か年計画綱」をつくり、これにもとづいた一連の戦時立法をしたことは、第一章第二節で述べた通りであるが、同年四月任意西島産紙組合をつくり、昭和一五年二月

表2 昭和24～25年ごろの本県製紙業（山梨県工業現勢による）

地区別	昭和24年 5～10月			昭和24年 11月～25年4月		
	工場数	槽数	従業員数	工場数	槽数	従業員数
市川地区	84	142	374	84	159	385
西島	28	28	130	28	36	151
北	12	19	45	12	18	51
計	124	186	549	124	214	588

「これについては『山梨県工業現勢』（県立図書館蔵）では、「前年（昭和二五年）五～十月は原料

甲州西島手すき和紙工業組合が商工大臣の認可を得て設立され、原料の共同購入、生産販売の統制を工業組合自らが行なうようになったのである。さらに第二次世界大戦も末期を迎え、緊迫せる情勢のなかにあった昭和一九年には、国家管理体制を強化するための商工団体の再編成が行なわれ、市川手すき和紙工業組合と合同し、「山梨県手すき紙統制組合」となった。昭和二〇年八月、第二次世界大戦が終ると、戦時統制のなかで生れた、「山梨県手すき和紙統制組合」も有名無実の状態になったので、二二年自然解体し、西島だけで任意協同組合をつくり、同業者の連絡と便宜をはかっていた。しかし戦後協同組合法も制定され、諸産業が立ち直りはじめた昭和二五年二月二八日「西島手すき紙協同組合」を設立した。戦後物資の不足していた時代には製品の売れ行きはよかった。特に生活必需品である障子紙が不足していたので、西島の業者は障子紙の生産もしていたが、諸産業も立ち直り経済も安定期にはいり、税金攻勢にもあった昭和二十四～五年ごろは、製紙業界も不況期にはいつてきたので、打開策を組合組織に求めようとしていた社会的背景も見逃すことはできないのである。

高、製品安の不況を続けた。手すき紙工業も冬季における需要の増大により、後期は製品価値も上昇し大いに活況を呈した。前期においては税金攻勢のため、槽数を制限し、ことに西島地区では一工場一槽主義であったのが、今期においてはこのような活況のため、槽数も増加し前期においては、一八六槽であったのが、五月現在では二二四槽と約一五%の増加を示した。」とあることからこのことがわかるのである。

このようにして設立した工業協同組合組織が今日まで続いているのであるが、明治二九年西島改良製紙組合設立以来の歴代組合長は次の通りである。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| (初) 笠井 惟三 | (一) 金輪 広吉 | (三) 笠井 市三 |
| (四) 笠井 半平 | (五) 望月 万造 | (六) 望月 彦太郎 |
| (七) 笠井作太郎 | (八) 望月 喜作 | (九) 笠井市太郎 |
| (一〇) 佐野 磯吉 | (一一) 笠井 伝造 | (一二) 笠井伊之作 |
| (一三) 野中 市重 | (一四) 笠井 長亀 | (一五) 笠井 長亮 |
| (一六) 笠井 嘉一 | (一七) 笠井 栄男 | (一八) 笠井米三郎 |
| (一九) 望月 喜久 | (二〇) 望月 泰造 | (二一) 望月 富吉 |
| (二二) 笠井 其治 | (二三) 佐野 三郎 | (二四) 佐野松五郎 |
| (二五) 笠井淳一郎 | (二六) 佐野喜代亀 | (二七) 佐野 博 |
| (二八) 笠井 貫一 | (二九) 笠井 淳次 | (三〇) 笠井 修一 |
| (三一) 野中 正久 | (現) 笠井 成高 | |

(一) 経営形態

江戸時代の生業の中心は年貢の基盤ともいふべき農業が中心であ

り、手すき和紙は農村の副業として生産されていた。したがって農閑期のみ製造していた。このことについて『総合郷土研究』には、「製紙は勿論家内工業で農家の副業として行なわれてきたもので、冬十月から翌春四月に至るまで半か年のかせぎをするのである。すなわち十月一日から一斉に漉き初め、その年一杯働くのを冬紙と称し、翌年正月から四月までを春紙と呼ぶのである。五月にはいれば紙役人の巡回を待つて船の検査を受ける。そして十月紙初め(カミバンネー)および四月紙終い(カミジメー)の時は、親類・縁者相聚りさざやかな酒宴を催すのが例となっていた。

以上紙すき日限は半年にわたり、特に五月より九月まで暑中を休業せるは、糊に使用するタモの液が腐敗して効力がなくなると、農繁期になるためである。」と記されている。

この風習は、明治・大正・昭和と時代は進んでも、生産期間の長短は、時代や景気の好悪によって多少の違いはあってもずっと続き第二次世界大戦後まで存続していた。

紙がすかれた土地や紙すきの仕事については、「特に水多い村や、山間で田畑の少ない地域の者にとっては、農閑期を利して最も収益の上る副業であったのである。——こう見るといかにも有利な副業であるように見受けられるが、その殆んどが家内工業の副業で朝四時、五時から、夜七時、八時までも家内総出で作り上げるつらい作業であった。」と和紙要録(竹田悦堂著)に書かれており、「西島紙の歴史」には、「仲間組合を構成する組合員はすべて独立の企業者すなわち親方であり、その企業形態も家庭工業乃至家内工業でありましたので、従業員は殆んど自分の子女や徒弟であり、終日親

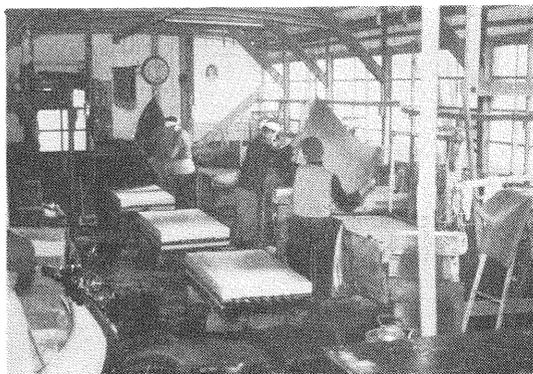
方と共に働き利害関係を一つにしてみましたので、その間には今日の如き賃金問題や労働時間の問題などはなく、非常に人情味に富んだものであったのであります。」とあり、紙すき業者は昔から今日に至るまで、個人営業の零細な経営形態で、労働時間は苛酷をきわめていたが、その経営は決して豊かではなかった。

「打つちゃあ、漉いちゃあ、売つちゃあ 食い ベットン、ベットンベットンコクと調子をそろえて叩いたものだそうでありまして、この云いごとがまた面白い意味をもっておるのであります。

繊維を叩解してすき上げてそれを売ってさて食糧を買って食べるということでありまして、大正から昭和の初めにかけて一般的なになりました問屋を中心とする請負い工賃制度はまだ現われず、小さいながらも一個の独立の企業者であった当時の漉屋が田畑が少なく従って自給食糧の少ないこの地方の家計のならいとして漉いては売り、売っては食糧を買って食べるという殆んど余裕のない手から口への生活を端的に表現しているのでありまして味わってみますとなかなか意味深長であります。」と西島紙の歴史に書かれているが、

以上のことから村の面積が小さく田畑の少ない西島地区に、製紙業がなぜ発達したのか、紙すき業者の生活はどのようなものであったのか、がわかるわけであるが、朝夏まめに昼すばく、晩にやおじやでチョチョンガチョイクという歌を紙すき仕事をしながら歌ったものだと古老はいうが、紙すき業者の食生活を表わしている文句であり、貧しいくらしのようすを端的に表現しているのである。

このような生活は、昭和になってからも続き、日華事変以後の戦争景気と統制による問屋制度が崩壊した段階がその区切りになった



手すき和紙工場内部（西島地区）

ともいえるのである。

紙すき業者のつらい苦しい生活は、単に西島だけの問題ではなく、全国的な問題であった。和紙要録には、藩営事業の買上げ代価が不当に安いため、当事者の困窮甚だしさをうったえたものがあり、あるいは、藩の製紙業政に対して領民一同が直訴するというかくされた悲劇もみられる。とあるが、西島紙の長い伝統の歴史のうちに、好景気には拡張したものの不景気となるや、すき船も朽ちるにまかせかえって借財を残す者があつたり、途中から新しく始めた者もあつたことも事実であるが、なぜ苦しいつらい生活にも堪えながら今日まで続いたのであるうか。自然的な条件や経済的な条件もあつたのであろうが、「一村総株三石八斗五升二合」という株仲間組合の責任において年貢を納めるといふ、株仲間組合の連帯責任制による上納制度という社会背景も見逃すことはできないだろう。これについて『西島紙の歴史』の著者笠井東太は、河内地方にも紙

の製造をしていたところはほかにもあったが、西島だけが伝統産業として残っているのは、他の村のように個人に税金を課さないで、一村総株制をとったことにも大きな力があつたのではなからうかといわれていた。

また、株仲間組織の強さについて『西島紙の歴史』には、次のように書かれている。

「株仲間の会合を寄合と称し協議すべき案件があれば、惣代の触れによって一同会所に集合しいろいろと審議決定したのであります。が、仲間の目的は経済上の独占ということにありましたので、あくまでも全体の利益を第一義とし組合員たる個人の利益を従として軽視し、場合によってはこれを犠牲にすることも辞さなかつたのでありまして此の点はやっぱり当時の考え方として無理なからぬことであつたでありましょう。」

こうした強さがあつたからこそ、無理をしても税金を納めたり紙すきを続けさせたことになつたのではなからうか。それが今日ある西島紙の伝統をも築き上げたのであろう。

戦時中は軍納紙に活路を見出し、職工の応召や徴用などによって船数は四十艘程度にまで減少したのであるが、戦後のインフレによる好況、その後のドッチライン・シャープ税制による重税にも耐えてきたが、その後高度経済成長政策と大工場の近代化による労働力の都市集中による労力不足等大きな課題をかかえつつも、今なお個人経営の零細な企業形態から脱皮しきれない面が多い。

昭和四二年の工業統計によると、事業所は二七あり、うち機械すき工場四で六台の機械を備えている。手すき工場は二四（一事業

表3 西嶋和紙製造業調（昭和42年工業総計）

年次	事業所数	従業者数					現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額	従業者1人当り出荷額
		合計	労働者		業主兼従業者	おとよび業者				
			計	男						
41	27	227	160	69	91	67	万円 3,403	万円 8,823	万円 1	千円 1
42	27	209	142	62	80	667	4,076	9,290	19,324	925

表4 規模別事業所、従業員数（昭和42年工業総計）

規模別	事業所		従業員	
	工場数	比率	従業員数	比率
人 1~3	3	11.1	9	4.0
人 4~9	15	55.6	99	44.0
人 10~19	8	29.6	97	43.1
人 20~29	1	3.7	20	8.9
計	27	100.0	225	100.0

表5 組織別企業数

組織別	株式会社	有限会社	合資会社	企業組合	個人	計
企業数	2	0	0	1	24	27
構成比	7.4	0	0	3.7	88.9	100

所で手すきと機械すき両工場をもっている）で七二槽である。従業員は二二五人（昭和四三年）で、一三人が三工場、四九人が一五工場、一〇一人が八工場、二〇一人が一工場である。従業員のうち六七人が個人業主および家族従業員で占められ、常用労働者の平均年齢は四九歳であ

第三章 商 工 業

る。このうち女子労働者は八〇人で五六・三%である。
昭和四五年度工業統計調査による事業所と従業員数は、次の通り
で、昭和四三年度より従業員数が一六人減っている。

表6 西島地区の製紙関係事業所一覽

(昭和四五年工業統計より)

事業所名	経営者	従業員数	備考
○製紙工場	笠井 久之	八	手すき和紙
大堀製紙工場	笠井 潔	七	同 右
西伝	笠井 武	六	同 右
●	笠井 修一	六	同 右
千	笠井 成高	一	同 右
山叶	笠井 章	一九	機械すき和紙
●	笠井 治吉	六	手すき和紙
④	佐野 清純	九	同 右
木村	佐野 豊一	一三	同 右
岩本	岩本 静	八	同 右
大軒	佐野 博	七	同 右
金亀	望月美之男	五	同 右
富士川紙業企業組合	佐野 博	一〇	手すき和紙
五三堂製紙工場	笠井 五三	九	同 右
野中	野中 正久	七	同 右
翁	笠井 勝之	七	同 右
金の	笠井 紀元	一六	機械すき和紙
◎	笠井 隼人	五	手すき和紙
宮本	佐野 忠由	八	同 右

(三) 製 紙 原 料

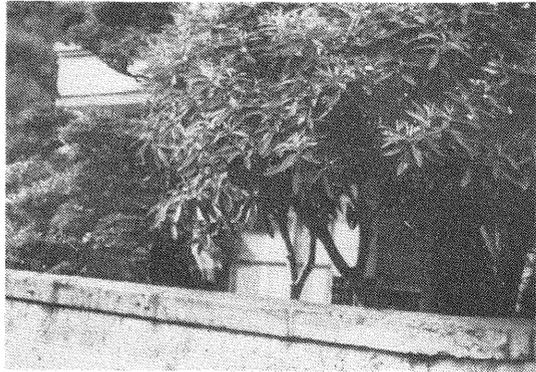
○ 業者者は原料として最初は楮皮を使用していたが、慶長年間富士山麓で三極みつぎが発見されてから、この両者が主な原料となったといわれている。

徳川時代には、東西河内領内三二か村から産出される三極を使用していた。徳川中期における年額は大体三千駄から四千五百駄(一駄六把、一把五貫目)ぐらい黒皮で使われ、白皮にして製品の和紙に換算すると三万貫前後になるので、相当多額の生産が行なわれていた。

必要な原料は、紙すき人の寄合によって予定原料の総数量を計算し、漉すき人総代と楮仲買人は売方と相談し、相場をたて原料生産地に行つて入用の数量だけ買い求め、富士川の曳き船で運搬した。明治以降はそのしごとが和紙組合の手に移された。

大正から昭和のはじめにかけて問屋を中心とする請負工賃すきの制度が採用されるようになってからは、原料の仕入れは当時西島にあった数軒の問屋によって行なわれ、紙すき業者は問屋から原料を受けとり、製品ができるとそれを納入し、製品と原料との差額を工

業者名	代表者	従業員数	備考
●	望月 延一	三	手すき和紙
○	笠井 徳長	七	同 右
◎	佐野 敬治	七	同 右
◎	佐野 芳男	五	同 右
丸京	望月 四郎	一七	手すき和紙
佐野昭三	佐野 昭三	三	機械すき和紙
佐野昭三	佐野 昭三	三	手すき和紙



製紙原料三椏（一瀬憲氏庭園）

賃として受けとるとい
う方法がとられた。ほ
とんどの紙すき業者が
この方法をとっていた
のであるが、冬紙と春
紙とのそれぞれの区切
りで精算をしたのであ
るが、紙すき業者が赤
字となり倒産したり、
借財を残す例もあつた
といわれている。

このような請負工賃
すぎの方法は、第二次
世界大戦前まで続いた
のである。

大正九年第一次世界

大戦後の恐慌による不況時代となり、三椏、楮こうぞの諸原料が高くなつてくると、マニラ麻を原料とする改良製紙製造がはじめられ、西島では昭和三年になってからではあるが、製紙試験場を設け、高知県から浜田竹次郎技師を招へいし、もっぱらマニラ麻を原料とした使用処理法の実習ならびに、諸美濃紙の製紙の試験をなし、それ以後マニラ麻を原料とした製紙が行なわれるようになった。マニラ麻はフィリッピン・中国産が主なものであった。

昭和七、八年ごろの製紙原料は、三椏皮、楮皮、マニラ麻、パル

ブくず等が使われ、三椏は高知・徳島・島根・鳥取・静岡の諸県から移入し、楮皮も三椏皮と同じように、以前には、本県産のものが使われたのであるが、このころは山口・宮崎・高知・茨城・埼玉・島根・愛媛等から購入している。パルブも昭和になってから使われはじめ大阪方面から購入していた。そのころ西島で使われていた製紙原料の種類・数量・金額・主な購入先は表7のようである。

表7 西島製紙の原料（昭和8年）
（総合郷土史研究より）

種類	数量	金額	主なる購入先
三椏	124,800貫	345,600円	高知県
楮	960〃	2,400〃	静岡
麻	3,900〃	2,340〃	大阪
粉炭	14,400〃	14,400〃	京都府
白	1,120〃	5,600〃	東附
漂	28,500把	1,420〃	近京
新	4,000貫	1,360〃	附東
た	1,500〃	2,250〃	本京
屑			川奈村

昭和一〇年東八代郡石和町に扶桑製紙KKが設立され、本格的に桑皮紙の製造がはじめられ、西島や市川大門町の製紙業者も桑皮を製紙原料に用いるようになった。

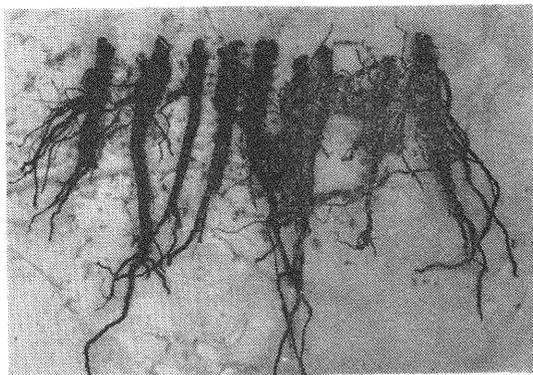
当時本県には、二三、〇五八町歩の桑園があり、五二一三万二、二〇〇貫の桑皮の生産が見込まれており、また、陸軍省から二〇万枚の桑皮紙の注文を受けるなど、桑皮の製紙原料としての価値は、当時高く評価され、大いに期待がもたれていた

のである。
その後日華事変、第二次世界大戦となり原料が不足してきたのでどうしても桑皮に頼らざるを得なくなり、主として桑皮や故紙等が原料として使われたのである。

第三章 商 工 業

表8 戦後原料高の製品安のころの山梨県内製紙関係価格表(山梨工業現勢)

区分	品 名	単 位	昭和25年 5～10月	昭和25年 11月～ 26年4月	昂騰率	
製品 〃 原料	障子紙	帖 (縮 (2,000枚))	40～55円	60～80円	40～45%	
			1,000	1,300	30	
	改良紙	貫	65	110	69	
			450	600	33	
	〃	楮	〃	500	800	60
				—	180	—
	〃	三極	〃	—	450	—
				—	—	—
〃	マニラロープ	〃	—	—	—	
			—	—	—	
〃	故紙	〃	—	—	—	
			—	—	—	
〃	苛性ソーダ	〃	39,000	60,000	53	
			—	—	—	



製紙原料のタモ

タモは抄紙(紙すき)工程で、原料に加える漆着剤で、学名を黄蜀葵(おおしよっき・ところあおい)といい、紙の特色をつくり出す役割りをしている粘液である。ところあおいは、トロロノキ・サルコマ・ネヂウメ・トロロ・トロ・タモ・ネリなどとも呼ばれている。
ところあおいが、いつごろから紙すきに使用されるようになったかははっきりわからないが、タモの糊液を使うようになって成功したといわれている。これをまぜると繊維の配列がよくなり、繊維の沈むのを防ぎ、紙の強度も増してくる。その上紙がよくしまり、どんな薄葉紙でも自由にすけるし、紙の光沢を増させる役割りをもっている。

昭和一五年度西島村事務報告書の製紙業の項に「原料三極品不足ニ因ル昂騰ト副原料及マニラ麻等ノ輸入統制ノ影響トニヨリ、其レニ代ルベキ原料ノ選定ト製造方法トニ苦心研究ヲナシ、製品向上ヲ図リタレバ生産ノ増加ヲ見ツツアリ。」とあるのはこれらのことをさしているのである。
桑皮が三極、楮にかわる原料として使われ、ひところ期待を持たれていたのになぜ戦後使われなくなったのかについては『和紙要録』には、「その繊維が楮に似ているが長く、叩解に時間が多くかかる

こと、歩止りの悪いことから、あまり利用されなくなってきている。」とあり、所詮三極、楮の代用品としての価値しかなかったといわざるを得ないのである。
戦後は、三極、楮が使われるようになったが、木材パルプ等の故紙が多く使われるようになり、特に雅仙紙がすぎはじめられるようになってからは、故紙が原料の王座を占めるようになり、現在では原料のほとんどが、木材パルプや故紙に変わってきたのである。
稲わらも、戦時中から戦後にかけて、使われたが、今はほとんど使われていない。

副原料の漂白粉は叩解の際、原料の漂白に使われている。

タモは暑い季節に腐敗しやすいため、以前には夏季は紙の製造を休んだのであるが、ホルマリンやPCPなどの薬品を防腐剤として用いるようになってから、周年紙の製造ができるようになったのである。

原料の煮熟や紙ほしのとき使う鉄板乾燥器の燃料は、以前薪が使われていた。紙すき業者は冬季薪が切り出されるころには、年間使用量の予定をたて、付近の村から買い入れ使用したものであるが、近年エネルギー革命によって、石油が比較的安く購入できるようになってからは、重油を燃料としたボイラーが使われはじめ、現在ではほとんどの業者がこれを使用している。

(四) 製紙技術の改善

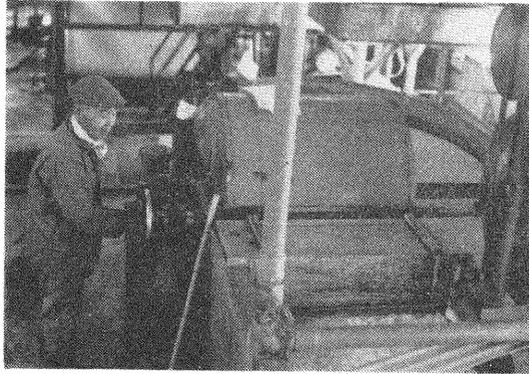
明治中期以前は、製紙原料の三極を煮熟するのに、木灰や石灰を入れていたのであるが、明治二五年前後笠井章、笠井豊兵衛らによって、苛性ソーダを加えて煮熟する現在のような方法を採用することになってから、紙質が純白となり面目を一新した。当時は薬製または改良製とよんで、全国に売り出すようになった。苛性ソーダは原料の五分から一割くらい入れ、原料の量や質によっても違うが一〜二時間煮熟するのである。最近テスコールという化学薬品も苛性ソーダとあわせて使うようになってきた。

煮熟した原料はさらし場に運び、水槽に水を入れて水を掛け流しにして徐々にアク抜きをしたころもあったが、現在では叩解機にかけたときに行ないこの工程は抜けるようになった。

叩解とは、原料の三極の繊維を解きほぐして細かくすることで、

叩解機（ビーター）が使われる以前は、厚い板の上に原料をおき、棒で叩いて解きほぐしたところから叩解作業といっている。「打ちやあ、漉いちゃあー」という前述の歌のはじめはこの作業のことをさしている。

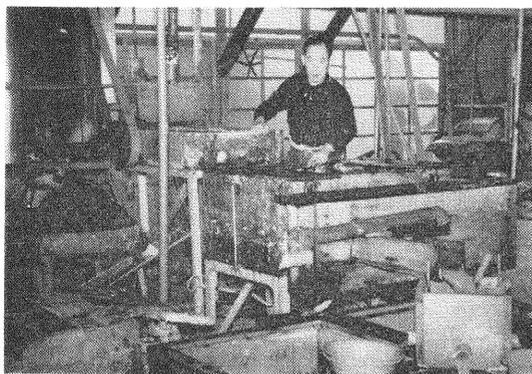
叩解作業を機械化したのは、明治三二年で笠井熊吉、金輪広吉両氏によって、手動式叩解器がはじめて使われるようになり、翌三三



叩 解 機 作 業

年には笠井伝造、望月喜作らの工場でも採用し、さらにその後発達した足動式叩解器があちこちで使われるようになったが、どちらも人力式であったため、労力を要する割には能力は上らず、生産工程の問題点としていたところである。

苦心研究の結果、明治四三年石油発動機による叩解機の運転を笠井市太郎がはじめ、続いて望月万造、望月喜作両氏が取り入れ、ほどなく全村各所に石油発動機を動力源とする叩解共同作業所が統々と設立され、製造工程における機械化が一



スクリーン機

般化したのである。
大正四年一〇月には、電力の普及によって叩解機の動力源を石油発動機から電動機に切り替えた。望月喜作、笠井伝造両氏の工場でも最初に運転され、ほどなく各業者に広まって今日のようになったのである。(『西島紙の歴史』には大正四年とあるが『総合郷土研究』には大正七年とあるが、いずれにしても石油発動機を動力源として使用した歴史は五、八年の短かい歴史であったといえる。)

原料の中には、ちりやその他の不純物を取り除く工程を除塵といい、以前には、「ちり拾い」といって、煮熟し漂白原料を水槽の中に入れて、手で丹念に取り除いたのであるが、現在では繊維選別機(スクリーン)で除塵している。スクリーン機の施設は、昭和一六年一応設計見積りがなされたが、戦時統制のため平和産業に対する資材の割当て不足の理由から、その実現を見るに至らなかったのである。

昭和二五年手すき紙が本県重要物産の一つとして、また中小企業振興政策の対象として取り上げられ、スクリーン施設が具体化した。

西島工業共同組合は、昭和二六年度の共同施設助成として、スクリーンの共同作業所の新設を県に申請した。同年三月本県商工部長吉田栄政ほか係員および西島・市川両地区和紙組合代表者による岐阜・鳥取その他の製紙業地の視察が行なわれた。西島からは佐野喜代亀工業協同組合長以下四名が参加したのであるが、それを基として県商工課の指導によって計画書を作り、敷地を選定し同年七月工事に着手し、総工費一三五万円(組合員出資金・県・村費補助金)組合員出働延べ五百余人、四か月の工期をかけて、一〇月一〇日二枚プレート付振動式スクリーン共同作業所四か所が竣工した。翌二七年二か所完成し、合計六か所の施設で除塵が行なわれ、紙質の向上に大きく役立ち製品の価値を高めることができたのであるが、その後スクリーン機は各自の工場に施設されるようになったので、現在では共同作業所はほとんど使われていない。

抄紙工程では松板またはモミ板材でつくられたすき槽に水を入れ、それに叩解した原料と展着剤のタモの根から出る粘液を加えて、「ザベリ」(馬鋸)や竹棒でよくかくはんし、竹ざおでつくった箕桁でこの液を素早くくみ上げ、箕桁を前後にゆすって、箕の上で適当な厚さになると、余った液を箕の先から捨て、これを「捨て水」または「払い水」という。箕の上の紙は、すき槽の後ろにある紙床(手板)の上につき重ねていく。

こうした抄紙作業は、すべて紙すき職工のカンによってなされるのであるが、長年のコツで一枚一枚の紙の厚さがほとんど変わらないようにすき上げられるのである。(参考文献 和紙要録、西島紙の歴史)

紙すきの簀桁は初期には一枚どりで続いて二枚どり、四枚どりと
なり、西島では明治中期まで四枚どりであった。

『総合郷土研究』には、ご用紙は常に坐してすいたものであって、舟も小形で炬燵こたげどらのような形につくられていた。紙は奉書紙も糊入紙も、それだけの形にすき上げられたものであり、現在のよう
に大判にすき上げて後小さく切ったものではなかった。この時代に最もすき難かったものは、丈高槽紙であった。判が大きく相当厚い紙であったので、特に大きい舟を用い、桁は重いので竹でつてすいたものである。とあり現在のような大判ではなかったことがわかるのである。

明治二五年ごろ原料三樞の煮熟に苛性ソーダが使われ、紙質が白くなって売りに出されたころは、洋紙類の技術も幼稚で、模造紙・ざら紙等の生産数量も少なく、一般の需要を満たすほどではなかった
ので、各官庁方面のみならず、民間用紙としても広く使われ、その需要量は年々増加する一方であった。

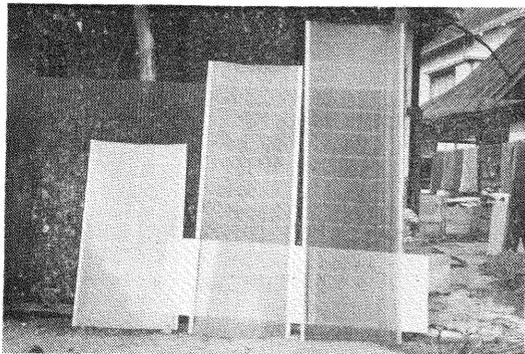
生産能率を高め、需要量を充たす方法として、明治三二年ごろ望月十郎衛門、笠井市造両氏によって、従来の四枚どりから八枚どり
簀桁の使用がはじめられ、同業者一般に普及して生産数量はたちまち倍加したのである。

エー おかやん いやだよ、八ツ判すきはヨー

親の前でも またホイ エへオホホー

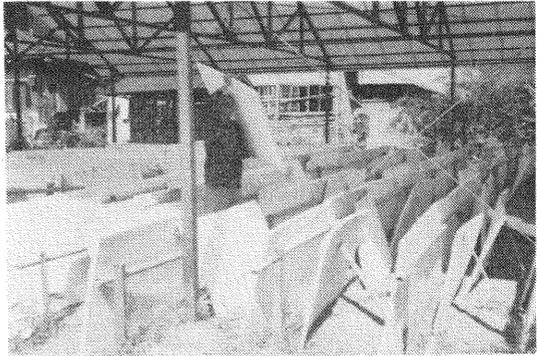
〇〇を つかうヨー シャリン シャリン
簀桁が大きくなり、手先きのみ頼っていた紙すきも、大判となつたので体全体のバランスをとらねばならなくなった当時の紙すき方法を諷刺した紙すき歌の一節である。

明治三二年ごろから大正・昭和と半紙八枚どりの簀桁は長い間使われてきたのであるが、戦後昭和二八年秋笠井成高により、半紙一
二枚どり簀桁が、また翌二九年一月笠井貫一によって一〇枚どりの簀桁が使用されるよ



簀桁の大きさのちがひ

うになり、たちまち一般に普及し、日とともに増加する書道用紙の需要にたえられるようになった。その後雅仙紙用の大判簀桁も使われるようになったりして現在に及んでいる。
紙すき簀桁が一枚どりから二枚どり、四枚どり、八枚どりさらに一〇枚どり、一二枚どりと大型化してきたのであるが、現在のすき槽一槽は往時の五〜六



ビニール屋根や立乾用具による天日乾燥

品質向上にも役だつ結果ともなり、現在ではすべての製造業者がこれを採用しているのである。

庄搾機で庄縮脱水した紙床は、いったん天日によって乾燥するのであるが、庭いっぱい並べて露天乾燥していたのであるが、広い面積を必要とすることや、急な降雨や雨天の日の取り扱いに苦勞してきた。

用具や大がかりなビニール屋根などをつくり今までの欠点を補なう者が増加している。

よく天日乾燥した紙床は、水槽の中へ入れ一晚水に浸し、しめり気を与えて、はぎ取り易くし鉄板製の乾燥器に一枚一枚張りつけて乾燥するのである。

紙の乾燥を「紙乾し」といい、従来板ぼしによる乾燥方法がとられていたが、雨天、曇天、強風等の自然条件による制約が多く、生産量や紙質への影響は強かつたのである。

大正三〇一〇年にかけて望月喜作、望月万造、笠井伝造、笠井熊吉らによって、鉄板製の平面式・直立式あるいは蒸気による三角稜回転式などの乾燥器が考案研究され、数次にわたる内部構造の改善の末、現在のような温湯による鉄板立排み式乾燥器が完成したのである。この乾燥器は西島式と称しても過言ではないと、笠井東太郎は『西島紙の歴史』に書いている。

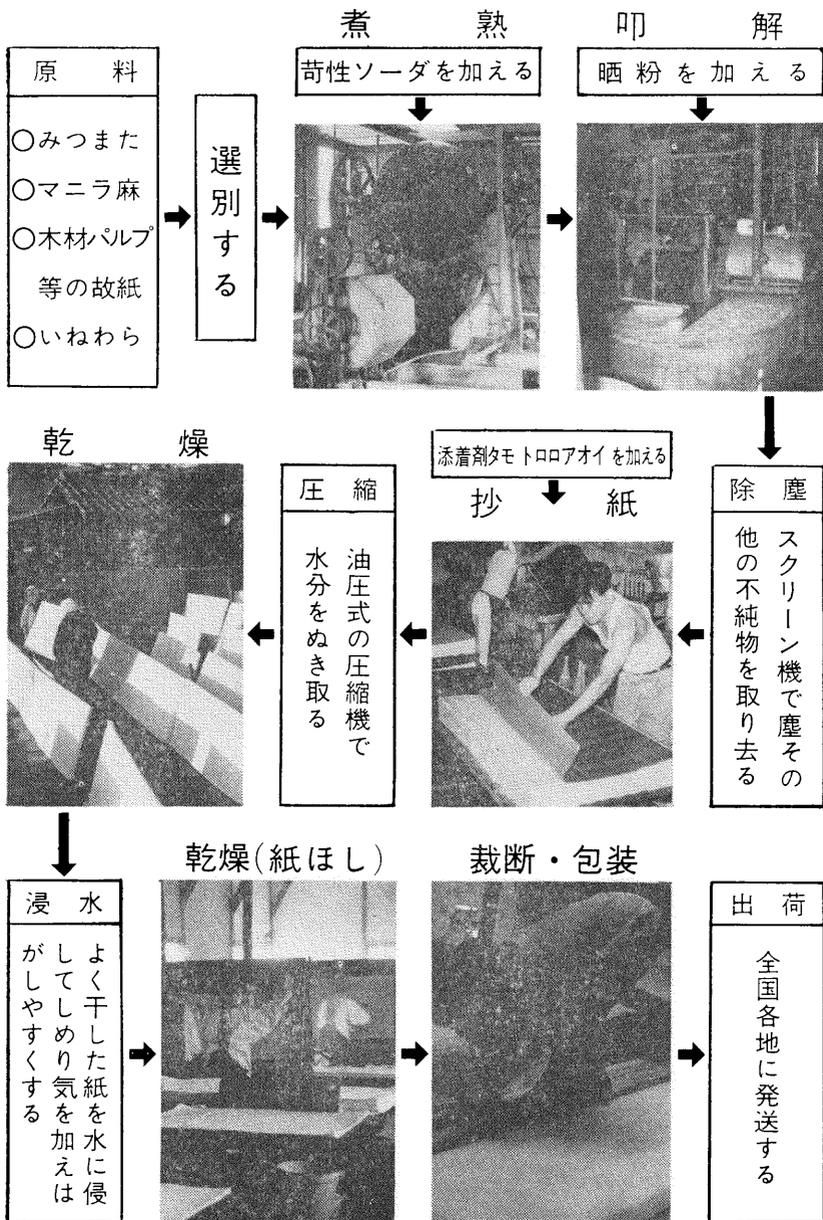
干し上げられた紙は、半紙では二千板を一締めとし、雅仙紙では百板を一反として、所定の寸法に切断して包装されるのであるが、このしごとは裁断工（紙切り工）によって、タッチ板の上に紙をおき、ものさしをあててタッチ包丁で裁断されるのであるが、第一次大戦中好況を呈したので、大正九年には西島産紙同業組合で断裁機を購入し、共同使用したこともあったが、現在では三人の裁断工によって手すき和紙は裁断・包装がなされている。

(四) 労働組合と賃金

簀桁二板どり四板どりまでの紙すき作業は、坐ったままのしごとであったから婦女子が受持ち、紙ほし作業は重い干し板を動かすので男子の仕事とされていたので、今とは逆であった。このことは次の紙すき歌からもわかるのである。

可愛い主さんに 紙ほしさせて そばで紙すきあ 世話はない
しまい立てをば 今たてこんだ しぼし待たんせ 出て会うに
八枚どり簀桁になつてからは、今のよう男子のしごとになった。
家内工業的な零細企業である製紙業は、家族労働者と徒弟によって生産が営なまれ、「終日親方とともに働らき利害関係を一つにし

西島手すき和紙の製造工程



ていたで、その間には今日のような賃金問題や労働時間の問題などなく非常に人情味に富んだものであった。」と『西島紙の歴史』には書かれているが、このことは反面従業員の社会的地位や経済生活を低いものにしていくことにもなると考えられるのである。

第一次世界大戦のころの大戦景気ときは、労働力も十分あり大正五年から一〇年ころは槽数も一二〇槽くらいに増加し、その後戦後の不景気から昭和初期の不景気時代には最盛期の約半数になってしまったのであるが、職工も転業したり出かせぎしたりした者が多かった。

第二次世界大戦のときは、応召・徴用等で稼働労働力が減少したため槽数は四〇槽くらいに減少したが、戦後紙の売れ行きがよくなったころでも、職工が復員しても、食糧や生活物資が急騰するインフレ時代であったため、転職する者もあり、原料・薬品の値上りとあわせて、休業したり槽数を減らす製造業者もでてきたのである。また、産業界が立ち直りはじめてくると、零細企業である製紙業の賃金は他産業との格差が大きくなり、福利・厚生施設の遅れ製紙業者さえ家業である製紙従業者にさせる者はない時代もあり、中高卒業の就職者は、ほとんど他出する状態になってしまい、今日の職工老齢化に拍車をかけたのである。

労働組合が結成される以前の職工の賃金は、製紙業主とそこに働らく従業員の間の交渉で決められており、業者により賃金もそれぞれ異なっていた。期末勤勉手当は仕着せ程度のものでしかなかった。

したがって職工の異動も多く、長期にわたって同一業者の職場で

働らく者はきわめて少なかった。

そうした中で、佐野満陸は、自宅が製紙業をしていたので、家族従業者として紙すきをしていたのであるが、廃業した後は西伝製紙工場に勤務、四四年という長い間同工場の紙すき工として働らき、昭和四三年一月黄綬褒章（篤農家、一般勤労者を対象とし、多年それぞれの仕事に功勞のあった者に政府からおくられる）を受けたという事例もある。

労働者の勤勞権、団結権、団体交渉権、スト権は、勤勞者の権利として、憲法第二七、二八条に規定されており、これに基づいて労働者が人間らしい健康で文化的な生活を営みうることを目的として、使用者と対等の立場で労働条件のとりきめをすることを援助する働らきを有する労働法が生れて、戦後久しいのであるが、企業が零細であり昔から徒弟的な雇用関係にあった製紙従業者は、労働組



黄綬褒章を受けた佐野満陸氏

合結成の必要を感じながらもなかなかその機が熟さなかつた。

昭和三六年になって、笠井幸典、佐野良典、大森卯作、望月至らの努力によって、七月一日労働組合の結成をみたのである。関係者から組合結成の動機を聞いてみると、

(1) 手すき和紙従業員の賃金は、事業所によりまちまちであり、他の企業に比べて比較的低かつた。

(2) 社会保障制度の確立もなく、生活権の保障がされていないかつた。

(3) 弱小企業であつたため、従業員の社会的地位も低く、事業主と対等の立場で賃金・労働条件等についての交渉ができなかつた。

以上のような課題を解決し、従業員の生活向上と福祉増進のために労働組合の結成をみたのであるが、歴代組合長は次の通りである。

初代 大森 卯作(昭和三六・七)三七・七)
 二代 笠井 恵(〃 三七・七)四〇・四)
 三代 佐野 良夫(〃 四〇・四)四五・七)
 現 望月 至(〃 四五・七)

労働組合結成後は、賃金、手当、労働条件等の交渉は労働組合代表と和紙工業協同組合との間で行なわれ、交渉を受けた工業協同組合長は、役員会または全員協議会を開き、さらに販売業者である紙商クラブとも製品の値上げ交渉をするなどの努力を重ね、労働組合の要求に答えようとするのであるが、好況、不況によって交渉の難行するときもあつた。次の文書はそのことを物語るものである。

昭和三八年四月二二日

西島手漉紙工業協同組合理事長 笠井修一 ㊦
 西島手漉和紙労働組合 組合長 笠井 恵 殿

手漉和紙工賃値上げの件

かねて工賃値上げの要求があつたので、早速役員会並びに全員協議会等を開催して慎重協議したのであるが、組合員一同口を揃えて現今の如き売価では経営持続することが誠に困難で、このままでは値上げに應ずる余地が無いという結論に達したので、さらに紙商クラブと売価の値上げを交渉することとしてひとまず全員協議を閉会した。

しかして三月二五日西島和紙卸協組と値上げ交渉したのであるが、提示した大幅の値上げは他産業とつりあいがとれないので、西島紙商クラブ全員の協議の結果、(1)他産地物より割高となる。(2)短毛機械製紙一締め六〇〇円より驚異の高価である。

以上二点を考察すれば、売上数量の減少をきたす原因ともなるので、大幅値上げには応じられないと回答があつたので、さらに各商人個々について真意を徴したところ、いずれも異口同音に前記の理由により値上げは困難である。

なお雅仙紙はいよいよ不要期にはいりつつあるので、書道半紙に比して一層苦しい立場に追い込まれるので、要求にそえないのでご高察をお願いする。

しかし賃金値上げのために生ずる経営困難点もあり、きわめて悲観的な事態にたち至つたのであるが、折角のご要求を全然認めない

わけにもまいらないので、左記の通り賃上げ回答するので、ご了承願いたい。

なお値上げ実施期日は五月一日よりとする。

とあって文書には回答額が示されているが、こうした交渉によって工業協同組合と労働組合の間に締結された職工賃金は表2のようである。

また夏季手当（八月）越冬手当（一二月）の要求もしているが、昭和三十六年の越冬手当は無解答であったが、三十七年の越冬手当以後は、夏季、越冬両手当とも要求額よりやや低い額ではあるが妥結し支給されるようになってきている。

労働組合結成頭初は組合員も一三〇人を数えたのであるが、昭和四五年度の組合員数とその内訳は表1のようである。

表1

昭和四五年度組合員数とその内訳

	紙すき工	紙ほし工	調整工	選別工	裁断工	計	組合費 (年額)
男	三六	〇	二	〇	三	四一	四〇〇円
女	〇	四五	五	八	〇	五八	二〇〇円
計	三六	四五	七	八	三	九九	

昭和四五年七月、労働組合結成一〇周年記念大会を挙行し、次のような運動方針を可決した。

表2 労働組成結成後の職工賃金（労組事務所調べ）

内 訳		賃金決定年月									
		36.10	38. 5 8	39. 2	40.12	41.10	42.	43. 7	44. 6	45. 6	
すき賃	雅仙紙一反につき	120	130	140	170	187	215	260	312	975	
	書道半紙1締につき	200	220	235	285	314	360	430	516	620	
乾し賃	雅仙紙一反につき	60	70	80	100	110	126	150	180	210	
	書道半紙1締 大判小判	110 —	125 —	140 150	170 180	188 198	206 226	250 280	300 336	350 420	
切り賃	雅仙紙 全判半切 二双	9 11 —	10 13 —	11 13 —	1月計1割増	15 22 18	17 25 21	20 30 25	25 35 30	28 38 33	
	書道半紙	16	18	20.50		30	35	42	50	80	
調整工	男	450 ~500	650	600	725	800	920	920	1,300	1,560	
	女	300 ~350	350	380	—	—	—	—	—	880	
選別工		180 ~200	250	275	330	363	420	500	600	600	

運動方針

西島手漉紙労働組合

西島手漉紙労働組合が結成されて此処に一〇カ年の歳月が流れました。われわれは、此の一〇年間、各々の事業所における労働条件を西島手漉紙労働組合の名において改善につとめ、あらゆる労働条件を比較し、その均衡と調和をはかり、組合員の生活向上に大きく尽くしたものと確信いたしております。

今後、われわれは地場産業と生活の調和ある発展を図るために、左記のスローガンを掲げてこの目的を実現するについては、平和的に且つ秩序正しい手段によって、この目的達成のために全力を尽くすことを誓って一九七〇年の運動方針といたします。

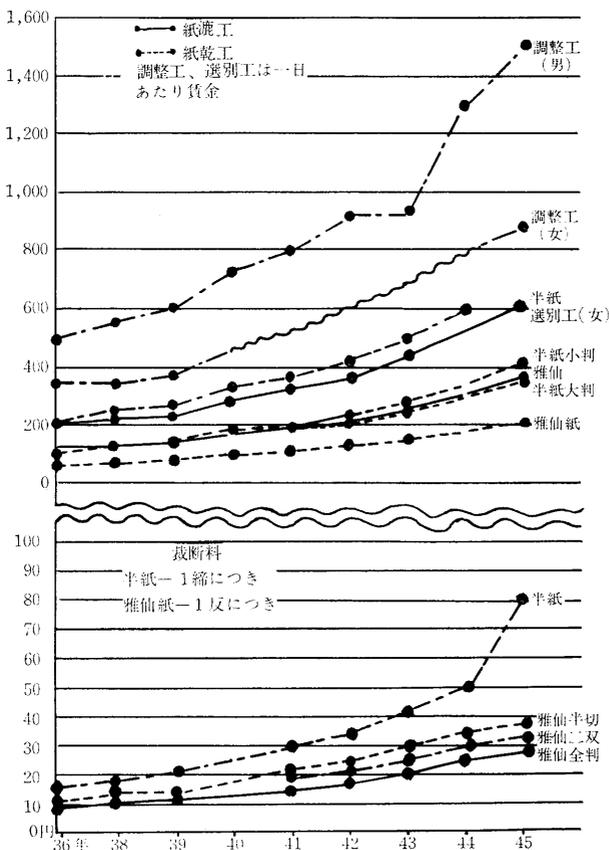
スローガン

一、賃金審議会の設置を図ろう！

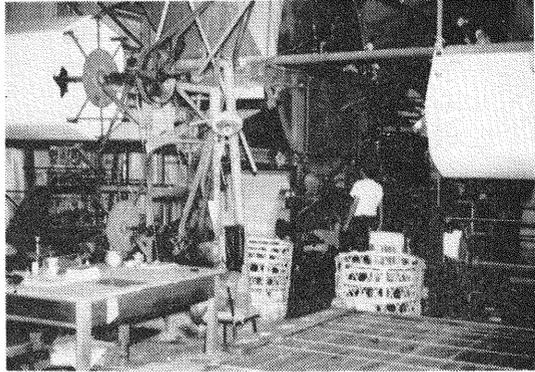
(労組五 工組五、紙商組三)

一、従業員(職工)の協業独立への指導要請

表3 最近10か年の職工賃金推移 (手漉和紙労組調べ)



(県・町・和紙振興協等の指導助成)
 ◎四百年の伝統をわれらの手で守ろう！
 ◎西島手すぎ和紙の消長は、従業員各々の独立にあり！
 昭和三六年以来の工資の上昇グラフは表3の通りである。



工場製紙機械

業所で繰業している。

このうち、手すき和紙製造から転向したものは、金的製紙と山叫製紙工場である。丸京製紙は手すきと機械すきの両工場を運転している。富士川製紙は企業組合として昭和四〇年有志の出資によって新設された工場である。抄紙機はいずれも短網抄紙機で、製品は書道半紙と雅仙紙で、手すきに似た持ち味があるが安価なところに魅力がもたれている。さらに一工場新設される計画がたてられている。

全国的な書道熱と小
学校三年以上に習字が
国語科の必修として週
一時間位置づけられる
等習字が一般化されて
きているので、手すき
書道用紙では、その需
要を満たすことができ
ないことと、高価な手
すき和紙では手が出し
にくいという面もあ
り、機械すき和紙の生
産も行なわれるよう
になった。
昭和四五年末現在機
械すき和紙工場は四事

(六) 製品と販売

明治四年株仲間組合が解体され、自由競争の時代にはいったので、製紙業者は製品の品質を高めるために、技術の改良に意を注ぐとともに、共進会・博覧会等へ製品を出品したり、販路の拡張、需要の状況の視察等製品販売への努力も傾けてきた。

明治末年から

昭和の初期にお
ける、和紙の生
産は半紙を軸に
美濃紙・障子紙
などが、おもな
生産品目であつ
たが、中でも障
子紙の生産は少
なかつたことが
表4によつてわ
かるのである。

表4 明治41年～昭和8年年次別販売額比較表

(総合郷土研究より)

年次	美濃紙	半紙	障子紙	その他	計
	円	円	円	円	円
明治41	98,000	102,720	1,800	5,000	207,920
45	62,500	113,800	1,500	6,000	183,300
大正2	62,500	113,500	1,800	6,000	183,800
5	46,000	235,000	2,000	28,000	311,000
10	41,925	562,040	3,500	95,000	703,465
12	144,000	360,000	3,750	70,000	611,500
15	103,480	191,000	3,750	45,000	344,000
昭和2	106,050	185,000	3,600	43,000	337,650
5	95,000	138,425	3,230	35,000	371,309
8	92,075	111,458	2,920	35,000	241,453

商品の販売は問屋が中心になつて行ない、関東、甲信越静はいうに及ばず、遠く東北・北海道まで販路を拡張し、広く日本各地で「甲州改良紙」とよばれるようになったのである。

第三章 商 工 業

大正八年の商品の仕向先、教料金額は表5のようであるが、蚕幕紙・掃立紙など養蚕関係用紙が商品の種類に挙げられているが、養蚕の盛んであったことや、当時の養蚕技術のようすも知ることが出来る。

第二次世界大戦までは、一部行商人もあったが主として数軒の間屋によって製品の販売がなされていた。間屋は全国各地の得意先を回って注文を受け、荷造りをして岩間駅から発送していた。孤で荷造りされた商品が、教台の大八車で列をなし駅まで運搬したのであるが、そうした情景のなかに西島製紙の隆盛が感じられた。と古老は

表5 大正8年製紙仕向先・数量・価格（総合郷土研究）

出 荷 先	種 類	数 量	価 格
新 潟 県	半紙糊入紙	88,350	441,810
長 野 県	半紙、障子紙、掃立紙	88,140	338,150
奥 羽 地 方	半紙、糊入紙	20,490	162,940
静 岡 県	障子紙、掃立紙	14,180	77,940
東 京 府	半紙、障子紙、中白、屯紙	12,880	79,820
栃 木 県	半紙、蚕幕紙、障子紙	71,700	44,350
群 馬 県	半紙、蚕幕紙、掃立紙、障子紙	6,850	219,630
埼 玉 県	蚕幕紙、掃立紙、障子紙	3,125	21,270
千 葉 県	糊入紙	2,647	12,050
北 海 道	糊入紙	585	3,985
本 州 内	諸 紙	75,069	479,754
合 計		319,490	1,701,749

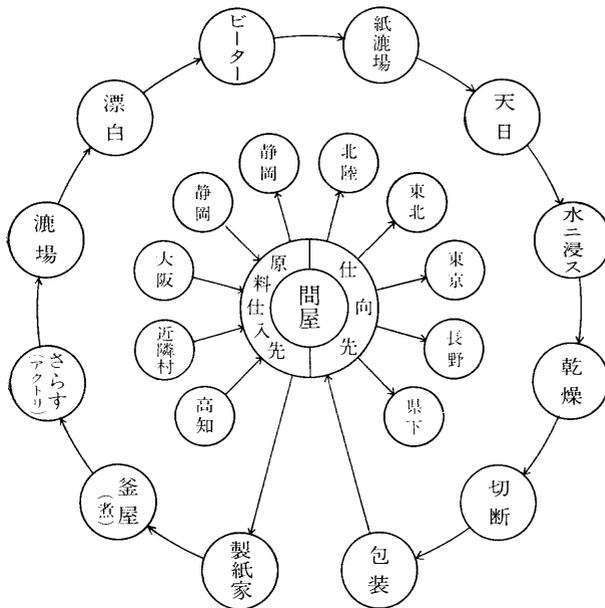


図1 昭和八年西島小学校で作った製紙の図解（総合郷土研究）

いう。
また、間屋は原料を図1のように県から仕入れ、それを製紙業者に販売していた。
大正末期から昭和の初めころまでは紙すき業者の多くは間屋からの請負工資すきをするものもあった。
第二次世界大戦中の戦時統制時代に間屋制度は廃止され、工業組

表6 昭25.11～昭26.4半紙生産数量（山梨県工業現勢）

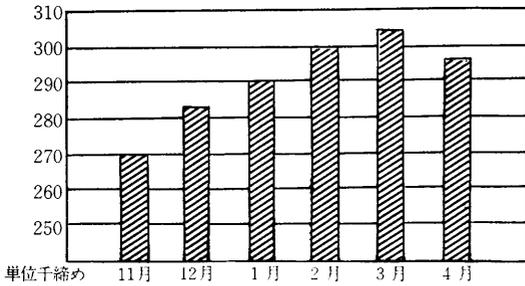
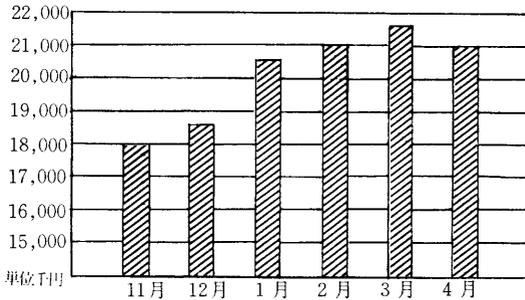


表7 昭25.11～昭26.4半紙生産額（山梨県工業現勢）



包装された雅仙半紙

代亀は作るたびに二・三枚見本を送って「紙肌、墨色ニジミ」について意見を求め、紙質の向上を図ったり、原料を変えたときは試作を重ね、年二〜三回必ず紙質の検討をした。また、能率

合が原料の仕入れ、製品の販売を問屋にかわってするようになった。
戦後の混乱期には、紙の売れ行きはものすごくよかったもので、製品の販売、原料の仕入れをする業者が雨後の竹の子のように急に多くなったが、経済界の落ち着きとともに消えた業者もでてきたのである。

西島で雅仙紙が生産されるようになったのは、昭和三年からで現丹頂紙業社長一瀬憲が、満州から終戦後帰郷し紙商をはじめ、竹

田悦堂（日本書道美術院理事兼審査員）と知り合い、「雅仙紙をすいてみないか。」といわれ、雅仙紙を知らない一瀬氏に、支那雅仙を見せて、大きさ、特色を説明された。その時一瀬氏の持っていた半紙の見本の中から、いちばん雅仙紙に向きそうな紙質を選び、この人にすかしたらどうだろうという候補者が佐野喜代亀（佐野清純の父）であった。

その年の一月見本が三〇反出来て、竹田悦堂のところに一〇反、一瀬氏のところに二〇反倉庫に積んだまま年を越した。「雅仙など作って売れるだろうか。」と思案しながら年を越したそうである。

研究的な佐野喜代亀は作るたびに二・三枚見本を送って「紙肌、墨色ニジミ」について意見を求め、紙質の向上を図ったり、原料を変えたときは試作を重ね、年二〜三回必ず紙質の検討をした。また、能率



和紙の包装出荷

を高め値段を下げる努力も続けた。「一瀬氏も熱意があったが佐野氏も勇気があった。」と竹田氏は『和紙要録』で両氏の業績をたたえながら書いている。

「昭和二七年県商工課技師渋谷高一を迎え、技術的な指導をうけたり、紙すき、紙干しコンクールをして職工の養成につとめた。」とか、「昭和二八年から採用した油圧式ジャッキが雅仙紙の品質、肌合い、墨色等の点に大きな効果をあらわし、本邦随一と賞讃されるに至った。」と『西島紙の歴史』にはでてているが、このような種々の条件や先輩の努力や、三極を原料とする薄手の半紙をすいていた職工の技量とが、そのまま雅仙紙の生産に活用され、今日薄手雅仙紙の日本における第一級品として、書家から賞讃されるようになった西島雅仙紙を作り上げたのである。

前表6・7は、昭和二五・六年にわたる本県和紙（主として西島

和紙）の生産数量と生産額を示したものであるが、戦後日本経済の立ち直り時期の税金攻勢を受けた不況時代の生産状況をよく表わしており、一工場一槽主義をとっていたところで、生産数量、生産額ともに非常に低いことがわかるとともに、需用が季節によって格差があり、したがって価格も夏季と冬季では大きく変動していることが読みとれるのである。現在では、季節による販売価格の変動は、それ程変らなくなってきている。

(七) 蔡倫の遺徳

紙は後漢の和帝のころ蔡倫によって発明され、西島では望月清兵衛によって元亀二年にこの業の根が固められ今日に伝えられている。明治一六年清兵衛氏を西島の蔡倫として祠を建立、同四五年にはその功をたたえ記念碑も建立し、毎年一月二五日を蔡倫祭として、蔡倫神社における式典が挙行され、製造業者は従業員や親せきを招いて盛大な祭典行事が挙行されてきた。

また、昭和三年からは、西島書道会、工業協同組合、山梨和紙卸商業協同組合の主催、山梨県教育委員、山梨日日新聞社後援による書道会を連年開催するなどの諸行事を通して、蔡倫（望月清兵衛）の遺徳を忍んでいるのである。

長い歴史の過程には、先人の研究とくふう、献身的な努力が重ねられたにもかかわらず、苦しい時代や借財を残して、すぎ船の朽ちるを見つめつつ歯をくいしばり、運命のいたずらに無念の涙を流した業者、その反対に職工から身をたて製紙業者となり、営業実績をあげ得た者等々、西島和紙四百有余の星霜は決して平たんな歩みで

はなかつたのである。

さいわいにも、和紙の需用の増大と販売業者である紙商クラブの販路拡張への努力もあって、昭和四三年現在の生産額は約二億五千万円、うち製品は雅仙紙七四・三%、書道半紙二三・七%で供給不足の状況が続けている。

また、労働組合結成以来職工賃金も飛躍的に伸びており、工業協同組合の理解と認識の高まりによって、従業員旅行をはじめ、福利厚生、社会補償制度の導入等労働条件の改善も進み、生産意欲も高まり技術改善への努力が重ねられつつある。

現在製紙業者二七戸、労働組合員九九九人、販売業者約一〇人を数えているが、昭和四四年度の西島地区一世帯平均家族数は約四・四人であるから、約六五〇人が直接和紙生産によって生活がうるおされており、間接的には西島地区全体の今日の活況は、実に蔡倫の遺徳である製紙業にひきされているところ大なるものがあるにもかかわらず、職工不足や後継者問題等、経済成長のひずみとしての中小企業の悲哀を、大きな課題としてかかえているのである。

第三節 工業

(一) 工業の推移と現況

西島地区の和紙製造は、長い歴史をもって今日に及んでいるのであるが、それ以外の工業については栄枯盛衰がはげしく、伝統的な

ものはきわめて少ないのである。

明治末期から昭和初期にかけて、多くの工場があつて操業していた製糸工場については、本編第三章で明らかにしてきたのであるが、それ以外のものとしては飯富地区の「日本木工有限会社」がある。

この工場は、現在の原中学校の敷地に第二次世界大戦中の、昭和十八年に建てられたもので、早川町地域の木材資源を活用し、ベニヤ板でドラム缶をつくり、折から広域化した戦場へこのドラム缶によって油輸送をしようと考へた海軍の協力工場として計画されたものであるが、工場完成を待たずして終戦となつたのである。当時この会社の田中孝之は、これを受けて戦後産和産業工場として経営を続けようとし、進駐軍が使用する家具類の注文をとりつけ、その製作をしたのであるが、日本式の家具と異なる洋式家具のデザインや製作工程等には、そうとうに研究苦心を要したようである。

しかし、これによってある程度の収益を挙げ得たようであるが、数と期間に限度があつたので、その後名古屋のミシン製作会社と特約し、ミシンテーブルの製作や子ども玩具の製造をしていたが、資力が尽きて昭和二四年ごろ破産してしまつたのである。(太子山・望月伴六談)

したがって、本町には西島地区の和紙製造を除いては、工業としてみるべきものはきわめて少なかつたのである。昭和四五年の工業統計調査によると、誘致工場を含めて、表1に示すような、事業所数四一、従業員総数六四〇人を数えるまでになつてきた。

このほか、木工所(西島四、大須成一、静川二、原一)、製畳(西島一、静川三、飯富一)、鉄工所(西島二)、自動車整備工場(西

島一、静岡二、原二）、印鑑製造（静岡一）、砂利採取工場（原三）メリヤス製造（静岡一）などがあるが、その他に内職程度の下請工場も若干ある。

表1 昭和45年工業統計にみる本町の製造工業

業種分類	事業所数と従業員数		製造取扱品目
	事業所	従業員数	
酒 造	1	8	酒
電気製品	4	223	半導体製品、導入線 テーブコーダー部品 工業計器部品
プラスチック製造	1	9	プラスチック製品製造
カメラ部品	1	9	カメラ部品製造
製材所	3	24	一般製材
铸件	1	47	機械用鋳鉄铸件
製紙	28	229	和紙
金 梓	2	11	印鑑ケース金梓

(二) 工場誘致

これまでの本町の産業別所得では第一次産業の所得の比率が高く、昭和四〇年度においては二一・九%で同年におけるわが国全体の第一次産業所得の比率一三・〇%よりはるかに高いのである。第一次産業所得の比率が高いといっても本町の農家一戸当たりの平均耕地面積は三・七アールで古くから出かせぎ収入にたよってきた実

情である。そのため、わが国の経済が高度成長をとげ、工業発展が著しくなってきた昭和三〇年代後半からは、人口の都市流出が目立ち、昭和三五年国調人口九、七八三人、四〇年国調八、二八六八、四五年国調七、一一二人と人口の減少が大きな悩みとなっている。このため、労働人口の流出防止と、町民所得の向上をはかるため、企業誘致を町政の大きな柱として進める方針をかため、昭和四二年に次に掲げるような「工場誘致条例」を制定したのである。

中富町工場等誘致条例

第一条 この条例は本町の産業発展に寄与する工場または増設する者に対し、この条例の定めるところにより奨励金の交付またはその他の援助により工場の設置を促進するとともに、そのものの事業育成助長を図るを目的とする。

第二条 工場等誘致奨励金は町産業の振興に寄与する産業であつて、次の各号の一つに該当する工場の新設または増設について、町長が適当と認めたものに対しこれを行なう。

- 1、投資額壹千万円以上
 - 2、常時使用する工員三〇人以上
 - 3、前各号の制限以下の工場にして町長が指定するもの
- 第三条 第一条の奨励金の交付またはその他の援助は概ね次の各号に掲げるものとする。
- 1、工場等立地基礎条件その他の調査
 - 2、工場等誘致の斡旋
 - 3、操業の翌年度より三か年間当該工場に賦課される固定資産

の範囲において奨励金の交付

第四条 前条第三号の奨励金の交付を受けようとするものは、事業開始から一か月以内に次の事項を記入した申告書（法人にあつては法人登録等の謄本を添付すること）を提出しなければならぬ。

1、工場の所在地および名称ならびに経営者および管理者の住所氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

2、事業計画の概要

要

3、投資額

4、常時使用する

工員数

5、事業の種類

6、敷地建物の面積および償却資

産の種目数量

7、事業開始年月

日

日

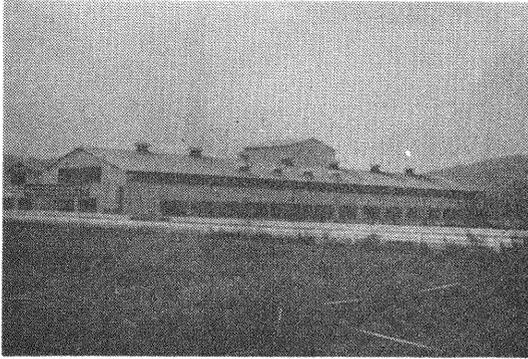
第五条 前条の事項に

異動を生じたときは、十日以内

にその旨を町長

に届け出なければ

ならない。



杉山鋳物工場

ばならない。

第六条 奨励金の交付を受けたもので左の各号の一に該当するに至つたときは、奨励金を交付せずまたは減額し若しくは全部または一部を返納させることができる。

1、第四条による申請を怠つたとき。

2、工場等を該当事業の目的に使用せずまたは、該当事業以外の他の用途に供したとき。

3、奨励金を交付せらるべき期間中に事業を停止若しくは休止または休止の状態にあると認められたとき。

4、虚偽その他不正の方法により奨励金の交付を受けまたは受けようとしたとき。

第七条 工業等誘致奨励に関する町長の諮問に應ずるため町に中富町工場誘致奨励審査委員会を置く。

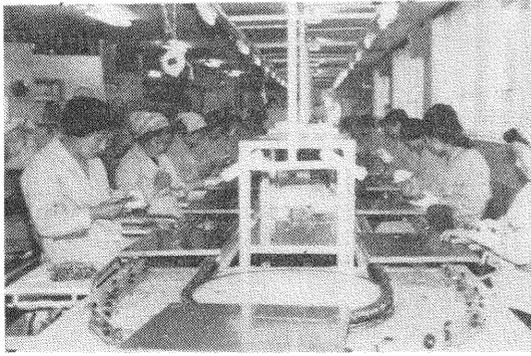
審査委員会に關しては別にこれを定める。

附 則

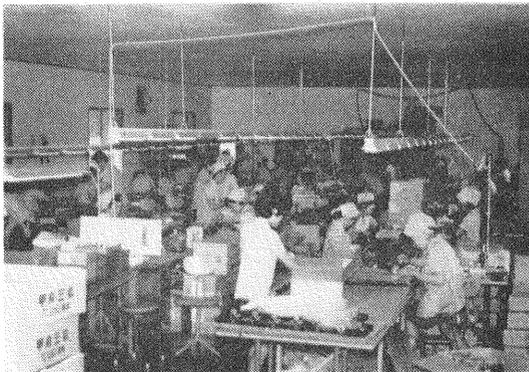
この条例は公布の日から施行し、昭和四八年三月三十一日まで適用する。

(三) 誘 致 工 場

誘致条例にもつぎ、町内出身企業経営者および県等に協力を要請した結果、昭和四二年五月一日誘致工場の第一号として富東電子工業株式会社が操業を開始し、以来四五年までに次の企業が、この条例の適用を受けている。



吉河電気有限会社（宮木）



中富精機株式会社（夜子沢）

表2 中富町における誘致工場

（中富町役場調べ）

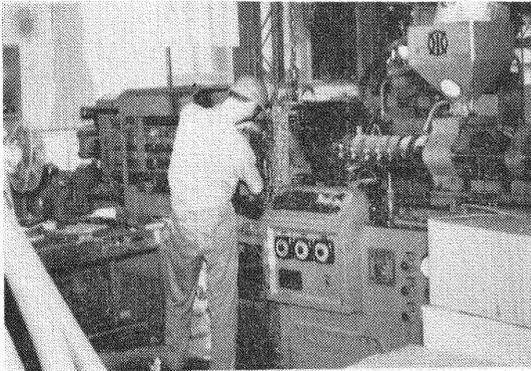
企 業 名	製 造 品 目	資 本 金	従 業 員 数	所 在 地	誘 致 年 度
富東電子工業株式会社 杉山鑄造株式会社山梨工場 吉河電気有限会社山梨工場 中富精機株式会社	トランジスタなど の部品製造 機械用銑鉄鑄物製造 通信機製造 テーブローダー 電気用具部品	六〇〇万円 三、六〇〇万円 二、五〇〇万円 六〇〇万円	七二人 五五人 五三人 五〇人	中富町下田原 中富町飯富二二四〇 中富町宮木二四七 中富町切石	昭和四二年 昭和四四年 昭和四四年 昭和四五年

(四) 最近操業をはじめた工場

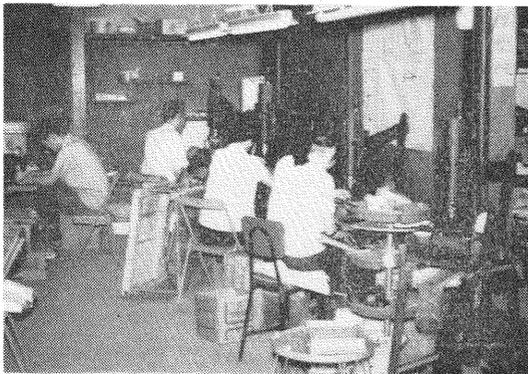
工場規模が工場誘致条例の適用範囲にははまらないが、最近本町内で操業を開始した企業には、次のような工場がある。



高野製作所山梨工場（切石）



甲斐工業株式会社（下田原）



渡辺製作所（切石）

企 業 名	製 造 品 目	従 業 員 数	所 在 地	操 業 年 度
高野製作所 山梨工場 甲斐工業株式会社 渡辺製作所 小林兄弟商会	輸出用ベビーストランジスタ部品 合成樹脂製品加工 カメラ部品加工ほか 救命ボート	二〇人 二〇人 一〇人 一八人	中富町切石 中富町下田原 中富町切石 中富町八日市場	昭和四五年 昭和四五年 昭和四四年 昭和四五年

第三章 商 工 業

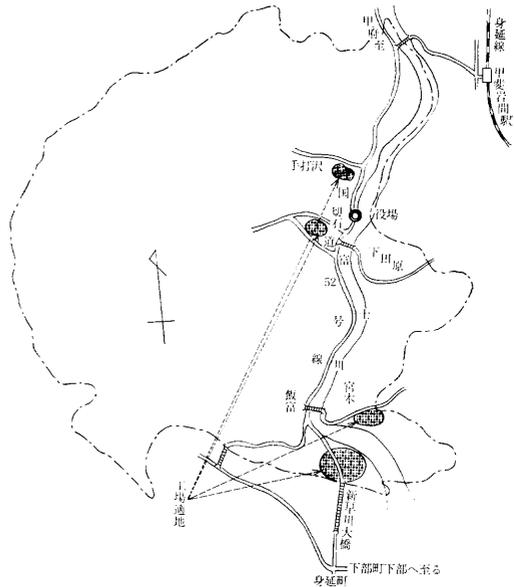
(四) 工場適地



小林兄弟商会(八日市場)

後進地の開発、工場の地方分散と過疎対策の一環として、昭和四三年本町の飯富地区の新国道を、一帯一四七、〇〇〇㎡が、本県の「工場適地」の対象となった。そのほか、宮木の一色川扇状地一帯、切石の夜子沢川扇状地、手打沢の町屋付近が本町における工場適地であり、今後も公害のない新規工場の誘致を地場産業を阻害しないことを基調として推進する予定である。

図1 工場適地位置図



第四節 商業と観光

(一) 本町商業の動向

昭和四五年商業統計調査による本町の商店数は、卸売り、小売り、飲食店を含め一五〇を数え、従業者総数三二三で、卸売り一商店当り四・八人、小売り一商店当り一・九人、飲食店一店当り一・七人であり、これらのなかには農業と兼業しているものが約二割を占め

第三章 商 工 業

表4 昭和41年卸・小売商店数・年間販売額等（昭和41年商業統計より）

種 目	商 店 数			
	計	従 業 者 規 模 別		
		1～2	3～4	5～9
卸	18	7	6	5
小 売	118	101	15	2
種 目	常 時 業 者 数	月 間 販 売 額 千 円	年 間 販 売 額 千 円	商 品 持 有 額 千 円
卸	67	2,367	35,849	2,963
小 売	207	3,217	33,314	5,481

(三) 観 光

本町の観光資源としては顕著なものはないが、昭和四一年四月一日、県立南アルプス巨摩自然公園地区に指定された富士見山の景観をはじめ、神経痛などに特効のある手打沢鉱泉、静岡、京浜地区に信者をもつ念力大黒本社（寺沢）などがあり、今後に期待するものが大きい、

県立南アルプス自然公園は、南アルプス国立公園の前衛地帯として、北は北巨摩郡白州町日向山から、南は本町富士見山に至る一市七町二か村にまたがる南北に長い地域である。総面積は一四、八四一・二四畝で、本町分（富士見山）は四二二・一六畝である。

富士見山の自然公園区域は県有林でおおわれ、第一種保護区域は糸瀬の滝、大柵滝付近を合わせて二四・六四畝、第二種保護区域は糸瀬の滝から大柵滝までの間三二畝、第三種保護区域は残りの全区域三六五・五二畝となっている。

富士見山の眺望は、東に富士の霊峰がそびえ立ち、北には甲府盆地があたかも箱庭のように展開、下には富士川が南北にうねり、足元には早川の渓谷が開け、西方に南アルプスの連山を望むさまはまさに絶景である。第一編地誌にも述べられているように植物、野生動物も豊富で、萌えいずる春の若芽、夏の青葉と涼風、紅葉の秋、冬の雪景色等四季おりおりの風情が訪れるハイカーを喜ばせてくれるに十分である。

手打沢温泉は、古湯手打沢温泉と中富温泉、康栄閣の三旅館が営業し、ひなびた山の温泉郷を形造っている。



県立南アルプス巨摩自然公園に指定された富士見山

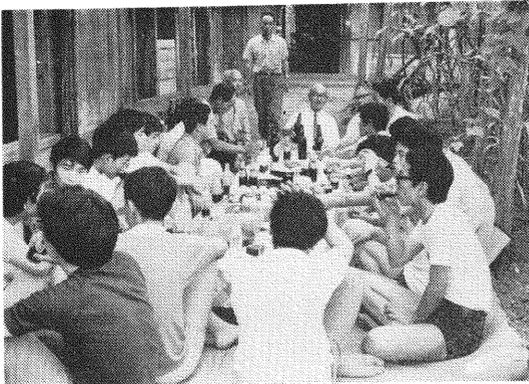
そのほか、第九編で述べられている史跡、名勝、文化財等も本町の観光資源として役立つものが多いのである。

四 民 宿

本町内でも平須地区は、人口流出の最も多い部落であり、一家そろって離村する家も多かったのであるが、昭和四五年夏から民宿をはじめたが、予想以上の成績をあげ得たので、新しい生活への意欲が盛り上がりつつある。



民宿のようす



民宿村の学生交歓会

平須地区は、県立南アルプス自然公園に指定された富士山麓に位置する自然美に恵まれた閑静な部落で、昔から養蚕を大きくしていたため、農家のつくりも大きく、また山菜も豊富である。昭和四五年度富士山麓民宿学生村として、七月一五日から八月三一日の一月半を開村期間とし七戸の農家と、堂平一戸が加わり計八戸ではじめ、中学生以上の学生・生徒を対象としている。四五年の利用者は約一、五〇〇人であった。昭和四六年度の開村状況は次のようである。

- 一、開村期間 七月一五日～八月三一日
- 二、受入施設 一一戸（平須八戸 堂平三戸）
- 三、入村資格 中学・高校・大学生・受験生・研究生・教師など男女を問わない（付添いのある場合は小学生も可）
- 四、滞在期間 勉学を目的としているので七日以上を原則とする
林間学校の場合は期間を問わない
- 五、料 金 一室一人の場合 九〇〇円
一室二人の場合 八〇〇円
合宿の場合 七五〇円
いずれも一泊三食付き
- 六、入村申込 入村申込書に必要事項を記入

し、予約金一、〇〇〇円を添えて、中富町役場企画室に申込む

・満員の場合は予約金は全額返済する

・入村者が一五日前に予約取消しの場合は一〇〇円を手数料として差引き返金する

料理は山菜を中心としたいなか料理とし、町の栄養士の献立によって、どの家庭でも同一のものを出すことになっている。

また、八月中旬入村した者には、おやつがわりにとうもろこしを自分で取って焼いて食べさせるというサービスもあり訪れる学生から喜ばれている。

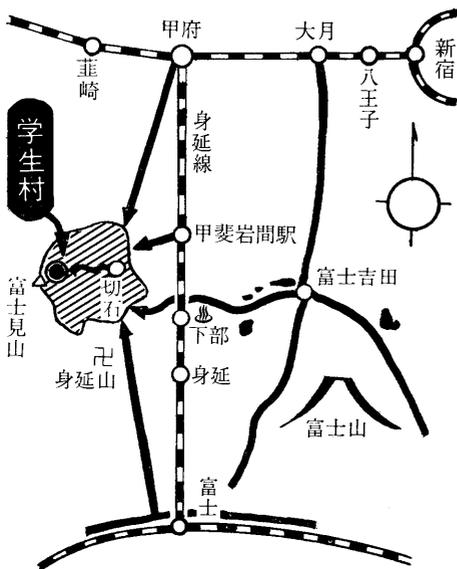
四五年度民宿した人たちの感想を一、二あげると次のようである。(平須 深沢和一提供)

僕が最初感じたのは、僕の憧れていた風景そのまま、家の中の黒光り、古い時計、神棚、仏壇その一つ一つに年輪があるように昔そのまま、手もあまり加えずにこれだけ保っているということは大変なことだと思う。そこにこの方たちの心みいたなものが表わされていると思います。

それにこの方々の生活が全くあけっぴろげで、東京の人におおらかさがあるとても考えさせられました。そしてこの方々の働き方が東京の主婦とちがいでとてもよく働くということ、また生活というものが働くことにびったりしている。そこに何か口ではない表わせない暖かみいたなものが感じられました。

とても野菜がおいしかったです。味噌もおいしいです。

高原とおふくろの味の民宿学生村



交通

●第1コース

東京(新宿) 中央線 甲府 山交バス 1時間 切石
(寺沢橋) ハイヤー 15分 民宿村

●第2コース

東京(新宿) 中央線 甲府 身延線 甲斐岩間 500円 切石 ハイヤー 1時間 民宿村

●山梨交通時刻表

甲府～静岡線(急行バス・切石下車)

甲府発	6:00	8:00	10:00
	12:00	14:00	16:00

甲府～早川橋線(寺沢橋下車)

甲府発	6:45	7:50	8:55
	12:40	14:10	14:25
	15:25	16:35	18:20

急行奈良田線(寺沢橋下車)

甲府発	9:00	16:20
-----	------	-------

●切石→民宿村へのハイヤー料金は1台 700円

楽しいこと、嬉しいことだらけで書ききれません。

小金井市 古賀 由紀夫

美しい自然の中での一日は何物にもかえがたいほどのよろこびでした。

普通の旅館とは異なり、心のこもったあたたかいおもてなしの数々は忘れられないものがあります。とくにわたしたち子どものように子ども連れでうるさい者に気を使って頂いて、本当に感謝しています。

格式ばかりで内容の伴わない現代のサービス業（少し変ないい方ですが）にうんざりしている人々にとってこのような家庭の味は、大変ありがたいものです。

これからも変に上品ぶり、変に都会的になるよりも、ぜひ、今のままをお続けくださいますようよろしくお願ひいたしたいと思ひます。



神田精養軒の平須山荘

千葉市幸町 細谷 圭子 ほか

また、平須では東京上野精養軒が従業員保養所として民家一戸を借りて寮にし、土・日曜日に社員が来て、借りた畑に鎌をふるい、野菜や花を作って楽しんでる。

同社は自社製ケーキの添加物にベニバナ色素を使用しているが、平須地区の自然がベニバナ栽培の適地らしいと感じ、昭和四六年六月中旬から試作研究にはいり、農家に試作させたところ好成绩を上げ得たので、四七年にも試験栽培を行ない、確実なデータをもとめたくえて、同地区を将来特産地にしようとしている。

第五節 商工業団体

(一) 概況

本町内の商工業は主として国道五二号線ぞいに発達しているのであるが、これら商工業者は団結して共通の利益増進のため、部落単位に団体を結成したが、販売競争の激化と近代化に対応するため、組織の拡大を図るとともに、昭和三五年制定された「商工会の組織等に関する法律」に基づいて、中富町商工会という全町的な法人組織を結成したのである。

(二) 中富町商工会

中富町商工会は、西島和紙工業協同組合、西島商栄会、切石商盛会、飯富商興会ほか、技能関係、土建関係団体等が統合し、商工会員二六〇名、発起人二五名によって昭和三六年四月に結成されたものである。

中富町商工会は、中富町をその地区とし、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、町民経済の健全な発達に寄与することを目的として、初代会長天野晃氏ほか理事二四名、経営指導員一名、補助員一名によって発足し、商工業に関する相談、経営指導、情報資料の収集および提供、講習会の開催等、商工会の目的達成に必要な事業を行なっている。

昭和四六年四月一日現在の商工会員は二八五名で、会長一、副会長二、会計理事一、理事一九、監事二、経営指導員一、補助員一名である。

また、各地区にある業種別の、西島和紙工業協同組合、西島商栄会、切石商盛会、飯富商興会、曙商隆会は、中富町商工会の部会組合組織として位置づいている。

本町における業種別事業者数および中富町商工会の部会組織は表3、2の通りである。また、昭和四六年四月一日現在役職員は表3のようである。

表1 業種別事業者数調査表

(中富町商工会調べ)

業 種 分 類	会 員	非 会 員
卸 業 (商 業)	18	0
小 売 業 (〃)	114	29
サ ー ビ ス 業	43	15
鉱業、製造業建設業	110	27

表2 商工会部会組織

(中富町商工会調べ)

部 会 名	役 員 数	組 員 数
西 嶋 和 紙 工 業 組 合	8	23
西 嶋 商 栄 会	14	31
切 石 商 盛 会	8	33
飯 高 商 興 会	12	35
曙 商 隆 会	3	10

表3 中富町商工会役職員名簿

(昭和四六年四月一日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
会 長	佐野博	理 事	小林義雄
副 会 長	幡野泰明	同 同	笠井成高
同 同	平林定一	同 同	望月勝章
会 計 理 事	長田一平	同 同	武田正典
理 事	笠井一重	同 同	天野晃
理 事	望月又吉	同 同	渡辺晴友
同 同	笠井健吉		

第四編 産業と経済

同	同	同	同	同	同	同	理
							事
遠藤五良	土橋章八	小林義陳	土橋三千雄	若尾辰夫	樋川太郎	若林俊彦	若林啓三郎
補助員		経営指導員	同	監事	理事		
秋山和子	深沢基治		保坂正	古屋改造	遠藤正一		

第四章 町民所得と産業経済の課題

第一節 町民所得

(一) 労働人口

戦後日本の農村から都市への人口流出は、はじめは二・三男を中心とする余剰労働力であったが、三〇年代後半には経営主、あとつぎなど農業基幹従事者にまで及んできた。三五年当時全国平均で一戸当り一・九三人であった農業基幹従事者は四〇年には、一・五八人と減少している。

本町の人口も、わが国農村の縮図の如きもので、人口の都市流出は多く、特に山付き地帯の農業生産性の低い地域の人口流出が目立ち過疎化に拍車をかけてきたのである。

表1でもわかるように、本町の就業人口中、第一次産業は五〇・四%、第二次産業二二・六%、第三次産業二七・〇%で、これを昭和三五年のそれと比較してみると、第一次産業が〇・七%、第二次産業三・九%とそれぞれ減少し、第三次産業が四・六%増加している。しかし、その後町内に誘致工場はじめ、製造業を主体とする工

場が増加したので、第一次産業の減少率はもっと高くなり、第二次産業の就業人口は増加していると推定できるのである。

表2で示しているように農業従事者一・九〇四人中、女子就業者は六二・二%で、就業者の年齢も逐年老年化の傾向にあり、第二種兼業農家が増加してきている。

(二) 町民所得

わが国の経済成長率は、昭和三〇年度後半において高度の成長を遂げ、昭和四三年における国民総生産（国全体で生産された財貨とサービスを合計したものから、原材料など中間生産物を差引いた最終生産物のこと、その時々々の市場価格で示される。）は自由世界第二位という経済大国に成長したのである。

エノミツク・アニマル（経済的動物）という見方をされながらも今後大きく成長していくものと推定できるのであるが、所得の産業別構成をみると、昭和四〇年における第一次産業一三%、第二次産業三五%、第三次産業五二%が、六〇年度には、第一次産業五%、第二次産業四七%、第三次産業四八%と、第一次産業の所得は大幅に減少し、続いて第三次産業もやや減少し、第二次産業は増加するものと推定される。

表1 本町就の業人口比較表

(昭35・40年国調)

区 分	就 業 人 口		就業人口に対する割合		総人口に対する割合		
	昭 35	昭 40	昭 35	昭 40	昭 35	昭 40	
総 人 口	9,783	8,286	—	—	100.0	100.0	
就 業 人 口	4,692	3,818	100.0	100.0	48.0	46.1	
第 一 次	農 業	2,336	1,904	49.8	49.9	23.9	23.0
	林 業	61	18	1.3	0.5	0.6	0.2
	水 産 業	—	—	—	—	—	—
	計	2,397	1,922	51.1	50.4	24.5	23.2
第 二 次	鉱 業	—	25	—	0.7	—	0.3
	建 設 業	716	349	15.3	9.1	7.3	4.2
	製 造 業	525	489	11.2	12.8	5.4	5.9
	計	1,241	863	26.5	22.6	12.7	10.4
第 三 次	卸・小売業	403	396	8.6	10.4	4.1	4.8
	金融・不動産業	17	22	0.4	0.6	0.2	0.3
	運輸通信業	114	116	2.4	3.0	1.2	1.4
	電気水道業	33	17	0.7	0.4	0.3	0.2
	サービス業	373	376	7.9	9.8	3.8	4.5
	公務	113	105	2.4	2.8	1.2	1.3
	分類不能	1	1	0.0	0.0	0.0	0.0
計	1,054	1,033	22.4	27.0	10.8	12.5	

第四章 町民所得と産業経済の課題

表 2

本町産業、年齢、男女別就業者数

(昭和40年国調)

	15～19		20～24		25～39		40～59		60～		総数		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
農 業	2	8	7	33	114	264	323	620	274	259	720	1,184	1,904
林業狩猟業	0	0	2	0	4	0	6	2	4	0	16	2	18
農業水産養殖業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
鉱 業	1	0	3	0	12	0	7	2	0	0	23	2	25
建 設 業	10	0	16	1	127	16	123	32	20	4	296	53	349
製 造 業	14	22	33	35	107	54	111	70	33	10	298	191	489
卸売業小売業	8	5	12	17	71	52	98	88	27	18	216	180	396
金融保険不動産業	0	0	3	3	7	1	4	1	3	0	17	5	22
運輸通信業	4	3	11	8	41	7	36	2	4	0	96	20	116
電気ガス水道業	0	0	0	0	7	1	8	0	1	0	16	1	17
サービス業	0	4	11	26	75	79	97	59	19	6	202	174	376
公 務	0	4	4	6	36	4	36	6	6	0	85	20	105
分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1
計	39	46	105	129	601	478	852	882	391	298	1,985	1,883	3,818

本町の産業別所得は、図1のように第一次産業二億七、九三七千円で全体の二・九%、第二次産業三億七八、七三五千円で三〇%、第三次産業は六億七、二〇七千円で、四八・一%と所得の約半分を占めている現状である。本町における第一次産業の所得の比率が高いことは、町民所得の低さを示すものでもある。

今後高度経済成長が続くと、まずまず地域格差は大きくなり、特に農村と都市との所得格差は広がり、都市への人口流出が予想されると一般的には見られているが、道路事情が改善され、自家用車が庶民の足となり、電話が普及すれば、生活の能率性もかなり高まるものと考えられるのである。

加うるに、都市における公害問題と、レクリエーションとしての動的な山岳・海洋スポーツなどは今後大幅にふえてくるものと考えられるのであるが、快適に生活できる条件を安全性、保健性、快適性、能率性、文化性の五つの条件から住宅地域の適地を考へてみたとき表3に示すように、将来の見通しの中で甲府周辺まで三分から一時間以内の距離に位置する本町が再び考え直され、見直される時が来るのではあるまいか。

図1 昭和40年度の1次2次3次産業別所得割合

第一次産業	中富町	第二次産業	中富町	第三次産業	中富町
	21.9%		30.0%		48.1%
	全 国		全 国		全 国
	13.0%		35.0%		52%

表3 昭和四〇年の地域ごとの環境条件

わたしたちのくらし (日本経済教育センター発行)

区 域	安全性 (%)	能率性 (%)	文化性 (%)	快適性 (%)	保健性 (%)
大規模都市	一三	四四	七九	三五	六七
東京周辺都市	二四	三〇	五七	三五	五一
中規模都市	三八	一九	四六	五二	六五
小規模都市	二七	二〇	四九	四二	六〇
人口流出都市	三九	一一	四〇	六四	五一

人口流出都市の能率性は、道路舗装と自家用車、電話の普及によって高まり、保健性も行政的な努力によってもっと高まること予想される。

(三) 町民個人所得

昭和四〇年の町民個人所得の総額は、一三億八七、三四九千円ではこれは町民一人当り(昭和四〇年国勢調査人口八、二八六人)一六七、四三三円で同年の国民一人当り二二九、四九二円より六七、〇五八円少なく、また、県民一人当り二〇八、一一七円より四〇、六八四円少ない。

県民一人当りの所得を一〇〇とした場合、町民一人当りの所得額は八〇・五%である。三九年の八一・五%からみると、一・〇%だけその差は開いている。しかし、前年からの伸び率をみると、県の

町民所得の三九・八%を占める勤労所得は、五五二、五五二千円で、これを産業別にみると農林業からの勤労所得は、二一、七二六千円で三・九%にすぎず、九六・一%は第二次産業、第三次産業か

四 勤 勞 所 得

け縮まった理由としては、個人業主所得のうち農業収入が近年になり伸び率を示しているのが原因である。

一三・七%には及ばないが、全国平均の一〇・九%からみると一・五だけその差は縮まって一・二・四%になっている。

全国平均の伸びより一・五%だ

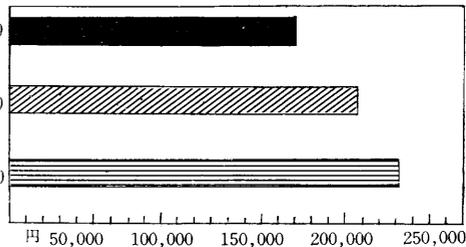


図2 40年町民1人当り個人所得と県・国との比較

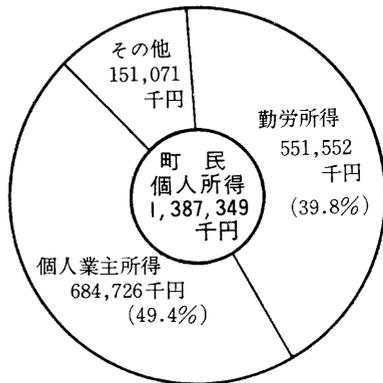


図3 40年の町民個人所得

業の推計である。漁業水産所得六八八千円は、富士川水系による漁獲量および養殖業の推計である。

経営は、広葉樹四五、五〇四立方尺、針葉樹四二、五〇三立方尺といわれ、広葉樹は一般家庭の燃料がガス化してきているので、近年しいたけなどの栽培の原木として利用するようになってきているが、これからの林業経営のなかで考えていかななくてはならない方向ではないかといわれている。

本町の農業は、二四二、二二八千円で、三九年度より伸びている。この理由としては、養蚕の増加と繭価の上昇、養鶏・養豚の増加などが原因であり、一部多角化の傾向を帯びてきたこともある。本町の農業所得は面積の割合からみて、他町村より収入が少ないことは、今後の農業経営に課せられた課題である。

らの勤労所得である。産業分類別によると、第一位はサービス業の一六九、二七〇千円で、勤労所得の三〇・七%を占め、ついで建設業二一・一%、製造業一五・二%、公務一・四%、運輸通信業一一・〇%の順になっている。(表4参照)

五 個人業主所得

個人業主所得の総額は、表5のように六八四、七二六千円で総所得の四九%を占め、前年からの伸び率は九・〇%で、県平均の伸び率一〇・二%より一・二%少なくなっている。

表 4 町民の勤労所得 (中富町役場調べ)

項 目	昭 和 40 年			昭和39年
	所得額	構 成 比	対前々年比	所得額
1. 総 額	千円 551,552	% 100.0	% 108.5	千円 508,523
2. 農 林 水 産 業	21,726	3.9	150.9	14,399
(1) 農 業	19,182	3.5	159.0	12,061
(2) 林 業 狩 猟 業	2,544	0.5	108.8	2,338
(3) 漁 業 水 産 養 殖 業	0	—	—	—
3. 農林水産業以外の産業	555,012	100.6	106.6	520,613
(1) 鉱 業	10,831	2.0	120.5	8,998
(2) 建 設 業	116,620	21.1	108.0	108,028
(3) 製 造 業	83,698	15.2	74.8	108,809
(4) 卸 売 業 小 売 業	27,654	5.0	97.8	28,284
(5) 金 融 保 険 不 動 産 業	10,702	1.9	161.3	6,632
(6) 運 輸 通 信 業	60,413	11.0	110.4	54,746
(7) 電 気 ガ ス 水 道 業	12,567	2.3	91.9	13,680
(8) サ ー ビ ス 業	169,270	30.7	123.7	136,875
(9) 公 務	63,257	11.4	115.9	54,567
4. 兼 業	777	0.1	106.6	729
5. そ の 他	40,157	7.3	97.0	41,409
(1) 重 役 俸 給	0	—	—	0
(2) 議 員 委 員 報 酬	6,168	1.1	105.0	5,876
(3) 受 刑 者 手 当	0	—	—	0
(4) 社 会 保 険 料 雇 主 負 担	32,989	6.9	95.7	35,533
6. 小 計 <勤労所得発生額>	617,672	112.0	107.0	577,150
7. 控除社会保険負担	△ 66,120	△12.0	96.3	△ 68,627
(1) 雇 主 負 担	43,989	6.2	95.7	35,533
(2) 雇 用 者 負 担	32,131	5.8	97.1	33,094

第四章 町民所得と産業経済の課題

農林水産以外の産業所得は四三〇九二七千円で、経所得の三一・一%を占め、勤労所得について本町の経済の基盤をなしている。このうち卸小売業は一八一七〇六千円で、以下製造業、サービス業、建設業などの順となっている。

内職所得は、農林水産業以外の産業の勤労所得へ、家計調査結果による内職比率二・六%を乗じた推計である。

そのほか、個人賃貸料所得、個人利子所得、個人配得所得、振替所得を含め一五一、一四四千円あり、総所得の一〇・八%を占めている。個人業主所得は表5を参照されたい。

第二節 産業経済発展の基本構想

(一) 長期総合計画の策定

昭和三〇年代後半からの、わが国産業経済の発展は、経済の高度成長政策と相まち、その進歩の度合は世界的な驚異として注目されているのであるが、反面、そうした急激な発展策からくる、公害、人口の過疎・過密の問題等々、人間疎外のひずみもまた大きいものがある。

このような激動する社会的、経済的諸情勢のなかで、本町をとりまく諸条件のなかには、樂觀できないものが多く、かつ質的な変化を迫られている面もきわめて多い。

表 5 本町の個人業主所得 (中富町役場調べ)

項 目	昭和40年			昭和39年
	所得額	構成比	対前々年比	所得額
1. 総 額	千円 684,726	% 100.0	% 109.0	千円 628,307
2. 農 林 水 産 業	254,211	37.1	121.8	208,669
1) 農 業	242,228	35.4	125.3	193,389
2) 林 業	11,295	1.6	73.9	15,280
3) 漁 業	688	0.1	—	0
3. 農林水産業以外の産業	430,927	62.9	103.1	417,858
1) 鉱 業	0	—	—	0
2) 建 設	62,552	9.1	82.0	76,329
3) 製 造	105,034	15.3	97.2	108,089
4) 卸 売	181,706	26.5	114.6	158,571
5) 金 融	1,128	0.2	—	0
6) 運 輸	7,904	1.2	147.0	5,376
7) 電 気	0	—	—	0
8) 通 信	72,606	10.6	104.5	69,493
4. 内 職	13,615	2.0	100.6	13,535
5. 小 計	698,753	102.0	109.2	640,062
<個人業主所得発生額>				
6. 控 除	△14,027	△ 2.0	119.3	△11,755

本町においては、昭和四五年度より、昭和五四年度までの一〇か
 年を長期総合計画期間として、初年次（四五年度）、中間年次（四九
 年度）、目標年次（五四年度）に分け、特色ある産業の発展を軸とした
 本町経済の飛躍的な発展と、これに呼応した町民生活の向上をはか
 るための構想と計画を樹てたのである。

以下、この長期計画に盛り込まれている産業経済関係の計画について
 述べてみる。

(一) 就業構造

本町の就業人口は、四〇年国勢調査において三、八一八人で、三
 五年国調より一、八七四人減少し、年々減少をきたしている。この
 兩年を対比すれば、第一次産業は〇・七%の減少のみであるが、第
 二次産業は三五年に一時的な建設業従事者が多かったため、三・九
 %減少している。しかし、第三次産業就業者は四・六%増加してい
 る。

本町の農業経営規模から勘案すれば、国全体の動きとも考え合わ
 せたとき、第一次産業従事者の占める割合は高率すぎる傾向にあつ
 て今後他産業への転換などによって、第一次産業は減少の方向をた
 どっていると考えられるのである。

従って目標年次において、第一次産業二六・一%、第二次産業四
 一・一%、第三次産業三二・八%を目標に、今後工業開発をはかる
 とともに、町民消費水準の向上、観光の進展等によって減少しつつ
 ある就業人口を最少限にいとめなくてはならない。

(二) 町民所得

基準年次の町民所得の総額は、一三億八七、三四九千円で図2で
 示した通り町民一人当りは、一六七、四三三円で、同年国民一人当
 り二二九、四九一円からみて、七三・〇%、同年県民一人当り二〇
 八、一一七円の八〇・五%にとどまっている。

所得構成比は、前節図1のように第一次産業二一・九%、第二次
 産業三〇・〇%、第三次産業四八・一%で、都市的形態を有してい
 ることは、本町町民所得が、持ち帰り所得などにまつものが多いこ
 とを物語っている。

今後においても第一次産業の伸びは、他産業に比較すると急激な
 進展は望めないが、第二次、第三次産業に期待するところは大きい
 のである。内容的には、工業化の進展を反映し勤労所得の伸びが目
 立ち、反面、個人業主所得は企業の合理化、近代化等による個人業
 主の減少に伴い、逐次そのウェイトが低下するものと見込まれる。

したがって、本町町民所得は目標年次までにおいて、農業の近代
 化、工業開発によって、県民所得との格差是正をはかり、この伸長
 率を基準年次の三三・五%を目標とし、町民一人あたりの所得目
 標をおよそ五四万円に伸ばしたいわけである。

(三) 町民生活

現在の町民生活は、戦前をはるかに上回る豊かさを具現している
 とはいえ、県平均には及ばないのである。長期総合計画の究極の目
 標は、「物心共に豊かな地域づくり」にあり、情味豊かな郷土意識

につつまれながら、快適な生活を維持する地域づくりこそ、その未来像である。

勤労生活からみた一〇年後の姿としては、労働時間は生産性の向上と経営の近代化によって、週四〇〜四五時間に短縮されると見なされている（現在は週四九・三時間）。若年労働力の不足は、就業人口年齢の高まりとなり、また家庭婦人の労働化が一層強く要請されるようになる。

一〇年後の町民消費生活は、所得の向上と都市化・合理化などによって、質的にも量的にも著しく向上するものとみられる。

町民生活が豊かなものになるためには、本町内の集落も本章第一節表3に示されている安全性ほか四つの視点から再検討がせまられ、集落の再編成と集約化は当然考えられねばならなくなる。集落の拠点設定と、集落相互の有機的関連と能率性を高めるための交通・通信体系の整備を行なわねばならない。

(五) 土地利用の方向

本町における今後の土地利用は、長期総合計画の目標を達成するため、優良農地の保全確保に留意しながら、山林化、工業用地・住宅用地等の計画的、合理的な転換を図ることを基本とし、次の事項を推進する。

- (1) 林地の高率の活用を考えながら、治山・治水の町土保全および水源かん養ならびにレクリエーション用地の確保に努める。
- (2) 優良農地確保および主産地団地形成のため積極的土地基盤整備事業を行なう

(3) 工業適地域を設定し、これを開発するうえについては、公害および周辺農業との調整などに意を用いる。

(4) 急傾斜地帯の農業不適地および荒廃耕地の高度利用および合理的転換をはかる。

(5) 近い将来において一世帯二住宅の方向が考えられるので、富士見山麓地帯に宅地造成事業を推進する。

第三節 産業振興計画

(一) 産業の近代化と新規開発

農業については、労働力の質的、量的低下の方向をたどっている現状であるが、養蚕を基幹作目とし、米・果樹・畜産・花き・野菜を補幹作目として、生活基盤の整備と近代化施設の導入によって、農業の立場を守り、自主専業農家を中核とし兼業農家を含めた協業経営、協同組織と相まって、富士見山麓地帯、中部山岳地帯、富士川沿岸地帯等地域ごと主産地形成をはかる。

本町の既存工業である西島和紙は、今後本町における工業の中核として位置づけられるが、若年労働力の減少にともない高齢化の方向を示している。この打開のためには、企業の体質改善をはからなくてはならない。そのためには、近代産業への脱皮を企業者、従業員を取り組みの姿勢に求めるとともに、町当局の援助によって実現しなければならぬ。

産業の新規開発のため、既存産業との調和を考えながら、企業誘致を積極的に行ない、農業の近代化に伴う余剰労働力および潜在労働力の吸収につとめる。

その他、商工業者の体質改善をはかり、消費人口、就業人口の完全消化をはかりたい。

(二) 資源の有効利用

本町の総面積の六〇・四%を占める林野は広葉樹が多く、経済的価値は低いため、これが利用については、計画造林を積極的に行ない、町土保全とあわせ有効利用をはかる。

その他未開発資源についても、これが開発のため、総合計画の上にならって推進する。

(三) 農業計画

本町の農業は山間地のため経営規模が小さく、農家一戸当りの平均耕地面積は三七坪で零細農家が多い。専業農家は少なく、第一種兼業より第二種兼業がはるかに多く、近年とくに農家数の減少と第二種兼業移行が目立っていると、農業就業者の量的質的低下をきたしている。したがって本町農家の平均所得状況は、農業より得るものは一九・八%のみで、農外収入にまつものが多い、農家の減少とともに耕地の漸減も目だし、昭和四〇年から三年間で減少率は一四・四%となり、その主因は労働力の減少と急傾斜地農業および基盤整備の不備によるコスト高などによるものである。

このような実態の中での農業振興は、必ずしも楽観は許されず、

農家の協力と熱意ともあわせ、農道等の基盤整備を推進、無計画な農地転用は極力避け、優良農地を保全し適性経営規模の確保をはかって、自立経営農家の育成と他産業との所得均衡化を基調とし、農業生産性の向上と経営構造の改善により本町農業の近代化を期するものとし、兼業農家については他面機械の増大を推進する。

(四) 養蚕の振興

本町における農業生産額の四二・五%を占める養蚕は、本町農業の基幹作物として、さらにその振興をはからねばならない。このためには、基盤整備、共同飼育と桑園の集団化など経営の近代化をはかり、他産業に均衡できる生産性の向上をはかることが必要である。このため次の施策を行なう。

- 1、生産基盤の整備。
- 2、経営規模の拡大と協業（共同）化の推進。
- 3、省力的な技術の導入。

昭和39年農家推計 (中富町役場調べ)

別反付作	1965年農家推計			40年農家数	
	1965年農家数	1965年農家戸数	1965年農家平均面積	増加数 C=A-B	40年農家戸数
合計	1,387	1,490	△ 103	1,387	
3反未満	526	578	△ 49	529	
3反～5反	438	405	△ 33	438	
5反～1町	392	407	△ 28	392	
1町～1.5町	25	37	△ 12	25	
1.5町～2町	2	0	2	2	
2町以上	0	0	—	0	

以上三点を重点施策として次の計画を行なう。

- (1) 高能率桑園の造成
- (2) 桑園の集団化
- (3) 稚蚕共同飼育の推進
- (4) 蚕病の共同防除
- (5) 機械力の導入
- (6) 上簇の改良
- (7) 蚕業水利の確保
- (8) 養蚕農協の統合と育成
- (9) 後継者の育成

(五) 畜産の振興

町の地理的、経済的その他の諸条件から富士見山麓地帯（曙・大須成地区）は酪農、その他の地区は養豚・養鶏を中心として、その振興をはかるとともに、とくに生産過程の合理化を図り、経費と労力の節減に努めるため、次の計画を行なう。

- 1、優良家畜の導入
 - (1) 優良家畜の計画的導入
 - (2) 飼育技術の向上をはかるための技術指導の推進
- 2、集団多頭飼育の推進
 - (1) 産地化を達成し、流通の合理化をはかる。
 - (2) 経費と労力を節減し、企業効果の増大をはかる。
 - (3) 協業（共同）化の推進と有機質肥料の確保
- 3、飼料基盤の整備 家畜飼育の根源である飼料の自給を目ざし、生産費の軽減をはかるため、次の方策を講ずる。
 - (1) 飼料専用畑、水田裏作による飼料確保と山林牧野の活用
 - (2) 麦、いも類、雑穀等の飼料化促進
 - (3) 畑地の間作利用と牧草地の造成

(4) 飼料の研究と共同購入

- (5) サイロの計画的設置の奨励
- 4、流通機構の整備と組合の育成、消費の伸長が予想される畜産物の販売体制を強化し酪農、養豚、養鶏の各組合の統合を促進し、その育成をはかる。
- 5、後継者の育成

(六) 園芸の振興

果樹、そ菜は全国的に大産地が出現し、本町のような小規模地域では、県内市場を中心として出荷する少量の特殊作物は別として、有利な経営は至難と思われ、それによる専業農家の育成や、産地形成は困難性が增大する。

- したがって本町の園芸は、集約度の高い花卉栽培を取り入れるものとする。しかし、花卉栽培は勇氣と投資と努力を要するため、技術、資金面の指導と援助を行なう。
- おもなる計画は、次の通りである。
- (1) 生産基盤の整備
 - (2) 人材確保対策
 - (3) 規模の拡大
 - (4) 集団化と品種の統一
 - (5) 集出荷体制の確立
 - (6) 水利の確保と防除施設の完備
 - (7) 生産技術の向上
 - (8) 農協経営種苗場の設置
 - (9) レンター農業の推進

(七) 水 稲

本町農業生産額の一八・二%を占める水稻については、基盤整備

表 2 畜産生産の目標 (中富町役場調べ)

区 分	基準年次 (A)				中間年次 (B)				目標年次 (C)				生産額 B/A	伸長率 C/A
	飼頭	育数	生産量	生産額	飼頭	育数	生産量	生産額	飼頭	育数	生産量	生産額		
	羽	数	t	千円	羽	数	t	千円	羽	数	t	千円	%	%
乳用牛	51	—	164.2	7,922	80	320	15,360	100	400	19,200	193	242		
肉用牛	12	—	—	1,120	20	8	2,800	30	12	4,200	250	375		
豚	251	—	—	15,069	600	57	17,955	1,000	95	29,925	119	198		
めん羊	4	—	—	—	0	—	—	0	—	—	—	—		
山羊	199	—	270.6	1,279	220	290	1,410	250	337	1,606	110	125		
にわとり	—	—	3,701	37,010	35,000	5,600	100,800	40,000	6,400	115,200	272	311		
ブロイラー	20,000	—	29.5	9,680	40,000	59	12,567	50,000	75	15,975	129	165		

表 3 養蚕生産の目標 (中富町役場調べ)

区 分	基準年次			中間年次			目標年次		
	掃立箱数	生産量	生産額	掃立箱数	生産量	生産額	掃立箱数	生産量	生産額
		t	千円		t	千円		t	千円
まゆ	5,521	179.4	205,645	5,690	188	215,504	5,800	195.0	223,528
				(1.03)	(1.04)	(1.05)	(1.05)	(1.09)	(1.09)

と機械化等の導入によって省力栽培と品質(うまい米)改善を指導する。

(八) 水産と茶業の振興

健康増進と動植物性たんぱく質の補給および観光(レジャー)を兼ねて遊休水面の活用をはかり、奥地等に堰堤を築き、生鮮淡水魚を養殖し収益をはかる。

また、本町は地形的に山間地帯が多く地質、気象等の条件から、茶の栽培に適し、地域によっては自家消費として、古来から栽培されてきたので、これが換金作物としての振興をはかる。このため適地調査を実施するとともに、適地の主産地形成をはかり、栽培技術の指導および加工場を設置する。

(九) 土地基盤の整備

農業の近代化は、土地基盤の整備にまつものが大であって、これが対策のため次の事項を積極的に推進する。

- 1、農道、索道の整備
- 2、農地の集団化をはかるため、農業委員会等を中心としてその所の管の機関を設置する。
- 3、用水の確保と改良
- 4、その他の土地改良事業の推進

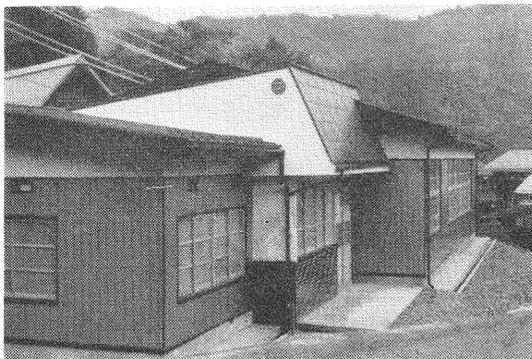
(三) 農協合併の促進

農協が真に農民のための農協、さらに農業近代化のためのセンタ

第四章 町民所得と産業経済の課題

地域住民の栄養改善、健康増進、産業振興、教養娯楽のための集会および研修等総合センターとしての生活向上をはかる目的で設立するもので、農家生活の近代化と農業経営改善のための地区センターとして活用する。

生活改善センターは総合計画初年次である昭和四五年年度山村振興法（昭四〇・五・二〇公布）の適用事業として、曙地区の中山に、



生活改善センター（中山区）

(四) 生活改善センターの設置

1ととなり、時に農家のための処方箋を書く立場になるためには、その規模を拡大し、その機能を最大限に発揮させなければならない。このための農協の規模と内容充実について強く推進する。

おもな施策は次の通りである。

- 1、農協合併に対する行政的指導
- 2、農協運営の健全化と事業振興のための協力援助

表 4 農業経営面積の目標（中富町役場調べ）

区 分	基準年次		中間年次		目標年次	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
耕 地	水田	162 ha, 27.7%	153 ha, 27.1%	145 ha, 26.8%		
	普通畑	260, 44.4%	227, 40.3%	210, 38.7%		
	樹桑畑	119, 20.3%	140, 24.8%	145, 26.7%		
	園果樹園	16, 2.7%	15, 2.7%	13, 2.4%		
	地その他	0.4, 0.1%	0.7, 0.1%	1, 0.2%		
	牧草地	2, 0.3%	2, 0.4%	2, 0.4%		
計	559.4, 95.5%	537.7, 95.4%	516, 95.2%			
草地	26, 4.5%	26, 4.6%	26, 4.8%			
農地合計	585.4, 100.0%	563.7, 100.0%	542, 100.0%			

木造平屋建一棟（二七〇・六㎡）を総工費六、五六三千元で四五年一二月完成し、地域住民に活用されている。

表 5 専業兼業別農家戸数の目標

区 分	基準年次		中間年次		目標年次	
	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比
総 農 家 数	1,387	%	1,244	%	1,151	%
専 業 農 家	224	16.2	178	14.3	147	12.8
兼 業 農 家	1,163	83.8	1,066	85.7	1,004	87.2
一 種	287	20.6	221	17.8	172	15.0
二 種	876	63.2	845	67.9	832	72.2

表 6 作物別生産目標（基準年次は昭和42年調査による）

区 分	基準年次		中間年次		目標年次	
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量
	ha	t	ha	t	ha	t
米 類	164.0	703	153.0	645	145.0	600
麦 類	165.0	394	120.0	264	90.0	180
雑 穀 類	21.5	24	15.0	15	13.0	13
豆 類 { 大 豆 }	144.0	225	100.0	120	70.0	84
	39.2		35.0	28	35.0	28
い も 類	39.0	583	35.0	500	35.0	500
野 菜 類 (1)	21.5	182	20.0	169	20.2	169
	67.0	1,060	65.0	975	65.0	975
ぶ ど う	19.4	198	12.0	150	11.8	150
桃	5.5	520	4.5	67	4.0	60
柿	4.5	62	4.5	60	4.5	60
梅	5.1	31	5.1	40	5.1	40
す も も	3.3	34	3.3	35	3.3	35
工 芸 作 物 (ナタネ・ゴマ・コンニャク)	3.7	9	3.7	9	3.7	9
茶	0.5	1	7.5	10	10.0	40
切 花	0	0	1.0	40万本	3.0	120万本
採 種 (花 卉)	0	0	2.0	1	3.0	15
ニ ン ニ ク	0	0	3.0	15	10.0	50
レ タ ス	0	0	1.0	15	5.0	75

(四) 林業計画

本町の林地は急峻なところが多く、かつ常習的地すべり地帯もあって、災害時にはきわめて不安定な要素を含んでいる。また、広葉樹林が多く、林野の所有規模も零細なうえに、基盤整備も不十分のため、後進性を余儀なくされているのが現状である。

しかし、総面積の六〇・四％を占める林野利用の高率化を期することは、第一次産業従事者の所得向上とあわせて町土保全と観光開発を助長させ、町経済の成長にもつながるものである。

経済の発展に伴ない、木材の需要は利用と構造の変化を見せながらも、今後とも消費は伸長しすでに外材に大きくたよっている現状におかれているので、経営合理化を促進し、林業所得の増大につとめなくてはならない。

おもな施策は、次の通りである。

- 1、生産基盤の整備
 - (1) 人工造林の拡大
 - (2) 林道・索道の整備
 - 2、生産構造の近代化
 - (1) 機械の導入と協業化および公社造林の導入
 - (2) 薪炭材の活用(きのご栽培、チップ等に活用する)
 - (3) 特殊林産物の振興(きのごを中心とし、たけのこ、栗等の産地化をはかる)
 - 3、里山開発事業の推進
 - (4) 造林苗木の町内確保
 - (5) 森林組合の統合と育成
- で、放置状態が多いので、里山開発事業を取り入れ、広葉樹の伐

表 7 本町森林資源の目標

区分	面積				蓄積	
	総数	人口林	天然林	その他	針葉樹	広葉樹
	ha	ha	ha		m ³	m ³
基準年次	1,913	466	1,294		34,093	27,779
中間年次	2,143	866	894		34,199	14,807
目標年次	2,298	1,242	518		43,118	13,327

表 8 本町林産物生産目標

区分	単位	基準年次 (A)	中間年次 (B)	目標年次 (C)	伸長率%	
					B/A	C/A
素材	m ³	1,000	1,200	1,800	120	180
木炭	K	27,000	23,000	20,000	85.2	74.1
まき	束	30,000	25,000	20,000	83.3	66.1
乾しいたけ	K	220	350	500	159.1	227.3
生しいたけ	K	3,000	7,000	13,000	233.3	433.3
竹材	束	2,700	2,000	1,200	74.1	44.4
粗生産額		20,554	28,526	48,570	138.8	236.3

採による資源の合理的事業と跡地の人工林化をはかる。林業計画の目標は表6、7に示す通りである。

(五) 工業計画

本町今後の発展は農林業と調和のとれた工業の推進にまつものが多い。工業部門では西島の和紙製造を基幹として、製材工場、酒造、メリヤス製造、印鑑製造等があったが、その後誘致工場をはじ

め、いくつかの工場が操業を開始しているが、いずれも規模としては小さい。

工業生産額としては、昭和四十二年工業統計調査によると、三億二、九八〇万円で、このうち五八・六％（一億九、三二四万円）が和紙で占められている。本町地域の実態から、第一次産業および第三次産業の伸長は今後多くの期待が望めない。したがって第二次産業とくに工業にまたねばならない現状である。

このためには、既存産業である西島和紙等の発展と工場誘致による新規工業の導入によって、第一次産業就業者と工業部門に転換し、これによって町民所得を向上させ、後進地域から脱皮しようとするもので、次のような諸施策を講ずる。

1、西島和紙工業の発展策 西島和紙工業の現状は、事業所が二七で、このうち機械すき工場が四事業所である。従業者数別内訳は、四人以下二事業所、五～九人が二〇事業所、一〇人以上が五族従業者である。女子労働者は全体の五六・三％を占め、常用労働者の平均年齢は五〇歳とされている。また従業員一人当りの製品出荷額は九二五千元（四二年調べ）で高いとはいえない。

したがって、この現状からさらに和紙工業を進展させるためには労働力の確保、設備の近代化等によって和紙生産額を高めなければならない。このため、次の計画を行なうものとする。

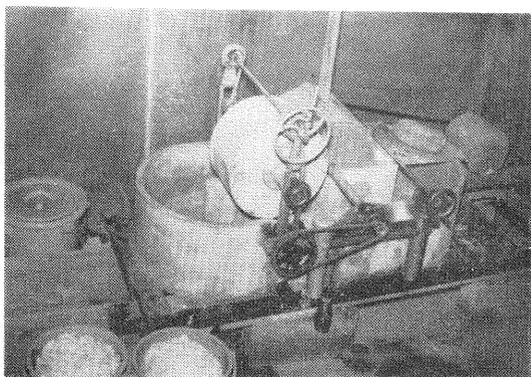
- (1) 数グループでの協業化を基調とし、施設と設備の近代化をはかり、増産と生産費の節減および品質の向上につとめる。
- (2) 労働力確保のため、従業員の労務管理の万全を期する。

(3) 原料調整工場は一か所として、原料調整工程の一元化をはかる。

(4) 機械すき和紙については、手すき和紙と共存するなかで、生産と品質の向上をはかり労務管理の万全を期し、あわせて販売体制の確立をはかる。

(5) 西島和紙試験室を拡充し技術の革新、品質の向上のための研究機関とする。この施設拡充のため、県の指導助言を受ける。

(6) 後継者対策としては、前述のように企業の体質改善とあわせ後



西島和紙試験室

継者育成の積極的対策や地場産業と教育との関連を深める。

なお、昭和四五年度的の手すき和紙労組の運動方針の「ローガンは、賃金審議会の設置、従業員（職工）の協業独立への指導要請などが掲げられているが、改善策の内容として検討する必要がある」と考えられるのである。

2、工場誘致計画 誘致工場の第一号として富東電子が昭和四二年に操業を開始して以来、杉山铸造、吉河電気が誘致されたほか、他の工場も次々と生まれ、出かせぎ者および農業従事者の転業のほか、婦女子の就労者が多くなり、所得の向上に大きな役割りを果している。

今後においても新規工場の誘致を推進し、兼業農家等の転換による労働力および潜在失業者等の吸収をはかるとともに、勤労者住宅（町営）の建設とあわせ、町内人口の流出を防ぐとともに、他町村からの町内産業への就労の促進をはかって、本町内の人口増加をはかろうとするものである。

このため次の計画により、新規工場の誘致をはかろうとするものである。

- (1) 地場産業の発展を阻害しないことを基調とし、公害のない企業を誘致する。
- (2) 基準年次におけるの第二次産業従事者は二二・六％（八六三人）であるが、本計画の目標年次（昭和五二年）においては、四一・一％（一、五〇〇人）が製造部門に従事できるように工場誘致をはかるものとする。
- (3) 工場適地指定地域（付録パノラマ図参照）を拠点とし、西島地

区を除いて地区別に労働力確保をふまえて、分散的誘致をあわせ行なう。

- (4) 工場適地確保のため、工場用地造成の基盤整備を推進する。
- (5) 工場誘致とあわせ労働者確保のため、隣接町村等からの労働力吸収をはかるための労働者住宅を建設する。
- (6) 工場誘致に伴い労働者の福利厚生施設およびレクリエーション施設の設置をはかる。

(四) 商業計画

本町における商業の実態は、昭和四三年において卸売業一三、小売業一二二、飲食店九なっているが、規模としては零細なものが多く、販売額も少ない。同年の年間総販売額は卸売業二億八、四九八万円、小売業四億八、八九六万円、飲食業七、四四万円、一商店当り卸売業二、一九二万円、小売業四〇一、四九八万円、飲食業七、九四八万円。隣接の鯉沢町の小売業は、同年一商店当り販売額は八三二、二四万円、本町小売店の二倍以上になっており、本町等近隣からの購買力の吸収を図っていることがうかがえるのである。

本町商店の今後の発展は、産業開発等による町民所得の向上に伴う消費力の増加にまつものが多く、町民所得の向上および商工会が中心となつての商店経営の改善指導等にまつものが多い。

これがため、次の施策を講ずるものとする。

1、商店経営の近代化 店舗の改装は、国道改修とともにその姿は変わりつつあるが、内容的には町民全消費者の足を止める条件は具備しているとはいきえず、これが対策のため協業化の方向を

とり、百貨店方式等の近代的な経営方向の推進をはかる。

2、金融対策 町が預託する小口簡易融資の枠の拡大をはかるとともに、国民金融公庫等の制度資金の導入をはかる。

3、商店街施設改善計画 近代的な商店街形成のための店舗改装、看板の設置、国道五二号線の駐車禁止に伴う駐車場の建設をはかる。

4、金融機関等の誘致 金融機関等の誘致につとめ、近隣町村の生活圏の中心化をはかる。

(四) 観光計画

本町における観光資源は顕著なものはないが、今後の開発にまつものは多い。高速道路の発達、自家用車の激増によって、都市との時間的距離は急激に短縮されつつある現状のなかで、近い将来都会人のレジャーの場として、本町の観光資源の開発と、農林業の観光も含めて、観光産業の振興をはかることは、本町発展のために重要な役割を果すのである。

そのために、次の事業を行なう。

- (1) 県立南アルプス巨摩自然公園・富士見山の開発、本町の富士見山は、県立南アルプス巨摩自然公園区域にあって、県および関係市町村と関連をもちながら、観光施設の充実をはかる。とくに登山道の整備、環境施設休けい舎の設置に意を用いる。
- (2) 富士見山麓地帯の民宿村の設置、すでに開設されている平須、堂平地区ではじめているが、民宿村の内容充実と拡大をはかる。
- (3) 観光農園の設置 県指定文化財の不動明王が安置されている、

八日市場の大聖寺および他の観光施設とも関連をもたせながら、付近に観光農園の設置をはたらきかける。

また、レンター農業も計画化の段階へきている。

(4) 手打沢温泉への湯治客の誘致 ひなびた山の湯で知られている手打沢温泉の宣伝につとめ、湯治客の誘致を積極的に行なう。

(5) 本町観光ルートの開発 本町の観光開発は、緒についたばかりの現状であるが、地形・地質および史跡などバラエティーに富んだ地域であるため、これらの観光ルートの設定と開発に努める。

(6) 念力大黒社の宣伝 東京・横浜および静岡など県外に信者をもつ念力大黒社の宣伝に努め、信者および観光客の誘致をはかる。

第四節 長期総合計画の具体化

(一) 注目される過疎対策

本町における過疎化現象に対する施策については、すでに新聞、ラジオ、テレビ等のマス・コミを通して、広く紹介され、過疎対策に悩みをもっている全国の多くの市町村から、次々に打ち出されるアイデアに対して、深い関心をもたれ注目目的となっている。

また、長期総合計画による町づくりも、机上のプランに終らせないような、行政的施策が講じられつつあり、第四章第三節(二)で述べたように生活改善センターが曙地区に建設され活用されているが、産業経済関係では次に挙げるような施策も、町独自計画として、あ

るいは「過疎地域振興法」の適用による事業計画として、着々進められつつある。

(二) 後継者の育成

本町では、総説でも述べているように「中富町繁栄条例」を制定し、本町発展の基盤である道路網の整備と産業の振興と相まって、生活の安定を期し、以って定住人口の増加を図り、若い労働力を定着させ、地域開発と地場産業を育成し、明るい豊かな町づくりを進めるための奨励金交付などの施策を進めてきたのであるが、この条例に基づく規程第一号として次のような「中富町後継者育成奨励金交付規程」を定め、昭和四五年四月一日から適用している。

中富町規程第一号

中富町後継者育成奨励金交付規程

(目的)

第一条 最近若い労働力の流出が多く、町づくりに支障が生ずるため、この際若い労働力を定着させ、地場産業を育成し、町民所得の増大を図り町の繁栄と明るい豊かな郷土を築くため、この規定を設けるものとする。

(奨励金の対象)

第二条 奨励金は次に該当するものに支給する。

- 1 農業を理解し、進んで家にとどまり地域の発展に協力する者
- 2 農業に希望を持ち、山梨県立農業大学校に進学した者

で、将来本町の指導者となる者

3 地場産業の振興と誘致した工場に積極的に就職した者

(補助額)

第三条 補助金の額は次の通りとする

- 第二条第一項に該当する者一人につき 二〇、〇〇〇円
- 第二条第二項に該当する者一人につき 一五、〇〇〇円
- 第二条第三項に該当する者一人につき 二〇、〇〇〇円

(補助金交付の申請)

第四条 補助金の交付を受けようとするものは在籍学校長または就職先の事業主が町長に申請しなければならない

(補助金の交付)

第五条 町長は前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、すみやかに適否を決定し、本人に交付するもの



繁栄条例第1号
保育所入所費全額町費負担

とする
附 則

この規定は昭和四五年四月一日から適用する

以内に中富町に帰り、町内企業に定着した、いわゆるUターン組は一六名である。

(三) 産業振興施策

以上の規定によって昭和四五年奨励金を受けた者は、新規学卒者(二万円)一〇人、卒業して他市町村の企業に就職した者で、二年
過疎地域振興法の適用事業のうち、産業振興に関するものの初年次から、中間年次までの施策は、次表の通りである。

表 1 過疎地域振興事業(産業関係)

区 分	事業名(施 設)	事業内容	概算事業費(見 込)	年 度 別 区 分					備 考
				45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	
農林業その他 産業の振興	計	延長 1,000m	千円 (1,200)	千円 (1,200)	千円 28,660	千円 20,850	千円 26,450		
			千円 122,659	千円 37,710	千円 600	千円 600	千円 600		
	基盤整備 農業用水路整備	延長	2,777	377	600	600	600		
	農道整備	幅員長 2.0m 500m	2,350	350	500	500	500		
	農業用施設 園芸施設設置	(2カ所) 3カ所	2,000			1,000	1,000		

第四章 町民所得と産業経済の課題

	椎茸栽培施設設置補助	(10) 設置補助 15カ所	(9,000) 3,000				(4,500) 1,500	(4,500) 1,500	
	その他 西島和紙合理化奨励事業	原料調整工場共同設置補助	(2,000) 500				500		
	後継者育成奨励事業	後継者育成奨励金 1人 20,000円	1,600	400	300	300	300	300	
	茶産地育成事業	助 成	600		300	300			
	観光施設 登山道整備事業	富士見山登山道 幅員 2.0m (7,000) 延長 8,000m	2,300		300		1,000	1,000	
	休憩舎	富士見山 3棟	1,040	240	300		500		
	案内板兼広告塔	〃 2カ所	300	150			150		
	計		18,067	1,517	2,300	1,950	7,400	4,900	

